

\*0051889000\*

0051889-000

特202-927

創立三十周年記念誌

仙台高等工業学校・編

仙台高等工業学校

昭和14

AHN




昭和十四年三月

創立三十周年記念誌

仙臺高等工業學校







特 202  
927



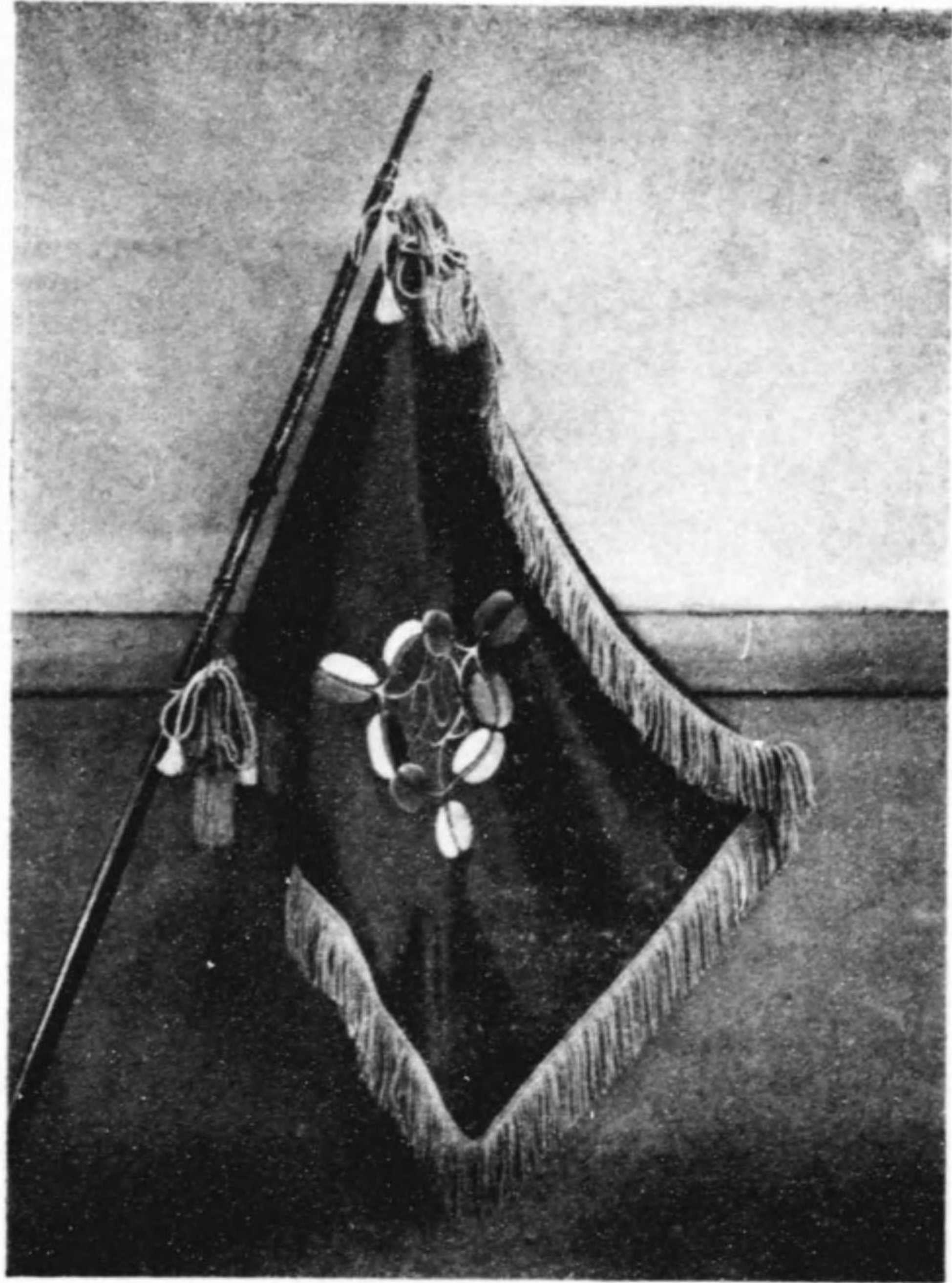
創立三十周年紀念誌



發行所寄贈本



旗 校

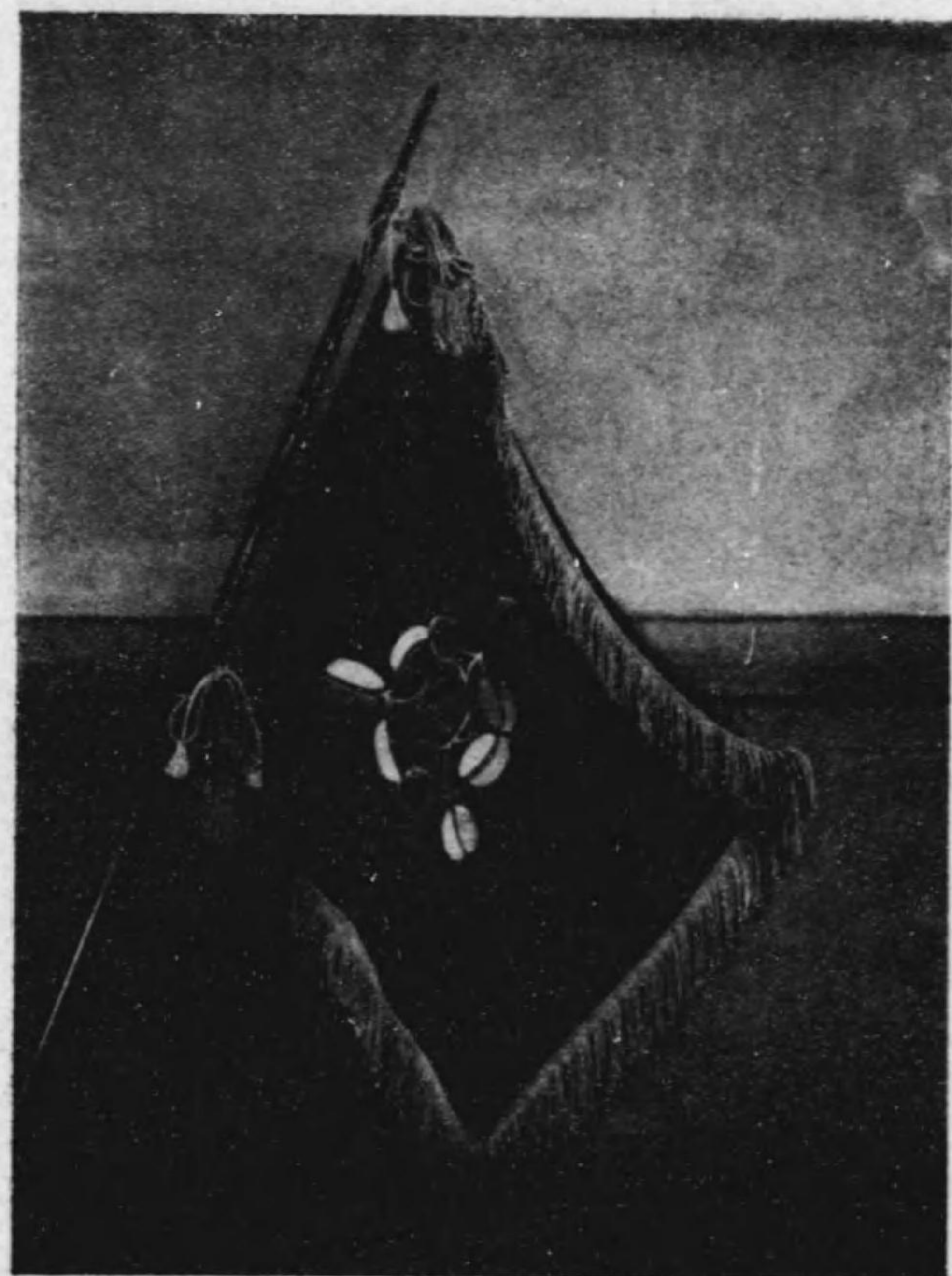


舎校全るた見りよ中空

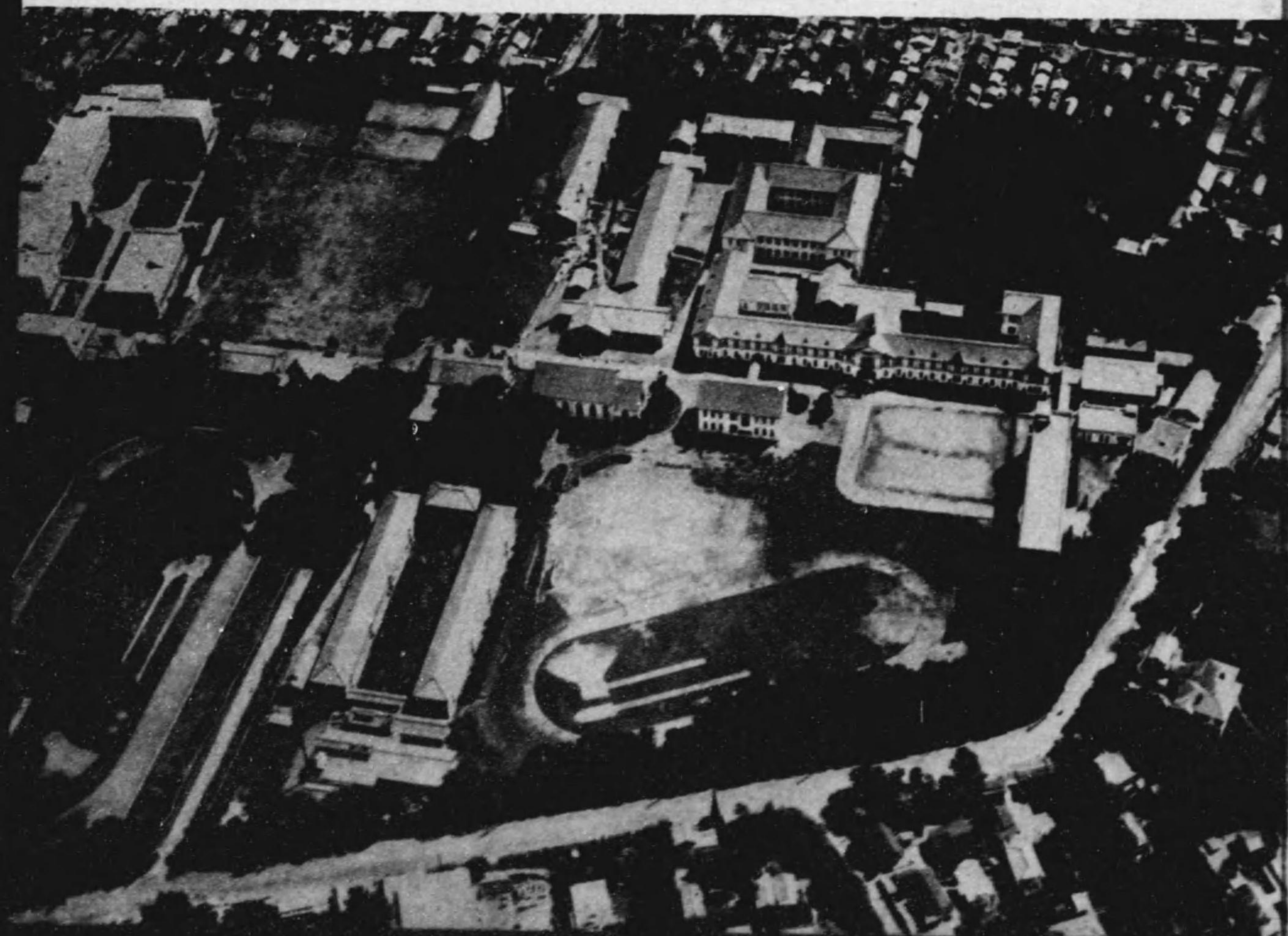




旗 校



舎校全るた見りよ中空





5



花櫻の門々校本





花櫻の門 ★校本



長總大帝北東元  
氏郎太政柳澤故



長校代初  
氏郎二謙川中故



長總大帝北東元  
氏敬時條北故



長校目代二  
氏元川中故





長總大帝北東元  
氏郎太政柳澤故



長校代初  
氏郎二謙川中故



長總大帝北東元  
氏敬時條北故



長校目代二  
氏元川中故





元東北帝大總長  
故小川正孝氏



元東北帝大總長  
故福原隼二郎氏



前校長  
名譽教授  
故新保德壽氏





長總大帝北東元  
氏孝正川小故



長總大帝北東元  
氏郎二錄原福故



長校前  
授教譽名  
氏壽德保新故





長 校 現 見 鶴

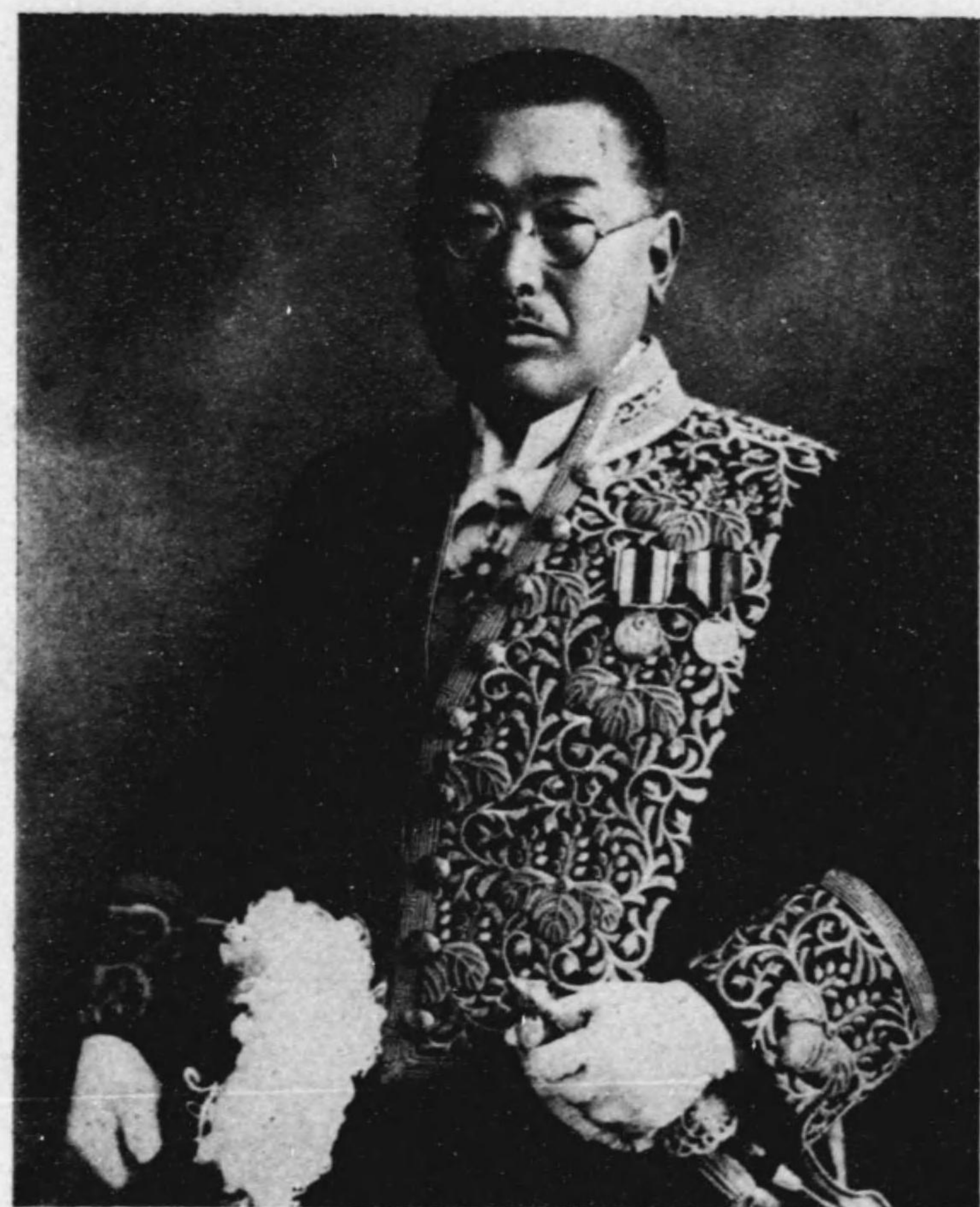


面 正 舍 校





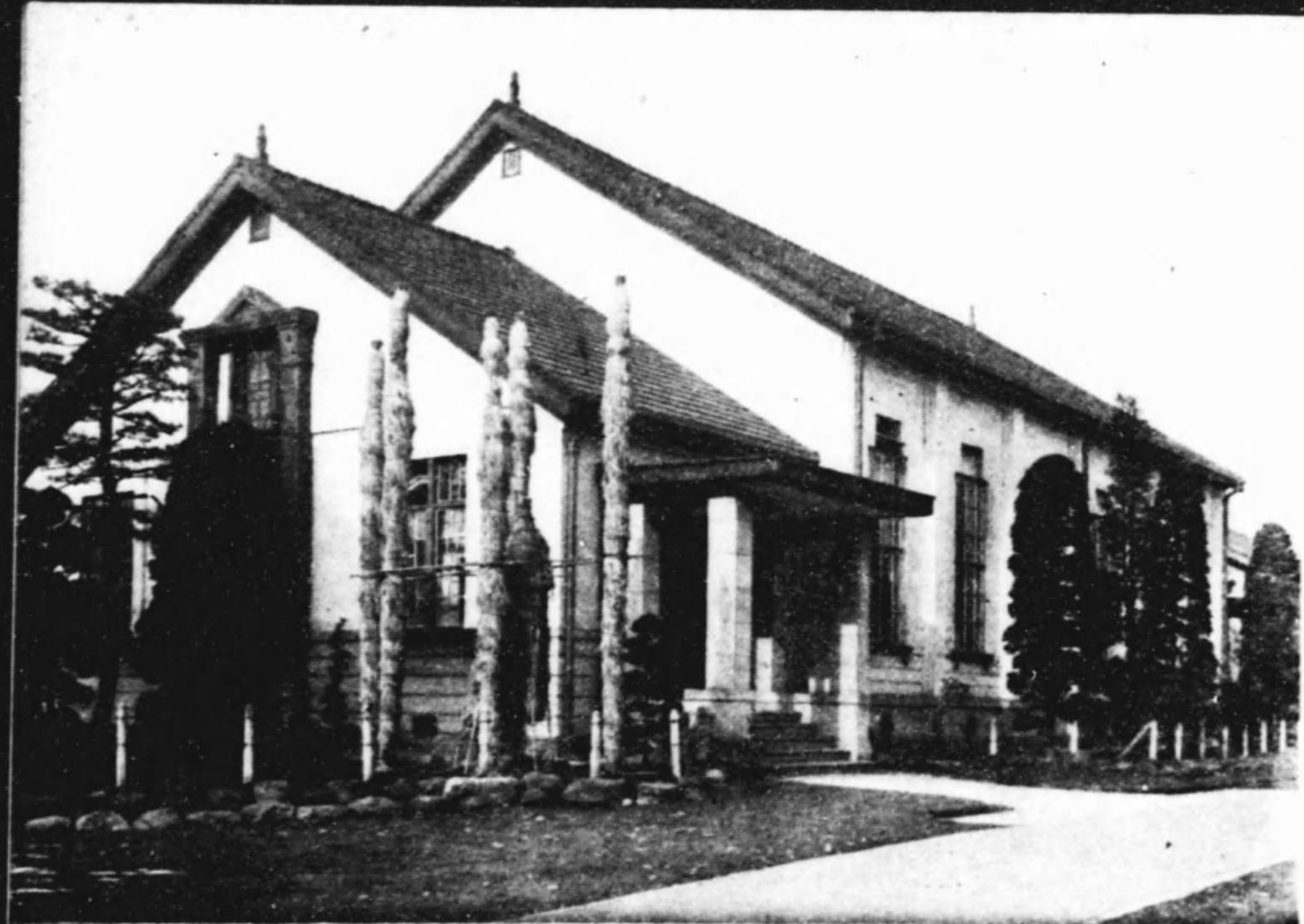
長 校 現 見 鶴



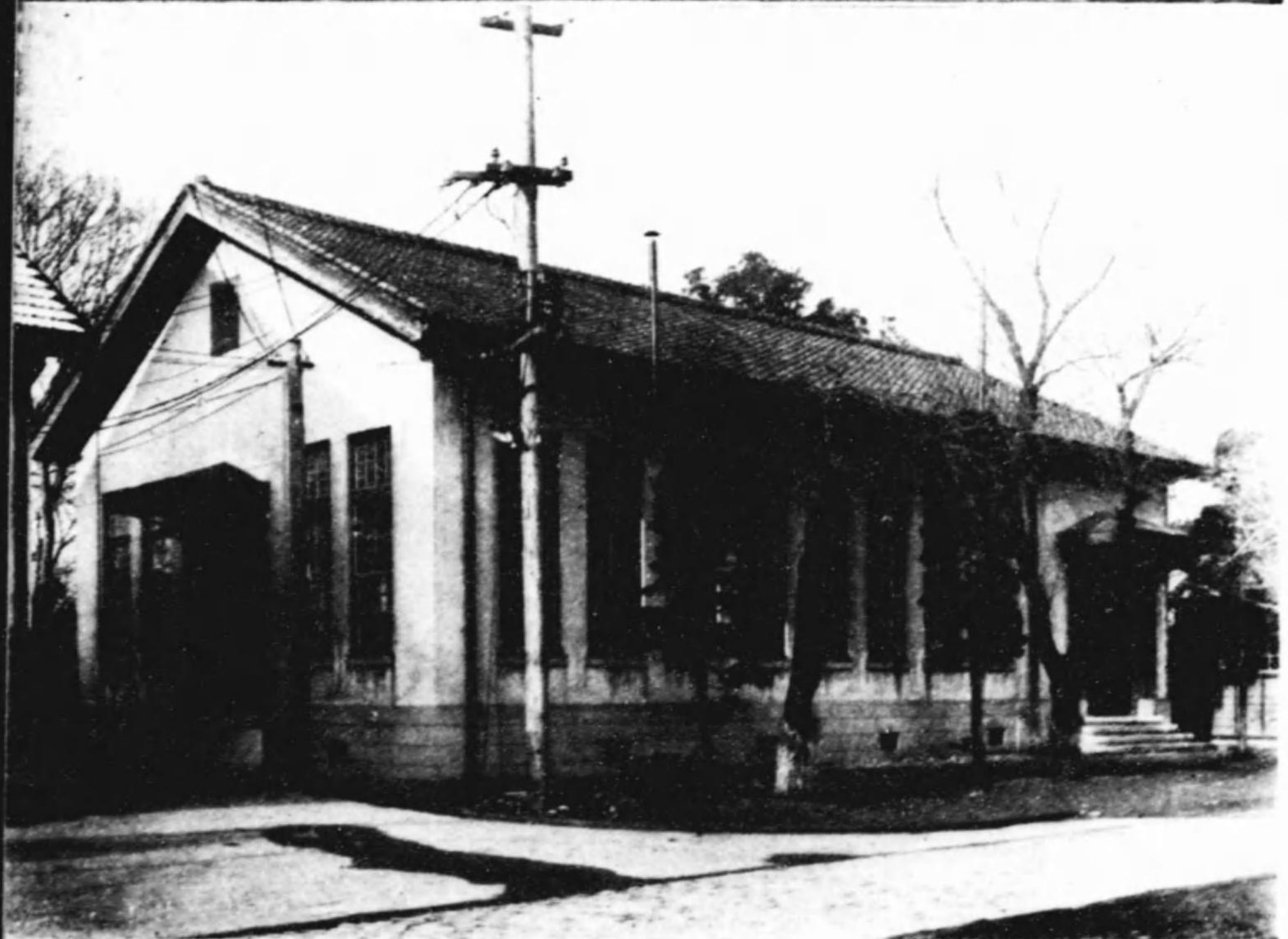
面 正 舍 校







講堂



圖書館

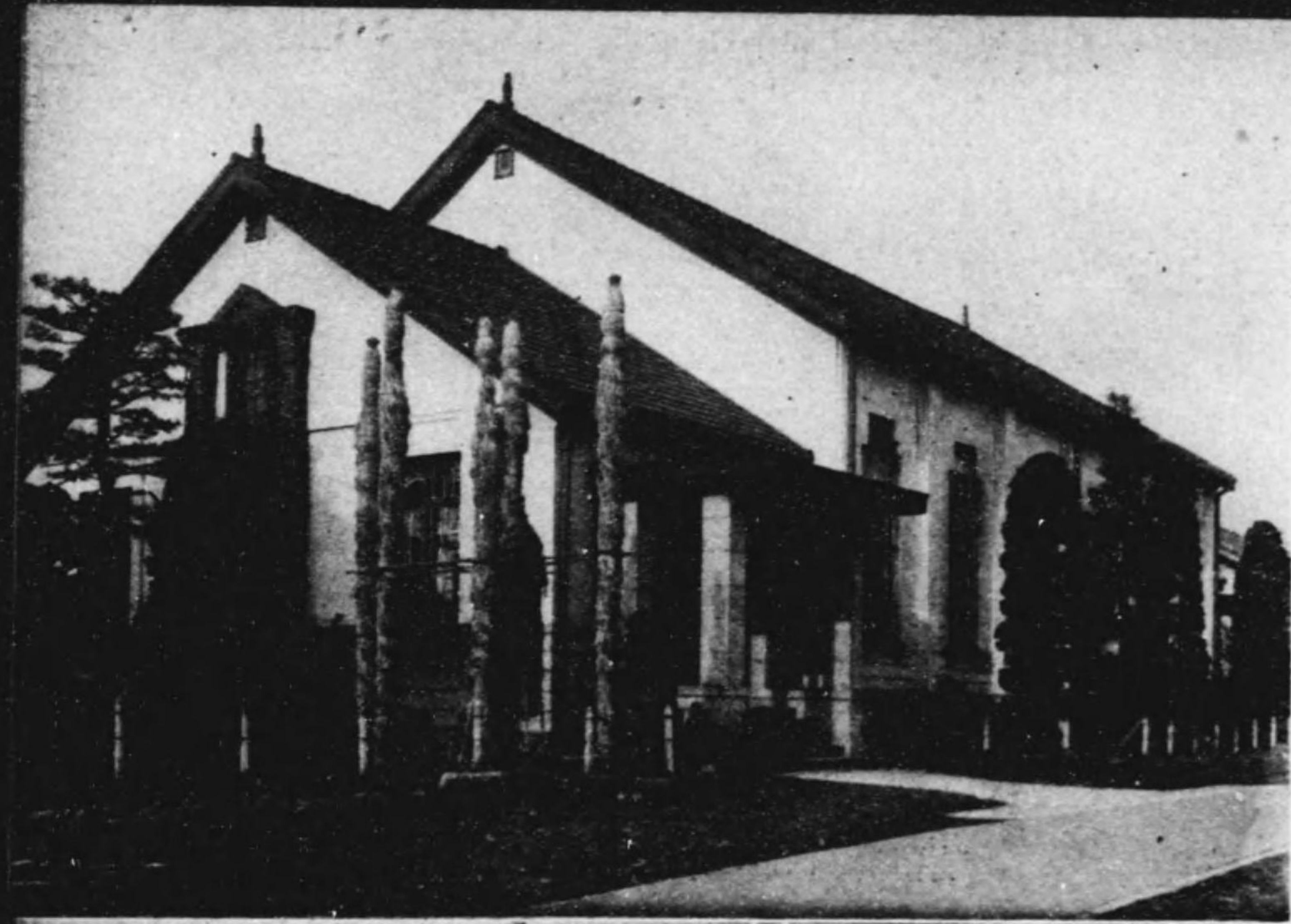
國旗掲揚塔



本校北門







講  
堂

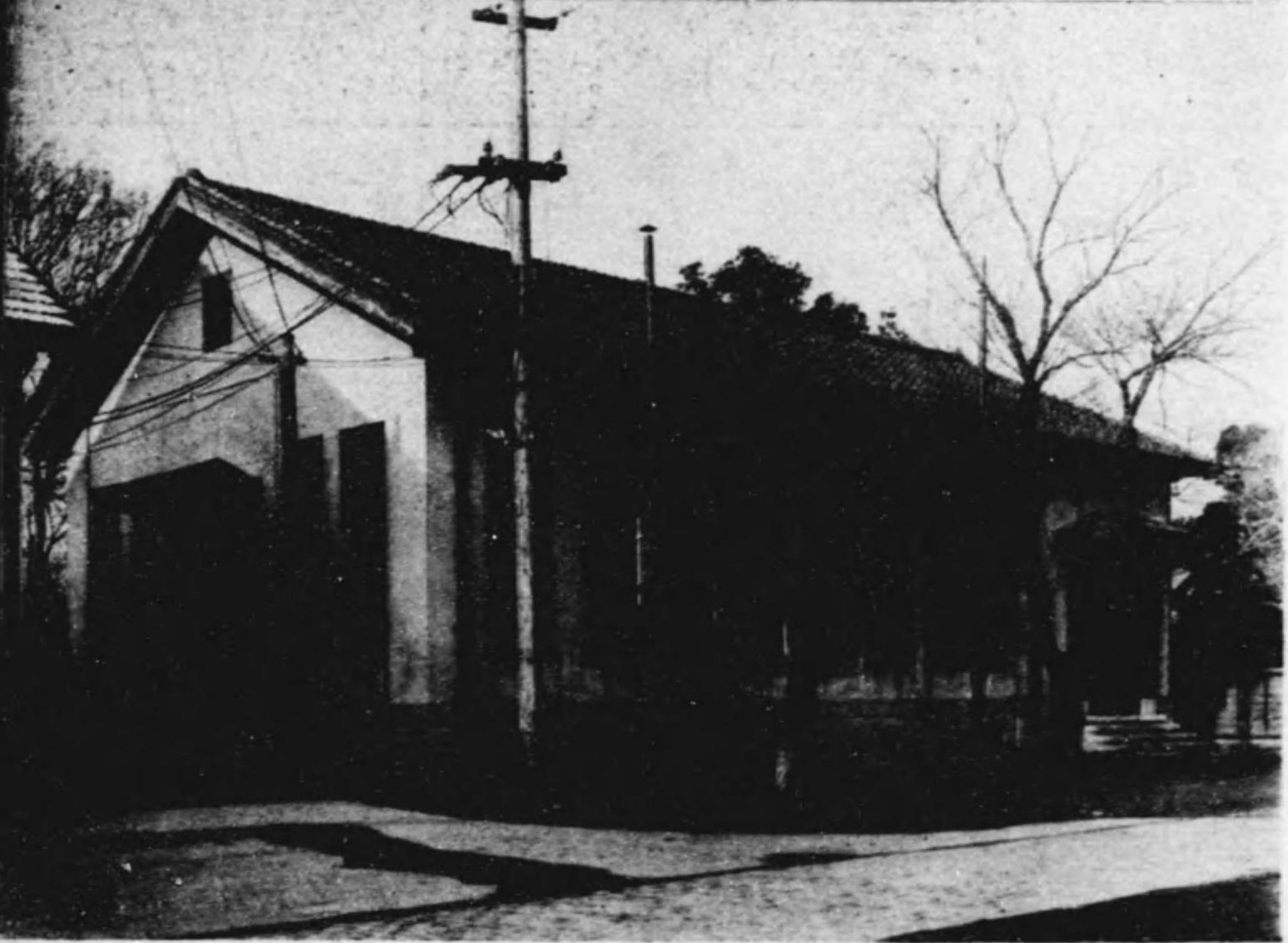


圖  
書  
館

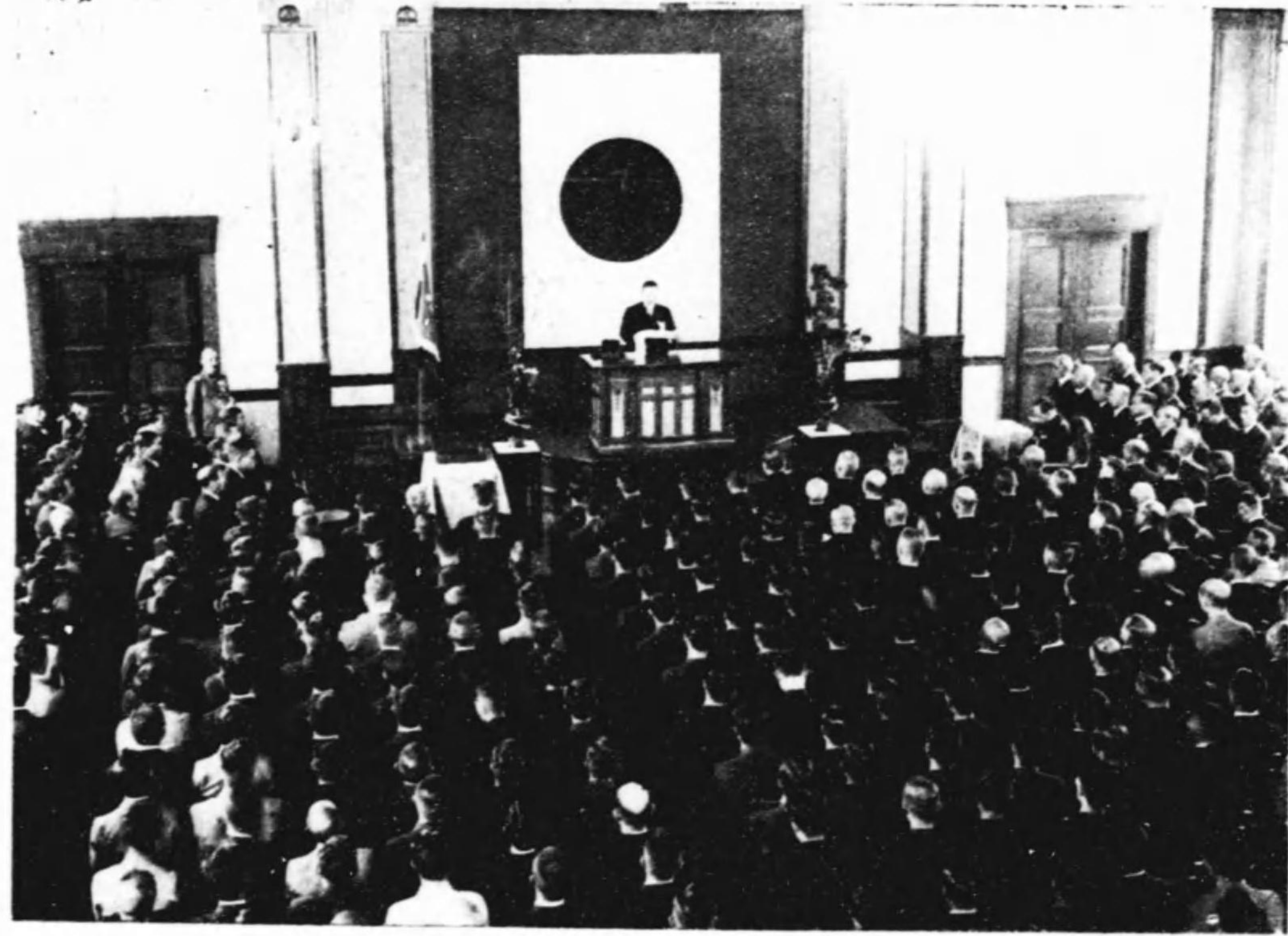
國  
旗  
揚  
場  
塔



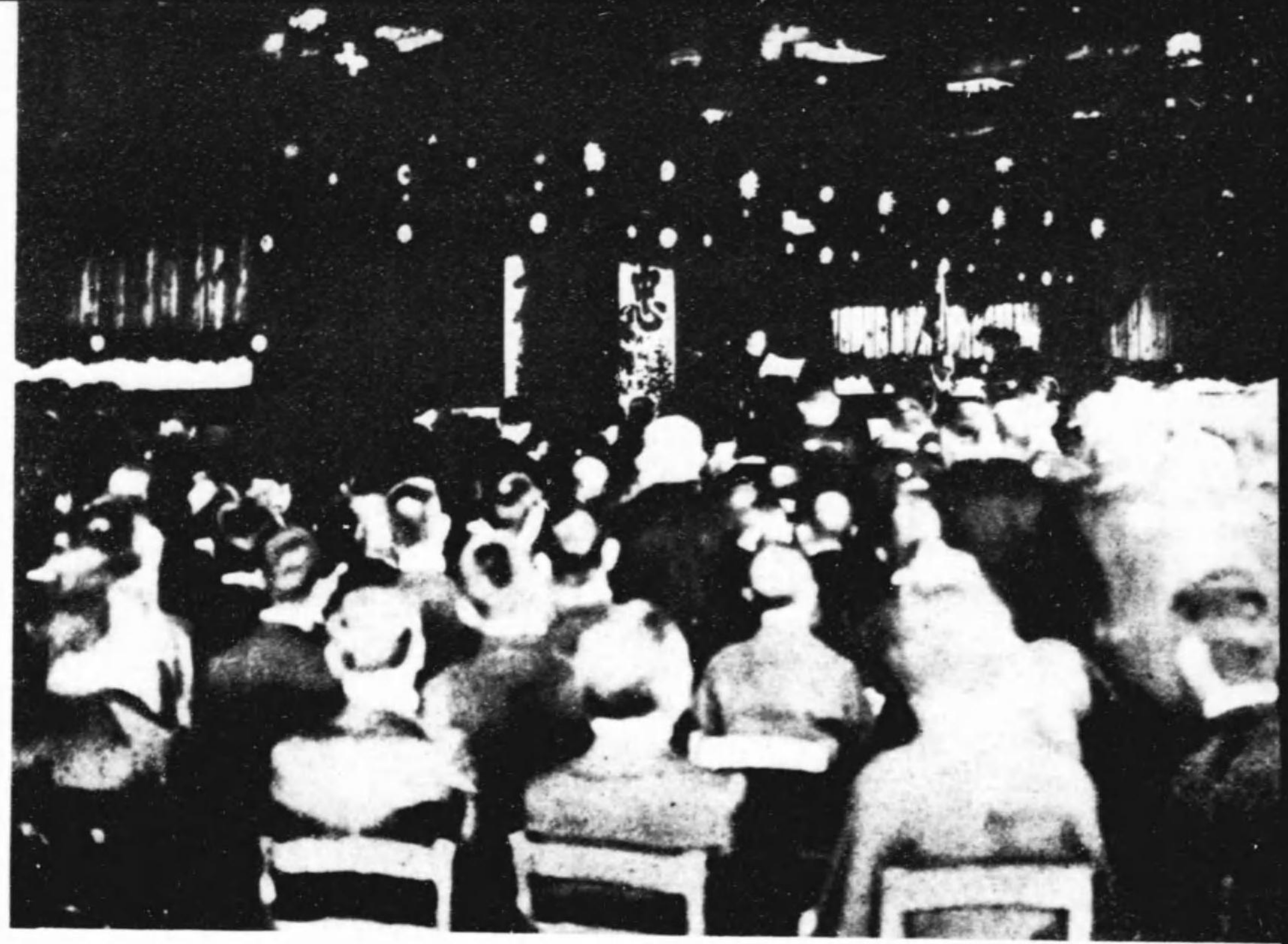
本  
校  
北  
門



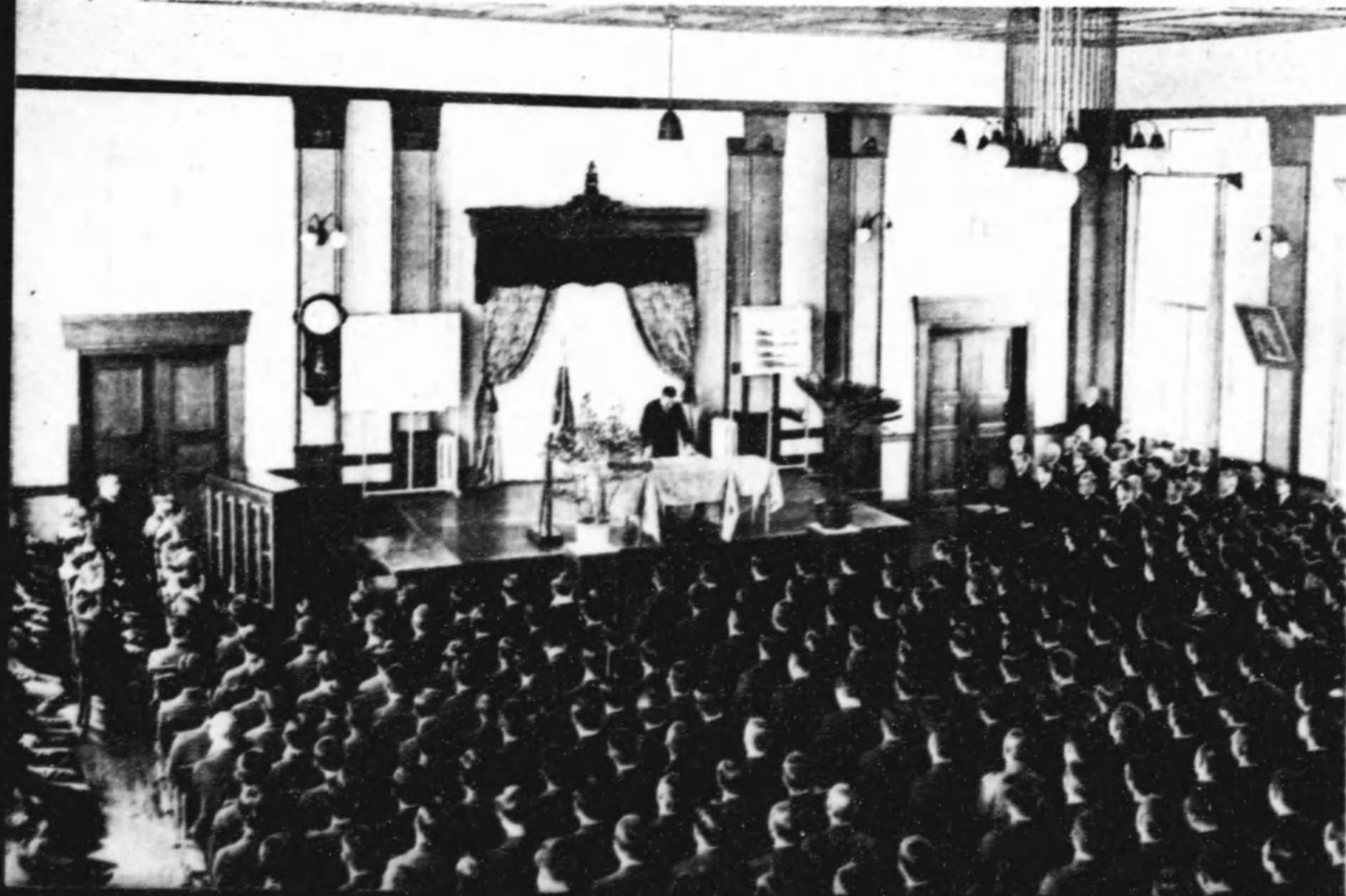
開校五十二年周年記念式



開校式（明治四十年）



創立三十周年記念式（昭和二十二年四月二十日）

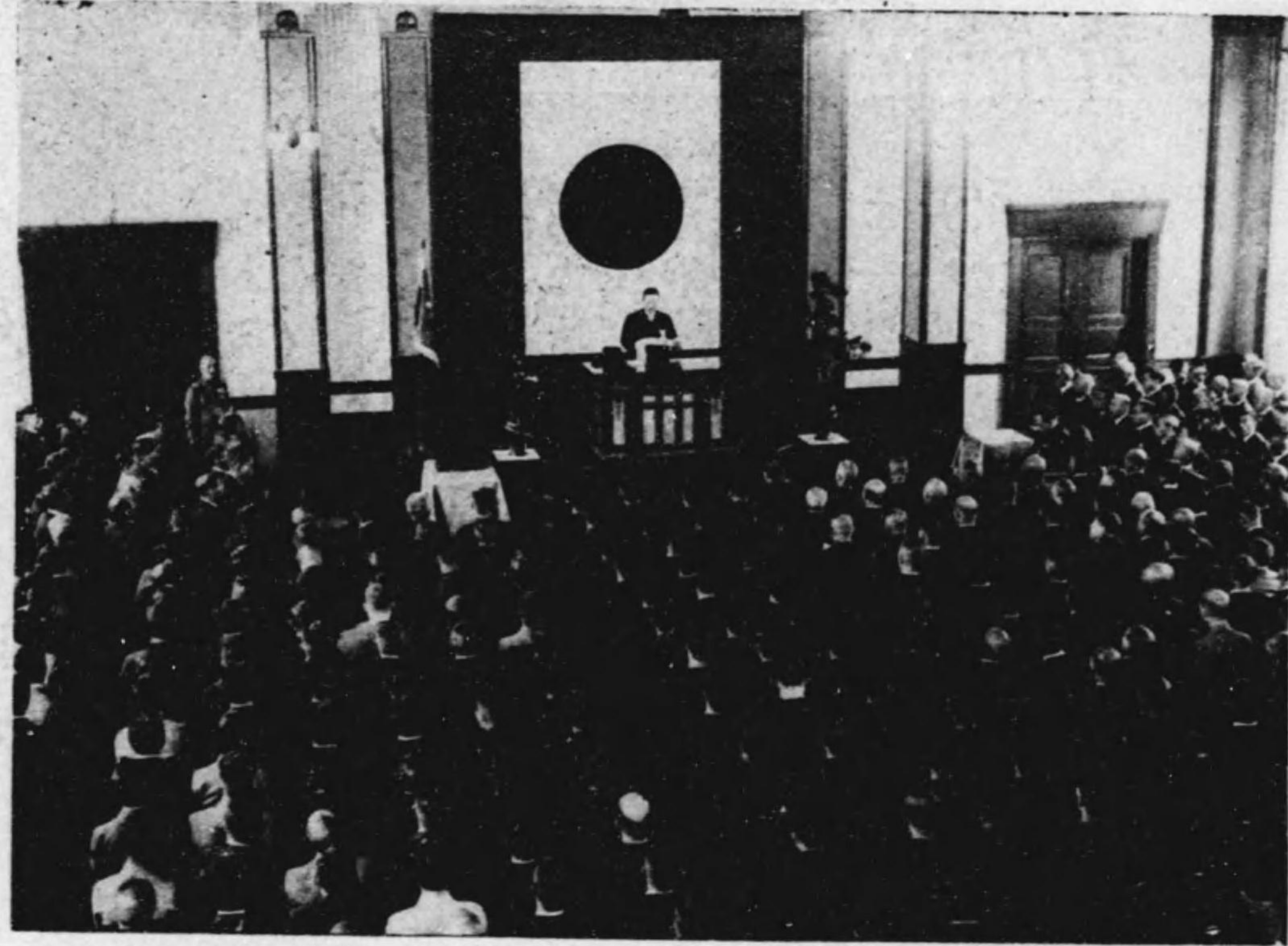


向山よ望む本校付近

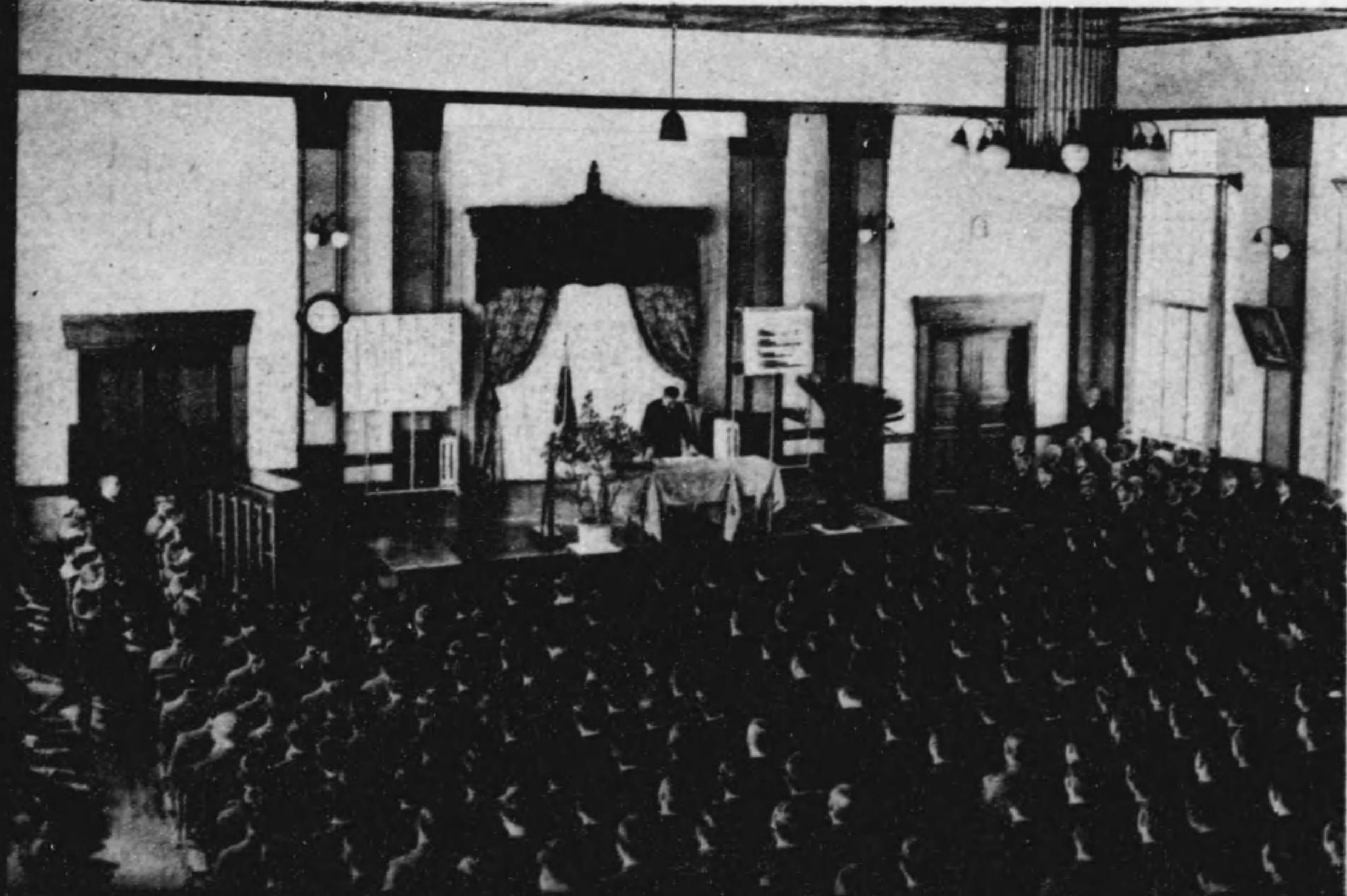




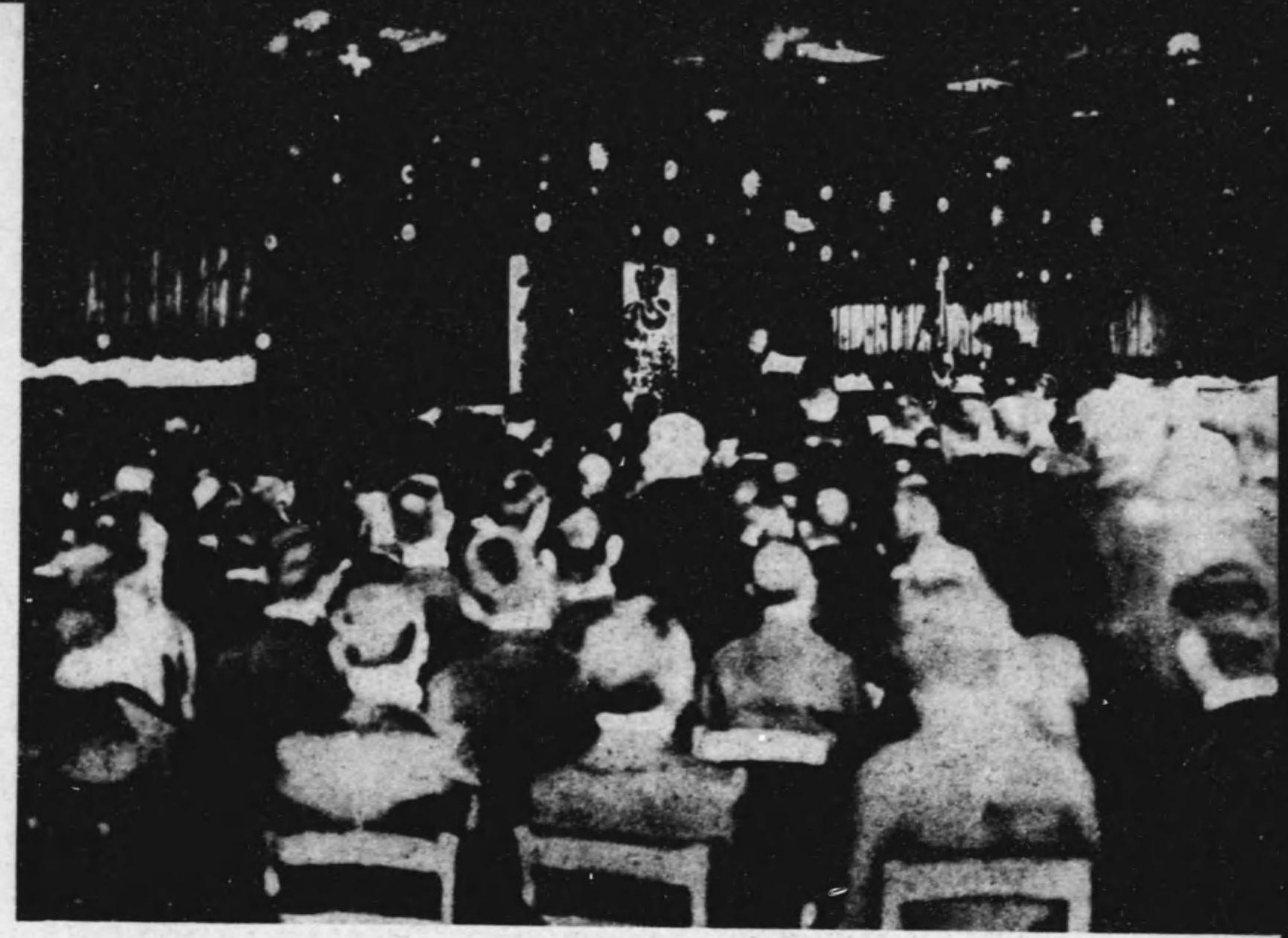
式念記年周五十二校開



(日十二月四年二十和昭)式念記年周十三立創



開校式 (明治四十年)

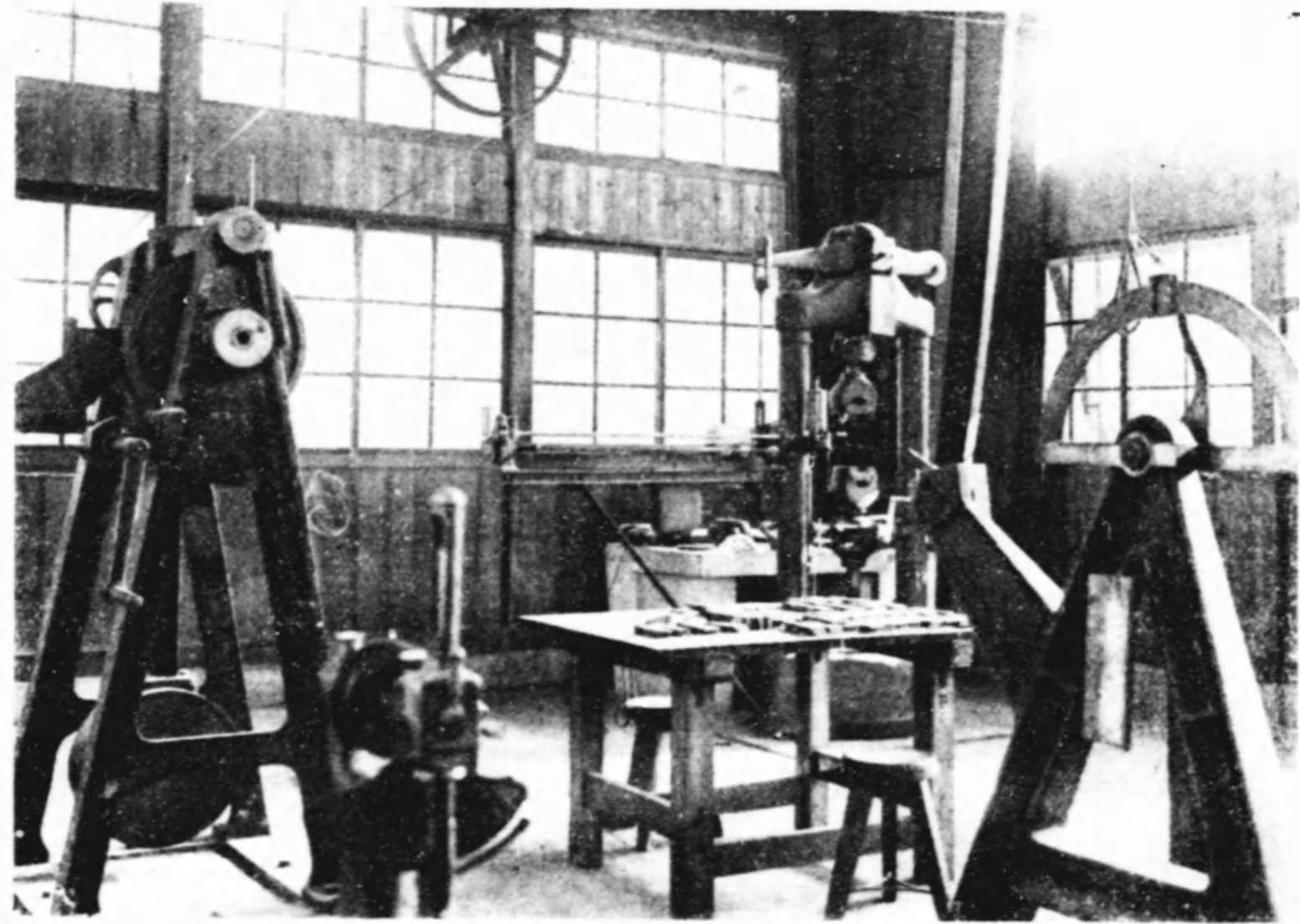


近附校本む望りよ山向

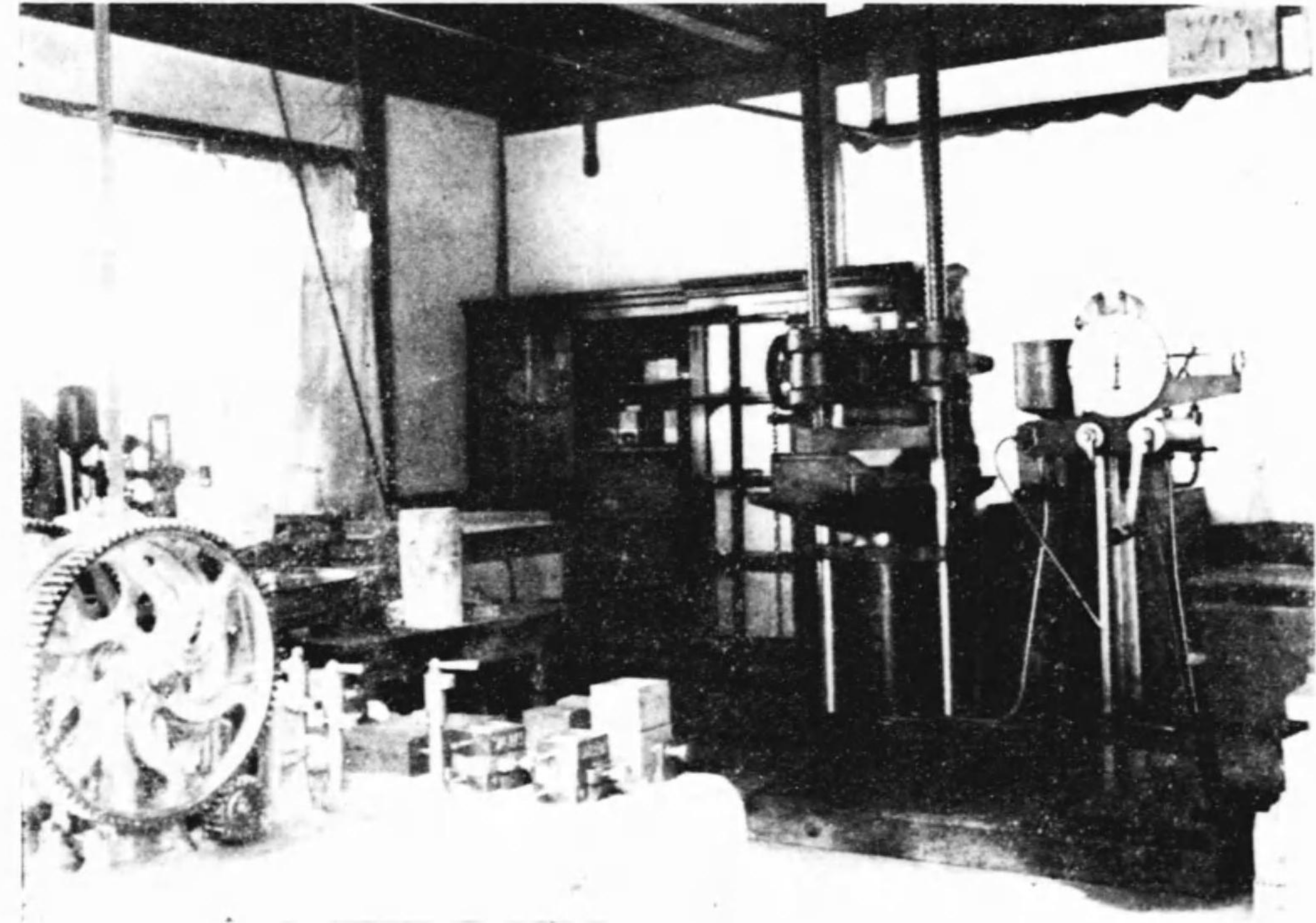




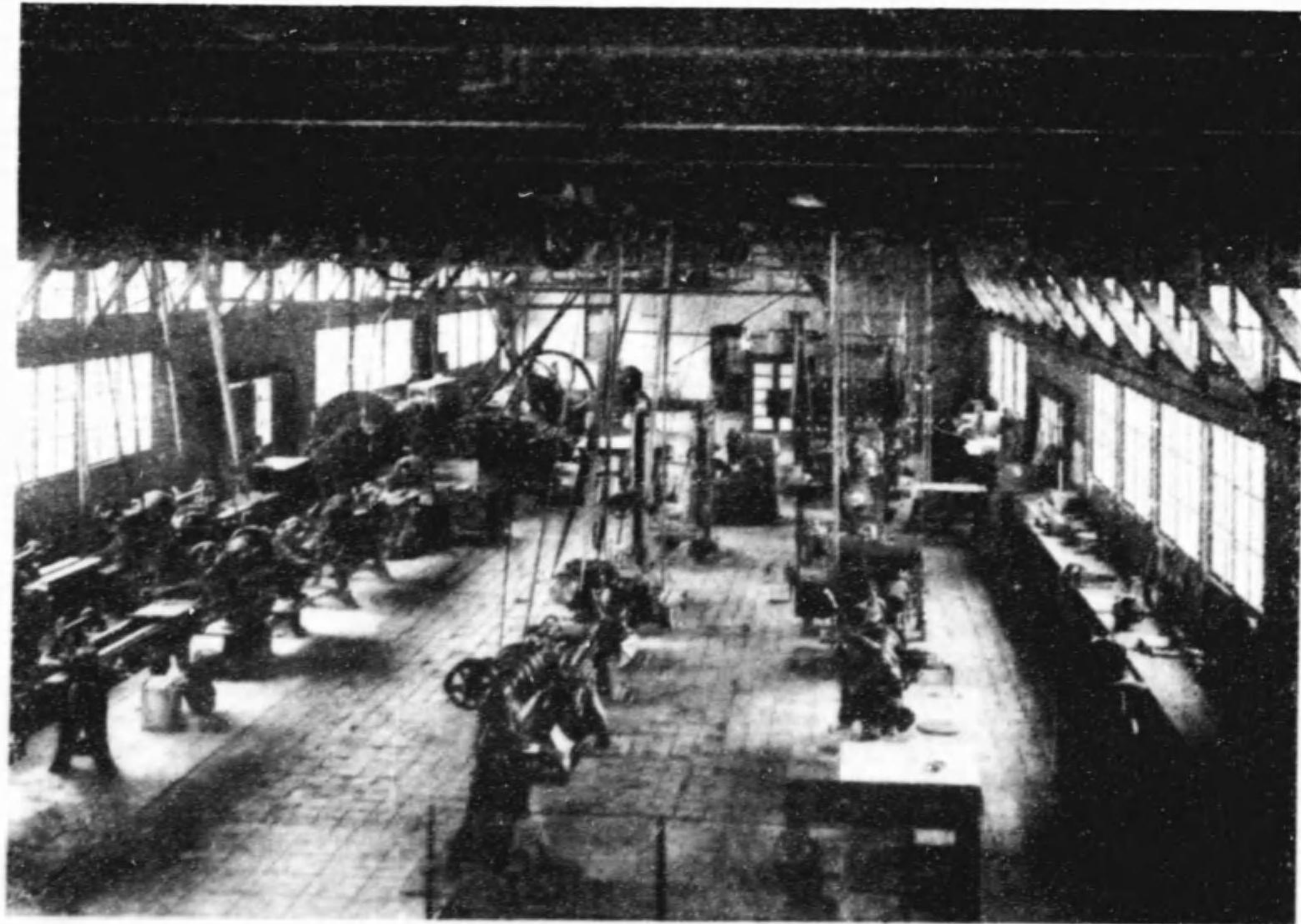
室驗實料材科學工械機



室驗實科學工木土



場工科學工械機

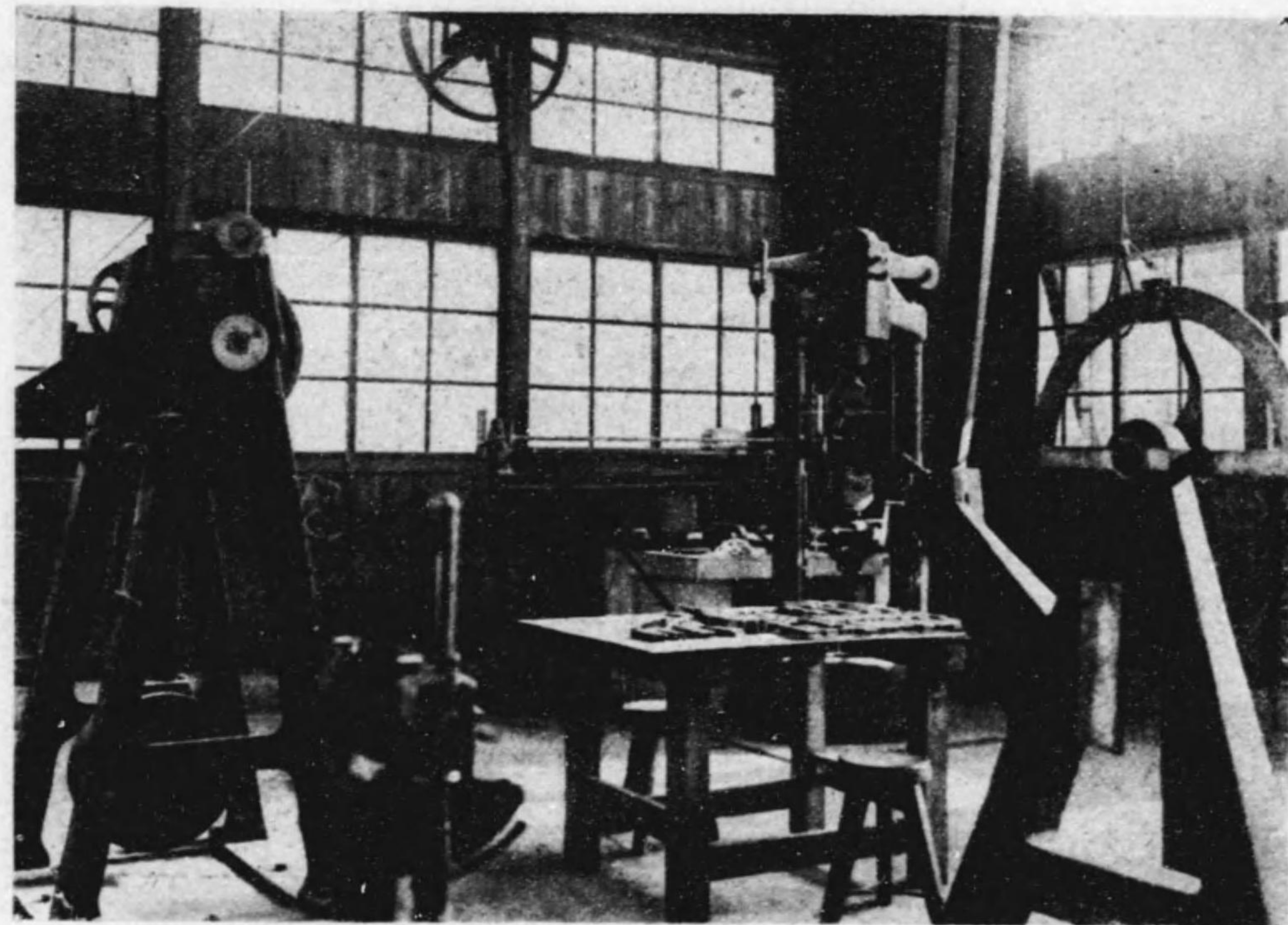


室木標科學工木土

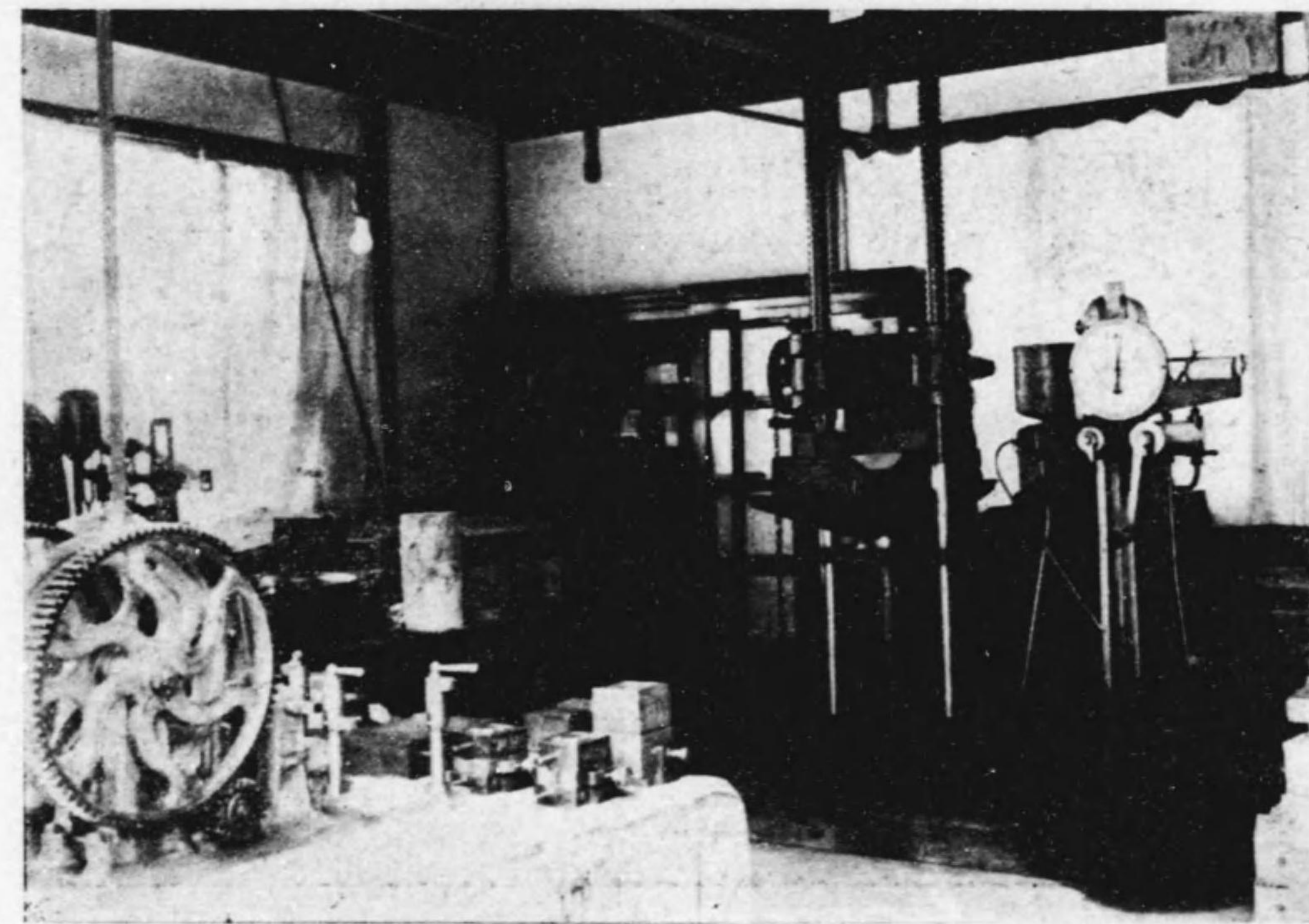




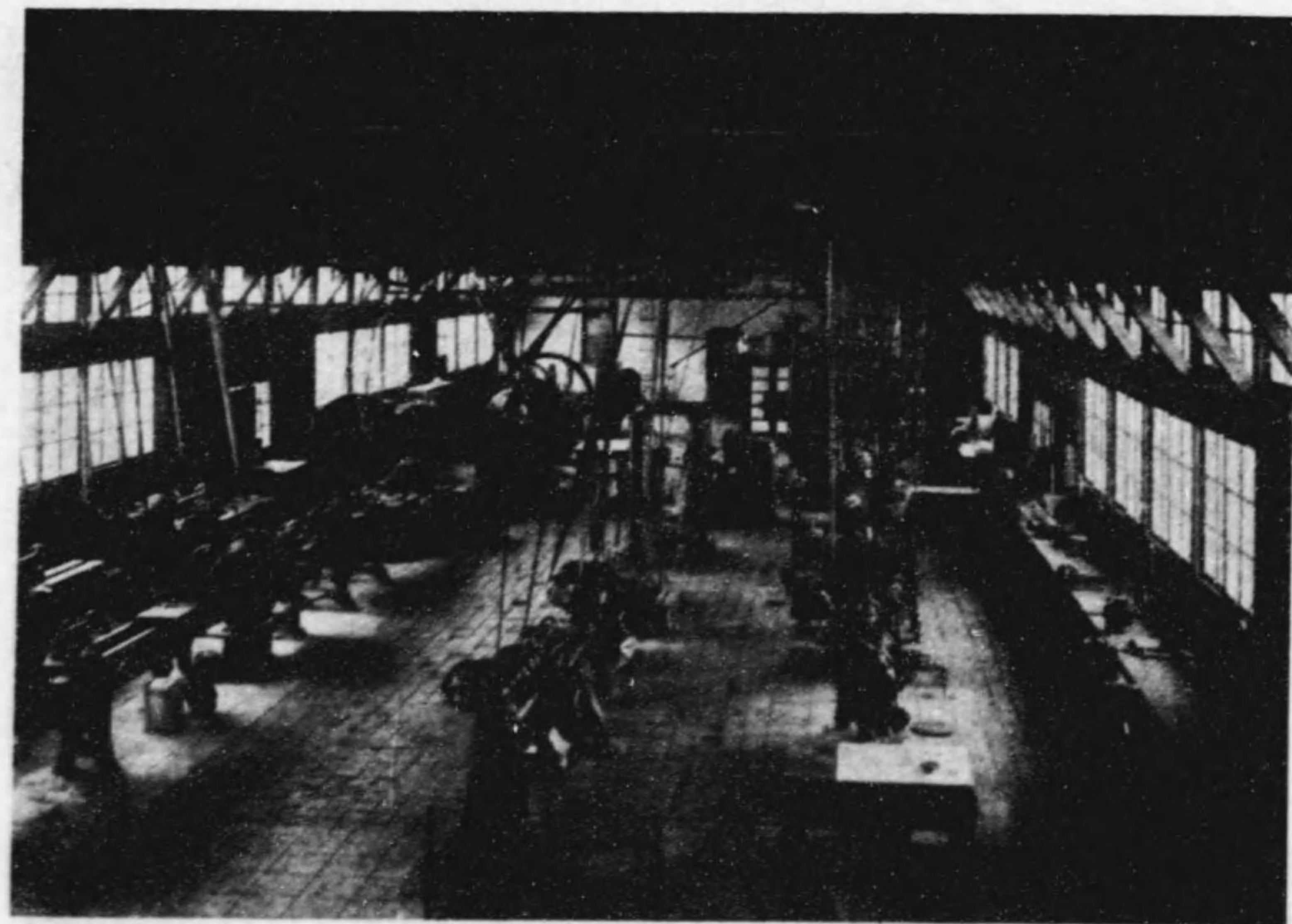
室驗實料材科學工械機



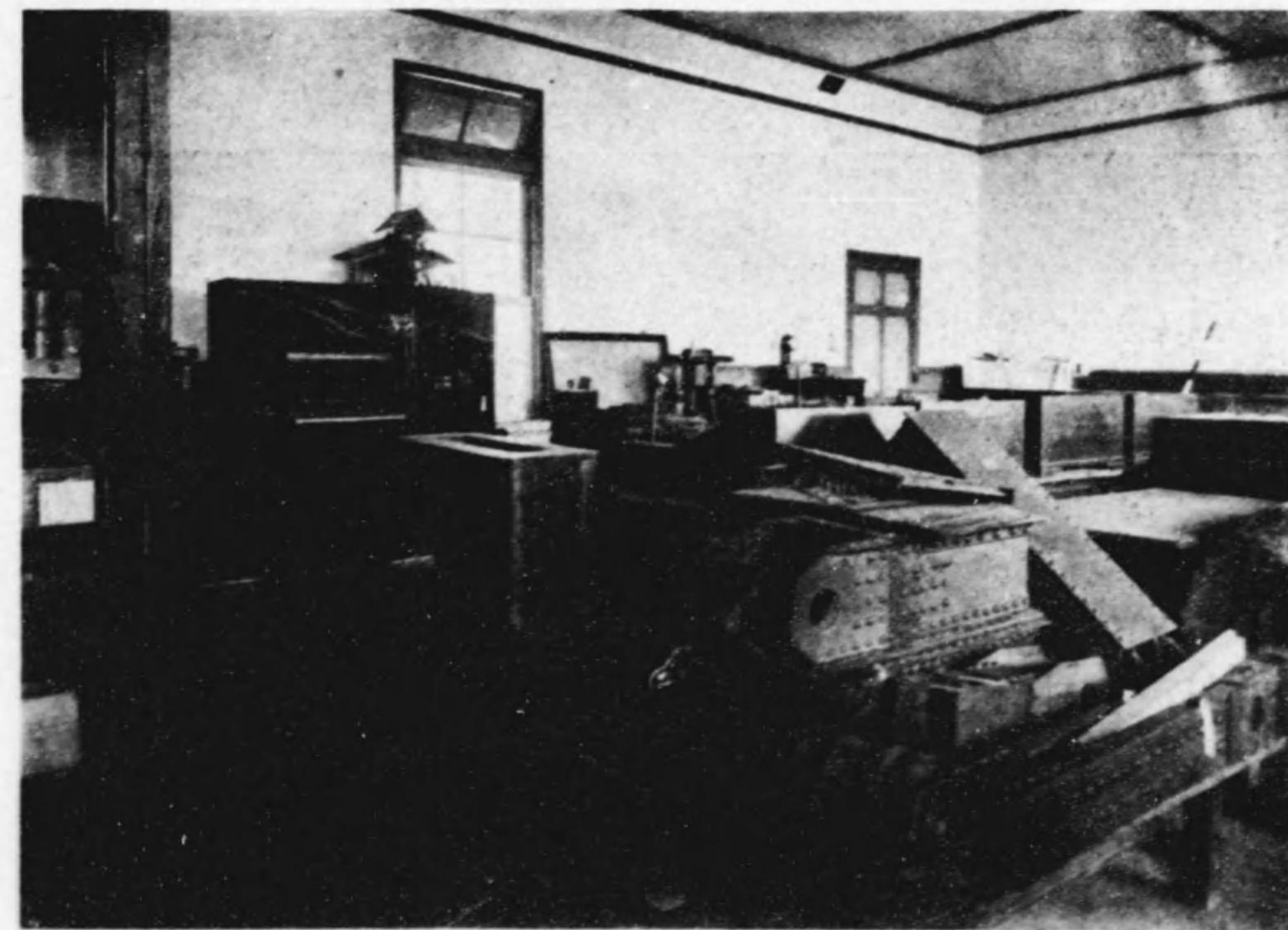
室驗實科學工木土



場工科學工械機

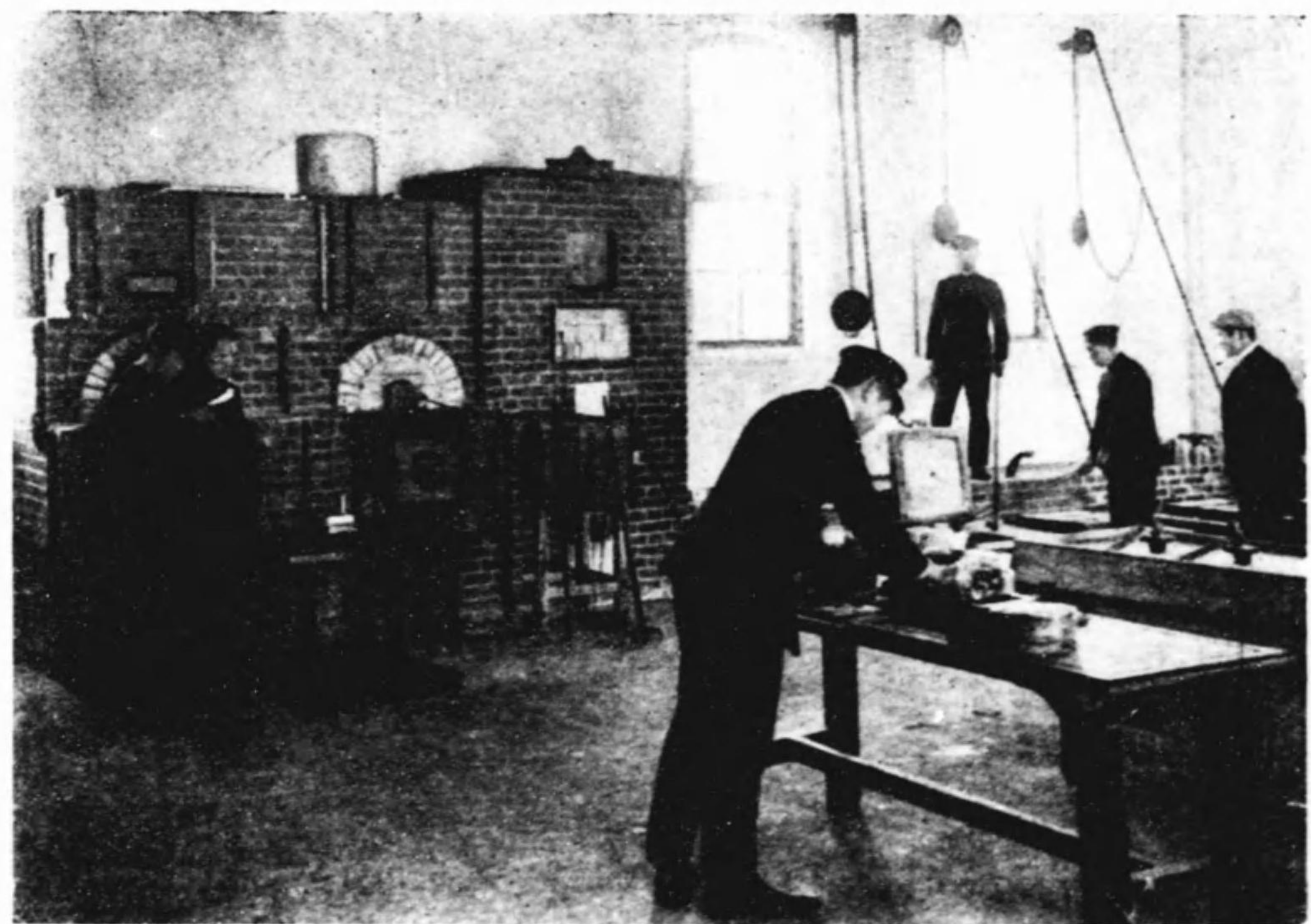


室本標科學工木土

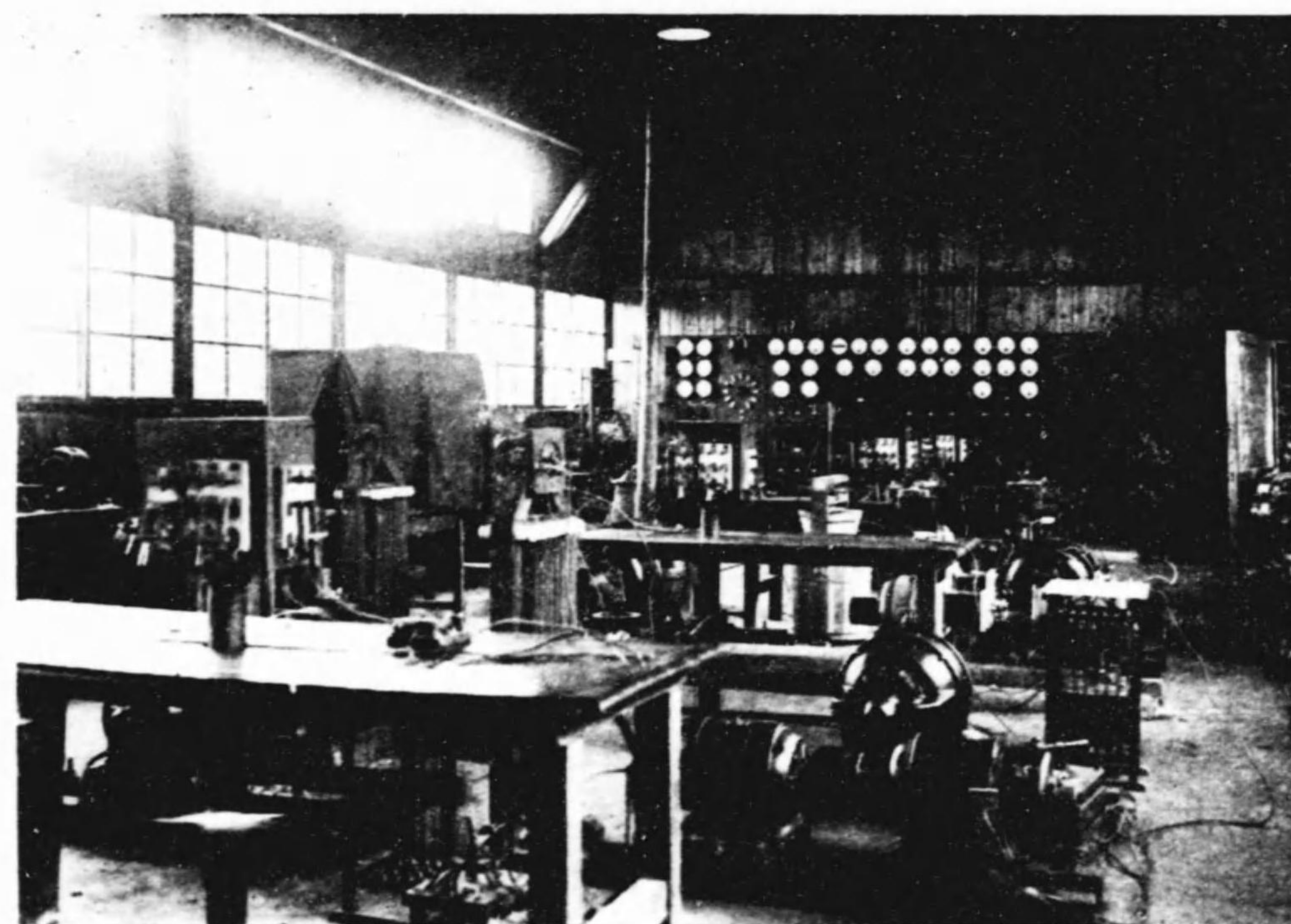




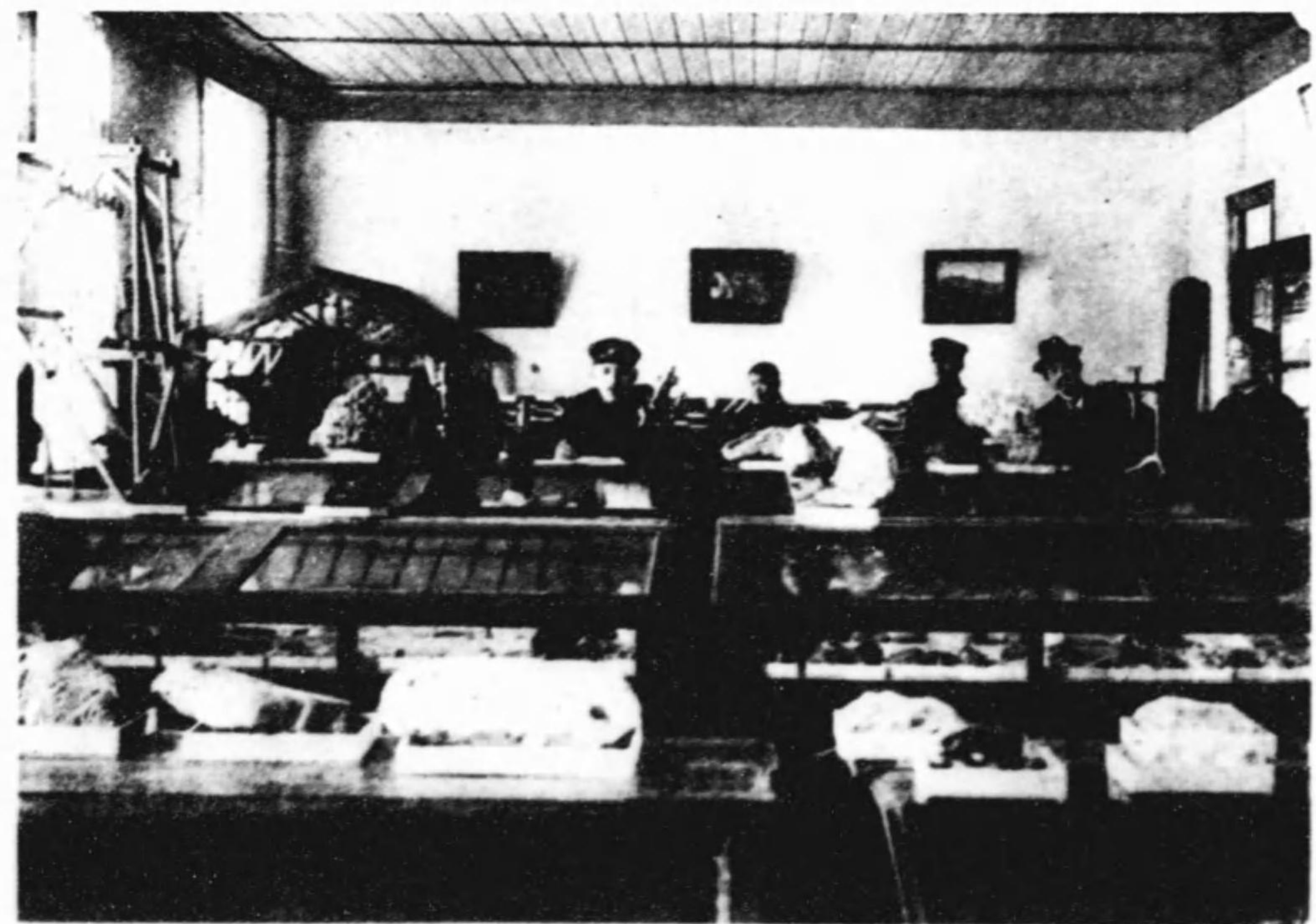
室驗實金冶科學鑛採



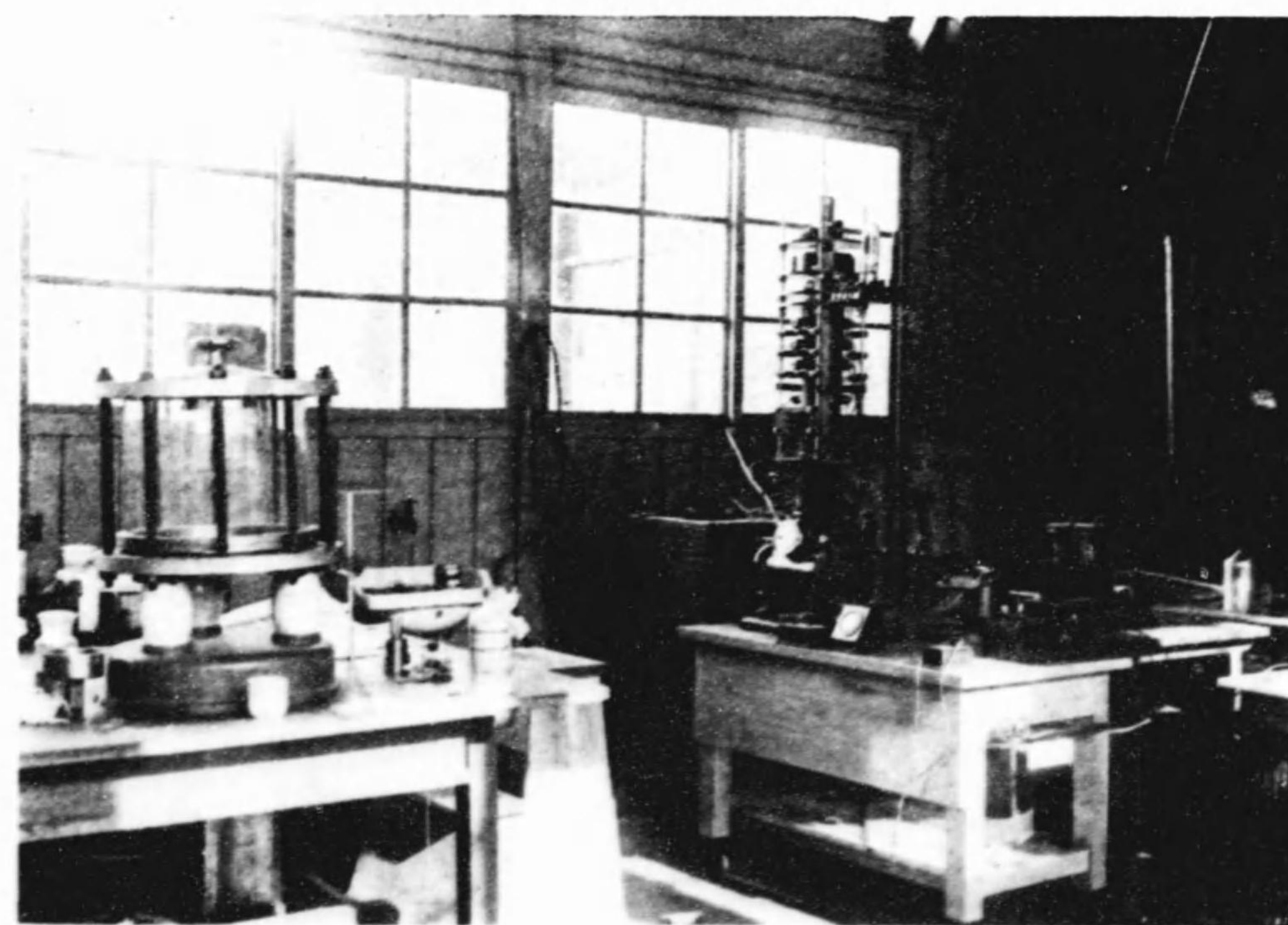
室驗實科學工氣電



室本標物鑛質地科學鑛採

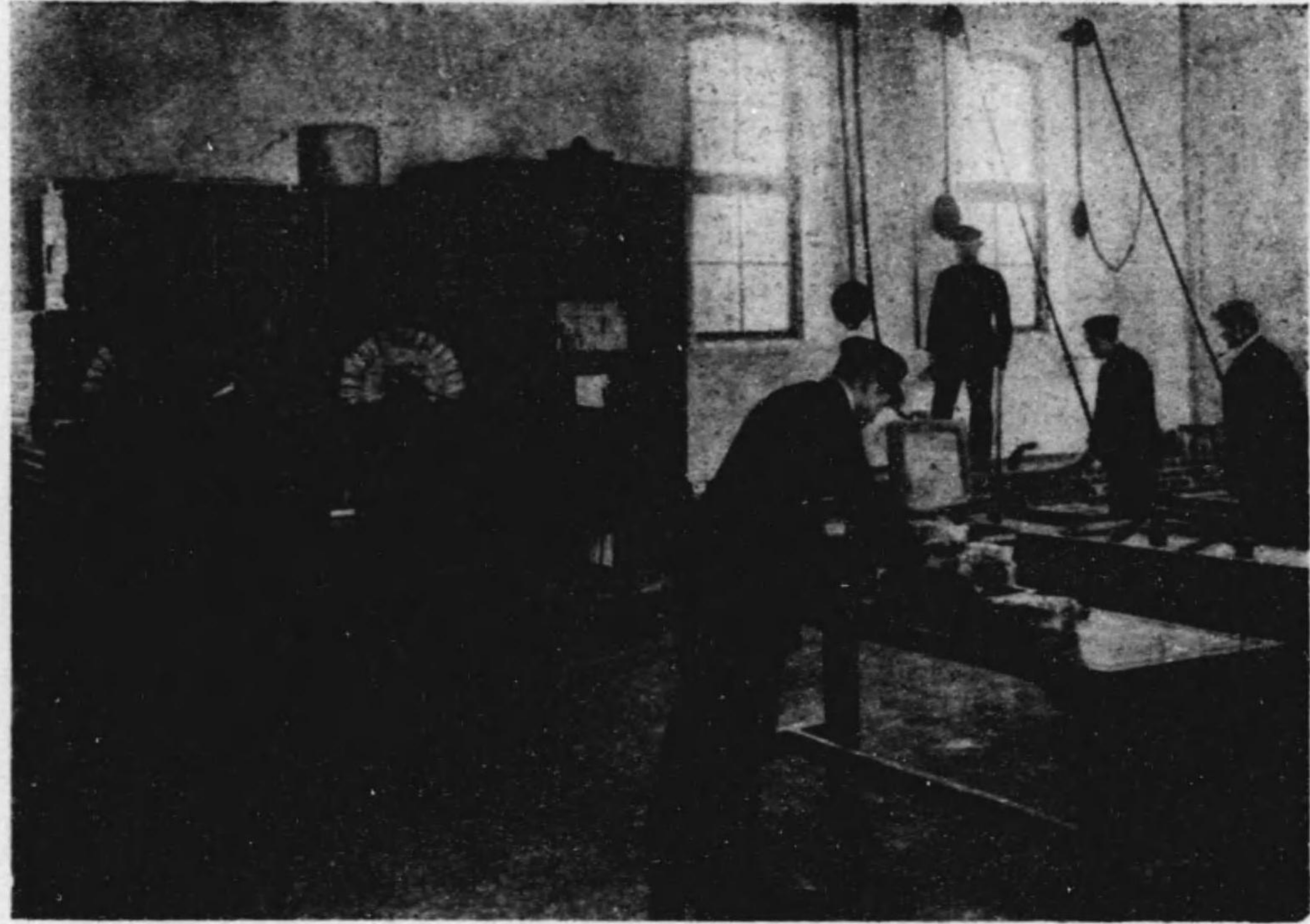


室驗實科學工氣電

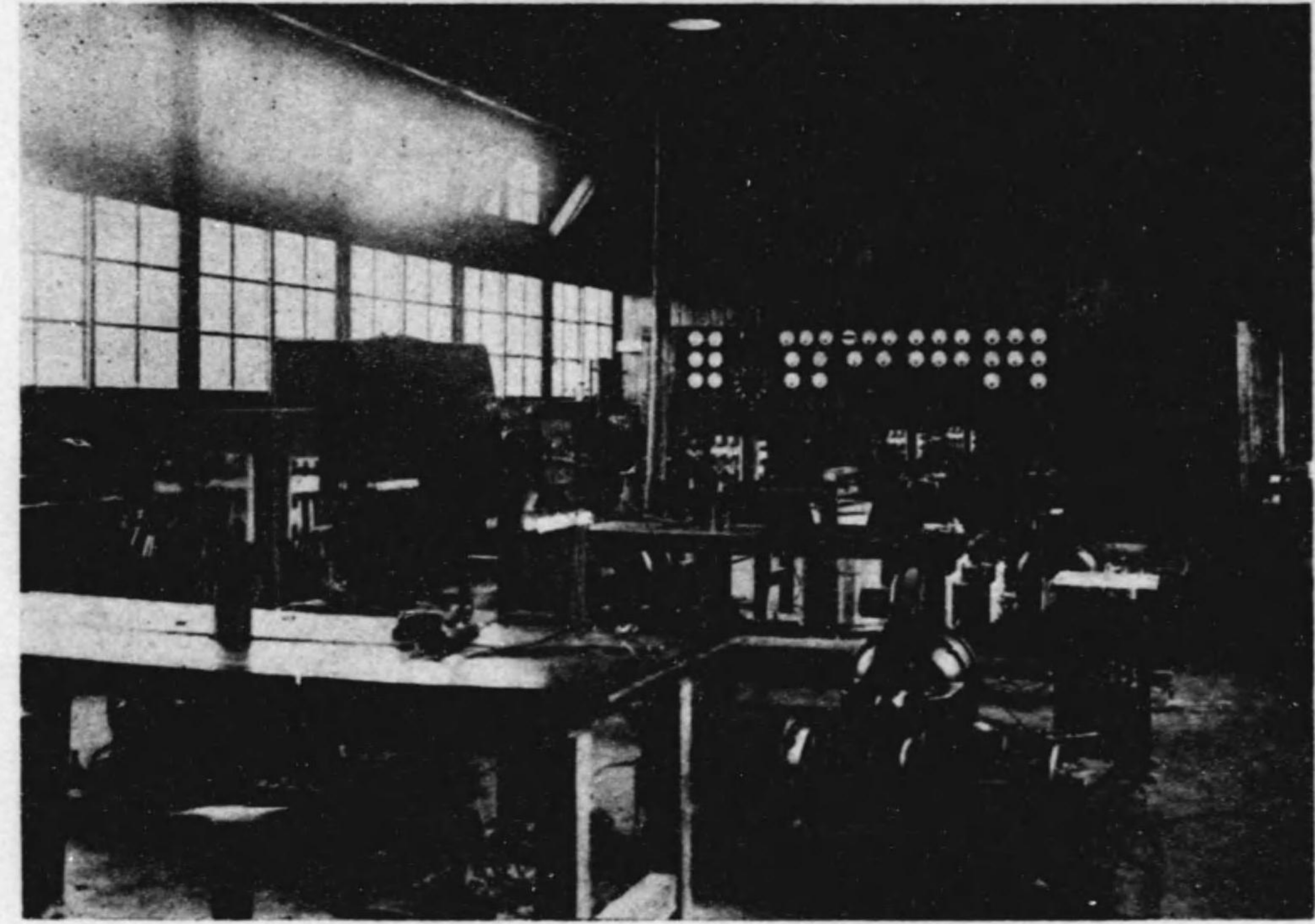




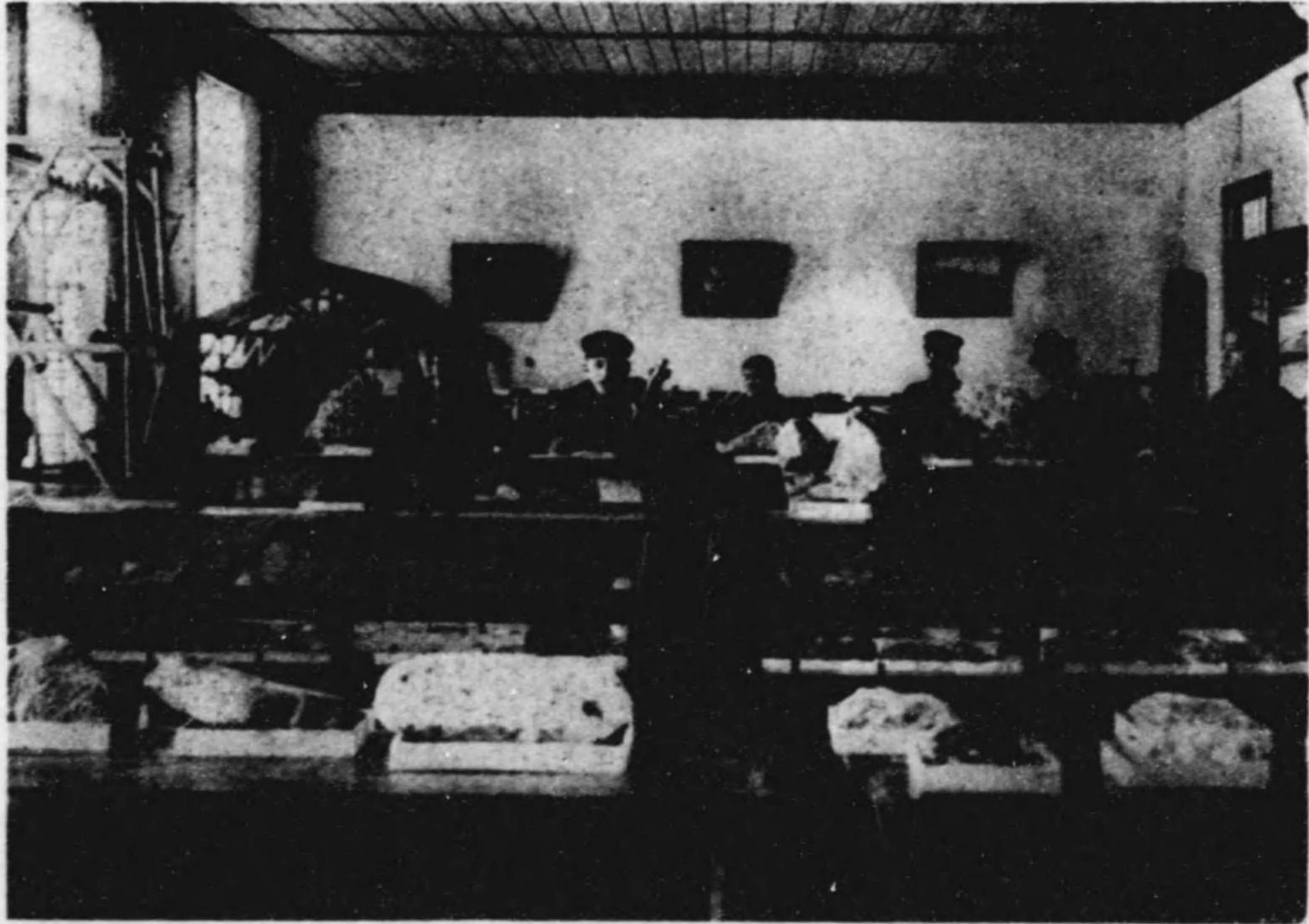
室驗實金冶科學鑛採



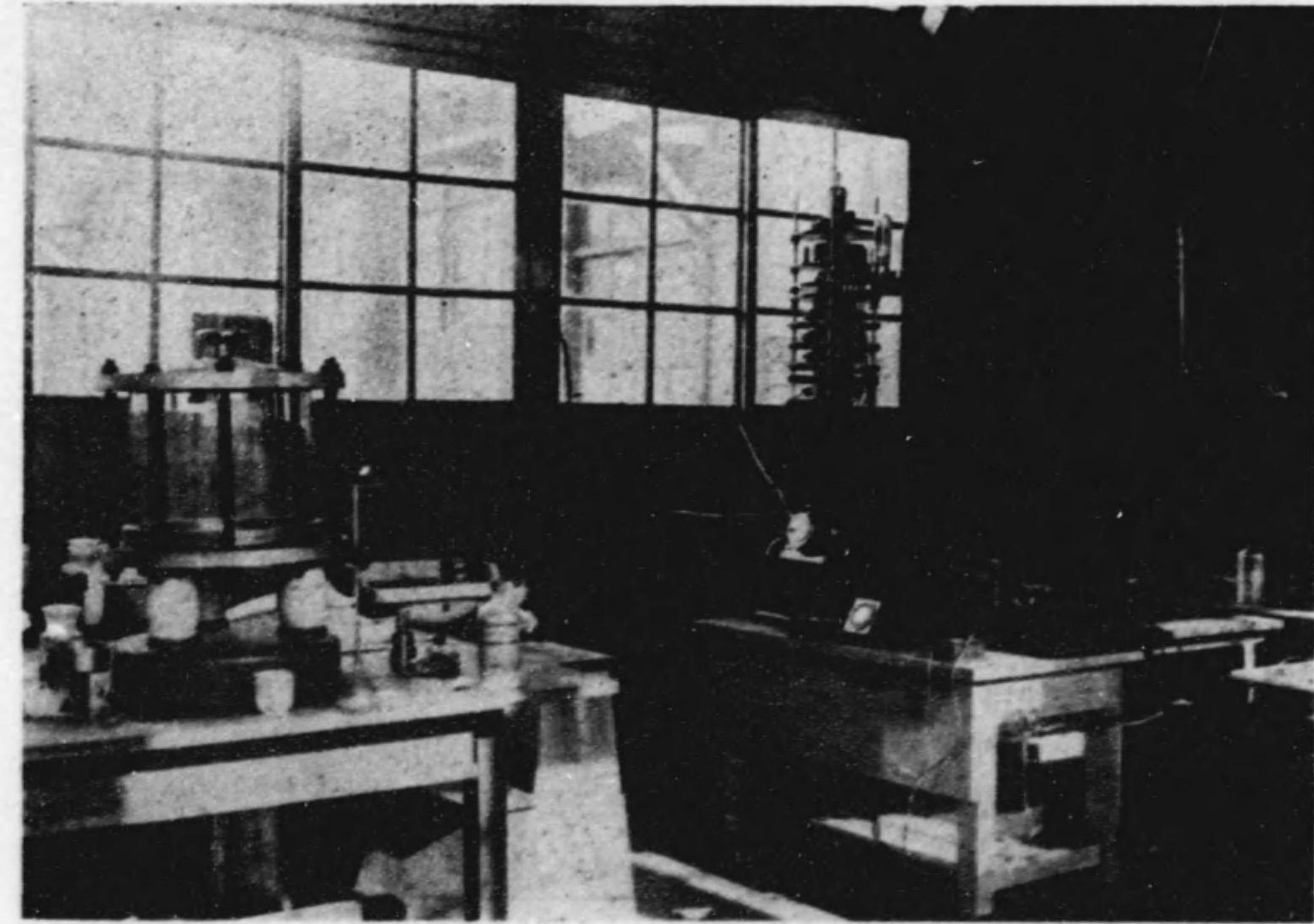
室驗實科學工氣電



室本標物鑛質地科學鑛採

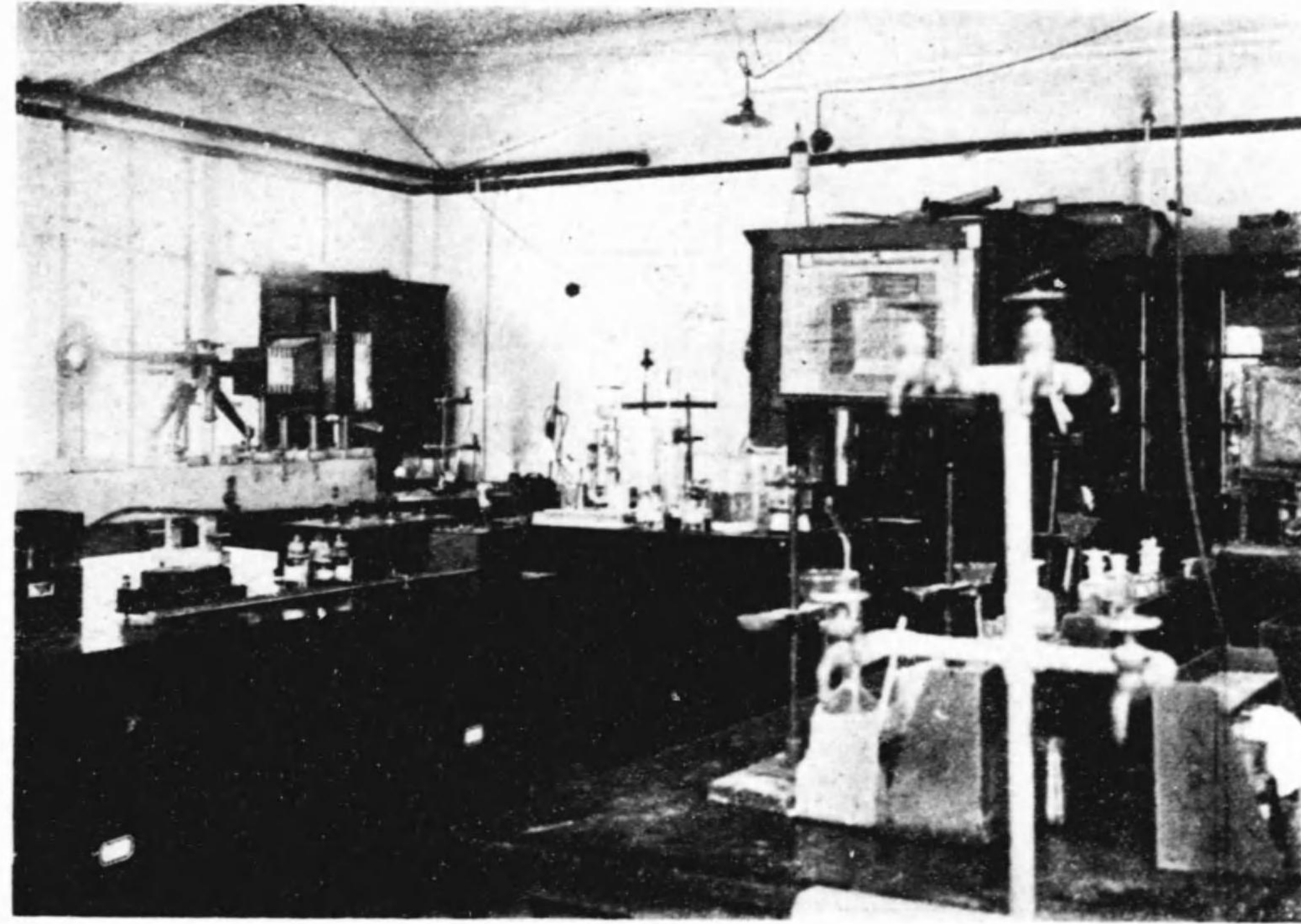


室驗實科學工氣電

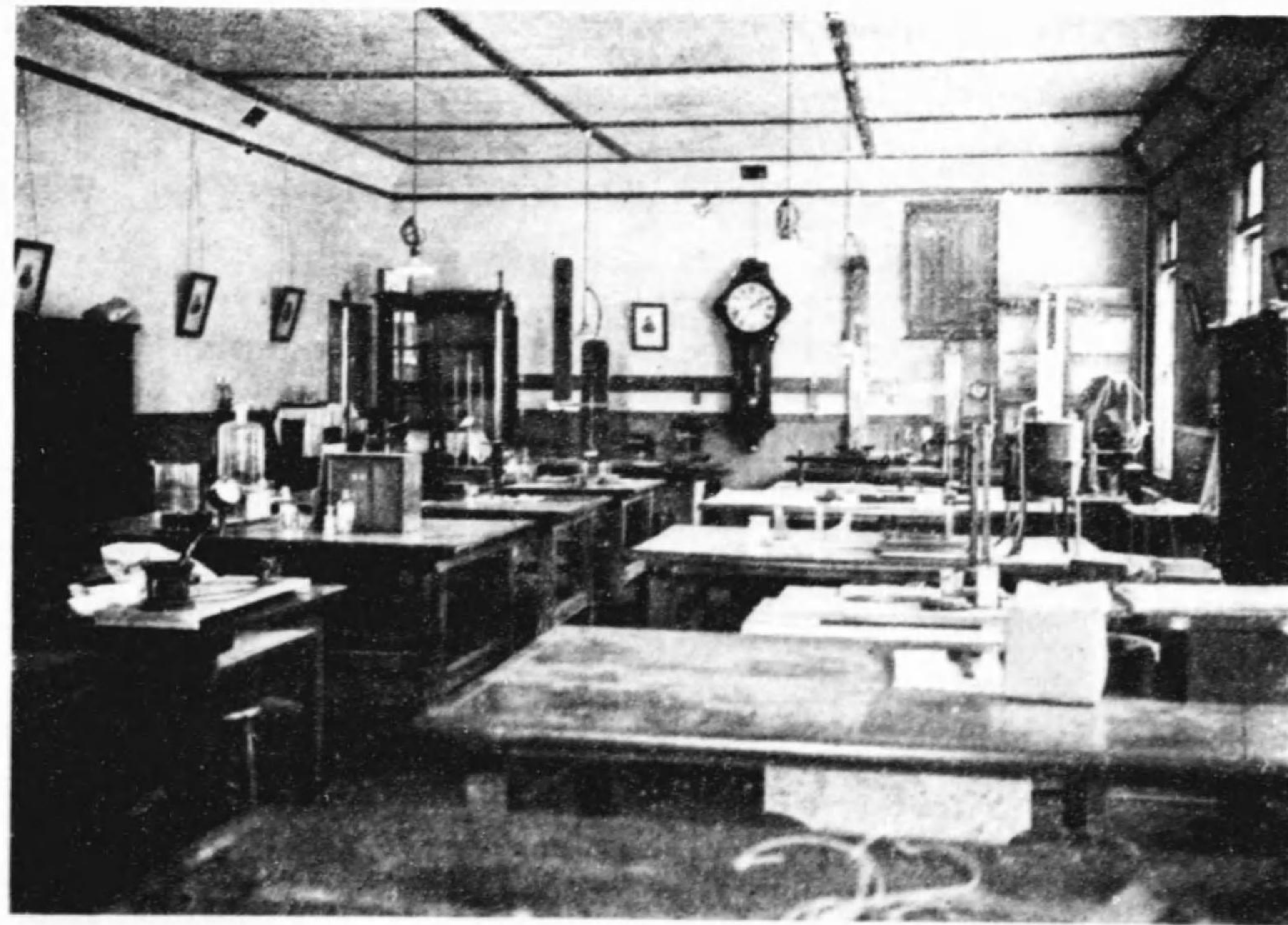




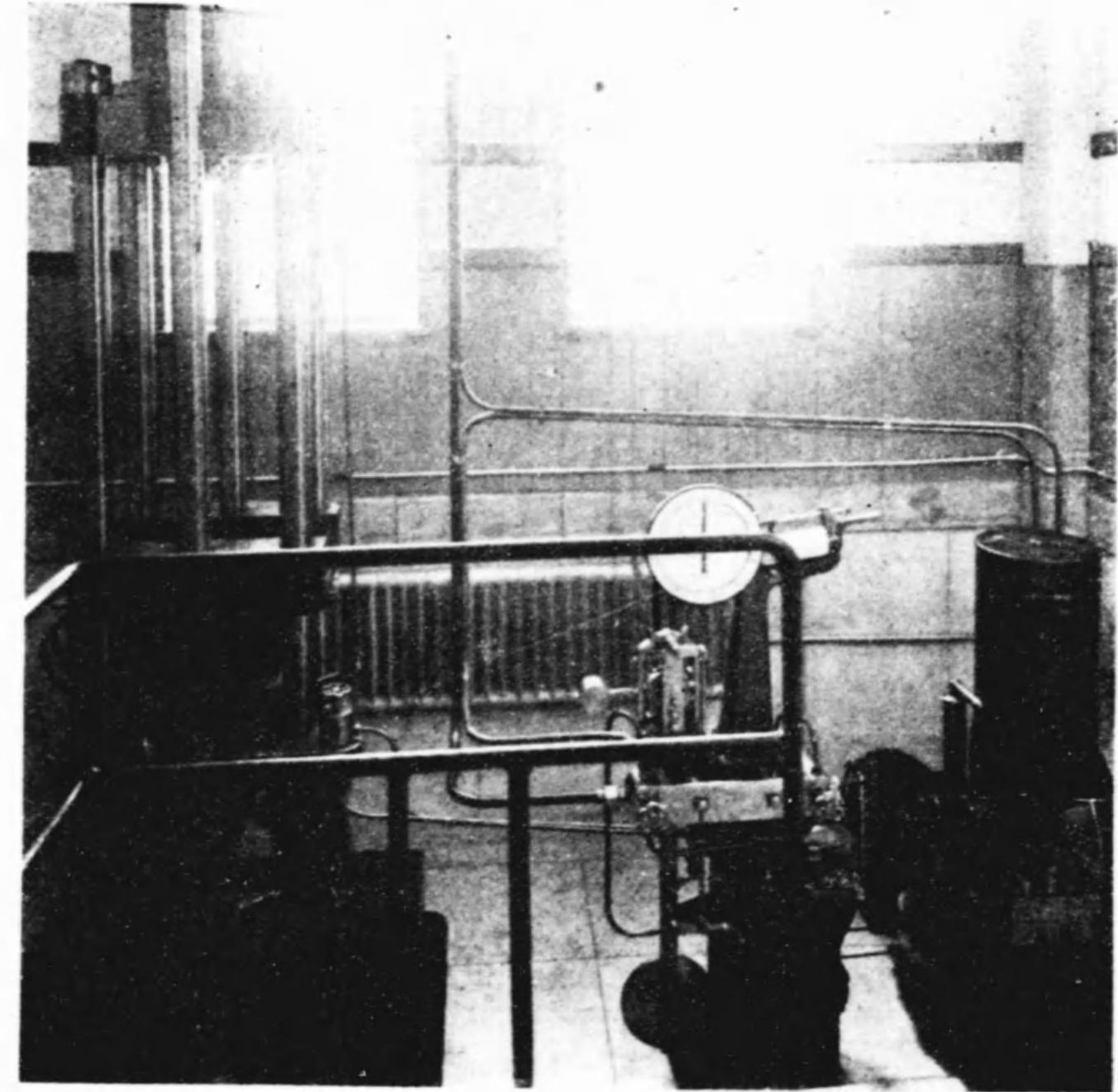
室 驗 實 學 化



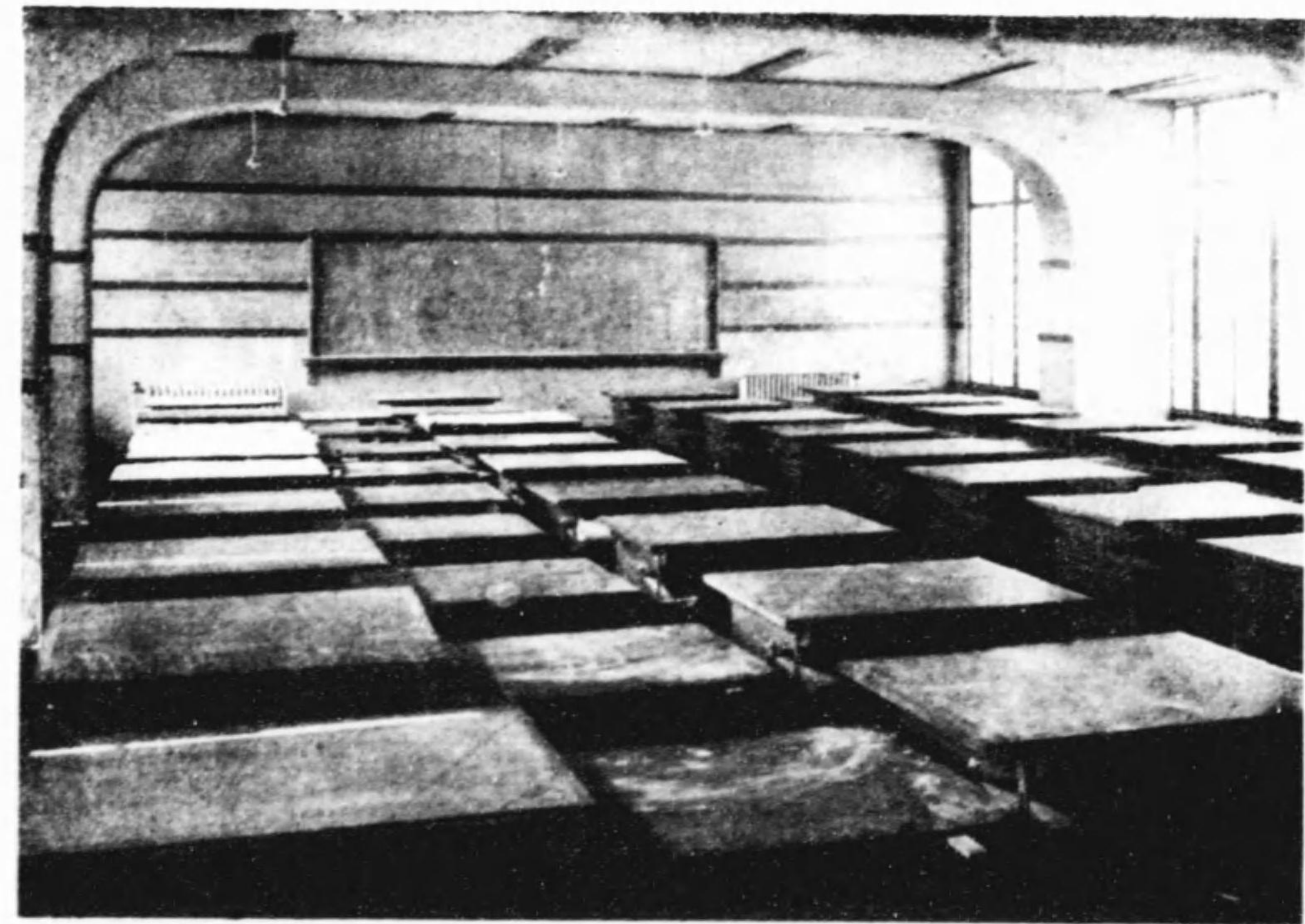
室 驗 實 理 物



室 驗 實 科 學 築 建

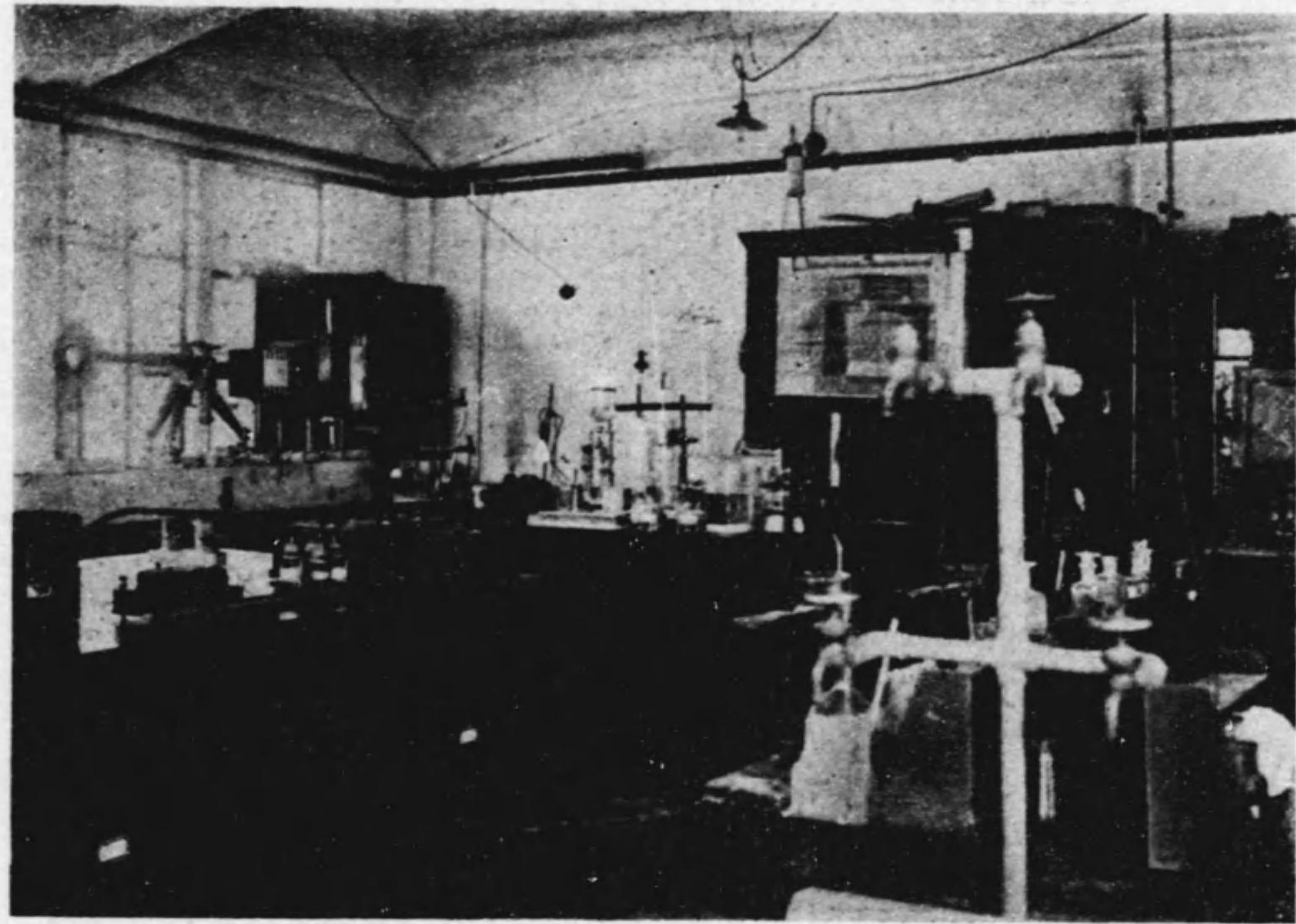


室 本 標 科 學 築 建

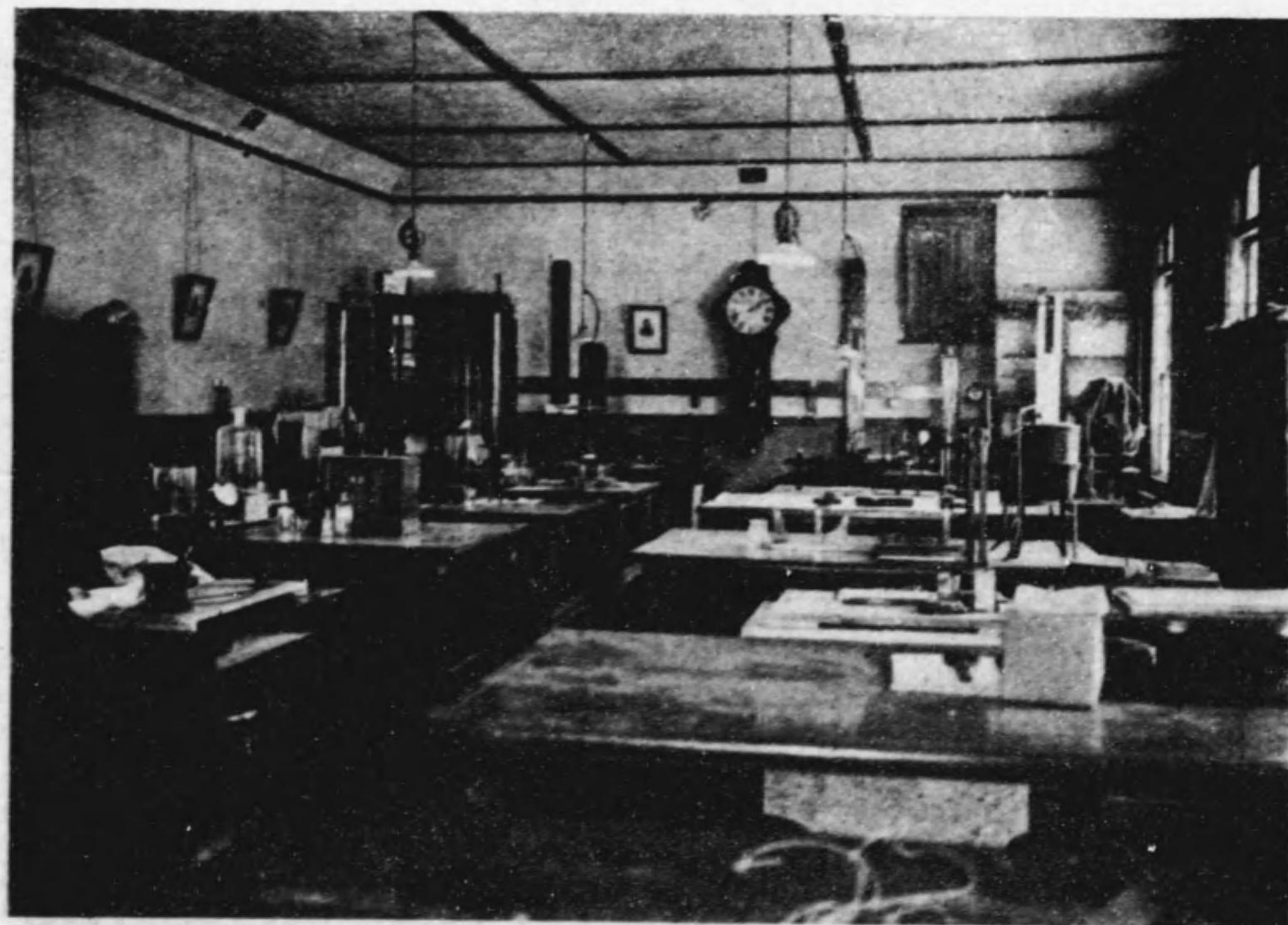




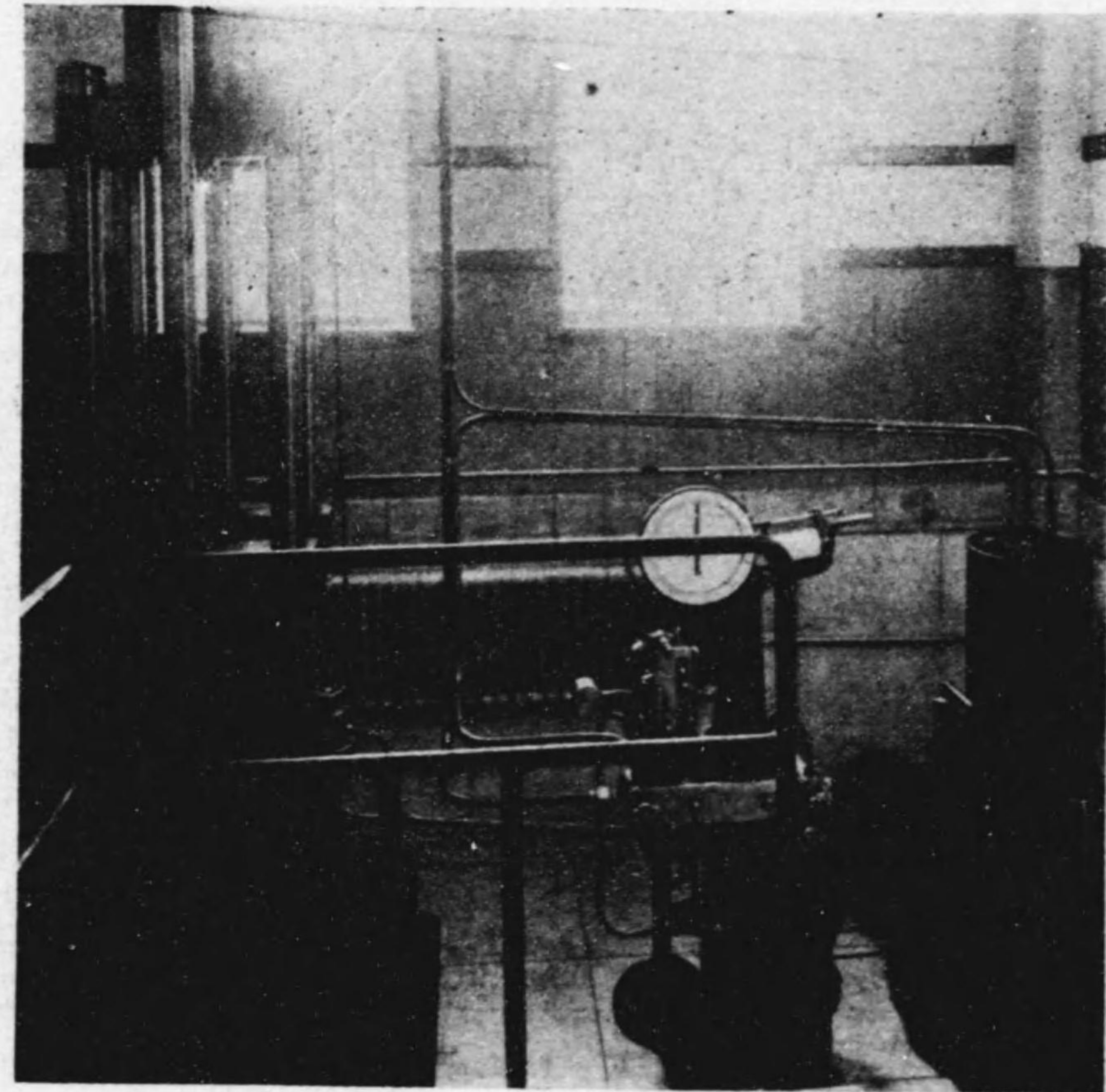
室 驗 實 學 化



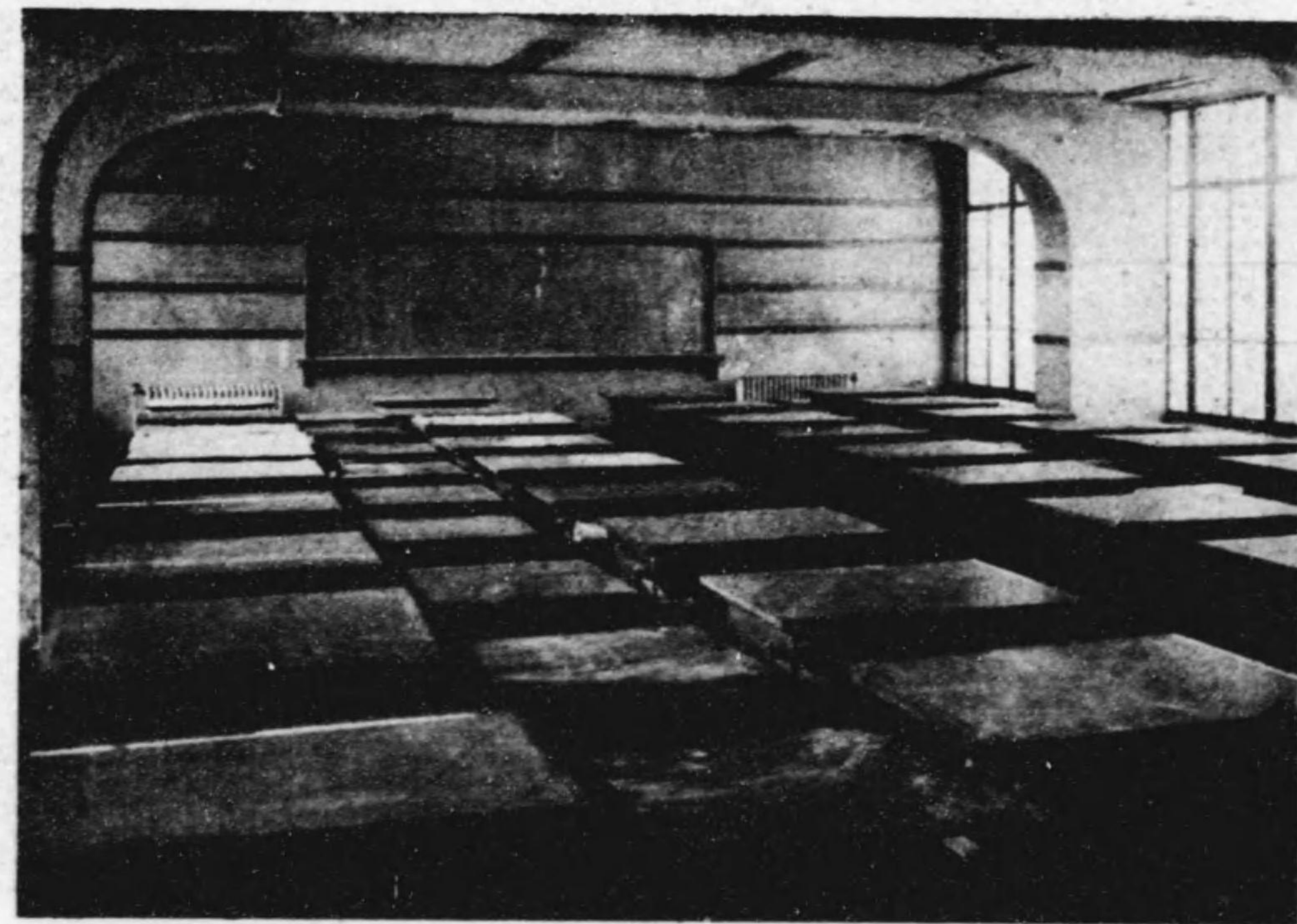
室 驗 實 理 物



室 驗 實 科 學 築 建

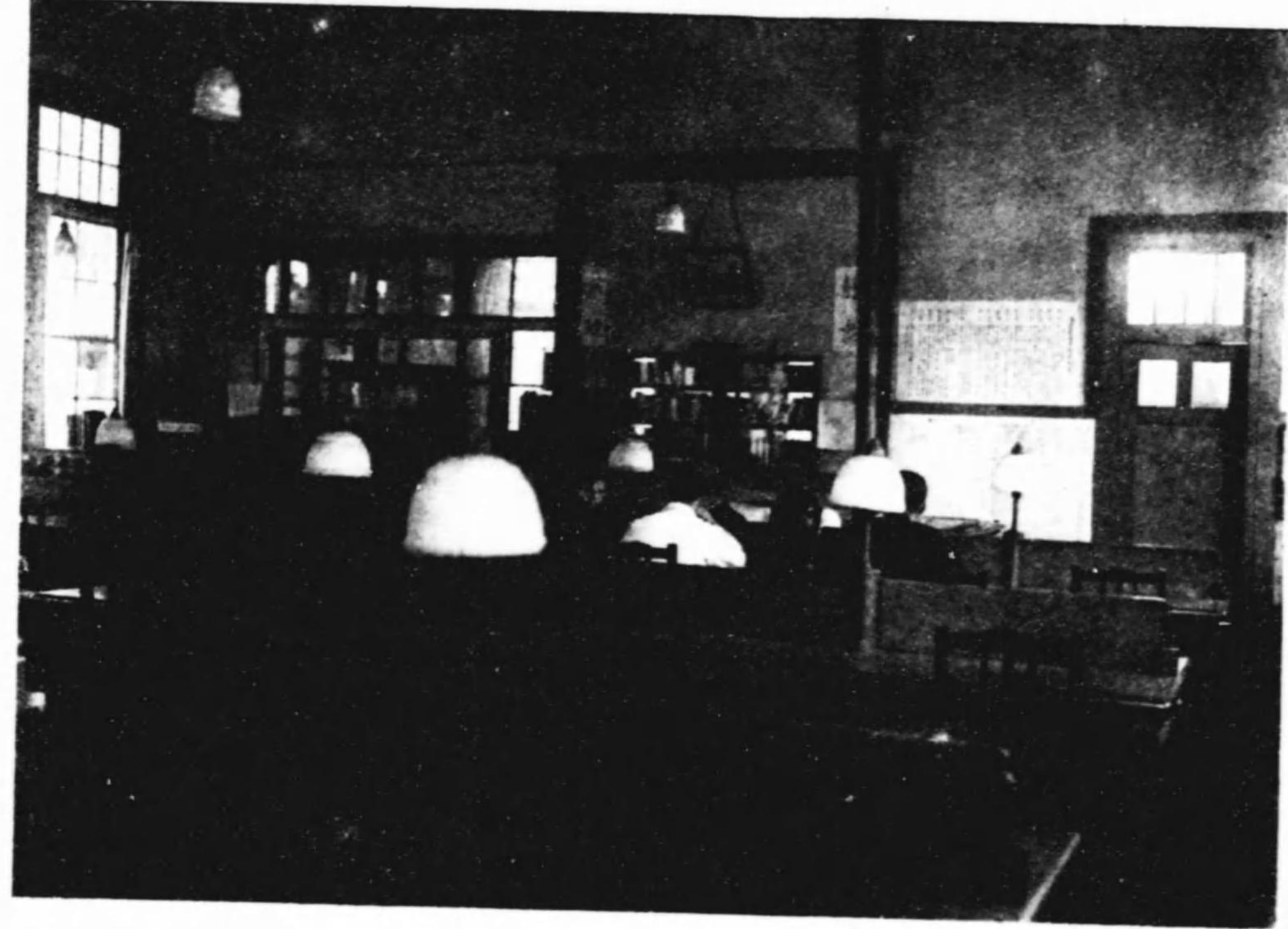


室 本 標 科 學 築 建

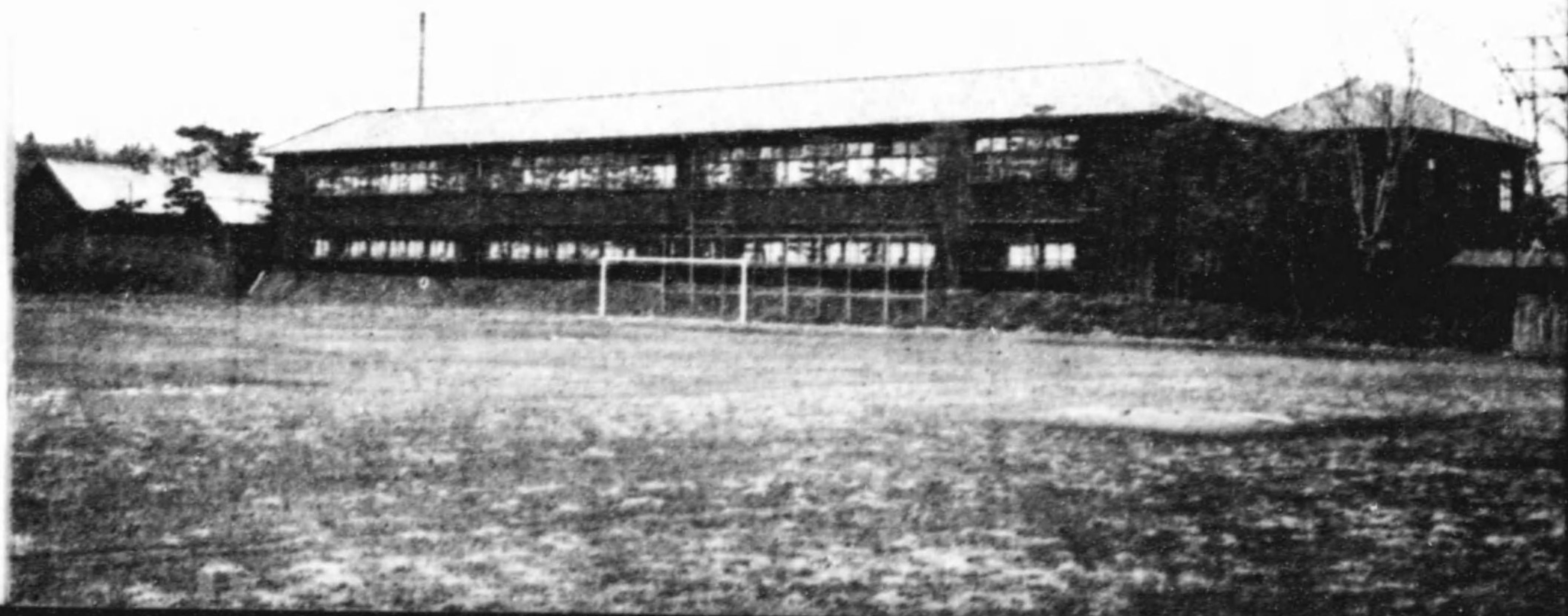




部内館書圖



舎宿寄



## 序

三十年といふ年数は、將來を考ふれば程遠い氣がするけれど、過去を顧れば必ずしもそんなに長いと思はれない。然し其の三十年の過去を仔細に見て行けば、將來の如くボンヤリしたものではない。何というても之を經過した間に種々雑多の出來事、即ちよい事も、よくない事も、樂しかつた事も、苦しかつた事も錯綜して居る。然し茲にいふ吉事凶事といふ事も、考へ方で判斷の下し様に差異を生ずる。夫れ故、長い間よく検討して正しい眼識で見てからでなくては輕々しく事を決しかねる。

吾々は歴史を讀むと、時代により人によつて、同じ人の同じ事蹟に就て判斷が異なる場合、否、全然反對の結論に達して居ることさへあるのを知つて居る。故に此度我が校の過去三十年間に涉る波瀾重疊たる歴史を編むに當つても、論評を避けて事實を記述するに止めた。



部内館書岡



令宿寄



序

三十年といふ年数は、將來を考ふれば程遠い氣がするけれど、過去を顧れば必ずしもそんなに長いと思はれない。然し其の三十年の過去を仔細に見て行けば、將來の如くボンヤリしたものではない。何とも之を經過した間に種々雑多の出來事、即ちよい事も、よくない事も、樂しかつた事も、苦しかつた事も、錯綜して居る。然し茲にいふ吉事凶事といふ事も、考へ方で判断の下し様に差異を生ずる。夫れ故、長い間よく検討して正しい眼識で見てからでなくては、輕々しく事を決しかねる。

吾々は歴史を讀むと、時代により人によつて、同じ人の同じ事蹟に就て判断が異なる場合、否、全然反對の結論に達して居ることさへあるのを知つて居る。故に此度我が校の過去三十年間に涉る波瀾重疊たる歴史を編むに當つても、論評を避けて事實を記述するに止めた。







各學科設備及沿革

(四五・五四)

土木工學科 : : : : : (四五)

機械工學科 : : : : : (四七)

電氣工學科 : : : : : (四八)

建築學科 : : : : : (五一)

探鑛冶金學科 : : : : : (五〇九)

校友會日誌

: : : : : (五二七・五五九)

創立三十周年記念講演集

: : : : : (五六三・五六六)

緒言

本校創立の由來を案するに、明治二十六年頃文部大臣井上毅氏我國工業發展の必要を認め特に工業技術教育制度の確立を切望してこれが實現に努力し、當時帝國議會にて大いに論ずる所あり、爾後幾星霜機漸く熟し、明治三十五年文部大臣菊池大麓氏が工業専門學校を仙臺に設立するの議を定めたるを本校創立の起原とす。而して其の創立豫算を帝國議會に提出したれども、不幸解散のため成立せず、尋いで日露戰役の起るありて設立進行一時阻停せしが、明治三十九年三月始めて修業年限三箇年の實業専門學校として仙臺高等工業學校の名稱を以て當時の宮城縣立仙臺第一中學校敷地校舍全部を本校敷地校舍として寄附を受け、初代校長に文部省視學官中川謙二郎氏任せられ、茲に本校の創設を見たり。

今設立當時より現在に至る本校變遷過程の概略を時代別にすれば左の如し。

- 1、元仙臺高等工業學校時代(明治三十九年—明治四十五年)
- 2、東北帝國大學工學専門學部時代(明治四十五年—大正十年)
- 3、仙臺高等工業學校時代(大正十年—現在)

元仙臺高等工業學校時代、特に設立當初は萌芽の成長に暨ふべく準備工作も順調に進捗し、組織施設内容等漸次充實擴張し前途大に見るべきものあり。然るに明治四十五年官制改正せられ東北帝國大學の所轄に移りて東北帝國大學工學専門部と稱し、工學専門部主事を置きて大學總長の命を受けて事務を掌理せしむ。大正六年には行政整理のため探鑛冶金學科を廢止せらる。是に於てやがて大學工學部設置の前兆たるの觀あり、從つて工專廢止の憂さへ起りし



も、時恰も歐洲大戰直後にして益々産業就中工業の勃興を必要とし、工專當局者亦文部省に其の存續に關し熱意ある努力を傾注し、遂に工專時代九箇年にして大正十年四月東北帝國大學の所管を離れ、茲に獨立の仙臺高等工業學校となり、校長には工學專門教授兼東北帝國大學事務官新保德壽氏の任命を見たり。而して東北帝國大學工學部設立のため在來校舍敷地の一部縮小したれども、諸般の施設は急速に増進し、其の内容漸次充實し、斯くして新校舍の下に名實共に元の仙臺高等工業學校に復歸せり。

昭和四年には土木工學科の増募あり、更に昭和五年には建築學科新設せらる。同七年には創立二十五周年を迎へて記念祭を舉行せり。同九年本校生みの親なる新保校長老年の故を以て退職、鶴見一之教授校長に任ぜられ、以て現在に至る。現況は恰も樹木の花去り實を結ぶが如く基礎益々堅固にして卒業生は三千餘を數ふるに至れり。同十二年には機械科臨時技術員養成科を新設、更に來春を期して機械工學科生徒を増募せんとす。

昭和十二年は創立三十周年に當り之が記念事業として記念式を舉げ、記念講演會を開き、更に學術論文集及三十周年記念誌の編纂あり。是時に當りて本校三十年間變遷の跡を辿れば校連年を逐ひて隆々たるを見る。洵に慶賀に堪へざる所なり。

### 元仙臺高等工業學校時代

明治三十九年——明治四十五年

明治三十九年

三月二十九日勅令第四十一號を以て文部省直轄諸學校の一として仙臺高等工業學校の設立を公布せらる。抑、本校の設立は明治三十五年文部大臣が仙臺に工學專門學校を設立するの議を定めたるに起原し、其の創立豫算を帝國議會に提出したりしも、議會解散のために豫算の成立を見るに至らず、其の後明治三十七八年戰役の起るありて本案の進行再び阻停せられたりしが、明治三十九年三月始めて修業年限三箇年の實業專門學校として仙臺高等工業學校の名稱を以て設立せられたるものなり。

勅令第四十一號

朕文部省直轄諸學校官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十九年三月二十九日

内閣總理大臣 侯爵 西園寺公望  
文部大臣 牧野伸顯



三十年史 明治三十九年



三十年史 明治三十九年

勅令第四十一號

文部省直轄諸學校官制中左ノ通改正ス

第一條中 名古屋高等工業學校ノ次ニ左ノ如ク加フ

熊本高等工業學校

仙臺高等工業學校

附 則

本令ハ明治三十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

同日勅令第四十六號を以て文部省直轄諸學校職員定員令を改正し本校職員の定員を定めらる。

校長 一人  
教授 二人  
助教 三人

書記 三人

附 則  
本令ハ明治三十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

勅令公布當時の回顧

日清戦役前後に於ける我國産業の驚異的飛躍は實業教育振興の必要を痛感し、時の政府をして實業教育國庫補助法を制定せしめ、我國實業教育の發達に重大なる影響を與へたり。爾來各地に實業學校の設立せらる、もの益々増加し、明治三十二年二月實業學校令の制定を見るに至れり。されど當時社會は實業教育に對する認識少く大學系統の教育を過重するの弊風あり、之を打破せんがために更に實業專門學校を設け、高等學校入學志願者數の緩和を計ると共に實業學校よりする者に、更に高等の教育を授くるの道を開き以て學校聯絡の偏倚を矯むるの考へより、文部大臣菊池大麓氏は明治三十五年度に於て工學專門學校其他の實業專門學校を増設するの議を定めたるも、不幸議會解散のため創立豫算の成立を見るに至らず。されど明治三十五年四月一日文部省令第九號を以て實業學校教員養成規程を公布し、明治三十六年三月二十六日勅令第六十一號を以て專門學校令を、同年三月三十一日文部省第十四號を以て專門學校入學者檢定規程を公布せらる。其後日露戦役起り學校設立の進行一時阻停せるも、戦役後に於ける産業界躍進の趨勢と相俟つて特殊の科學的知識技能を必要とすること切なるものあるや、工學專門學校設置の運動は全國的要望として各地に起り、偶々宮城縣は仙臺市に高等工業學校を設置せられんことを文部大臣に上申し、縣立仙臺第一中學校の敷地建物寄附の件を稟申する所あり、茲に始めて本校設立の基礎成れり。

四月二十日 宮城縣より本校の敷地校舎として當時同縣立仙臺第一中學校の敷地校舎全部寄附の件文部大臣より認可せらる。

十月十六日 宮城縣より本校敷地校舎として同縣立第一中學校敷地建物全部の寄附を受く。

本校の位置は仙臺市内南方に在り南六軒丁、片平丁、七軒丁、櫻小路、鐵砲横丁、上染師町の數箇町に跨り、一面第二高等學校に隣接す。敷地の大部分は宮城縣の寄附に係ると雖も一部分は政府に於て買収し、一部分は内務省より所管換となりたるものなり。建物は初め宮城縣に於て當時の同縣立仙臺第一中學校の敷地校舎全部を舉げて之を政府に寄附せしも、不幸にして校舎は同縣に於て使用中火災の厄に遇ひ、仍て假教室にて授業を開始する事とし、開校後直に校舎を新築する事となれり。當時、敷地坪數一萬九千五百七十一坪二合五勺、建物坪數七百三十一坪二合なり。

十二月二十九日 文部省視學官中川謙二郎氏學校長に任ぜらる。

明治四十年

一月九日 文部省告示第五號を以て本校事務所を文部省内に設置せられ、開校の準備其の緒に就く。

一月二十四日午前一時十分頃宮城縣立第一中學校より出火、二時間餘にして全燒す。燒残りたるは寄宿舎二棟、食堂贈所一棟、雨天體操場一棟、擊劍場一棟、物置一棟、都合六棟のみ、而も既定の計畫は一日も曠しうすべからず、是に於て纔に燒失を免れたる寄宿舎を假りに教室に充用して授業を開始する事となれり。

二月二日 本校規則を制定す。

仙臺高等工業學校規則

第一章 總 則

第一條 本校ハ實業學校令及專門學校令ニ依リ工業ニ従事ス  
ヘキ者ニ高等ノ學術技術ヲ教授スル所トス  
第二條 本校ニ左ノ學科ヲ置ク  
土木工學科

機械工學科

電氣工學科

探鑛冶金學科

第三條 各學科ノ修業年限ハ各三箇年トス  
第四條 生徒ノ定員ハ五百名トス

第二章 學 科 課 程

三十年史 明治四十年



第五條 各學科ノ學科目及其ノ程度ハ左ノ如シ(本校規程第三條ニ揭クル學科課程表ニ同シキニ依リ此ニハ省釋ス)

第三章 學年學期及休業日

第六條 學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル學年ハ分テ三學期トシ第一學期ハ四月一日ヨリ八月三十一日マテ第二學期ハ九月一日ヨリ十二月三十一日マテ第三學期ハ一月一日ヨリ三月三十一日マテトス

第七條 休業日ハ左ノ如シ

一、祝日大祭日 一、日曜日 一、本校創立記念日

一、春季休業日(四月一日ヨリ)

一、夏季休業日(七月十六日ヨリ九月六日マテ)

一、冬季休業日(十二月二十五日ヨリ翌年一月七日マテ)

第四章 入學、在學、退學及懲戒

第八條 生徒ヲ入學セシムヘキ時期ハ學年ノ始トス

第九條 各學科第一學年ニ入學ヲ許スヘキ者ハ品行方正志望鞏固年齢十七年以上ノ男子ニシテ左ノ諸號ノ一ニ該當シ且入學檢定及身體檢査ニ合格シタル者タルヘシ

一、中學校ヲ卒業シタル者

二、專門學校入學者檢定規程ニ據ル試驗檢定ニ合格シタル者

三、專門學校入學者檢定規程第八條第一號ノ指定ヲ受ケタル者

四、工業學校ヲ卒業シタル者

第十條 入學檢定ヲ分テ無試驗檢定及試驗檢定ノ二トス

本校ニ於テ適當ト認メタル中學校ヲ卒業シタル者ニシテ二學年以上當該學校ニ在學シ其ノ卒業ノ席次首位ヨリ全數ノ十分ノ一以內ニアリテ身體強健ナル者ニ限リ無試驗檢定ヲ行ヒ其他ノ者ニハ試驗檢定ヲ行フ

第十一條 無試驗檢定ニ依リ入學ヲ許可スヘキ者ノ數ハ各學科募集人員ノ半數以內トス

第十二條 身體檢査ハ試驗檢定ヲ受クル者ニ對シテハ入學試驗ト同時ニ之ヲ行ヒ無試驗檢定ヲ受クル者ニ對シテハ其ノ入學前ニ之ヲ行フ

第十三條 試驗檢定ハ左ノ學科目ニ就キ中學校卒業ノ程度ニ依リ之ヲ行フ

英語、數學、物理、化學、圖畫(自在畫)

工業學校卒業者ハ前項學科目ノ外別ニ國語ヲ試驗ス

第十四條 無試驗檢定ヲ受クル資格アル者ニシテ本校ニ於テ適當ト認ムル工場ニ在リテ二箇年以上志望學科ノ工業ニ實地ニ従事シタル者ハ入學檢定ノ際ニ之ヲ優先撰拔スルモノトス

第十五條 入學志望者ハ第二條ニ揭ケタル學科中ニ就キ其ノ志望學科ヲ定メ左ノ書類ニ入學檢定料及寫眞ヲ添ヘテ學校長ニ願出ツヘシ

一、入學願書(第一號書式)

二、履歷書(第二號書式)

三、戶籍抄本

四、第九條第一號第三號第四號ニ該當スル者ハ學校長ノ卒

業證明書(第三號書式)同上第二號ニ該當スル者ハ合格證明書(第四號書式)第十條無試驗檢定ヲ受クル資格アル者ハ當該學校長ノ證明書(第五號書式)

入學檢定料ハ金三圓トシ納付後ハ何種ノ事由アルモ之ヲ還附セズ

第十六條 病氣又ハ已ムヲ得サル事由ノ爲缺席スル者ハ其事由及日時ヲ詳記シ三日以內ニ届出ツヘシ

第十七條 病氣ニ罹リ三箇月以上修業シ能ハスト思料スル者ハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ父兄(父兄ナキ時ハ之ニ代ルヘキ最近ノ親族)連署ノ願書ヲ差出シ許可ヲ得テ該學年ノ終マテ休學スルコトヲ得

第十八條 休學中ノ者ニシテ休學中其ノ事由消滅シタルトキハ許可ヲ得テ一學科目若クハ數學科目ノ授業ニ出席スルコトヲ得但次學年ノ始ヨリ原級ノ課程ヲ修ムヘシ

第十九條 生徒改名、轉籍、轉居、若クハ改印シタルトキハ其旨直ニ届出ツヘシ但改名轉籍ニハ戶籍抄本ヲ添フルヲ要ス

第二十條 生徒ハ所定ノ制服制帽ヲ着用スヘシ

第二十一條 生徒徵兵令第十三條ニ依リ陸軍一年志願兵ニ服役スル者ハ學校長ノ許可ヲ得テ其ノ間休學スルコトヲ得

前項ニ依リ休學ヲ許可セラレタル者服役ヲ終リタルトキハ原級ニ復歸スヘシ

第二十三條 生徒ハ學校長ノ許可ヲ受クルニアラサレハ他ノ學

校ニ入り又ハ他ノ學校若クハ官署ニ於ケル各種ノ試験ニ應スルコトヲ得ス

第二十三條 病氣又ハ已ムヲ得サル事故ノ爲退學セントスル者ハ其事由ヲ詳記シ父兄(父兄ナキトキハ之ニ代ルヘキ最近ノ親族)連署ニテ願出ツヘシ

第二十四條 生徒左ノ諸號ノ一ニ該當スル者ハ其ノ學籍ヲ除ク

一、品行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メラレタル者

二、學力劣等若クハ身體虛弱ニシテ成業ノ見込ナシト認メラレタル者

三、正當ノ理由ナクシテ引續キ一箇月以上缺席シタル者

四、授業料ノ納付ヲ怠リ督促ヲ受クルモ之ヲ納付セサル者

五、一年志願兵役滿期後一箇年以上課業ニ就カサル者

第二十五條 生徒校規命令又ハ訓練ノ趣旨ニ背キタル者ハ懲戒ヲ加フ

懲戒ハ分チテ譴責、停學、放校ノ三トス

第二十六條 各學年ノ課程修了ハ該學年中平素ノ勤惰及學業ノ成績等ヲ考査シテ之ヲ定ム

第二十七條 前條ノ考査ニ合格セサル者ニハ次學年ノ始ヨリ原級ノ課程ヲ再修セシムルモノトス

第二十八條 第三學年ノ課程ヲ修了シタル者ニハ卒業證書(第六號書式)ヲ授與ス

第二十九條 第三學年ノ成績考査ニ合格セサル者ニハ詮議ノ上



修業證書ヲ授與スルコトアルヘシ

第三十條 成績考查ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第六章 特待生

第三十一條 生徒品行方正ニシテ學業ニ熱心シ一學年中ノ成績優良ナル者ハ之ヲ次學年間特待生トナスコトアルヘシ

第三十二條 特待生ニハ授業料ヲ徵收セス

第三十三條 特待生タルノ資格ヲ喪ヒタル者ハ直ニ其ノ特待生タルコトヲ罷ム

第七章 授業料

第三十四條 授業料ハ一學年金貳拾五圓トス

第三十五條 授業料ハ分テ左ノ三期ニ徵收ス

第一學期 金 十 圓

第二學期 金 八 圓

第三學期 金 七 圓

第三十六條 授業料ノ納期ハ每學期ノ始業開始ノ日ヨリ七日以内トス

既納ノ授業料ハ如何ナル事由アルモ之ヲ還附セス

第三十七條 休學ノ許可ヲ得タル者ハ其休學期間授業料ヲ徵收セス

第三十八條 休學中ノ生徒ニシテ學期ノ中途ヨリ出席スルニ至レル者及特待生ニシテ第三十三條ノ處分ヲ受ケタル者ニハ其ノ月ヨリ一箇月金二圓五十錢ノ割ヲ以テ學期ノ餘月ニ對スル授業料ヲ指定ノ期日内ニ一時ニ納付セシム

第八章 研究生

第三十九條 卒業者ニシテ既修ノ學科中ノ特別事項ニ就キ研究セントスル者アルトキハ其ノ研究事項ト本人ノ學業及品行トヲ考查シテ二學年以内在學ヲ許スコトアルヘシ

第四十條 研究生ニハ授業料ヲ徵收セス

第四十一條 研究生成績優良ナル者ニハ證明書ヲ授ク

第九章 選科生

第四十二條 工業ニ従事スル者又ハ工業學校ノ卒業者ニシテ本校各學科ノ一學科目若クハ數學科目ニ就キ特修セント欲スル者ハ學期ノ始メニ於テ都合ニ依リ選科生トシテ入學ヲ許スコトアルヘシ

第四十三條 選科生トシテ入學スル者ハ左ノ諸號ニ該當ジ且本校ニ於テ適當ト認ムル者ニ限ル

一、品行善良身體強健ナル者

二、年齡滿十七年以上ノ者

三、三箇年以上引續キ志望學科目ニ關スル工業ニ従事セル者又ハ工業學校ノ卒業者

第四十四條 選科生ノ在學期間ハ二箇年以内トス

第四十五條 選科生ハ制服ヲ着用スルヲ要セス

第四十六條 選科生ノ授業料ハ一箇月金貳圓以上五圓以下トシ毎月五日マテニ納付スヘキモノトス

第四十七條 選科生ニハ實習ニ要スル費用ヲ徵收スルコトアルヘシ

第一號書式

入學願書

志望學科 第一何々 第二何々

希望ノ受験場所(東京若クハ仙臺)

私儀入學志願ニ付御檢定ノ上御許可相成度履歷書、卒業(又ハ在學)證明書、寫眞、戶籍抄本、及手數料相添ヘ此段相願候也

現住所

族籍戸主又ハ戸主トノ續柄

年 月 日

生 年 月 日

現住所

父兄(父兄ナキトキハ之ニ代ルヘキ最近ノ親族)

生 年 月 日

學校長宛

第二號書式

履 歷 書

道府縣族稱

生 年 月 日

三十年史 明治四十年

學 業	職 業	兵 役	家 業	賞 罰

右之通ニ候也

右

何 某團

第三號書式

卒業(在學)證明書

道府縣族稱

生 年 月 日

右ハ年月 日本校第何學年へ入學 年月 日卒業 (若クハ卒業スヘキ見込)ノ者ナルコトヲ證明ス 年月 日 何々學校長 何 某團



第四號書式

證明書

道府縣族稱

何 生年月日 某

右ハ専門學校入學者檢定規程ニ據リ 年月 日本校ニ於テ施行シタル試験檢定ニ合格シタル者ナルコトヲ證明ス

何々學校長 何 某團

第五號書式

成績證明書

道府縣族稱

何 生年月日 某

右ハ年月 日本校第何學年ニ入學シ年月 卒業シタル者ニシテ其ノ成績左表ノ通ニ付此段證明候也

學校長 何 某團

最終學年修了ノ諸學科成績及身體

備考	身體	定點	成績	得點	
				總計	平均點
				修身	
				...	
				...	
				...	
				...	
				...	
				...	
				...	
				...	
				...	

第六號書式

卒業證書

道府縣族稱

何 生年月日 某

右ハ本校何々學科ニ於テ所定ノ學科課程ヲ履修シ成規ノ試験ヲ了セリ仍テ茲ニ其卒業ヲ證ス

仙臺高等工業學校校長 爵位 氏 名 某團

明治四十年四月一日 第一學期始ル、春季休業始ル  
同 年四月三日 休業(神武天皇祭)  
同 年四月十日 春季休業終ル  
同 年四月二十日 授業開始

同	年七月十二日	第一學期試驗始ル
同	年七月十四日	第一學期試驗終ル
同	年七月十六日	夏季休業始ル
同	年七月二十日	夏季實習始ル
同	年八月二十日	夏季實習終ル
同	年八月三十一日	第一學期終ル
同	年九月一日	第二學期始ル
同	年九月六日	夏季休業終ル
同	年九月二十四日	休業(秋季皇靈祭)
同	年十月十七日	休業(神嘗祭)
同	年十一月三日	拜賀式(天長節)
同	年十一月二十三日	休業(新嘗祭)
同	年十二月二十日	第二學期試驗始ル
同	年十二月二十三日	第二學期試驗終ル
同	年十二月二十三日	第二學期試驗終ル

二月四日 文部省令第三號を以て本校規程公布せらる。

仙臺高等工業學校規程

- 第一條 仙臺高等工業學校ノ修業年限ハ三箇年トス
- 第二條 仙臺高等工業學校ノ學科ハ土木工學科、機械工學科、電氣工學科及探鑛冶金學科トス
- 第三條 仙臺高等工業學校各學科ノ學科目及其ノ程度ハ左ノ如シ

土木工學科

三十年史 明治四十年

同	年十二月二十五日	冬季休業始ル
同	年十二月三十一日	第二學期終ル
同	同四十二年一月一日	拜賀式、第三學期始ル
同	年一月七日	冬季休業終ル
同	年一月三十日	休業(孝明天皇祭)
同	年二月十一日	拜賀式(紀元節)
同	年三月二十一日	第三學期試驗始ル
同	年三月二十二日	休業(春季皇靈祭)
同	年三月二十四日	第三學期試驗終ル
同	年三月二十五日	入學試驗始ル
同	年三月二十八日	入學試驗終ル
同	年三月二十九日	記念式(本校創立記念日)
同	年三月三十一日	第三學期終ル

學年	學科目	第一學年			第二學年			第三學年		
		週	時	數	週	時	數	週	時	數
倫理	第一學期	四	四	六	四	四	六	四	四	六
	第二學期	四	四	六	四	四	六	四	四	六
	第三學期	四	四	六	四	四	六	四	四	六
數學	第一學期	一	一	三	一	一	三	一	一	三
	第二學期	一	一	三	一	一	三	一	一	三
	第三學期	一	一	三	一	一	三	一	一	三
物理學	第一學期	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	第二學期	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	第三學期	一	一	一	一	一	一	一	一	一
物理實驗	第一學期	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	第二學期	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	第三學期	一	一	一	一	一	一	一	一	一







學科目	第一學年			第二學年			第三學年		
	第一學期	第二學期	第三學期	第一學期	第二學期	第三學期	第一學期	第二學期	第三學期
倫理學	1	1	1	1	1	1	1	1	1
數學	1	1	1	1	1	1	1	1	1
物理學	1	1	1	1	1	1	1	1	1
物理實驗	1	1	1	1	1	1	1	1	1
化學	1	1	1	1	1	1	1	1	1
英語	1	1	1	1	1	1	1	1	1
幾何	1	1	1	1	1	1	1	1	1
測量	1	1	1	1	1	1	1	1	1
地質學	1	1	1	1	1	1	1	1	1
應用力學	1	1	1	1	1	1	1	1	1
機械學	1	1	1	1	1	1	1	1	1
電氣學	1	1	1	1	1	1	1	1	1
探鑛學	1	1	1	1	1	1	1	1	1
冶金學	1	1	1	1	1	1	1	1	1
製造化學	1	1	1	1	1	1	1	1	1
製造冶金學	1	1	1	1	1	1	1	1	1
電氣化學	1	1	1	1	1	1	1	1	1

學科目	第一學期	第二學期	第三學期	第一學期	第二學期	第三學期	第一學期	第二學期	第三學期
吹管分析及試金術	1	1	1	1	1	1	1	1	1
機械製圖	1	1	1	1	1	1	1	1	1
工業法規	1	1	1	1	1	1	1	1	1
工業簿記	1	1	1	1	1	1	1	1	1
工業衛生	1	1	1	1	1	1	1	1	1
工場建築	1	1	1	1	1	1	1	1	1
兵式體操	1	1	1	1	1	1	1	1	1
分析製圖及實習	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	3	3	3	3	3	3	3	3	3

備考 第二學年以上ノ者ニ對シテハ特ニ探鑛學科冶金學科ニ分テ各其一ヲ專修セシム  
休業中ニ於テ工業ノ實地ニ就キ實習セシム

第四條 卒業者ニシテ既習ノ學科ニ就キ更ニ研究セントスル者アルトキハ二箇年以内在學セシムルコトヲ得

二月十八日 本校事務所を第一高等學校内に移す。  
三月十四日 本校事務分掌規程を定む。

仙臺高等工業學校事務分掌規程

- 第一條 事務ヲ分掌スル爲左ノ係ヲ置ク
- 一、庶務係
- 二、教務係
- 三、生徒係
- 四、會計係
- 第二條 各係ハ學校長ノ指揮ヲ受ケ第三條以下ニ定ムル所ノ事務ヲ掌理ス
- 第三條 庶務係ハ左ノ事務ヲ掌ル

三十年史 明治四十年

第五條 各學科中ノ一學科目若クハ數學科目ヲ選擇シテ學修セントスル者ハ選科生トシテ二箇年以内在學ヲ許スコトヲ得

- 一、御眞影ノ奉安及御親署勅語ノ保管ニ關スル事
- 二、校旗ノ保管ニ關スル事
- 三、文書ノ接受及發送ニ關スル事
- 四、記録及編纂ニ關スル事
- 五、職員ノ勤務調査ニ關スル事
- 六、文書ノ起案及保管ニ關スル事



- 七、職員ノ願届及伺ニ關スル事
  - 八、規則ノ制定及變更ニ關スル事
  - 九、職員ノ進退任免ニ關スル事
  - 一〇、校印及學校長官印ノ保管ニ關スル事
  - 一一、儀式ニ關スル事
  - 一二、衛生ニ關スル事
  - 一三、生徒ノ兵役證明ニ關スル事
  - 一四、職員ノ履歷書ニ關スル事
  - 一五、日誌一覽諸報告及統計ニ關スル事
  - 一六、寄附物品ノ授受及褒賞ニ關スル事
  - 一七、他ノ係ニ屬セサル一切ノ事務
- 第四條 教務係ハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一、教務係ニ屬スル文書ノ起案編纂及保存ニ關スル事
  - 二、生徒募集ニ關スル事
  - 三、生徒ノ入學休學及退學ニ關スル事
  - 四、生徒ノ試験及其ノ手續其ノ他進級卒業ニ關スル事
  - 五、生徒ノ出席缺席ノ調査ニ關スル事
  - 六、生徒ノ願届伺ニ關スル事
  - 七、生徒ノ統計ニ關スル事
  - 八、生徒ノ在學、學力、品行等ノ證明ニ關スル事
  - 九、生徒ノ名簿履歷書及學籍簿ニ關スル事
  - 一〇、教室及日課配當ニ關スル事
  - 一一、清潔方法實施ニ關スル事

- 一二、參觀人ニ關スル事
  - 一三、教員室普通教室ノ設備及其ノ物品ノ保管ニ關スル事
  - 一四、圖書ノ保存整理及貸附ニ關スル事
  - 一五、其ノ他教務ニ關スル一切ノ事務
- 第五條 生徒係ハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一、生徒係ニ屬スル文書ノ起案編纂及保存ニ關スル事
  - 二、生徒ノ訓育及風紀ニ關スル事
  - 三、生徒ノ監督及賞罰ニ關スル事
  - 四、生徒ノ勤惰ニ關スル事
  - 五、生徒ノ服裝ニ關スル事
  - 六、衛生ニ關スル事
  - 七、生徒ノ身體検査ニ關スル事
  - 八、寄宿舎ニ關スル事
  - 九、生徒ノ宿所検査ニ關スル事
  - 一〇、其ノ他生徒ノ身上ニ關スル一切ノ事
- 第六條 會計係ハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一、會計ニ屬スル文書ノ起案編纂及保存ニ關スル事
  - 二、歳入歳出ノ豫算決算收支ニ關スル事
  - 三、金錢及保管證書ノ出納ニ關スル事
  - 四、圖書機械器具其ノ他物品ノ購入並ニ保管出納ニ關スル事
  - 五、出納官吏及物品會計官吏ノ異動報告ニ關スル事
  - 六、地所建物ニ關スル事
  - 七、家屋修繕其ノ他工事ニ關スル事

- 八、備人ノ進退及使役ニ關スル事
- 九、校内ノ警備及清潔方法ノ實施ニ關スル事

四月四日 同日より四日間仙臺（第二高等學校）と東京（文部省）との二箇所にて第一回入學試験及身體検査を施行す。○八日 宮城縣より寄附せられたる同縣立仙臺第一中學校の敷地建物の引繼を受く。○九日 本校事務所を本校假校舎に移さる。○十日 生徒の服裝規程を定む。

仙臺高等工業學校生徒服裝規程

第一條 生徒ノ制服ハ左ノ如シ

- 一、制 帽
- 一、地質ハ黑色絨トス
  - 二、前章ハ金色ニシテ圖ノ如シ
  - 三、眼底ハ黒革トス
  - 四、頭紐ハ黑色ニシテ幅三分トス鈕徑三分金色ニシテ形狀ハ服鈕ニ同シ
  - 五、製式ハ佛蘭西型ニシテ圖ノ如シ
  - 六、夏服用期間中ニ限リ略帽ヲ用キルコトヲ得
  - 七、略帽ノ品質ハ麥稈トシ製式ハ高サ二寸ヨリ二寸五分針卷ハ黑色リボン幅一寸ヨリ一寸二分線幅一寸五分ヨリ二寸編方ハ普通ニシテ形狀ハ圖ノ如シ

二、制 服

- 一、地質ハ冬服ハ黑色絨トシ夏服ハ鼠色又ハ霜降り小倉又ハ絨トス
- 二、胸鈕ハ徑七分袖鈕ハ徑六分金色ニシテ圖ノ如シ

一〇、其ノ他會計ニ屬スル一切ノ事務

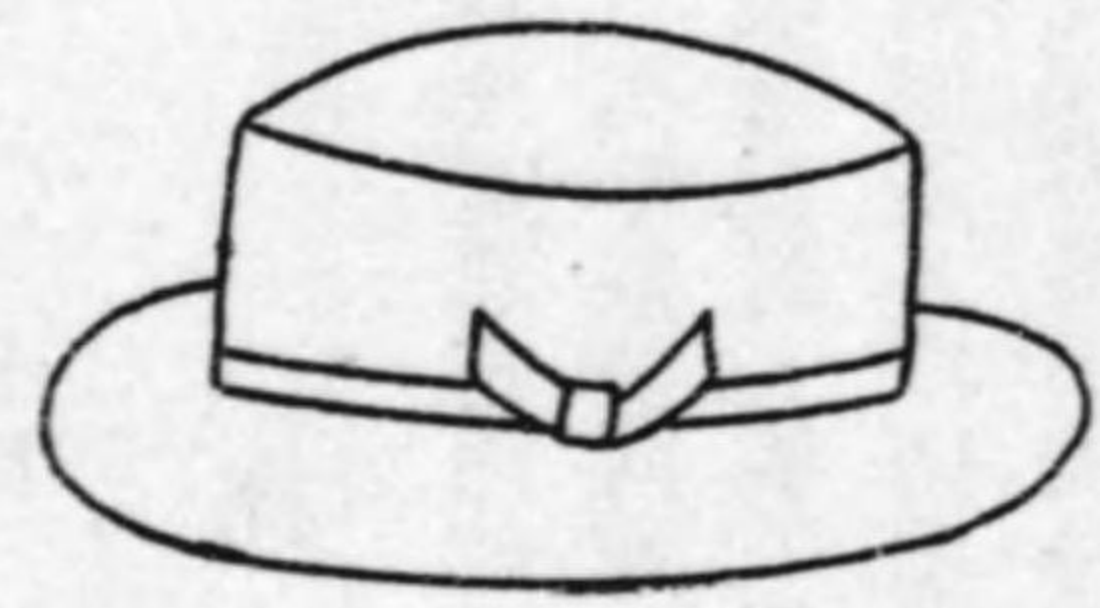
- 三、上衣ノ製式ハ脊廣型ニシテ圖ノ如シ
- 四、袴ノ製式ハ圖ノ如シ

三、外 套

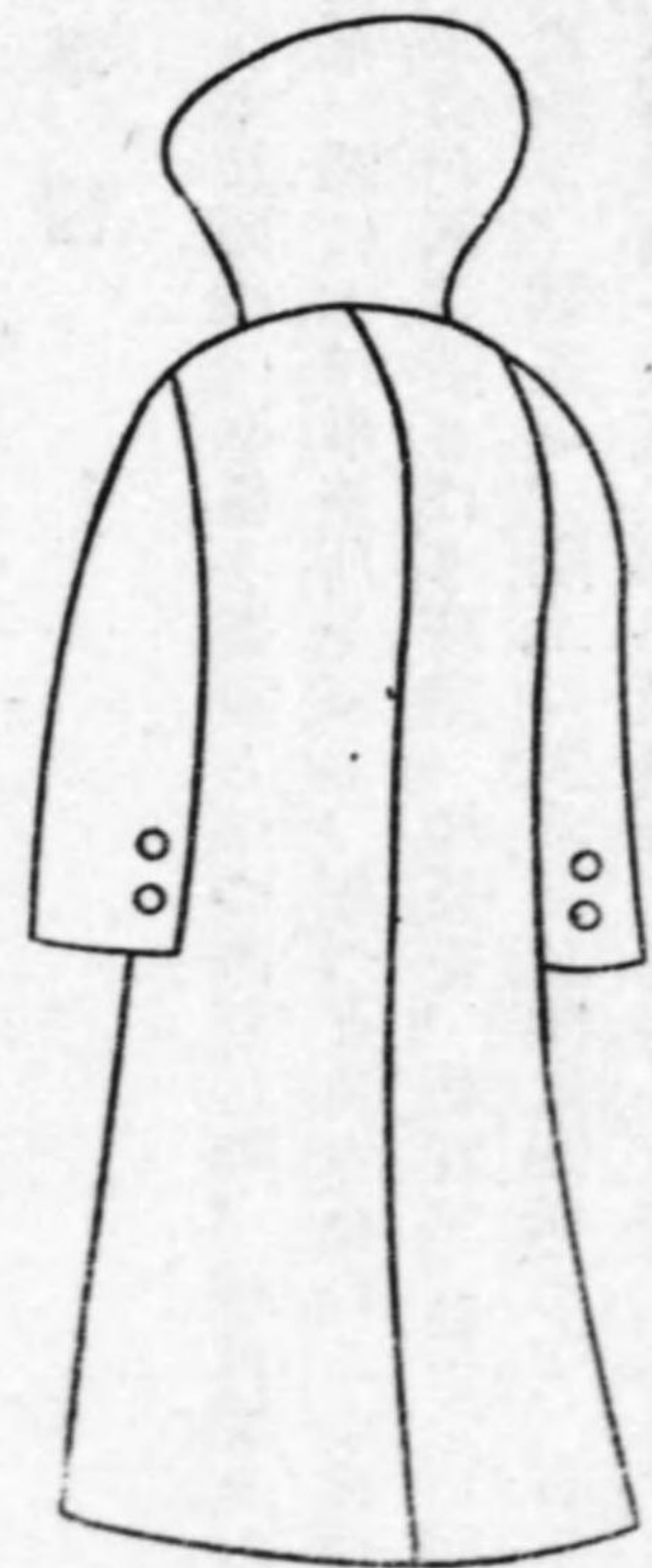
- 一、地質ハ黑色絨トス
  - 二、形狀ハ圖ノ如クニシテ頭巾ヲ附セサルモ妨ナシ
  - 三、前面ノ鈕及袖鈕ハ上衣用ニ同シ
- 本校ニ入學前中學校ニテ着用セル外套ニシテ本校規定ノ外套ニ類似セルモノハ鈕ヲ變更スレハ之ヲ着用スルモ妨ナシ
- 第二條 生徒ハ入學後一箇月以内ニ制服ヲ着用スヘシ
- 第三條 制服ヲ着用シ難キ事情アル時ハ其ノ趣ヲ申出許可ヲ受クヘシ



三十年史 明治四十年



略帽



背面

元



制帽前章

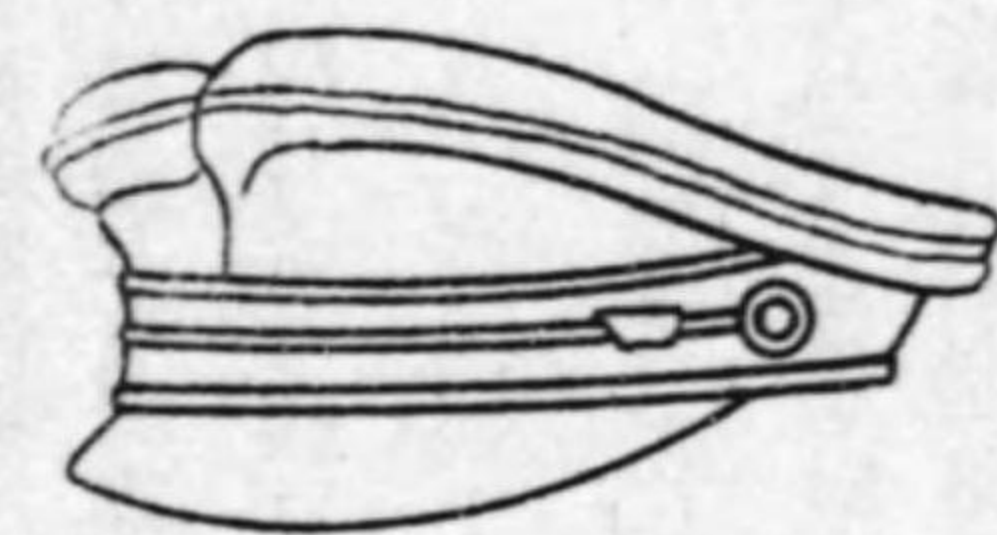


鈕

面前



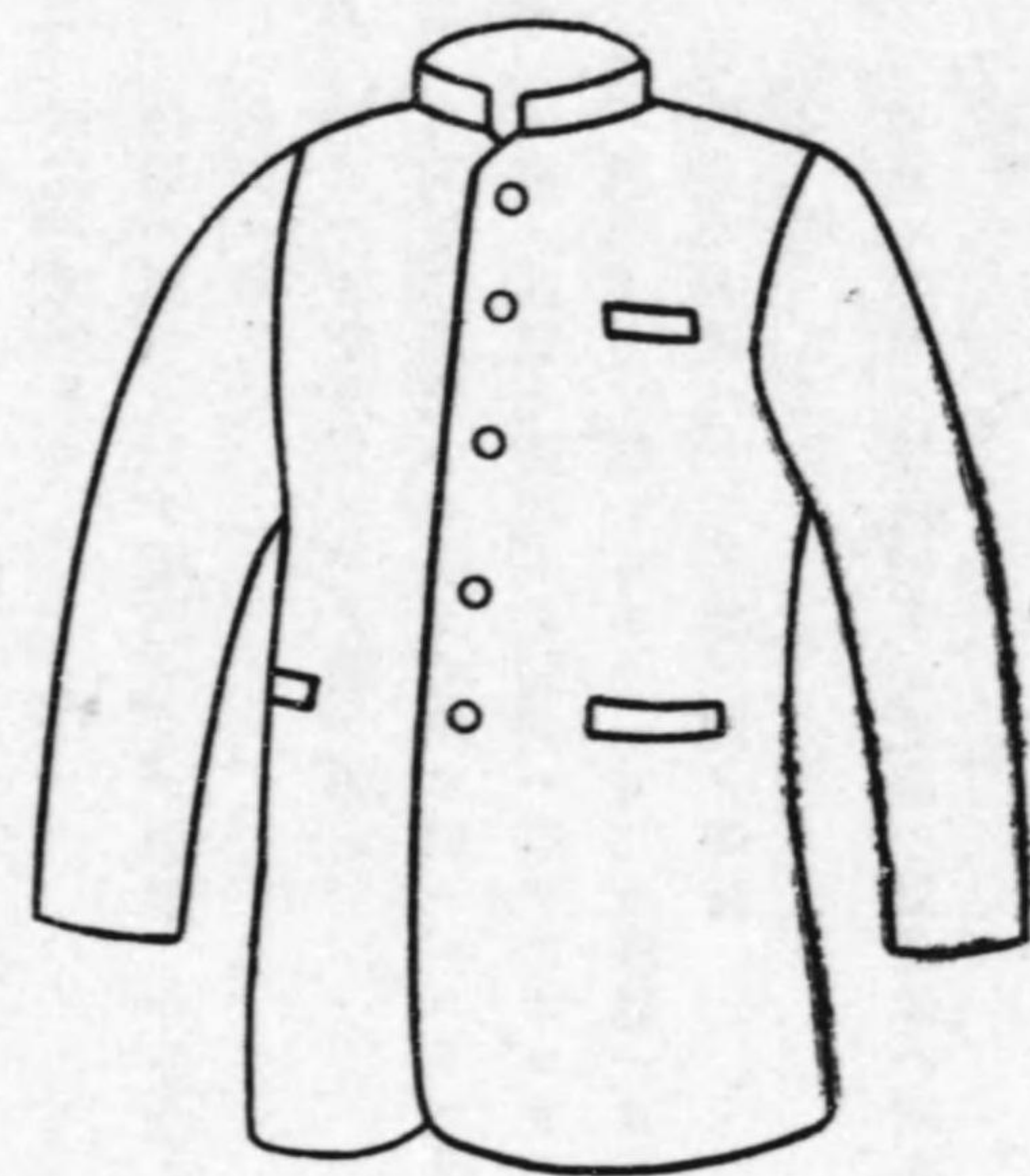
外套



制帽

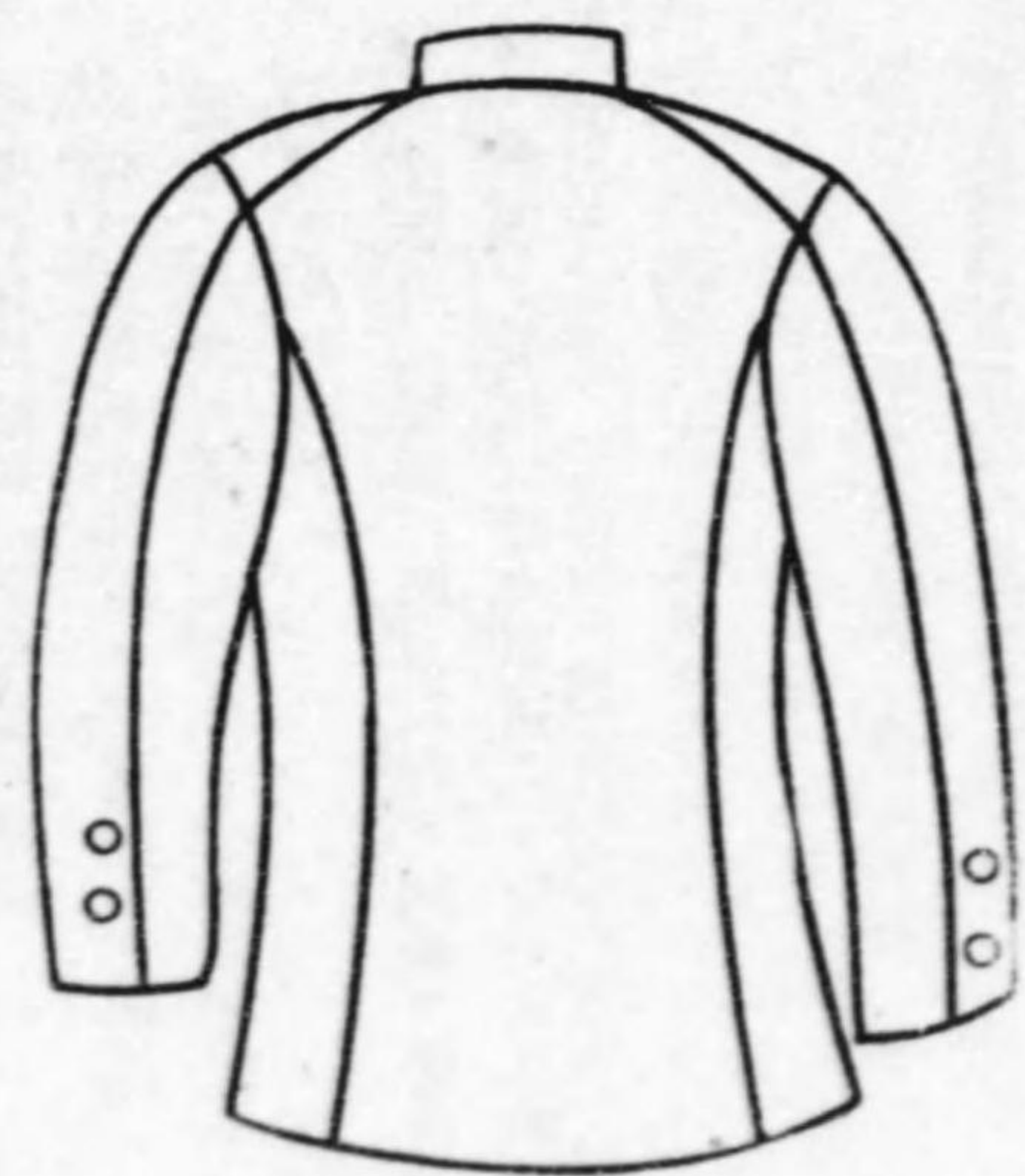


袴



上衣前面

三十年史 明治四十年



上衣背面

元



十日 第一回入學志願者六百十八人の内無試験檢定に依り三十四人試験檢定に依り百十五人計百四十九人に入學を許可す。○二十日 始めて生徒を假教室に充用せる寄宿舎に收容して第一回入學式を舉行す。

### 開校の準備

中川校長は文部省内に在りて頻りに本校開校の準備を畫策しつつありし際、校舎焼失の報に接し急遽本校敷地に隣接する第二高等學校内舊寄宿舎の東端一部に本校事務所を移し、先づ火災を免れたる建物を改造して教室其他に充當するため取急ぎ其工事に着手す。寄宿舎北側の階下に事務室、校長室、教官室、教室を、階上に職員食堂兼會議室及製圖室を、南側階下に物理器械室、同實驗室、教室を、階上に製圖室及測量器械室を、食堂を講堂兼合併教室に、賄所及浴室を化學藥品室及分析室に、雨天體操場を電氣工學科及機械工學科の實習工場に、東に接する劍道場を文部省建築出張所に充て、又南北寄宿舎の東に新に二階建家屋を増築し、二階を生徒控所に、階下を受付、宿直室及小使室とし其中央に出入口を設く。

### 本校の組織

本校には土木工學科、機械工學科、電氣工學科、探鑛冶金學科の四學科を設置し、各學科には學科長を置き教授中外國留學を了りたるものより學科長之を命ず。基礎學科及び他學科に跨る學科は之を共通學科と稱するも、特に學科長を置かず、學科長は其學科に屬する職員を督勵し、又其學科に關する一般事務を統轄し、特に生徒の就職及び訓育等の責に任ず。開校當時教官中既に外國留學を了り歸朝して學科長たるべき土木工學專攻の山川眞吉氏、機械工學專攻の神谷龍彦氏は名古屋に、電氣工學專攻の降矢芳郎氏、探鑛冶金學專攻の渡邊俊雄氏は京都に待機し、夫々開校の準備に従事せり。

生徒各組には總代を置き、生徒の互選せるもの、中より適當なりと認むるもの各組二名宛を學校より命じ、一學年間其組の取締及び學校との連絡に當らしむ。

本校の特徴とする所は

- 一、本校に收容せる生徒は既に中等學校の課程を卒りたるものなれば、其人格を尊重し紳士として待遇す。従つて別に保證人を要せず、たゞ優秀なる技術者たらしめんため本校の規定せる規則命令に絕對服従を誓はしめ、入學式に於て校旗の下に各學科長の前に進み宣誓記名をなさしむ。
- 二、入學志願者の緩和と負擔を軽くするため又優秀なる志願者を收容せんがため無試験檢定の制度を設く。
- 三、工業に従事せるもの、進學の途を開き入學を容易ならしむるため優先選抜を行ふ制度を設く。
- 四、卒業者にして既修の學科中の特別事項に就き更に研究を希望するものに研究生として在學を許す制度を設く。
- 五、工業に従事する者又は工業學校卒業者に進學の途を開くため選科生として在學を許す制度を設く。

### 開校當時の回顧

明治三十九年三月二十九日勅令第四十一號を以て文部省直轄諸學校の一として本校の設立公布せらる。是より前宮城縣は本校の敷地校舎として當時同縣立仙臺第一中學校の敷地校舎全部寄附の件を文部大臣に稟申する所ありしが、四月二十日文部大臣より右寄附の件認可せられ、十月十六日宮城縣より同敷地及建物全部の寄附を受けたり。

同年十二月二十九日文部省視學官中川謙二郎氏本校校長を拜命し、明治四十年一月九日文部省内に本校事務所を設置し、職員の人選、生徒募集、入學試験執行準備、諸規則の調査編成等に着手す。

測らずも一月二十四日午前一時十分頃、宮城縣に於て校舎使用中出火二時間餘にして校舎全部を焼失し、繼に寄宿舎二棟、食堂賄所一棟、雨天體操場劍道場一棟火災の厄を免れたのみ。之がため本校開校に一時頓挫を招きしも萬難を排して斷乎既定計畫通り四月開校に決定す。

### 創立費と火災復舊費

本校創立費及び火災復舊費は總額金四十四萬五千餘圓にして、敷地は宮城縣より寄附せる土地一萬一千八百二十一



坪六合八勺の外に民有地を買収せるもの六千二十六坪五合七勺、内務省より所管換をなしたるもの一千五百二十三坪合計一萬九千三百七十一坪二合五勺となり、總額中土地建物に凡そ三十萬圓を、他は機械器具圖書標本等の設備に充用せらる。宮城縣よりは建築費中へ金二萬圓の寄附を受け、開校後直に校舍新營をなすこと、なれり。

四月二十日開校を祝する爲め、河北新報社は記念號を發刊して世に紹介する所ありき、同紙に記載せられたる中川謙二郎校長神谷龍彦教授、山川眞吉講師、三好愛吉講師の抱負は左の如し。

開校に際して希望を述べ

仙臺高等工業學校校長 中川謙二郎

地方人士の多年志望せし仙臺高等工業學校は内容設備共に漸く整序を得て今日開校の式を擧ぐるに至れり。此機に際し一言以て平生懷抱せる希望を述べて地方有志の士に求むる處あらんとす。仙臺高等工業學校は地方有志の熱心なる志望と、誠實なる盡力によりて今日此の開校を見るに至りたるや疑を容れざる處也。本校は東北地方を基礎として活動すべきや論を俟たず。思ふに實業上本校と地方との關係は年所を経ると共に愈々密接たらざるばならず、是即ち予の地方人士に希望する處ある所以也。望むらくは本校教育の方針に關して忌憚なき意見及び實切の論議を興へよ。是等の意見並びに論議に由りて屢々教育の方針を變ずる能は

縣下の電氣事業

仙臺高等工業學校教授 神谷龍彦談

着手の早きに利あり。嘗て明治三十三年の頃東北各縣下の水力事業を取調べもし又設計もしたこともあるが、此縣下では刈田川、馬場の大瀧、廣瀨川の落合附近、不動瀧などであつたと記憶する。陸羽横斷鐵道はその頃にも盛んに問題となつて居た。白石の精米事業も亦た一の問題であつた。當時の設計と現今各方面に起りかけて居る事業の計畫との間に幾何の交渉が有るか知らぬが、兎に角自分はその現象を頗る嬉しく感ずると同時に起業者に向つては一日も早く着手されんことを希望するのである。何となれば農業は年の問題と言ひ得るが如くに、電氣事業は實に日の問題であらねばならぬ。農業は一ヶ年の時日を費してその成績を収めるのであつて今年の失敗は之を來年に償ふことも出来るが、電氣事業は全く趣を異にして居る。一日若しくは一時間でも手を空うして過ごされぬのは水力である。今年着手しないで居ても來年之を二倍にして取り返へすといふやうなことは到底不可能である。即ち着手の時日が早ければ早いだけそれだけ利益があるのである。寧ろ多くの資本を要す。水力事業の資本は蒸氣事業に較べて甚だ少ないやうに思はれる。現に努力と財力との點に於

ざるは勿論なれど、是に依りて興へらるゝ予等職員間の覺悟は延いて當校と地方との關係となり、將來の功果は頼かに測斷すべからざる者あるべし。予は本校教育の方針として技術的部分的人物の養成を望まず、主として工業家的人物の養成に努むると共に學校は單に教師と生徒の關係に非ざりて社會的地方的の満全なる連絡を欲して止まざる者なり。續つて當地方の工業状態を見るに、各地の鑛山は探鑛冶金科の本據とするに足るの盛況を呈せりと雖も、機械工學科の方面に至りては殆ど言ふを要せざるの狀態に在り。東北に於ける工業の不振に就いては各家各自の所論多しと雖も、予の見る處を以てすれば交通の不備は確かに其の一原因たり。然りと雖も時勢の進運は此地の交通をして長らく今日の狀態に在らしめず、海門開け鐵路通じ四通八達運輸交通の機關備はるの日必ず遠からざる也。交通の發達と共に工業の振興は又豫期するを得べし。予は茲に東北地方の將來と、工業の發達振興に就いて多大の希望を有するを告白せん。本日本校の開校式に際し河北新報記念號發刊の舉あるを聞き平生の希望を述べんがため餘白を借りて聊か蕪辭を囁ぬる事斯くの如し。

てその觀がある。しかし水力事業は土木工事其他多くの場合に於て寧ろ却て多くの資本を要するのが明かなる事實である。例へば宮城紡電會社でも、目今頻りに發電所の工事に意外なる費用を投じつゝあるといふやうな次第であつてその當局者の苦心は實に察すべきである。副業無かる可からず、蒸氣事業であれば、それだけ石炭も要るし努力も要ることであるが、水力事業ならば晝間只だ機關を遊ばして置くのは甚だ不利益である。この問題は地方の商工業の振不振と密接なる關係を有つてゐることは勿論であるけれども、會社として別に或る生産的副業を營むことが非常な利益である。カーバイト可なり、精米可なり、搾材又た可なり。紡績も或は可なりである。而して若し事情が許すならば、同種の會社を合併して大資本を運用し、電燈電力共に價を低くして供給するやうな方針に一致するならば大に自他の利益だらうと信ずる。電氣は如何、之を言ふに當りて先づ最も困難を感ぜしむるものは市内の道路の狹隘なることである。斯の市區改正にして實行し得べくんば固より論の無いことであるが、但だ此事たる今輒く望むべからずとせば、則ち何處にか之を布くべき、尤も此地は地價も非常に低廉であるから止むなくんば専用の道路敷地を買ひ取ることも、一の方法ではあらうけれども、しかしながら元と電車の第一義は繁華な大通りを通ずるといふのに存するのである。それ故に假りに大



通りの裏に僅かに半町ぐらゐるの所に之を通じるとしても、殊更其所まで迂回して行つて電車に乗らうといふ人は有らうか何うか、随分疑はしいものである。横断鐵道の得失、陸羽横断といふが如き距離の長い場所には電車は爾く利益あるものではない。却て自動車の獨行的のものゝ方が得策であらうと思ふ。且つ此鐵道は旅客の交通よりも寧ろ貨物の輸送が主なる目的とすべきが當然であるから速力とても敢て急を要する程のことも無く、従つて市街鐵道の如く多くの回数を運轉するにも當らぬのだが然るにその貨物の點が果して何んなものであらうか、實際一の問題であるに相違ない。それから又た電氣鐵道ならばキツイ勾配も容易に駛るといふけれども、強がち關係の無いでもない。尙ほ土木工事の點も計算から除外することが出来ない。要するに自分は電氣事業としての横断鐵道には賛成をしない。之にくらべては市街鐵道は頗る有望である。

實用的人物の養成

仙臺高等工業學校講師 山川眞吉談

我が高等工業學校は何が爲めに設立されたるか。云ふまでもなく實用的人物を養成するを目的としたのである。戦捷の結果として對外防備の擴充も必要である。對内施設の完

大學にありし時、多くの露國人も在學して居たが、彼等に向て卒業後に執らんとする方針を聞いた。彼等は何れも自國に就業する事を云はずして、滿洲開拓の任に當るべき事を以て答へた。學生時代の彼等は早くも自國外に發展の地を求めて其活動を試みんと企て、居るのである。而して我が國の學生に斯る大希望を有する者少なきは、實に曉天の星である。東北地方は關西に比して工業の振はざる事は蔽ふべからざる事實なるべきも、予は前途に向て大なる希望と新らしき光明とを以て、實用的人物の養成に従事する考へである。然れども我が高等工業學校に於て養成したる人物に活動力を與ふるは、社會の責務である。即ち資本家事業家の任である。要するに東北は近き將來の工業發展の地として茲に其根基を据えしを喜ぶものである。

仙臺高等工業學校開校に付仙臺市民に望む

第二高等學校教授

仙臺高等工業學校講師 三好愛吉

我輩は工業に就ては全く素人である。故に工業其者に關しては何も言ふことは出来ないが、今度高等工業學校が設けられたについて、市民諸君に希望することは、いくらもある。或人は工業學校が新設されたら是から仙臺並に東北一般の工業が盛に勃興するだらうといふて非常に悦んだが、

成も急務である。然れども擴充と云ひ完成と云ふものゝ總てが國民に依て納めらるゝ租税の力に須たざるべからずとすれば、國民の富力を増進する道を開拓するは國家が負ふ處の當然の義務である。乃ち實用的人物を多く養成して、民間に起る處の各種の事業を扶けしめ、その事業に依て得る利益を増大ならしむるは今日に取るべき策として、其當を得たるものと云はねばならぬ。現在の事業として發展の希望あるものは農蠶以外に於ても多くある。中に就て最も多大の希望を以て迎ふべきものは工業、乃ち物を製造する事である。我が國の狀態より見れば農蠶業の如きは殆ど或る程度以上に發展する事は頗る難事であるが、工業に至ては無盡蔵である。北米の如き新進國が如何にして今日の富を致したるか、如何にして今日の勢を成したるか云へば、云ふまでもなく工業智識の開発に努め、製造事業の獎勵に盡した結果に由つたものである。之を以て見れば我が國の將來に在ては限度ある小利益に汲々たるよりも、寧ろ無盡蔵なる大財源を開拓するの勝れるは論ずるまでもない事である。然れども惜いかな我が國民は猶小天地に跼蹐して鎖鉄を争ふと云ふ舊習を脱し得ない様である。爲めに各種の高等、若しくは専門學校を卒業せるもの、或は將に卒業せんとするものゝ中には、此の舊習の圈套内に多少の條給に安んぜんとするものもある。斯くの如き氣風は國家の進運に伴はざる尤も忌むべき現象であると思ふ。予は獨逸

其は餘りに輕卒である。一體實業が盛になつた結果として實業學校が勃興する方が自然の順序であつて、實業學校の獎勵のために、實業が振興するといふは寧ろ自然でない。實業の盛衰は國民企業心の消長と、資本の動否とに關する方が大である。併し我國では決して此自然の順序ばかりを踏んではならぬ。多少實業其者と實業教育と調和してをらぬ點がありはしまいかと思ふ。即實業家と技術家と眞に折合つて仕事をやる風は、是まで稍乏しいやうである。此點は大に改めて行かねばなるまい。吾國は本來農業本位の國であるからして、農業に關しては國民が知識を有し、抱負をも有してをるが、工業に關しては餘り經驗もなく識見もなかつたやうである。然るに近年工業の勃興が盛なるが爲め、少くも工業地の人民は工業に關する知識と企業心とを増すやうになつて來たのは、甚だ賀すべではあるが、未だ夫が一般に普及するやうにはならぬ。然るに總て物は知つてをるとをらぬとて、其物に對する氣分のかけた方が非常に違ふものである。夫故に工業地以外の人民でも工業其者を理解するやうにならなければ、眞に工業國といふことには至らぬと思ふ。仙臺に高等工業學校が設けられた爲めに、仙臺に工業が勃興するだらうなどいふ夢を見ずに、先づ大工業とはいふものであるか、工業の經營設備は如何にすべきかといふことを工業學校から學ぶやうにして貰ひたい。やがて此工業に關する知識が何れかの方面に活動



を始めて茲に新に工業が興るやうになるかも知れぬ。是は決して仙臺とか東北とか一地方の問題ではない。實に國家の問題である。否實に世界の問題である。此點に關しては

世界を視察學習して歸朝せられてをる専門教授の諸君も、十分社會に向て盡さるゝに相違ないと信ずるのである。

### 生徒自治寮

寄宿舎は本校舎火災の爲め假教室に充當せられたるを以て、宮城縣以外の生徒を收容するため元常盤町青葉館の大廣間を區畫して小室とし、其他學校よりも種々便宜を與へ、時々職員を遣はし監督せしむ。更に仙臺の土地に慣る、に従ひ下宿に移ることを避けしめ數人若くは數十人團結して共同自治の生活を爲すべく特に勸奨したる結果、仙臺市内に於て十一ヶ所の校外自治寮の設立を見るに至り。明治四十一年六月の調査に依れば、共同自治の生活を營む者、實に八十七名の多きに達し、尙ほ計畫中に在るもの數個あり。其の成績に至りては未だ之を詳にすること能はずと雖も、概して良好の傾向ありと信ぜらる。

#### 陸菽寮綱領

- 一、獨立獨歩の念を固め共同自治の精神を養ふ事
- 二、利己の念を棄て、犠牲の精神を養ふ事
- 三、實實謙讓にして禮儀を重んずる事
- 四、親愛にして信義を重んじ責任を明にする事
- 五、清潔を重んじ衛生に注意し健康を圖る事

#### 陸菽寮々則

- 第一條 本寮は明治四十年五月十五日米ヶ袋下町二十四番地に創立す
- 第二條 本寮は仙臺高等工業學校生徒に限り入寮することを

#### 得

- 第三條 本寮を陸菽寮と命名す
- 第四條 寮友は互に信義を重んじ勉學修養を事とすべし
- 第五條 本寮に會計係一名炊事係一名宛を置き一ヶ月交代たらしむ
- 第六條 會計係は寮の金錢出納を司り帳簿を整頓すべし
- 第七條 炊事係は賄方一切を司り寮の日誌を記すべし
- 第八條 自修時間は午後六時より十一時迄とす
- 但土曜日は午後一時より五時迄
- 日曜日は午前八時より正午迄とす

第九條 門限は午後十時迄とす

第十條 病氣若しくは事故の爲め退寮するものは各友の許可を受くべし

第十一條 入寮せんとする者は協議の上許可することあるべし

#### 成器寮

- (一)吹雪は深く風荒れて 黒雲空に早き時
- 天の彼方に聲ありて 茲に生れし成器寮
- (二)エス、ケイ、ケイのあざやかに 使命は重し工業の
- 前程祝はん門の邊に 並ぶ姿の勇ましや
- (三)集まる花の影清く 朝な夕なのいそしみに
- 大器成すべし東北の 天地に高し自治の聲
- (四)春は緑の色青し 霞は深し吾が庭に

探鑛冶金學科生徒鐵々寮を組織す。

四月二十二日 燒残りたる寄宿舎を假校舎に充て授業を開始す。この假教室は木造二階建にして、今寄宿舎(日就寮)として尙構内に原態を留む。

五月十八日 大年寺山に遠足を兼ね校友會組織の協議あり、其結果具體的の組織成る。會長には校長を推戴す。二天部即ち學術部運動部成る。

### 校友會の創立

明治四十年五月十八日全職員生徒相携へて大年寺山に至り、校友會設立を議す。先づ中川校長拍手裡中に起つて本

飛び交ふ蝶の羽輕く

(五)月影暗き夏の夕

勇氣は満ちて肉躍る

(六)秋は軒ばに散る紅葉

並ぶ燈火の其下に

(七)北風寒き冬の夜に

鐵壁壞く力あり

(八)星影高く光る時

不思議の幕は開かれつ

(九)月日の足の早くして

互に磨く勇氣もて

(十)あゝ人の世のとしへに

青葉の山の遅櫻

歌ふ健兒の聲高し

等しく遊ぶ理想の地

進む天地の果しなし

肅くも清き松の影

世の文運は磨かれつ

靜に語る友の顔

自然の秘密發くべし

神の助の其下に

世の發明の聲低し

やがて振はん此腕

歴史譽を残さなん

續く廣瀬の水清く

光榮祝はん自治の國



日當所會合の主意を述べらる。

「諸君が本校の學校の學生となりてより未だ一ヶ月に過ぎずと雖も、本校生活の全體より見れば已に其三十六分の一を経過せり。時間は永久なりと雖も、諸君の生命は有限なり。就中學生の生活は極めて短日月なり。而かも此短日月は諸君百年の活動の源泉なり。須らく此期間に於て身心の健全なる發達を希望す。本日は正規の校則以外に諸君の發達に資すべき校友會の組織に關する協議と創設とを兼ねんとするものなり。」  
と順次會則の條項につき説明せられ、逐次決議をなす。終りて茶話會に移り談笑語溢る。暫くにして餘興として琵琶常陸丸の一節彈奏あり。次に本山住僧の大年寺の由來に就き一同を傾聽せしめ、終つて會長閉會の辭ありて散す。之れ抑々校友會史の一頁なり。如斯にして校友會は生れたり。青葉城の一角、山紫水明の間に前途洋々大海の如き希望を藏して現はれたり。見よや夫れ爾後開展の活動を。

仙臺高等工業學校校友會規則

第一條 本會ハ仙臺高等工業學校校友會ト稱ス

第二條 本會ハ仙臺高等工業學校職員卒業生生徒及本校ニ縁故アル者ヲ以テ組織ス

第三條 本會ハ會員相互ノ交誼ヲ厚クシ智徳ヲ磨キ身體ヲ練リ以テ本校ノ校風ヲ發揮スルヲ以テ目的トス

第四條 本會ニ左ノ二部ヲ置ク  
學 術 部  
運 動 部

第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク  
會 長 一人 本校校長ヲ推ス  
部 長 二人 會長ノ指名トス  
委 員 若干 本校職員ヨリ舉ケラル、委員ハ會長

第六條 本校役員ノ任期ハ一箇年トシ其更任期ハ毎年五月トス

第七條 本會ノ會務ヲ處理スル爲ニ役員會ヲ開ク

第八條 役員會ノ議事ハ出席員ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ會長之ヲ決ス

第九條 本會ハ毎年五月總會ヲ開クヲ常例トス但シ役員會ノ決議ニ依リ臨時總會ヲ開クコトアルヘシ

第十條 會員ハ左ノ區分ニヨリ會費ヲ納ム  
職員ハ七八兩月ノ外月俸給額百分ノ一トス  
但事務職員ハ俸給月額二百分ノ一トス  
生徒ハ七八兩月ノ外一箇月金拾五錢トス

ノ指名トシ生徒ヨリ舉ケラル、委員ハ其互選トス

第十一條 本會ノ收入支出豫算ハ毎年五月役員會ニ於テ之ヲ決定ス

第十二條 收入支出ノ決算ハ毎年五月之ヲ報告ス

第十三條 各部經費ノ分配ハ役員會ノ決議ニ依ル

第十四條 各部ノ細則ハ別ニ之ヲ定ム

第十五條 本規則ハ役員會及總會ノ決議ニ依リ改正スルコトヲ得

明治四十年度校友會役員中職員に關する分

六月一日 校友會は仙臺市民の爲に工學に關する通俗工學講話會を設け、其の第一回を宮城縣會議事堂に開き、爾後開會二十回に亘りしが、毎回六百人内外の聴衆ありたり。

工學講話會の社會に與へたる反響 (河北新報より轉載)

仙臺高等工業學校が東北人の工業智識を啓發し東北に於ける工業の發達を促進すべく設置せられたる上は、其の使命を果す爲めには單に學校教育のみを事とせずして進んで社會的に教育を施し、學生に教ふるの餘力を以て一般人の科學的智識を啓發するを要す。それには時々通俗講話會を開いて衆庶の傍聽を許さんことにありとは、開校の當日に於て吾人が該校に註文したる一事なりき。而して該校職員中にも亦通俗講話の有利を説く人あり、校長中川氏は實地的の人なりといふを以て吾人は吾人の註文の必らずや徒爾ならざるべきを信じたりき。果せるかな中川氏等は校友會を設けたる上、其の事業の一として通俗講話會を開催し、晝間工場に通勤し居る職工を始め、各學生其他一般人の爲めに平易なる科學上の講演をなし、或は器械の説明に、諸種の分析に極めて解し易き方法を以て講説すべく、其の第一回を六月一日の夜縣會議事堂に於て開くことに決したりと聞く。是れ實に地方人智の進歩に一新紀元を作るものにして、地方人士は滿腹の誠心を捧げて校員諸氏の舉を賛同し、助成し、都下の職工門下の子弟は勿論、家族を伴ひ知人を勧めて參聽せしめ、且つ及ぶべき丈の便宜を計り奔走をなすを要す。本來よりせば地方の官民が自から之を企畫し、工業教育家等を招待して講演を請ふべき善なるに、諸氏が進んで開催するといふは此の

會 長 中川謙二郎校長  
運動部長 神谷 龍彦教授  
學術部長 渡邊 俊雄教授  
委 員 山川 眞吉教授  
久野末五郎教授  
降矢 芳郎講師  
鹽釜伊兵衛講師  
委 員 平 秋藏講師  
委 員 田上 致俊書記







電氣工學科 四十人  
探礦冶金學科 三十九人  
内 宮城 二三 山形 一二 新潟 一二  
福島 一〇 秋田 七 東京 七  
岩手 六 茨城 六 香川 六

青森 五 靜岡 岡山 愛知 福井 福岡 各四  
其他  
敷地 建物  
建物坪數 七百三十一坪二合  
敷地坪數 一萬九千五百七十一坪二合五勺

七月二十四日 文部省令第二十二號を以て實業學校教員養成規程第一條改正せられ、第二條ノ四、第三條、第三條ノ二追加せらる。

實業學校教員養成規程

(明治三十五年四月一日文部省令第九號)

第一條 東京帝國大學農科大學本科若クハ實科、東京高等商業學校、東京高等工業學校、東京美術學校、商船學校及水産講習所ノ學生生徒ニシテ卒業ノ後實業學校ノ教職ニ従事スヘキ者並東京帝國大學農科大學附屬農業教員養成所、東京高等商業學校附設商業教員養成所及東京高等工業學校附設工業教員養成所ノ生徒ニハ學費ヲ補助スルコトアルヘシ  
補助スヘキ金額ハ一箇月六圓以内トス但シ東京高等工業學校附設工業教員養成所研究生ニ補助スル學費ハ六圓ヲ超過スルコトヲ得  
第二條 前條ニ依リ學費ノ補助ヲ受ケタル者ハ卒業ノ日ヨリ學費ノ補助ヲ受ケタル年限ニ一箇年ヲ加ヘタル期間文部大臣ノ指定ニ依リ實業學校ノ教職ニ従事スヘキ義務ヲ有ス但シ必要ノ場合ニ於テハ文部大臣ハ他ノ教職ニ従事スルノ義務ヲ負

ハシムルコトアルヘシ  
第三條 學費ノ補助ヲ受ケル者中途ニシテ退學シ若クハ前條ノ義務ヲ盡ササルトキハ補助シタル學費ヲ償還スヘキモノトス但シ文部大臣ハ事情ヲ酌量シテ其全部又ハ一部ノ償還ヲ免除スルコトアルヘシ  
第四條 第一條ノ學生生徒ノ員數及各養成所ニ募集スヘキ員數ハ每年文部大臣之ヲ定ム  
附 則  
第五條 本令ハ明治三十五年四月一日ヨリ施行ス  
第六條 明治三十二年文部省令第十三號實業學校教員養成規程ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス但シ該規定ニ依リ現ニ農業教員養成所、商業教員養成所及工業教員養成所ニ在學スル生徒ハ各東京帝國大學附屬農業教員養成所、東京高等商業學校附設商業教員養成所及東京高等工業學校附設工業教員養成所ノ生徒タルモノトス。前項ノ生徒及東京帝國大學農科大學本科若

クハ實科、東京高等商業學校及東京高等工業學校ノ學生生徒ニシテ從前ノ規程ニ依リ學費ノ補助ヲ受ケタル年限ハ本令第二條ノ年限中ニ算入ス

第七條 明治三十二年文部省令第十三號實業學校教員養成規程ニ依リ義務ヲ有スル卒業生ニ關シテハ尙從前ノ規程ニ依ル

明治三十八年十月三日文部省第十六號を以て左の如く追加せらる。

第二條ノ二 學費ノ補助ヲ受ケタル者ニシテ前條ノ義務期間内ニ於テ私費ヲ以テ學校ニ入學シ若クハ外國ニ留學セントスル者アルトキハ文部大臣ハ時宜ニ因リ之ヲ許可スルコトアルヘシ  
前項ニ依リ許可ヲ受ケタル者ノ當該學校ニ在學中若クハ外國留學中ノ期間ハ前條ノ義務期間ニ算入セス

第二條ノ三 第二條ノ義務期間内ニ於テ文部大臣ノ指定ヲ受ケサルカ爲任意就職シタル者ハ其ノ旨直ニ文部大臣ニ届出ツヘシ其ノ就職ヲ罷メ又ハ之ヲ變更シタルトキ亦同シ前條ノ許可ヲ受ケタル者學校ヲ卒業又ハ退學シ若クハ歸朝シタルトキハ直ニ文部大臣ニ届出ツヘシ

明治三十九年八月二十二日文部省令第十四號を以て左の如く改正せらる。

第一條中(東京高等商業學校、東京高等工業學校)ヲ官立實業專門學校ト改ム  
明治四十年七月二十四日文部省令第二十二號を以て左の如く追加せらる。

第一條中「實科」ノ次ニ「東北帝國大學農科大學本科、農學實科 土木工學科、林學科、水産學科」ヲ加フ  
第二條ノ四 學費ノ補助ヲ受ケタル東京高等工業學校生徒ニシテ卒業後直ニ同校附設工業教員養成所ニ入學シ引續キ學費ノ補助ヲ受ケタル者ノ第二條ノ義務期間ハ同養成所卒業ノ日ヨリ從來學費ノ補助ヲ受ケタル年限ヲ通算シ之ニ一箇年ヲ加ヘタルモノトス

第三條中「前條」ヲ「第二條」ト改メ、「盡サ、ルトキハ」ヲ盡サ、ルトキ又ハ第二條ノ二第一項ノ許可ヲ受ケスシテ入學若クハ留學シタルトキハ」ト改メ次ノ如ク追加セラル  
第三條ノ二 第二條ノ規定ニ依リ實業學校及其他ノ教職ニ従事スル者ニ其ノ義務期間内ニ於テ轉任、退職若クハ休職ヲ命ゼントスルトキハ事由ヲ具シ豫メ文部大臣ノ指揮ヲ受ケヘシ



二十五日 文部省令第二十三號を以て文部省直轄實業專門學校委託生規程公布せらる。

文部省直轄實業專門學校委託生規程

(明治四十年七月二十五日省令第二十三號)

- 第一條 北海道府縣郡市町村其他ノ公共團體及私人ハ文部省直轄實業專門學校生徒ニシテ卒業後其ノ公共團體又ハ私人ノ設置セル實業學校ノ教職ニ從事スヘキ者ニ學費ヲ補助シ委託生トシテ在學セシムルコトヲ得
- 第二條 公共團體又ハ私人ハ委託生ノ選定ヲ當該學校長ニ委嘱スルコトヲ得
- 第三條 公共團體又ハ私人ヨリ委託生ニ補助スヘキ學費ハ一箇月拾圓以上トス
- 第四條 委託生ニハ授業料ヲ徵集セス

校外實習

本校に於ては生徒をして優秀なる技能を得せしめ兼て忍耐勤勉の良習を涵養せしめんと欲し、校内實習の外に校外實習を課することに定め、春季又は夏季の休業中東北其の他の主要なる鑛山、鐵道、工場等に生徒を委託し各擔當教官をして巡回指導せしむ。

明治四十年夏季には全國二十五箇所に生徒一〇八人を委託して實習を爲さしめ何れも良成績を挙げ得たり、依て本校は將來此の種の實習を益々獎勵して優良なる工業者の養成に資する所あらんことを期す。  
七月二日 委員會を開き第二高等學校尙志會より端艇三艘買入る、ことを決議し、同年七月五日端艇三艘讓受に關する覺書を交換す。同年九月十日端艇部規約乘艇規約遠漕規定を制定す。

端艇部規約

- 第一條 本部ハ漕艇ノ技ヲ練習シ兼テ精神ヲ強健ニスルヲ以テ目的トス
  - 第二條 校友會會員ハ總テ本部部員タルコトヲ得
  - 第三條 乘艇規約ハ別ニ之ヲ規定ス
  - 第四條 本部ノ規約ニ背キ若クハ本部ノ體面ヲ汚ス可キ處行アリタル者ハ乘艇停止ヲ命ス
- 乘艇規約
- 第一條 部員ハ一定ノ期日ニ於テ乘艇スルヲ得
  - 第二條 端艇乘組員中ニハ必ス一人ノ艇長ヲ定ム可シ
  - 第三條 艇長ハ技術熟練ノモノニシテ部長或ハ委員ニ於テ其資格アリト認メタルモノニ限ル
  - 第四條 艇長ハ乘艇中端艇ニ關スル一切ノ責任ヲ有ス
  - 第五條 乘艇セントスルトキハ其前日マテニ委員ニ申込ミ乘艇之證ヲ受取ルヘシ
  - 第六條 乘艇者ハ乘艇許可ノ端艇ニ限り使用スルコトヲ得
  - 第七條 乘艇期日ハ土曜日ノ午後日曜日及ヒ其他ノ休日トス  
其他ハ乘艇スルヲ得ス 但シ部長ノ許可アルモノハ此ノ限りニ非ス
  - 第八條 端艇使用時間ハ日出ヨリ日没マテトス
  - 第九條 乘組員ハ一艇ニ付五人以上七人以下トス
  - 第十條 漕艇ハ總テ松島灣及ヒ河溝ニ限り決シテ外洋ニ出ツ可カラス

第五條 委託生ハ卒業ノ日ヨリ學費補助ヲ受ケタル期間ニ一箇年ヲ加ヘタル期間當該公共團體又ハ私人ノ設置セル實業學校ノ教職ニ從事スヘキ義務ヲ有ス

- 第六條 委託生ニシテ在學中半途退學シ又ハ委託生タルコトヲ止ムルトキ若クハ卒業後左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ補助ヲ受ケタル學費ヲ當該公共團體又ハ私人ニ償還スヘシ但シ當該公共團體又ハ私人ニ於テ酌量スヘキ情狀アリト認メタルトキハ其全部又ハ一部ノ償還ヲ免除スルコトヲ得
  - 一、前條ノ義務ヲ盡ササルトキ
  - 二、懲戒免職ニ處セラレタルトキ
  - 三、免許狀喪失ノ處分ヲ受ケタルトキ
- 第七條 學校長ハ本令ニ關シ必要ナル細則ヲ設ケタルコトヲ得

第十一條 遠漕ハ當分別ニ定ムル規程ニ遵ヒ行フコトヲ得

- 第十二條 本校缺席者及ヒ校友會會費未納者ハ乘艇スルコトヲ得ス
  - 第十三條 履物若ハ土足ノ儘乘艇スルコトヲ禁ス
  - 第十四條 乘艇中一切水泳及漁獵スル事ヲ禁ス
  - 第十五條 部員外ノ者ハ特ニ部長ノ許可ヲ得タルモノニ限り乘艇ヲ許ス
  - 第十六條 水泳ノ心得ナキモノ及酒氣ヲ帶フルモノハ乘艇ヲ禁ス
  - 第十七條 使用済ノ上ハ清淨ニ端艇ヲ洗滌シ櫂舵其他ノ附屬品ハ丁寧に艇庫ニ納ムヘシ
  - 第十八條 端艇及附屬品ヲ破損シ又ハ紛失シタルモノハ直ニ委員ニ届ケ出ツ可シ此場合ニハ部長ハ原價若クハ修繕費ノ一部ヲ乘艇員一同ニ科スル事アル可シ
  - 第十九條 賠償金ハ其ノ課セラレタル日ヨリ五日以内ニ艇長ヨリ委員ニ納ム可シ
  - 第二十條 乘艇者ハ必ス正帽正服用ノ事但シ和服ナラハ袴着用ノ事
- 遠漕規程
- 第一條 遠漕ハ教官監督ノ下ニ行フ場合ニ限り之ヲ許ス
  - 第二條 監督教官ハ遠漕中乘組員一切ノ行動ニ關シ監督ノ責任ヲ有ス
  - 第三條 乘組員ハ監督教官ノ指揮命令ニ遵フ可シ決シテ隨意



ノ行動ヲナス可カラス

第四條 遠漕セントスルモノハ豫メ其行程日數宿泊地名艇員氏名及艇名ヲ詳記シ監督教官及艇長ノ連署シタル願書ヲ委員ニ差出シ部長ノ許可ヲ受クヘシ部長許可シタル時ハ直ニ會長

九月七日 第二學期始業式。○十六日 牧野文部大臣臨校親しく教授管理等を視察す。○二十一日 降矢教授工學博士となれる祝賀會を第四教室内に開く。

十月十日 外國人特別入學規程細則を定む。

仙臺高等工業學校外國人特別入學規程細則

第一條 文部省直轄諸學校外國人特別入學規程ニ依リ外國人ニシテ本校ニ於テ教授ヲ受ケントスル者アルトキハ差支ナキ場合ニ限り之ヲ許可スルコトアルヘシ

第二條 前條ノ志願者ハ外務省、在外公館又ハ本邦所在ノ外國公館ノ紹介書ヲ添ヘ願書及履歷書ヲ學校長ニ差出スヘシ

十日 松岡康毅農商務大臣臨校す。○十一日 本校宿直心得を定む。

宿直心得

第一條 宿直ハ書記、事務囑託及事務雇員輪番ヲ以テ一名宛勤務スヘシ其ノ順序ハ庶務係ニ於テ之ヲ定メ學校長ノ認可ヲ受ケ各人ニ通知ス

第二條 宿直ハ平日及休日ノ二種トシ退勤時ヨリ翌日出勤時マテ勤務スヘシ但休日ニアリテハ出勤時ヨリ翌日出勤時マテ

ニ申報スヘシ

第五條 本規程ニ制定シタル事項ノ外ハ凡テ乘艇規約ヲ嚴守スヘシ

第三條 第一條ノ志願者ノ學力ハ試験ニ依リ之ヲ檢定ス但シ經歷ニ依リ相當ノ學力アリト認ムルコトヲ得ル者ニ對シテハ試験ヲ行ハサルコトアルヘシ

第四條 文部省直轄諸學校外國人特別入學規程ニ依リ入學シタル外國人ニ對シテハ本細則ノ外總テ本校規則ヲ適用ス

第三條 左ノ各號ノ一ニ當リタルトキハ其ノ間宿直ヲ免ス

一、出張中及出張ノ前日並歸校ノ翌日  
二、忌引又ハ引續キ三日以上缺勤ノ場合  
三、新任者ニアリテハ著任後七日間  
四、以上ノ外學校長ニ於テ免除スヘキ必要アリト認メタルトキ

第四條 當直ノ者洵氣其ノ他ノ事故ニヨリ宿直シ能ハサルト

キハ協議ノ上代人ヲ立テ又ハ交替勤務スルコトヲ得但シ代理宿直ヲ承諾シタルトキハ宿直通知簿當日ノ欄ニ捺印スヘシ

第五條 宿直中ノ勤務事項概ネ左ノ如シ

一、校内ノ警備取締ニ火ノ元ニ注意シ夜間一回以上校内ヲ巡視スルコト

二、非常心得事項ノ外重大ナル事件アルトキハ學校長及其ノ他必要ノ向ニ急報シ指揮アルマテハ臨機ノ處置ヲトルコト

三、教官缺勤ノ届出アルトキハ速ニ關係ノ箇所ニ通知スルコト

四、本校ニ到達シタル文書及物件中電報並至急ト表示シタルモノハ直ニ宛名ニ送付スルコト但シ學校長及學校宛ノ電報並至急文書ハ親展ノモノハ學校長ニ送付シ其ノ他ハ直ニ開封シ(電報ハ符號ナルトキハ譯シ又親展ニシテ符號ナルトキハ符號表ヲ添ヘ)其ノ取扱主任ニ廻送スルコト

二十一日 教育に關する御親署の勅語を下賜せらる。是月 文部省に於て本校校舍の新築に着手す。

十一月九日 本校非常心得を定む。

仙臺高等工業學校非常心得

一、本校又ハ本校附近ニ火災其他非常ノ事變アルトキハ職員及生徒ハ迅速ニ上校スヘシ

二、前項ノ事變アルトキハ庶務係ハ先ツ非常振鈴ヲ亂打シ非常ヲ報シ且立退場ニ校旗(夜間ハ高張提灯トモ)ヲ樹ツヘシ

五、書留及貴重品ノ類ハ宿直勤務録ニ記シ普通文書ト共ニ交代ノ際庶務係ニ、休日ナルトキハ次番ノ宿直員ニ引繼クコト

第六條 當直者ハ宿直勤務録ニ左ノ事項ヲ記載シ庶務係ヲ經テ學校長ニ報告スヘシ

一、月日 曜 天候  
二、當直者 氏名 印(代理宿直ノ場合ハ其ノ旨肩書スルコト)

三、勤務中取扱タル事項  
四、校内巡視ノ狀況  
五、其ノ他

第七條 宿直ニ備置クヘキ帳簿等左ノ如シ

宿直勤務録 宿直通知簿 送達簿  
電信符號表 非常心得 職員住所録  
生徒氏名表 蠟燭出納簿 授業時間表

三、非常ノ際ニ於ケル立退場ヲ本校運動場トス但非常事變ノ模様ニ依リ必要ナルトキハ立退場ヲ臨時他ノ場所ニ定ムルコトアルヘシ

四、非常ノ際職員ハ御眞影ヲ奉安シアル金庫(會計係室内ニ在リ)ヲ嚴重護衛スヘシ



- 五、非常ノ際生徒ハ一旦立退場ニ集リ職員ノ指揮ヲ受ケ進退スヘシ
- 六、非常ノ際物品持退キハ(非常持退品)ト標記アル分ヲ先ニシ其他ノ物品ヲ後ニスヘシ
- 七、火災ノ節職員ハ生徒ヲ指揮監督シテ消防及物品持退キニ従事スヘシ
- 八、火災ノ節會計係ハ小使人足等ヲ使役シテ消防及物品持退キニ従事スヘシ
- 九、夜間近火ノ節宿直員ハ高張提灯ヲ門前ニ掲ケヘシ
- 十、大地震ノ節職員ハ適宜ノ方法ニ依リテ直ニ各室ノ燬燼及火鉢等ノ火ヲ消シ去ルヘシ
- 十一、暴風ノ節職員ハ窓戸等ヲ防禦シ各室ノ燬燼及火鉢等ノ火ヲ消サシムヘシ
- 十二、庶務係ハ本校職員及官衙會社等ノ職員其他ヨリ駆付フ

二十二日 文部省實業學務局長眞野文二氏來校教授訓育管理等に關シ詳細に視察す。  
 十二月八日 本校校旗を制定す。○十七日 本校規則中改正の件許可せらる。○十九日 文部省令第三十六號を以て明治四十年文部省令第三號本校規程中第三條各學科の學科目及其の程度改正せらる。

土木工學科

學科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
倫理	1	1	1
體操	1	1	1
數學	1	1	1
物理學	1	1	1
物理學實驗	1	1	1
化學	1	1	1
英語	1	1	1
地質學	1	1	1
測量	1	1	1
應用力學	1	1	1
建築材料	1	1	1
石工學	1	1	1
鐵道及市街	1	1	1
鐵道	1	1	1
橋梁	1	1	1
河海工學	1	1	1
衛生工學	1	1	1
原動機	1	1	1
電氣工學	1	1	1

- 受ケタル應接ノ任ニ當リ教務係ハ生徒ヲ點檢シ執レモ氏名錄ヲ調製シ翌日マテニ學校長ニ報告スヘシ
- 十三、市内ニ火災アルトキハ庶務係ハ小使ヲ差遣スルカ其他便宜ノ方法ヲ以テ火元ヲ取調ヘ訪問助力ノ必要アル箇所ナルトキハ速ニ相當ノ手配ヲナスヘシ
- 十四、執務時間外ニ於テ非常ノ事變アルトキハ宿直員ハ學校長ニ急報シ學校長ノ指揮アル迄ハ前各事項ノ指揮監督ニ従事スヘキハ勿論其他臨機ノ處置ヲナスヘシ
- 十五、各科係ハ緊要書類、貴重品等ヲ常ニ「非常持退品」ノ文字ヲ標記シタル箱等ニ取調メ置キ非常ノ際至急持退キニ便スヘシ
- 十六、消防及非常持退キノ方法ハ時々習練スヘシ

附

學科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
建築學	1	1	1
工業法令及設計、製圖、及實習	1	1	1
經濟學	1	1	1
統計	1	1	1

機械工學科

學科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
倫理	1	1	1
體操	1	1	1
數學	1	1	1
物理學	1	1	1
物理學實驗	1	1	1
英語	1	1	1
工作法	1	1	1
機械運動及力學	1	1	1







學科目	第一學年			第二學年			第三學年		
	第一學期	第二學期	第三學期	第一學期	第二學期	第三學期	第一學期	第二學期	第三學期
倫理	1	1	1	1	1	1	1	1	1
體操	2	2	2	2	2	2	2	2	2
數學	3	3	3	3	3	3	3	3	3
物理	4	4	4	4	4	4	4	4	4
物理學實驗	5	5	5	5	5	5	5	5	5
化學及製造化學	6	6	6	6	6	6	6	6	6
英語	7	7	7	7	7	7	7	7	7
地質及礦物學	8	8	8	8	8	8	8	8	8
探礦學	9	9	9	9	9	9	9	9	9
鑛學	10	10	10	10	10	10	10	10	10
冶金學	11	11	11	11	11	11	11	11	11
製造冶金學	12	12	12	12	12	12	12	12	12
電氣化學	13	13	13	13	13	13	13	13	13
原動機學	14	14	14	14	14	14	14	14	14
電氣工學	15	15	15	15	15	15	15	15	15
工學法令、經濟及簿記	16	16	16	16	16	16	16	16	16
工場建築及衛生	17	17	17	17	17	17	17	17	17
吹管分析	18	18	18	18	18	18	18	18	18

化學分析	16
試金術及冶金實驗	14
設計、製圖及實習	14
計	16
計	14
計	14
計	16
計	15
計	16
計	17
計	15
計	16
計	14
計	13
計	14
計	18
計	15
計	18

備考 第二學年以上ノ者ニ對シテハ特ニ探礦學科冶金學科ニ分チ各其ノ一ヲ專修セシム休業中其ノ他便宜ノ時ニ於テ工業ノ實地ニ就キ實習セシム。

本校規則改正

- 第七條中 本校創立記念日ハ三月二十九日トス
- 第十條 「身體強健ナル者ニ限り」ノ次ニ「卒業後二箇年間」ノ七字ヲ加フ
- 第十二條 「身體検査ハ入學試験ト同時ニ之ヲ行フヲ常例トス」ト改ム
- 第十四條 「無試験檢定ヲ受ケル」ヲ「第九條ノ」ニ改ム
- 第十五條ノ三ヲ削除シ同條ノ四ヲ三トシ（第五號書式）ノ次ニ「第十四條ニ該當スルモノハ當該工場主ノ就業證書（第六號書式）ヲ加フ
- 第二十八條 （第六號書式）ヲ（第七號書式）ニ改ム
- 第三十七條ノ次ニ「第三十八條實業教員養成規程ニ依ル學資補給生ニ對シテハ授業料ヲ徵收セス」ヲ加フ以下順次繰下ゲ附則トシテ次ノ二ヶ條ヲ加フ
- 第四十九條 本則ハ明治四十一年四月一日ヨリ施行ス

- 第五十條 本則施行ノ際現ニ第二學年以上ニ在學スル生徒ニ課スヘキ學科課程ハ其ノ卒業ニ至ルマテ新舊學科課程ヲ斟酌シ學校長之ヲ定ム
- 第一號書式中「私儀入學志願ニ付」ノ次ヲ「試験（若クハ無試験）檢定ノ上」ニ改メ（又ハ在學）ヲ（又ハ在學等）ニ改メ戶籍抄本ノ四字ヲ削除
- 第二號書式 「兵役」ノ下ニ（徵兵検査ヲ受ケタル者ハ其ノ結果ヲ猶豫中ノ者ハ猶豫ノ事由ヲ記スヘシ）ヲ加フ
- 第五號書式「成績證明書」ノ下ニ（學校長宛親展封書トナスヘシ）ヲ加フ
- 「學校長」ノ上ニ「何々」ノ二字ヲ加フ「最終學年」ヲ「最近二學年」ニ改ム 表中「成績」欄ノ代リニ「第四學年成績」「第五學年成績」ノ二欄ニ分ツ



第六號書式

證明書

道府縣族稱

何 某

生年月日

明治四十一年

一月八日 本校生徒學業成績考査細則を定む。

仙臺高等工業學校生徒學業成績考査細則

第一條 學業成績ハ平素ノ成績及學期試驗成績ニ依リ之ヲ考査ス

第二條 學期試驗ハ各學期末ニ之ヲ行フ但シ必要アルトキハ學期ノ中途ニ於テ之ヲ施行スルコトアルヘシ

第三條 左記ノ學科目ハ受持教官ノ見込ニヨリ一部又ハ全部ノ試驗ヲ省略シ平素ノ學業ニ基キテ其ノ成績ヲ考査ス

體操

製圖

實驗

實習

第四條 左記學科目ハ受持教官ノ見込ニ依リ或ル學期ノ試驗ヲ省略スルコトアルヘシ

倫理

右ハ年月日當工場ニ入り年月日マテ何々ニ就業シタル者ナルコトヲ證明ス

年月日

何々工場主 何 某

卒業證書ヲ第七號書式トス

工業法令、經濟及簿記

第五條 成績ハ評點ヲ以テ表示シ一百ヲ以テ各學科目ノ最高點トス

但シ學科目ニ依リ係數ヲ附スルコトアルヘシ

評點ニ依リ左ノ評語ヲ附シ各學期毎ニ之ヲ揭示ス

八十以上

六十以上八十未満

四十以上六十未満

四十未満

第六條 各學科目平常ノ成績ハ受持教官ノ見込ヲ以テ平素ノ學力及臨時試驗ニ依リ之ヲ定ム

第七條 各學科目ノ學期成績ハ其ノ學期末ニ於テ受持教官該學期試驗ノ成績ト平常ノ成績トヲ參酌シテ之ヲ定ム

第八條 各學科目ノ學年成績ハ各學期成績評點ヲ平均シテ之

ヲ定ム

第九條 各學科目學年成績評點六十以上ヲ得タル者ハ該學年ノ課程ヲ修了シタルモノトス

第十條 學業成績前條ニ合格セサルモ左ノ各號ニ該當スルモノハ教官會議ノ決議ヲ經テ特ニ該學年ノ課程ヲ修了シタルモノト認ムルコトアルヘシ

一、學年成績平均評點六十以上

十日 職員服務心得、小使勤務心得及給仕勤務心得を定む。

職員服務心得

第一條 新任者ハ着任ノ日ヨリ七日以内ニ宿所届ヲ差出スヘシ轉居ノ場合亦同シ

第二條 職員昇校スルトキハ先ツ出勤簿ニ捺印スヘシ上官ノ命ニ依リ休暇日ニ出勤スルトキ亦同シ出勤簿ハ學校長室ニ之ヲ備フ但學校長ニ於テ特ニ出勤簿ニ捺印ヲ要セスト爲スモノハ此ノ限ニアラス

第三條 改印又ハ改名ヲ爲シタルトキ又ハ他ノ官廳等ヨリ本校ヲ經由セスシテ直接辭令ヲ受ケ其ノ事項ノ履歷上ニ關係スルモノアルトキハ其都度届出ツヘシ

第四條 病氣其ノ他ノ事故ニ依リ出勤スルトキハ昇校時限前ニ其ノ事由ヲ届出ツヘシ但病氣缺勤七日以上ニ渉ルトキハ届書ニ醫師ノ診斷書ヲ添フヘシ

第五條 任地ヲ離レントスルトキハ學校長ノ許可ヲ受クヘシ

二、各學科目學年成績評點五十以上

第十一條 各學期試驗ノ中一學期ノ試驗ニ缺席シタルモノハ平素ノ成績及他ノ學期ノ成績ヲ參酌シテ評點ス但受持教官ノ見込ニ依リ追試驗ヲ行フコトアルヘシ其ノ時期ハ次學期授業開始後一箇月以内トス

第十二條 一學期間五十日以上缺席シタル者ハ進級セシメス

但休暇中ニ在テハ旅行日數及場所ヲ詳記シ届出ツヘシ

第六條 父母ノ忌日命日ニ當リ祭典ヲ舉行スル爲メ出勤シ能ハサルトキハ其旨ヲ前日中ニ届出ツヘシ

第七條 親族ノ喪ニ遭ヒ忌服ヲ受クルトキハ死者ノ氏名並ニ死者トノ續柄ヲ詳記シタル忌引届ヲ差出スヘシ

第八條 出張ヲ命セラレタルトキハ出發前及歸着當日又ハ翌日其ノ届書ヲ差出スヘシ復命書ヲ要スルトキハ十日以内ニ之ヲ差出スヘシ

第九條 轉任退官若クハ休職ヲ命セラレタルトキハ擔任事項ノ引繼ヲ爲シ其ノ未完結事項ニ關シテハ調書ヲ製シ授受者連署ヲ以テ學校長ニ開申スヘシ

第十條 凡ソ公文書類ハ學校長ノ許可ヲ受クルニアラサレハ之ヲ他人ニ示シ又ハ謄寫セシムルコトヲ得ス

第十一條 近火其ノ他非常時變ニ際シテハ本校非常心得ニ依ル



ヘシ

第十二條 退出スルトキハ書類物品ヲ整理シ散亂セサルコトニ注意スヘシ

第十三條 火ノ元取締ニハ最モ嚴重ニ注意スヘシ退出ニ際シ別段ノ注意ヲ要スヘキ事項アルトキハ之ヲ宿直員ニ通知シ相當ノ取締ヲ求ムヘシ

小使勤務心得

- 一、小使ハ會計係ノ指揮監督ヲ受ケ忠實ニ勤務スヘシ
- 二、勤務時間ハ毎日午前七時ヨリ午後五時マテトス但シ用務多忙ノ場合ハ晝夜ニ拘ハラヌ勤務スヘシ
- 三、出勤シタルトキハ先ツ出勤簿ニ捺印スヘシ
- 四、病氣等ニテ缺勤スルトキハ書面又ハ口頭ヲ以テ其ノ事由ヲ附シ届出ツヘシ
- 五、勤務中ハ支給ノ衣服ヲ着スヘシ
- 六、外人ニ對シテハ總テ懇切丁寧ニ應接スヘシ
- 七、左ノ各事項ニ依リ校舎内外一切ノ掃除ニ從事スヘシ但シ掃除ノ方法及各自分擔區域等ノ詳細ハ別ニ會計係ノ定ムル所ニ遵フヘシ
- 一、室内、廊下、玄関、校舎ノ周圍、門前等ハ毎日掃キ掃除ヲナスヘシ
- 一、室内備付ノ卓子、椅子、黑板等ハ毎日拭ヒ掃除ヲナスヘシ
- 一、廊下ノ板敷階段ハ毎日、其他各室内ノ板敷ハ毎土曜日

拭ヒ掃除ヲナスヘシ

- 一、各箇所備付ノ唾壺、煙草ノ吸殻入器、靴拭ハ毎日掃除スヘシ但シ毎日掃除ノ必要ナキ分ハ毎週一回トス且唾壺ニハ必ス適度ノ石炭酸ヲ掃除ノ都度入レ換フヘシ
- 一、煙燻使用期間中ハ毎土曜日、日曜ノ兩日ニ烟筒ノ掃除ヲナスヘシ
- 一、障子紙ノ破レ目及インキ墨汁等ノ飛散ノ痕ヲ見當リタルトキハ直ニ繕ヒ又ハ消取ルヘシ
- 一、煙燻ノ灰、唾壺ノ汚物、煙草ノ吸殻、塵芥、下水等ハ必ス一定ノ場所ニ捨ツヘシ
- 一、窓戸硝子ハ毎日一時間用務ノ都合ヲ差繰リ拭ヒ掃除ヲナスヘシ
- 一、便所ハ毎日掃キ掃除ヲナシ毎土曜日水ヲ注キ洗ヒ掃除ヲナシ消毒薬ヲ撒布スヘシ
- 一、夏季休業、冬季休業中校舎内外全部ノ大掃除ヲナスヘシ
- 八、教室製圖室、實驗場、實習工場、新聞雜誌閱覽室、運動場等ノ掃除ニ關シテハ教務係ノ指揮ニ遵フヘシ
- 九、煖爐、火鉢使用期間ハ交番ヲ以テ毎日一名授業開始三十分前マテニ火ヲ入レ授業及事務終了ヲ見計ヒ火ヲ取除クヘシ煖爐火鉢ノ使用時間中ハ時々見廻リ温度ノ加減ニ注意スヘシ
- 一〇、毎日一定ノ掃除ヲ終ヘタルトキハ宿直職員ノ應檢ヲ乞フ

ヘシ

一、每朝授業開始前各室ノ窓戸ヲ開キ空氣ヲ流通セシムヘシ但シ風雨雪ノ場合ハコノ限ニアラス

一、二、構内ニ怪シキ風体ノ者ヲ認メタルトキハ直ニ庶務係又ハ宿直職員ニ其ノ趣ヲ通報スヘシ

一、三、掃除ノ際等ニ於テ遺失物ヲ發見シタルトキハ直ニ庶務係又ハ宿直職員ニ其ノ現物ヲ引渡スヘシ

一、四、毎日交番ヲ以テ一名外役ニ從事スヘシ

一、五、毎日交番ヲ以テ一名湯ヲ沸カシ職員生徒ノ飲料其ノ他ノ使用ニ供スヘシ

一、六、毎日交番ヲ以テ一名外園ヲ見廻リ破損ノ箇所アルトキハ直ニ繕ヒヲナスヘシ

一、七、消防具ノ使用方及非常持退品ノ所在ヲ常ニ心得置クヘシ

一、八、毎日交番ヲ以テ宿直ヲナスヘシ其ノ人員等ハ會計係ノ定ムル所ニ依ルヘシ但シ女小使ハコノ限ニアラス

一、九、宿直ハ毎日午後五時ヨリ翌日午前七時マテトス

二〇、宿直小使ハ宿直職員ノ指揮ニ遵フヘシ

二一、宿直小使ハ火ノ元戸締ニ深ク注意シ火災盜難ヲ警戒スヘシ

給仕勤務心得

- 一、給仕ハ會計係ノ指揮監督ヲ受ケ忠實ニ勤務スヘシ

二月十二日 校章及略章を定む。

二、勤務時間ハ午前七時三十分ヨリ午後四時マテトス但シ事務員居殘ルトキハ其ノ承諾ヲ得テ退出スヘシ

三、出勤シタルトキハ先ツ出勤簿ニ捺印スヘシ

四、病氣等ニテ缺勤スルトキハ書面又ハ口頭ヲ以テ其ノ事由ヲ附シ届出ツヘシ

五、勤務中ハ支給ノ衣服ヲ着スヘシ

六、職員ノ招呼ニ應ジ其ノ使用ニ當ルヲ以テ本務トス但シ本校ノ都合ニ依リ電話又ハ受附若シクハ時報ヲ掌ラシムルコトアルヘシ

七、職員ヨリ招呼セララルトキハ遲滞ナク之ニ應スヘシ又ハ用事ヲ命セラレタルトキ途中ニテ空シク時間ヲ費シ若クハ文書類送達ノ際環リニ之ヲ披見スル等ノ事アル可カラ

八、書類器具等ハ丁寧ニ取扱ヒ汚損破毀又ハ紛失セサル様注意スヘシ

九、常ニ行儀作法ヲ正シクシ祖忽ノ舉動アルヘカラス特ニ外来人ニ對シテハ決シテ無禮ノ態アルヘカラス

一〇、餘暇アルトキハ成ルヘク讀書習字算術等ヲ心掛ケ安リニ其ノ席ヲ離ル可カラス





三月十九日 文部省令第十號に依り専門學校入學者檢定規程第八條第二項削除せらる。○二十日 校友會規則を改正す。

第十條 第二項ヲ削除シ「休職者及俸給月額金額未滿ノ職員ヨリハ會費ヲ徵收セス」とし第三項を改め「生徒ハ第一

學期ニ金壹圓 第二學期ニ金壹圓 第三學期ニ金五拾錢トシ

三十日 勅令第六十九號本校職員の定員を改正せらる。

仙臺高等工業學校

校長 一人

教授 一二人

四月一日 本月より二日間外國人入學志願者第一回選抜試験を施行す。

生徒總數 三百十人

内 譯 生 徒 數

授業料納付ノ日ニ於テ本會會計擔任委員ニ之ヲ納付スヘシトす

第十一條中「二月」を「五月」と改む

助教 授 一人

書記 六人

土木工學科 本科 特別生

六十九人

機械工學科 本科 特別生 七十三人

電氣工業科 本科 特別生 七十七人

學年曆中改正せられたるもの左の如し。

四十一年四月十一日 授業開始

九月七日 授業開始

秋分日 休業(秋季皇靈祭)

四十二年一月八日 授業開始

春分日 休業(春季皇靈祭)

探鑛冶金學科 本科 特別生 七十五人

三十一人

三月二十三日 第三學期試験始ル

三月二十六日 第三學期試験終ル

三月二十七日 入學試験始ル

三月三十日 入學試験終ル

十日 新築校舎に移轉、土木工學科電氣工學科の二學科新築校舎の一部に移轉す。中庭を擁する木造二階建にして外

部は下見張なり。後に東北帝大工學部教室となりしも不幸火災に遇ひて現存せず。○二十日 第一回開校記念式を

舉行す。校友會主催講演會を行ふ。○二十三日 校友會運動部を擊劍部、柔道部、弓術部、野球部、庭球部、端艇

部の六部を設くることを議決す。

五月二日 深沼に遠足を行ひ同所に於て校友會第一回總會を開き、會長より諸般の報告及び職員委員の指名等あり午

後三時宮城野原に於て散會。

六月六日 宮城縣會議事堂に於て第四回通俗工學講話會を開く。

職員(明治四十一年六月現在)

校長 土木工學科 中川 謙二郎

教授 應用力学、測量、土木工學科 工學士 久野 末五郎

助教 製圖及實習擔當 測量、石工學、建築材料、土 工學士 鷗見 一之

助教授 土木工學科製圖及實習擔當 土木工學科製圖及實習擔當 土屋 紋藏

三十年史 明治四十一年

兎



履	(助手)	機械工學科	宮崎寅二
教授	內部燃燒原動機、汽力原動機、水力學、熱力學、熱力學、原動機、機械工學科製圖及實習實驗擔當	科長 工學士	神谷龍彦
教授	工作法、機械設計法、物上機械、機械運動及力學、機械工學科製圖及實習實驗擔當	工學士	瀨戶慶之進
履	實習擔當		服部増五郎
履	實習擔當		北原銳次郎
履	(圖工)		杉本長太郎
履	(助手)		山本 惇
履	(助手)		白石 律
履	(助手)		山口眞信
教授	電氣工學科	科長	降矢芳郎
教授	電氣及磁氣、交流電氣、交流理論、直流電氣、電氣工學科製圖及實習實驗擔當	工學博士	陸軍工兵軍曹
教授	電氣工學科製圖及實習擔當	工學士	下郷 久彦
講師	直流電機擔當	陸軍步兵少尉	吉田 二郎
助教授	電氣工學科實習實驗及製圖擔當		齋藤 正夫
履	實習擔當		佐藤愛太郎
履	實習擔當		佐藤重太郎
履	實習實驗擔當		關根 堅藏
履	(助手)		波邊 嘉吉
履	(助手)		油井 信平
教授	探鑛冶金學科	科長	渡邊 俊雄
教授	化學、冶金學、化學分析實習實驗擔當	工學士	今泉 宗一
教授	探鑛學、試金學、測量、探鑛冶金學科製圖及實習實驗擔當	工學士	船木 勝三
助教授	化學分析擔當		八銀 清鑑
履	(助手)		橫澤 六之助
履	(助手)		長田 廣春
履	(助手)		長田 廣春
教授	共通學科(講師氏名イロハ順)		理學士 鹽釜伊兵衛
教授	物理學、實驗擔當		文藝士 新保 德壽
教授	倫理、英語擔當		理學士 德見 春夫
教授	數學擔當		第二高等學校教授
講師	電氣工學科製圖、探鑛冶金學科製圖擔當	工學得業士	神門 久太郎
講師	英語擔當		文學士 玉蟲 一郎
講師	體操擔當		陸軍步兵少尉 平 秋藏

講師	英語擔當	第二高等學校教授	木村 亥之吉
講師	地質學、礦物學擔當	文學士 土井 林吉	遠藤 良治
助教授	數學擔當	理學士 中島 欽三	阿部 榮記
教授補助	物理學實驗擔當	第二高等學校助教授	
履	(助手)	六波羅李太郎	
履	職務	遠藤 泰輔	
履	職務	陸軍三等軍醫 安田 恒藏	
履	職務	久我 均光	
履	職務	小池 友忠	
履	職務	陸軍工兵少尉 森政比佐之丞	
履	職務	野荳 七藏	
履	會計係	澤田 興喜	
履	會計係	小梨 清主	
書記		田上 致俊	
書記		三谷 哲夫	
書記		關 四郎治	
履	校舍	九百三十二坪	
履	實習工場	五百二十八坪	
履	圖書閱覽室	百三十二坪	
履	書庫	二十坪	
履	電爐及原動機室	百四十一坪	
履	合計	千七百五十三坪	
履	合計	二千八百二十三坪	
履	敷地建物	敷地坪數 一萬九千五百七十一坪二合五勺	
履	敷地建物	明治四十一年六月使用中ノ建物坪數	
履	敷地建物	假事務所 百九十八坪	
履	敷地建物	假教室 四百十坪	
履	敷地建物	假實驗場 百十坪	
履	敷地建物	假實習工場 百七十坪	
履	敷地建物	其ノ他附屬家 百八十二坪	
履	敷地建物	計 千七十坪	
履	敷地建物	新築中ノ建物坪數	



明治四十一年度校友會役員中職員に關する分

- 會長 中川 謙二郎校長
- 學術部部长 新保 德壽教授
- 同 委員 降矢 芳郎教授
- 運動部部长 鹽釜伊兵衛教授
- 擊劍部委員 德見 春夫教授
- 柔道部委員 平 秋藏講師
- 弓術部委員 渡邊 俊雄教授

- 庭球部委員 瀨戸慶之進教授
- 野球部委員 德見 一之教授
- 端艇部委員 今泉 宗一教授
- 事務委員 澤田 與喜書記
- 會計委員 田中 致俊書記
- 同 委員 三谷 哲夫書記

夏季休業中全國六十六箇所に百九十五人の生徒を分派し實習を爲さしめたり。  
 十月三日 皇太子殿下奉迎。○八日 皇太子殿下東北地方行啓の際本校に臨啓授業實習標本等を御覽あらせられ御寫眞を下賜せらる。○九日 皇太子殿下還啓につき奉送。○十六日 昨年十月より着手中の本校校舎新築略成れるを以て假校舎より移轉す。  
 十二月十七日 本校規則中改正の件許可せられ、第十四條の「二箇年」を「一箇年」に改む。

明治四十二年

二月二十日 第一回學術談話會を會議室に開催す。

- 一、開會の辭
- 二、人相上の觀察
- 三、工業上の發展に就いて
- 四、意志
- 五、春雨追分(尺八)
- 六、卒業後の目的
- 七、學風に關して
- 八、バイオリン

三月十五日 本校寄宿舎規則制定の件許可せらる。

- 九、盲從果して悲哉
- 十、信念を論ず
- 十一、意氣の勝利
- 十二、薩摩琵琶(國船、櫻狩)
- 十三、閉會の辭

仙臺高等工業學校寄宿舎規則

- 第一條 仙臺高等工業學校寄宿舎ハ日就寮ト稱ス
- 第二條 日就寮ハ本校職員ノ直接訓陶ノ下ニ本校生徒ノ共同的起臥自修ヲ爲ス所トス
- 第三條 本寮ハ本校生徒ノ寄宿修學ヲ希望スルモノノ中ヨリ入寮ヲ許ス
- 第四條 寄宿ハ一學年ヲ以テ期限トシ毎學年始メニ於テ其ノ學年ノ寄宿生ヲ決定ス但シ前學年ノ寄宿生ニシテ引續キ在寮ヲ希望スルモノアルトキハ之ヲ許可スルコトアルヘシ
- 第五條 寮生ハ猥リニ退寮スルヲ許サス
- 第六條 寮生ニ缺員ヲ生シタルトキハ補缺トシテ隨時入寮ヲ許スコトアルヘシ
- 第七條 本寮ハ毎年夏季休業中ノ閉鎖ス
- 第八條 各室人員ノ配當ハ生徒監之ヲ定ム
- 第九條 自習時間、起床、就寢、喫飯、沐浴、外出、門限等ノ時刻ハ生徒監之ヲ定メ其ノ都度之ヲ揭示ス
- 第十條 人員點檢ハ臨時ニ之ヲ行フ
- 第十一條 寮内ニ於テ荷クモ研修安眠ヲ妨害スル行爲アルヘカラス
- 第十二條 自習時間中ハ特ニ靜肅ヲ守リ他室ニ往來シ又ハ他ノ自習ニ妨害アル舉動ヲ爲スヘカラス
- 第十三條 燈火及煖爐等ノ取扱ニ注意シ危險ノ所爲アルヘカラス

第十四條 寮内ニ談話室ヲ設ケ一定ノ時間ニ於テ其ノ室内ニ出入スルヲ許ス

- 第十五條 談話室外ノ諸室ニ於テ飲食スヘカラス但シ湯茶ハ此ノ限リニアラス
- 第十六條 寮内ノ物品ヲ毀損又ハ紛失シタルトキハ情狀ニヨリ之ヲ辨償セシム若シ毀損亡失者判明セザルトキハ寮生一同ヲシテ辨償セシムルコトアルヘシ
- 第十七條 寮内ニ於テ金錢物品ヲ紛失シタルモノアルトキハ速ニ生徒監ニ届出ツヘシ
- 第十八條 寮内ハ相互ニ金錢物品ノ貸借ヲ爲スヘカラス
- 第十九條 被服、書籍、其ノ他ノ物品ハ都テ所定ノ場所ニ整頓スヘシ
- 第二十條 來訪者アルトキハ應接室ニ於テ面會スヘシ
- 第二十一條 臨時外出、歸省、又ハ外泊セントスルモノハ生徒監ノ許可ヲ受クヘシ
- 第二十二條 外泊ノ許可ヲ得タルモノハ歸校ノ時宿泊先ヲ證明スル届書ヲ生徒監ニ差出スヘシ
- 第二十三條 疾病ニ罹リタルモノアルトキハ本人又ハ同室者ヨリ生徒監ニ届出テ指揮ヲ受クヘシ
- 第二十四條 疾病ニ罹リ飲食起臥ノ常規ヲ履ムコト能ハサルモノハ休養室ニ入ラシム但シ病症ニヨリ入院又ハ外泊セシムルコトアルヘシ
- 第二十五條 炊事ハ寮生ノ自炊トス寮生ハ炊事規約ヲ定メ生徒



監ノ許可ヲ受クヘシ  
 第二十六條 食堂ニハ定時ノ外摂リニ出入スヘカラス  
 第二十七條 寄宿料ハ壹ヶ月金壹圓トシ毎月所定ノ期日ニ納付スヘシ但シ十五日以前ニ退寮シ若クハ十六日以後ニ入寮シタルモノハ半額トシ七月下半箇月及八月ハ之ヲ徴收セス又既納ノ寄宿料ハ如何ナル事由アルモ之ヲ還附セス  
 第二十八條 入寮若クハ退寮セント欲スルモノハ所定ノ書式ニ從ヒ本校ニ願出ツヘシ  
 第二十九條 前各條又ハ時々ノ告示ニ違背スルモノアルトキハ情狀ニヨリ退寮セシメ又ハ本校規則ニヨリ處分スルコトアルヘシ

寄宿舎

本校寄宿舎日就寮は明治四十二年四月より開き寮生九十四名を以て定員とす。開寮日尙ほ淺く成績の見るべきものなしと雖も、寮生は能く規律を重んじ、寄宿修學を喜び居るものゝ如し。現に在寮生は定員に満ち入寮希望者の全部を收容し得ざる狀況にあり。

生徒自治寮

寄宿舎日就寮は僅に九十四人を收容し得るに過ぎざるを以て多數の生徒は勢ひ校外に宿せしむる外なし。然るに生徒の校外に於ける下宿生活は大に考慮を要すべきものあるに依り、數人若くは數十人團結して共同自治の生活を爲すべく特に勸奨したるに、仙臺市内十一ヶ所に校外自治寮の設立を見るに至れり。目下是等の寮に共同生活を營む者總べて七十一人にして尙ほ計畫中に屬するものあり、其の成績概して良好の傾向あるを認む。

二十五日 萩の友創刊號を發行す。

發刊之辭

學術部委員

有史は、人類進化發展の一大界線なり。有史前、有史後の外形、内容、思想、活動、色彩、調子、夫れ同日にして談すべきにあらざるなり。  
 一國の大小を問はず、周圍の廣狹を論ぜず、此事實たるや同一筆法を以て律し得べし。一國の發展膨脹は國史の編纂を要求し、三百の萩草男兒が活動の跡、濶歩の痕、唯に記憶に委して終に雲散霧消の朦朧に歸せしむべきか。少くも、昨日の自己今の自己に非ざるを自覺進歩する向上兒が内心の要求は其活史の現實を對岸の大災視すべきか。  
 否、否、奮勃たる衷心の叫び凝結して「萩の友」と化せしにあらざらんぞ。抑々「萩の友」は會員の思想感情研究活動の直射鏡たらんばならず。無味の報告、乾燥の記事、灰色の死文、徒爾の弄筆とは柄鑿の相容れざる特色、精髓を有すべきなり。青春の意氣磅礴たる、血管の迸り、よし紙面は燃じ去るも、萩香は依然として飄郁たらん。  
 夫れ「萩の友」現時は山間溪流の一滴、其小河に乗じ、大川に合し、洋々の大海に出づべき渺茫前途の希望と抱負とを藏す。かくて其生を始む、其ミシシツビたり、其ナイヤガラの大瀑布たるべき、唯一に會員の征服程に存せんのみ。  
 此希望と重任とを有する本誌の、まばゆき曙光を發せんを、希望は人も吾も同一轍なり。而も其任に當る生等は非才其器にあらざる、奮に冷汗背に淋漓たるのみならざる也。併し事茲に至る、微力と雖も渾身の力を集め、其旨に合致せん事をのみ、孜孜努力せり。其現實や諸君に忤意する所の幾多は、諸君の寛仁に訴へ、唯將來の發展を企圖せんのみ。一言發刊の辭として云爾。

明治四十二年三月

祝辭

會長 中川謙二郎

吾校友會は、大年寺山上に發會式を擧げてより、年を閱する僅かに三年、然も會員諸子は熱心と精勵とを以て、よく各部の面目を發揮し、着々本會の趣旨を實現しつつあるを見る。是れ本會長の大に満足するところなり。

本會は單に校内に於ける活動を以て足れりとせず、更に學術部は校外に對して毎年三回通俗工學講話會を開催し、以て工學

三十年史 明治四十二年











口、教室 壹千九百四拾四坪

(ロノ一)講義室貳拾坪ノモノ 貳室參拾八坪ノモノ 壹室四拾六坪ノモノ 壹室參拾坪ノモノ 壹室貳拾七坪五合ノモノ 貳室拾八坪ノモノ 壹室(ロノ二)製圖室五拾貳坪ノモノ 參室七拾貳坪ノモノ 貳室參拾四坪ノモノ 壹室參拾八坪ノモノ 壹室參拾貳坪ノモノ 壹室(ロノ三)圖書室貳拾七坪五合ノモノ 壹室八坪ノモノ 壹室拾坪ノモノ 壹室拾七坪ノモノ 壹室(ロノ四)分析室貳拾七坪五合ノモノ 貳室貳拾貳坪ノモノ 壹室參拾八坪ノモノ 壹室拾四坪ノモノ 壹室拾坪ノモノ 壹室(ロノ五)電氣檢定室拾六坪實験準備室拾六坪 (ロノ六)實験室八坪ノモノ 壹室六拾坪ノモノ 壹室參拾四坪ノモノ 壹室拾貳坪ノモノ 貳室四拾八坪ノモノ 壹室參拾九坪ノモノ 壹室 (ロノ七)實習室貳拾四坪(ロノ八)機械室貳拾七坪五合ノモノ 壹室拾貳坪ノモノ 壹室拾坪ノモノ 壹坪 (ロノ九)標本室參拾貳坪ノモノ 壹室拾四坪ノモノ 壹室拾七坪ノモノ 壹室 (ロノ十)器具室貳拾坪 (ロノ十一)暗室八坪 (ロノ十二)材料室拾貳坪 (ロノ十三)原動機室五拾四坪ノモノ 壹室四拾八坪ノモノ 壹室 (ロノ十四)工場百八拾六坪ノモノ 貳ヶ所 (ロノ十五)雨天體操場百貳拾坪 (ロノ十六)銃器室參拾坪 (ロノ十七)瓦斯發生器室六坪 八、寄宿舎 七百四拾貳坪 (ハノ一)生徒昇降口九坪 (ハノ二)自修及寢室拾參坪五合ノ


モノ 貳拾貳室拾坪五合ノモノ 貳室 (ハノ三)事務室拾坪五合 (ハノ四)診察室拾參坪五合 (ハノ五)宿直室四坪五合 (ハノ六)應接室拾坪五合 (ハノ七)談話室拾參坪五合 (ハノ八)生徒食堂四拾五坪 (ハノ九)炊事場貳拾七坪(ハノ十)浴場貳拾四坪五合 (ハノ十一)内廊下貳百貳坪 (ハノ十二)渡廊下參拾參坪 (ハノ十三)小使室及湯沸場七坪五合 (ハノ十四)便所十六坪二合五勺ノモノ 貳ヶ所 二、雜部 七百七拾參坪四合五勺

(ニノ一)芝園拾六坪ノモノ 壹ヶ所六坪ノモノ 壹ヶ所(ニノ二)職員食堂貳拾四坪七合五勺 (ニノ三)宿直室五坪 (ニノ四)商人扣所五坪 (ニノ五)昇降口拾壹坪 (ニノ六)小使室及湯沸場貳拾七坪 (ニノ七)生徒扣所貳拾坪 (ニノ八)内廊下五百拾參坪貳合五勺 (ニノ九)渡廊下拾參坪ノモノ 壹ヶ所八坪ノモノ 壹ヶ所 (ニノ十)巡視休憩所四坪貳合五勺 (ニノ十一)物置四拾坪ノモノ 壹ヶ所參拾壹坪五合ノモノ 壹ヶ所拾貳坪ノモノ 壹ヶ所八坪ノモノ 壹ヶ所參坪八合ノモノ 壹ヶ所(ニノ十二)便所拾九坪五合ノモノ 壹ヶ所、六坪四合ノモノ 壹ヶ所 所 六、文部省建築課出張所 貳拾六坪 (ホノ一)事務室貳拾坪 (ホノ二)廊下六坪

六月二十二日 大浦農商務大臣臨校す。○二十六日 本校工學講習科設置並に同科規則制定の件許可せらる。



仙臺高等工業學校建物略圖  
縮尺千貳百分一





仙臺高等工業學校工學講習科規則

第一條 仙臺高等工業學校工學講習科ハ工業ニ従事スル者及  
従事セントスル者ニ必須ナル智識技能ヲ授クルヲ目的トス

第二條 工學講習科ノ學科ハ左ノ如シ

豫備學科

土木工學科

機械工學科

電氣工學科

探鑛冶金學科

第三條 前條各學科ニ屬スル科目ハ左ノ如シ

豫備學科

數學 物理學 化學 英語

土木工學科

測量 鐵道 道路 施工法

橋梁 河海工學 衛生工學 應用力學

機械工學科

機械工具 機械設計 機械材料 機械製作

材料及構造強弱學

電氣工學科

電氣及磁氣學 發電機及電動機 電力及電燈

電氣通信法 電氣鐵道

探鑛冶金學科

探鑛學 冶金學 地質及鑛物學 鑛鑛學

三十年史 明治四十二年

試金術 分析

前項ノ科目ハ隨意科目ト爲スヲ常例トス

第四條 前條ノ科目中毎學年數科目ノ授業ヲ爲スモノトス其  
ノ授業ノ開始時期、期間、科目、每週授業時數ハ學年ノ始ニ  
於テ學校長之ヲ定ム

第五條 學年、學期、休業日ハ左ノ如シ但シ休業日ハ時宜ニ  
依リ廢スルコトアルヘシ

一、學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

二、學年ヲ分チテ三學期トシ第一學期ハ四月一日ヨリ八月三  
十一日マテ第二學期ハ九月一日ヨリ十二月三十一日マテ第  
三學期ハ一月一日ヨリ三月三十一日マテトス

三、休業日ハ祝日、大祭日、日曜日、本校創立記念日(三月  
二十九日) 春季休業日(四月一日ヨリ) 夏季休業日(七月十  
日ヨリ九月六日) 冬季休業日(十二月二十五日ヨリ) 六月十  
日マテ) 翌年一月七日マテ) トス

第六條 授業ハ夜間ニ行フヲ常例トス

第七條 本講習科ニ入學ヲ許スヘキ者ノ資格ハ學年ノ始ニ於  
テ中學校卒業者、高等小學校卒業者又ハ工業ノ實地經驗ヲ有  
スル者等ニ就キ授業開始ノ科目毎ニ學校長之ヲ定ム

第八條 入學志望者ハ左ノ書式ニ依リ入學願書ヲ差出スヘ  
シ



入學願	出願日附	明治	年	月	日
私儀御校工學講習科ニ入學左ノ科目修業致度此段相願候也					
科	原籍	住所	住	學業其他	職業
氏名印	生年月日	職業	學業其他	職業	生年月日
仙臺高等工業學校校長宛					
明治年月日生					

第九條 入學志望者ノ數限定人員ニ超過セルトキハ選抜試験ヲ行ヒ履歷職業等ヲ參案シテ入學者ヲ定ム

第十條 授業料ハ豫メ之ヲ定ムス學業ノ始ニ授業科目等ヲ定

本年春季休業中 六十二人を宮城縣及び茨城縣下に分派して實習を課したり。本年夏季休業中 三百人を一〇三箇所に派遣して實習を課したり。

十月八日 開校式を舉行し小松原文相、久留建築課長、黒澤秘書官、横山視學官、寺田宮城縣知事、中川第二高等學校長、山形醫學專門學校長、和達仙臺市長式場に臨む。本校長の式辭及び文部大臣、寺田宮城縣知事、和達仙臺市長の祝辭朗讀、祝電披露、來賓響應あり。開校式の翌日及翌々日の二日間校内を開放して縦覽せしめたり。

ムル時ニ於テ學校長之ヲ定ム  
 第十一條 病氣又ハ己ムヲ得サル事故ニヨリ退學セントスル者ハ其ノ事由ヲ記シテ届ケ出ツヘシ  
 第十二條 生徒ニシテ其ノ本分ヲ盡サス生徒タルニ適セスト認メラレタル者ハ其ノ學籍ヲ除ク  
 第十三條 各科目ヲ修了シタル上修業證書ヲ受ケントスル者ニハ試験ノ上左式ノ證書ヲ授與シ又單ニ修業ノ證明ヲ受ケントスル者ニハ其ノ出席數等ヲ調査シテ之ヲ授與ス  
 修業證書

道府縣 族稱  
 何 某  
 生年月日

右ハ本校工學講習科ニ於テ年月日ヨリ年月日マテ何々ヲ修業セリ仍テ之ヲ證ス

仙臺高等工業學校長 位勳學位爵 氏名圖  
 番號

開校式概況

明治三十九年其の設立を公布せられ、同四十年四月生徒を收容してより茲に三ヶ年、新校舍已に成り、生徒亦定員に充つ。設備漸く完全に近く、内外其の實を備ふ。

是に於て明治四十二年十月八日を卜して雨天體操場に於て開校の式典を舉ぐ。

式場は四周天井悉く綠葉を以て裝し、點するに造菊を以てす。中央壇上には「忠」「孝」の二軸を懸け、其の左右には松、菊、棕桐の盆栽を飾る。式場出入口にはグリーンアーチを設けて國旗と萩章旗とを交又せり。

校内は來賓控所、立食響應所を除き、他は各科標本模型生徒製品等を陳列して公衆の縦覽に供す。

九時三十分小松原文相一行來校、同四十分第一汽笛にて生徒式場に整列し、次いで職員參列終るや校旗入場、第二汽笛にて來賓一同臨場す。

主客着席成るや中川校長登壇して徐ろに開校式を舉行する旨を告げ、恭しく教育勸語を捧讀す。次に降壇して左の式辭及祝辭の朗讀、祝電披露、國歌合唱、校長の挨拶あり、開校式を終了す。

式終了後直に來賓一同は土木科第二製圖室を以つて充てたる立食響應所に入り、各々歡を盡して散會せり。時に正午。

式辭

本日開校式を舉ぐるに方り文部大臣閣下を始め多數貴紳の貴臨を得たるは洵に本校の光榮として深く感謝するところなり。抑も本校設立の議は遠く十餘年前に起り三十五年に於て文部大臣は仙臺に工學專門學校を設くるの議を定め其學科課程案を高等教育會議に諮問し其創立費豫算を帝國議會に提出し特に留學生數人を海外に派遣したりしも議會の解散の爲めに豫算の成立を見るに至らず其後三十七八年役の起るあつて本案の進行再び阻停せられたりしが三十九年三月始めて仙臺高等工業學校の名稱を以て其設立を公布せらるゝに至れり。而して宮城縣は縣立仙臺第一中學校の敷地校舎の全部を舉げて之を政府に寄附し以て仙臺高等工業學校の用に供せられたるは本校創建の基礎を興へられたる者にして、本校の歴史に特筆して之を永遠に傳ふべきものとす。斯くの如くして本校設立の準備將に緒に就かむとせしに四十年一月度らずも校舎の大部分は祝融の災に罹れり。而も既定の計畫は一日も曠らすべからず、是に於て總に燒失を免かれたる寄宿舎を假りに教室に充用し、同年四月二十日を以て始めて生徒を收容し授業を開始せり。爾來爰に三年校舎の新築略ぼ成り、諸般の設備亦日を逐ふて稍や整ひ、今や生徒の



數四百有餘を算し、來る四十三年三月には第一回卒業生を出すべき事となれり。此間宮城縣官民諸君、特に仙臺市民諸君の直接間接に與へられたる厚意は實に本校の經營を容易ならしめたる者にして、予は此の時機を以て爰に感謝の意を表せざるを得ず。

本校創立費及び火災復舊費は總額金四拾四萬五千餘圓にして、内土地建物に關する者凡て三拾萬圓、他は器具機械圖書標本等の設備に充用せらる。校舍の新築は四十年十月に着手せられ、四十一年十一月には已でに生徒を新築校舍に收容し得るに至りしが、今や工場及び附屬舎も亦略ぼ竣工を告げたり、只講堂兼用の圖書館のみは其經營を四十三年度に待たざるべからず。其他設備の未だ完からざる者、亦漸を逐ふて其完成を將來に期せむとす。

本校は土木機械電氣及び探鑛冶金の四工學科を並置し、實業學校令及び専門學校令に據り、將來工業に従事すべき者の爲に必要な高等教育を施す者なり。故に常に學理と實際とに努め、品性の陶冶を重じ徒らに論理に馳せず技術に偏せず社會の趨勢に鑑み斯界の需要に應じ以て着實優良なる工業者を養成せむことを期す。以上の目的を全うせむには現に實地に從事せらるゝ工業家と接近提携して、共に斯界の發達を圖らざるべからず。故に斯界の老成者の忠告警告は最も聞くを喜ぶ所なり。

願ふに戰役以來、我國の地位は復た昔日の比にあらず、且つ砲火の戰は已に既往に屬せり。平和の戰は此れより益々劇烈を加へんとす。而して富力の強弱如何に就て之を中外に通觀すれば、吾人は尙ほ内に省みて恠怍たらざるを得ざる者あり。今にして其根本を養はずば、戰勝の光輝も之を維持するに由なからむとす。今日の急務は専ら國富を充實するに在り、國富の充實は殖産興業の發展に在り、産業の發展は智能並び具へたる實質なる人格に俟つ。此れ國家が現今財政の裕かならざるにも關せず不費の國財を投じて力を實業教育に致さるゝ所以、而も本校も亦其一に居れり。

本校職員は教育に關する勅語及び成申詔書の聖旨を奉體し、本校設立の趣旨に遵ひ、奮勵努力以て職務に服するを期すと雖も、斯界の趨勢は日に新なり、尙ほ或は其職責を盡す能はざらむことを恐る。幸に諸賢の援助に應り其缺漏を補ふを得ば、庶幾は以て國家の期待に副ふ事を得むか。茲に聊か本校の來歴を叙べ所感の一端を吐露して式辭とす。

仙臺高等工業學校校長 中川謙二郎

祝 辭

仙臺高等工業學校の經營新に成り本日を以て茲に開校の式を擧ぐ。

願ふに輓近社會進歩の趨勢は國家の一大富源たる工業が、單に從來の經驗に倚賴して小規模の天地を踏踏するを許さず、又徒に學理に拘泥して實際に迂濶なる經營を容れず、必らずや精確なる科學の智識を基礎として、而も高遠なる理論に趨らず時と所とに隨ひて善く之を實地に活用する材幹ある人物を要すること切なり。此の要求に應じて社會に適材を供給するは眞に實業教育の要旨なりとす。冀くは當事者の精勵に依り教育の方法其宜を得て以て本邦の工業界に貢獻する所あらんことを。又願ふに智徳を研修し、高尚なる人格を具へしむるは教育の第一義にして、事業の眞正なる成功は心身共に健全にして智徳圓滿なる人材によりて始めて之を期することを得べし。本大臣は本校の職員諸氏が同心戮力之を標的として生徒を薰陶し、生徒も亦之に率由して各自に器能を玉成し、以て身を立て業を成し國家教養の趣旨に應ふる所あらんことを望む。聊か數言を陳べて以て祝辭とす。

明治四十二年十月八日

文部大臣 小松原英太郎

祝 辭

仙臺高等工業學校設備完成し、特に文部大臣閣下親しく臨場し、本日を以て開校の式を舉行せらる。是れ寔に國家の慶福本縣の幸社たり豈に深く祝せざらんや。

曩に本校設立の公布せらるゝや、我宮城縣は歡迎措く能はず、縣立仙臺第一中學校敷地建物物の全部を擧げて之を寄附する等聊か其誠を輸して完全の速ならむことを翹望したり。然るに不幸祝融の災に罹り、爲に施設上に一頓挫を來せしも當局者の苦心經營に依り、豫期の如く授業を開始し爾來校長及職員諸君の熱誠堅實なる訓陶に依り校風舉り校規張り、遂に今日の盛況を見るに至れり。惟ふに我東北の野地域廣濶、産物豊富なるに拘らず文化の發展、富力の充實之を他に比して數等を輸する所以のものは實業教育機關の闕如に胚胎するもの亦其一に在りて存す。本校の存在は東北地方の指導開發に益する所實に尠少ならず。況んや關係の最も密接なる本縣に於てをや。本縣は當初既に大に之を歡迎せり。而して今や之を歡迎するの念日に愈切に月に愈厚きを加ふるの秋に當り、斯の盛典に陪することを得、衷心の歡喜何ぞ之に加へん。冀くは將來益々本校の隆盛にして國富民福に裨益するあらんことを。式に臨み所感を叙して祝辭に代ふ。

明治四十二年十月八日

宮城縣知事正四位勳三等 寺田祐之















化學分析	六	四	四	六	五	六	四	一	一	七	五	六	一	一	一
試金術及冶金實驗	〇	七	六	六	九	〇	〇	一	五	二	四	八	六	〇	〇
設計製圖及探鑛撰續	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
實習	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
校外實習	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
計	三元	三元	三元	三元	三元	三元	三元	三元	三元	三元	三元	三元	三元	三元	三元

備考 本學科ノ生徒ニハ第一學年ニ於テ豫メ探鑛學科冶金學科ノ一ヲ撰ハシム  
校外實習ハ休業中其ノ他便宜ノ時ニ於テ之ヲ課ス

三月四日 本校校長中川謙二郎氏東京女子高等師範學校長に轉任し第二高等學校長中川元氏本校校長事務取扱を命ぜらる。

新舊校長の送迎

明治四十三年三月八日、寒風颯々六花飛び枯柳吹まきくられしは昨日の如く、今は遠近の山頂に其名残りをとどめ、はや池塘草期えんとして嘗てスケート場たりし廣瀬の水やゆるく、頬を撫する風にも花笑ひ鳥歌ふ期の近きを知り、鬱勃たる氣は今や潑刺たる活氣となり、一時に溢出せんばかり、腕を扼し拳を握る青年の意氣知るべきなり。我が校の創立と共に入学せられし諸兄幾多奮雪の勞積んでこゝに二句ならずして實社會に活動せんとす。我輩青年の肉は躍り、血は湧き物々たる新進の氣鋭犯すべからず。時偶々吾人の敬愛欣慕せる中川校長先生の御轉任に遭遇す。吾人の驚愕失意校内忽寂寥の氣立ちこめ、皆々不安の感に打たれぬ。午後三時校長先生送別の會は雨天體操場に開かれぬ。常ならんには嚙々喧騒を來すべきに今日は何人も哀惜別離の情に其色は見えぬ。校友會部長新保先生開會の辭に次ぎ送別の辭を述べ。

願ひますれば我が校創立以來こゝに三年に成ります。今般我より東京女子高等師範學校へ御榮轉なさるゝ中川先生は本校創立と共に本校々友會會長の任に當られ、多大の御盡力によりまして今日只今校友會は各方面に健全なる發達をなしつゝある事を確信致します。これ皆會長閣下の御指導の宜しきに依る事で御座います。今や益々隆盛の域に進まんとする時會長閣下と永く

永く校友會に力を致す事の出來ぬのは實に遺憾であります。然し已むを得ざる處より出たので詮方ありません。今日までの先生の御盡力を感謝すると共に、御榮轉を祝し併せて那家の爲め御自愛あらんことを希望致します。今日までの次に探鑛冶金科々長渡邊先生職員總代として壇に起られ、

吾人が諸君と共に校長先生の配下に参りましたのは實に三年の昔となりました。我が校の創立當時で、現在の寄宿舎たる日就寮を教室に當てたる有様で、教授上甚だ困難致しましたが、中川先生の御懇切なる御指導、周到なる御盡力によりまして萬事萬端につき御配慮を煩はし、吾人の行届かざる處を補ひ下さいまして、今日に於て先生を煩はす事が多からずして職に當ることを得る様になりました。深く先生に感謝致します。さて歸つて考ふるに學校は一の家庭でありまして、校長先生は一家の主人で、私共は新に來た嫁の様なものです。初めての嫁で御家の事は一寸も勝手の様子が解らず、如何にせば可なるのであるかに迷ひ心配致して居ります。處で主人の御指導宜しきを得まして一人前の家婦となつたと致しませう。之より粉骨碎身以て家の爲めに致さんとの決心を起せる時、偶然主人を失ふたと致しませう。嫁の心中思ひやられます。終りに先生の御健全にて御發展あらん事を希望致します。

とて送別の辭を述べ。言々寸鐵を刺す。次に

我が校の姉妹校たる熊本高等工業學校に嘗て御奉職なされし中川元先生を迎へたるは不思議と云ふべきであります。吾人は先生を歓迎する事に於て吝ならず。

とて歓迎の辭を述べ降壇。次に生徒總代金野賢彌起ち、

過去三年間、朝に夕に吾人の向ふ處を知らしめ、御配慮一方ならざりし中川先生、而も吾人が熱烈鐵をも透す其敬愛の情を以てせる先生と別るべきの時に會して、吾人は眞に悲しきを感じます。眞に哀惜の感動を覺えます。實に遺憾の至りでありませう。若し社會の人々が我校長に話頭及びますれば、吾人は喜んで中川先生なる事を告げ、又社會の人も之を聞きては頗りに羨望致すので御座います。若し社會に人格高尚なる人があるならば中川先生は其一人に漏れませぬ。人格圓滿理想的人物あらば中川先生を吾人は推さうと思ふ。

とて先生の御高徳の程を以てし、諄々として謹慎の意氣は見えたり。終つて中川先生短身を躍して壇上に現はる。先生の聲喉に又其人に接する毎に其人格の崇高なる其度量雄大にして過らざる彼勝海舟先生を想ひ起して止まず。炯々たる眼光と其銀髯に接して



は事言外に属す。眞に偉なる哉。先生突如口を開けり。昨日突然東京の方へ轉任すべき命に接しました。之は確に我輩が嘗て女子教育に従事した處からであらう。とて工業教育に手を染めたる來歴の大略を述べらる。又

前々の講詞とも云ふか我輩には一も當らぬ。元來其職に身を置く者はかゝる事は通常の事だ。寧ろ一層力を致したいと思ふが、猶缺陷のあるのは甚遺憾である。今より三年前の事だが忘れもせぬ始めて校友會を大年寺で開いた。かれこれ百人位の少數ではあつたが、個人々々と親しく語る事を得てなかく愉快の事が多かつた。今は斯の如く會員も増し會も各方面に發展して遺憾なき實に隆盛の域に達した様に思はれて誠に嬉しい。而して又第一回の卒業生も出さず當校を去るのは甚遺憾の至りである。然し之も已むを得ぬ。

其他工業對國家とも云ふべきこと、及二三の注意の件、並に

諸君は益々御健全にて御勉勵あらん事を望む。

とて壇を降らる。次に記念品を贈呈し、新會長の首頭にて中川先生の萬歳を三唱して閉會せり。夕陽傾き宿鳥鳴に飛んで四邊は黃昏たり。一陣の風に一入寂寞を覺えぬ。

(K・K 生)

九日 本校工學講習科規則中改正の件許可せらる。

工學講習科

本校は晝間業務に服し夜間の外學習の暇なき者に工業上の知識技能を興ふる目的を以て本講習科を置き主として夜間に豫備學科、土木工學科、機械工學科、電氣工學科、探鑛冶金學科等を教授することに定めたり。

第一回工學講習科(明治四十二年九月ヨリ四十二年三月マテ)

科 目	入學志願者數	入學許可數	修了者數
測量施工法兼修	七五	三七	六
測量	一〇	六	二
施工法	一	一	八
計	八六	四三	一六

二十五日 本校第一回卒業證書授與式を舉行す。○同日 眞野實業學務局長來校卒業生の將來につき心得となるべき事項の訓示を爲し後校の内外に涉り詳細に視察す。

第一回卒業證書授與式の概況を記さんに、本日の來賓としては小松原文部大臣代理眞野實業學務局長を始め、寺田宮城縣知事、和達仙臺市長、其他主なる文武官及實業家等數十名の出席あり。午前十時の汽笛と共に生徒職員來賓順次着席するや、中川本校長事務取扱は起ちて、卒業生に關する諸般の報告は印刷に附し謹に配付し置きたるを以て之を略する旨を述べ、直ちに證書を授與し、終りて左記の告辭を朗讀す。

告 辭

本日本校第一回卒業證書授與式を舉行するに當り、諸賢の來臨を辱うす。本校の光榮卒業生諸子の榮譽何物か之に過ぎむ。茲に本學校長は一言を陳して以て諸子に告ぐる所あらむとす。卒業生諸子、諸子は本校教官諸君の懇篤熱誠なる教養薰陶に由り、將又諸子が多年拮据勵精奮雪の功を積みたる結果、本日の榮譽を擔ふを得たり。豈祝せざるべけんや。然れ共續つて念ふに諸子の前途は之を一方より親れば春海の洋々たるが如く、之を他方より望めば千山萬嶽の嶮々たるに似たり。乃ち茲に聊か諸子に對し警告する所なくばあらず。

謹んで 教育勅語を拜するに、「學を修め業を習ひ以て智能を啓發し德器を成就し進んで公益を廣め世務を開き」云々と宣べり。勅語の聖旨は諸子の平素能く奉體する所なりと雖も、實業に就くものは特に此の一節を肝に銘じ、造次顧沛も敢て諱る可からず。殊に公益を廣め世務を開かむには經濟的思念を離るべからず。然り而して職業に従事するものは其の種類と其の大小とを問はず、凡て忠實ならざる可からず、職に忠實ならむと欲せば上長の命令には絶對に服従せざる可からず。然れ共徒らに盲從して卑屈に陥る事なく、意見あらば禮を具して諍々之を陳述すべし。是れ固より妨げざるのみならず、抑も亦職務に忠實なる所以なり。

人動もすれば勞働を厭ふの風あり、赤手一攫千金を夢想するものなきにあらず、或は少壯にして險を避け夷に就かむ事を望むものあり、是已に老朽を學ぶものにして亦取らざる所、宜しく險阻を跋渉して辛酸を嘗め、人生の行路は蜀山の險よりも險なるを味ふべきなり。或は又動もすれば、好地位に汲々として屢々位置を變換するものあり。是忍耐の徳を缺き輕佻浮薄の風を成すものなり。或は又當初位置卑きを見て職に就くを欲せず、究竟の機を失し、終に悶々憶慨して厭世の念を起し、世益を開發すべき者却て世に害毒を流すに至る、深く警めざるべけんや。凡そ世上百般の事一として研究を要せざるものなし。智徳の修養は勿論、殊に實業にありては恒に工夫發明の念を去るべからず。世の大學者大發明家も終始自ら研究を積み、天亦之を



援助するありて豫想外の發明をなすあり。況んや自ら信じて疑はず、勇猛邁進研究して止まずんば、竟に世を益し人を制し自己幸福の基礎を築くに至るべし。殊に今日の如く、日進月歩の工業界に在りては、務めて先輩に學び、質疑討究を懈らず、新著書雜誌等を攻究し、孜孜汲々研鑽研磨以て時勢の進歩に後れざるのみならず、力めて之が魁たらむ事を期すべし。諸子は實に本校第一回の卒業生たり。冀くは上來陳述せし所を遵守し履行し以て本校の名譽を發揚せむ事を。諸子游を勉めよ。

明治四十三年三月二十五日

仙臺高等工業學校長事務取扱  
第二高等學校長正四位勳三等

中 川 元

續いて文部省實業學務局長眞野文二氏は左の文部大臣の祝辭を朗讀す。

祝 辭

仙臺高等工業學校は本日を以て第一回卒業式を挙げ、其の多年の教養に成れる幾多の人材を新に我工業界に送らんとすは、本大臣の欣喜に勝へざる所なり。卒業生諸子、諸子は既に本校に於て各種工業に必要な専門の學術を専攻し了り、今や進んで其の利器を實際に試みんとす。蓋し學理の教ふる所は一般の原則にして、之を實際に應用するに當りては、實に周圍の事情に鑑み變通の妙を會得せむことを要す。諸子は學校に於て多年學理と實際とを併せ修めたりと雖も、出でて實務に従事し能く工業界に活動して確實なる成功を收めんと欲せば、宜しく新に徒弟たるの覺悟を以て實業界に入り、勤勉と熱誠を以て事に當り、勞役に甘んじ辛苦に耐へ以て實地に幾多の修練と經驗とを積まざるべからず。然れ共工業界の發明進歩日々に競々として底止する所を知らざるは、今日の世界に於ける現状なり。故に其の間に立ちて學理の考究と應用の工夫を閉却するものは、此の大勢に後れ、我が邦工業の進歩を企畫して世界の競争場裡に輪贏を争ふを得ざるべし。諸子は常に既修の學術を基礎として更に一般の研鑽を累ねん事を期せざるべからず。既に實際の技能を備へ、亦學理の研鑽を怠らず、忠實業に服し更に力を精神的修養に用ひて人格を完成し、素養ある工業家の面目を發揮して、本校教養の趣旨に副はん事を是本大臣が切に諸子に期待する所なり。聊か冀望を述べて以て諸子が卒業を祝するの辭に代ふ。

明治四十三年三月二十五日

文部大臣 小松原 英太郎

夫れより眞野實業學務局長の祝辭演説あり、其の大意左の如し。

閣下並に諸君、本日の卒業式に臨み、卒業生諸子に對して一言祝辭を述ぶるを得るは、予の大に光榮とする所なり。願れば政府が時運を察し本校設立の議を起せしは去る三十五年頃にして、當時予は菊池文部大臣の意を受け、本校設立に關する計畫を立て、又親しく仙臺に來つて敷地等の檢分をなしたりき。後工事を開始して間もなく、不幸にして本校々舎は祝融の災に罹り、爲めに最初の計畫を變更するの止むなきに至りたるも、其の他の事は何等の變更を見ずして豫定の通り開校し、昨年開校式を挙げ更に本日第一回の卒業式舉行に際し、諸士と共に一堂に會して歡を共にするは、恰も故山に歸つて知己と語るの心地せらる。實に予は本校と淺からざる宿縁を有する事を光榮とするものなり。思ふに平時に於ける工業は、戦時に於ける軍備と同様にして、國家も亦此の二者を待つに毫も軒輊あるなし。一兵士が一朝有事の時に際し、銃を肩にし劍を提げて起つ時の心亦如何。必ずや國家の安危我双肩にあり、我は國家の柱石なりと自任し、進んで國の爲めに盡さん覺悟を有す可し。諸士の責任も亦兵士と何の變る所なし。

諸子は入學以來各自其希望する學理に就て、實地に幾多の研鑽を積めるが、國家より之を見る時は、何れの學科も皆時勢の必要に應じて設けられたるものにして、諸子の多くは既に會社工場等より招聘せられ、此れより直ちに就職する事に定まり居るとの事を聞き欣喜の至りなり。要するに即ち國家が期待したる所に合したるものに外ならず。平素身を軍籍に置くものが、一朝有事の際に勇戦奮闘するの覺悟あるが如く、身を工業に置くものは平素に於て智識技能を磨く事を怠らず、兵士の陣頭に立てると同様の心懸有るを要す。國富の増殖を計るは工業家の責任なり。我國目下の急務は國富の増殖にあり、國富の増殖は一に工業の經營に依るを思へば、諸子の双肩に擔へる責任も亦重大なるものならずや。諸子が今日卒業證書を以て社會に起たんとするは、恰も將士が聯隊旗を樹て、敵陣に進軍すると同じく、然れば學校の聯隊旗に光彩を放つと否とは、一に諸子が將來の功勞如何にありと云ふべし。諸子は此の心を以て、大に奮勵以て將來の仙臺市をして工業の淵藪と稱せらるゝまでに發達せしめられん事を切望して止まず。

次で新保教授は前校長中川謙二郎氏より發したる「御盛典を祝す」と云ふ祝電を披露し、次に卒業生總代の答辭あり、やがて來賓職員生徒順次に退場し式を終る。

第一回卒業生數左の如し。



土木工學科	本科生	二六	選科生	一
機械工學科	本科生	二五		
電氣工學科	本科生	三二	本科修業生	一
探鑛冶金學科				

探鑛學科	本科生	一九
冶金學科	本科生	一二
計	本科生	一一四
	選科生	一
	本科修業生	一

二十六日 勅令第六十七號を以て本校職員定員を左の如く改正せらる。  
校長 一人 教授 一九人 書記 六人 助教授 一〇人

同日 勅令第五十四號を以て文部省直轄諸學校教官俸給支給に關する件左の如く公布せらる。

第一條 文部省直轄諸學校教官ノ俸給ハ其ノ授業ノ時間又ハ學科ノ難易輕重ニ依リ最低額以下ヲ給スルコトヲ得  
第二條 文部省直轄諸學校教官ニシテ一校又ハ數校ノ教官ヲ兼任スル者ニハ本官及兼官ニ於ケル授業ノ時間又ハ學科ノ難易輕重ニ依リ其ノ俸給額ヲ分割シテ各學校ヨリ給スルコトヲ得  
本年春季休業中三十四人を一ヶ所に派遣して實習を課したり。

第三條 文部省直轄諸學校ノ嘱託講師ニハ教官俸給額ノ中ヨリ相當ノ手當ヲ給スルコトヲ得  
附則 本令ハ明治四十二年四月一日ヨリ施行ス

土木工學科	茂木 整	鍋田 三昌
機械工學科	鳥村 勝三	齋藤 省三
電氣工學科	齋藤 政	中田 初三
探鑛學科	齋藤 實	石原 富松
冶金學科	羽生	

土木工學科	本科生	三四	選科生	四一
機械工學科	本科生	三五	選科生	三七
計	本科生	一一四	選科生	一〇九

學科別生徒數 (明治四十三年五月三十一日現在)

電氣工學科	本科生	三七	選科生	三三	三五	一〇五
探鑛冶金學科	本科生	一〇三	選科生	三二	三八	一〇三

總計	本科生	一三九	選科生	一四三	一三二	四一四
----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

學年曆中改正せるもの。  
明治四十三年三月二十一日 第三學期試驗始ル  
同 年三月二十五日 第三學期試驗終ル  
四月二十日 本校寄宿舎規則中改正の件許可せらる。

明治四十三年三月二十五日 卒業式

仙臺高等工業學校寄宿舎規則

- 第一條 仙臺高等工業學校寄宿舎ハ日就寮ト稱ス
- 第二條 日就寮ハ本校職員ノ直接訓陶ノ下ニ本校生徒ノ共同的起居自修ヲ爲ス所トス
- 第三條 本寮ハ本校生徒ノ寄宿修學ヲ希望スルモノノ中ヨリ入寮ヲ許ス
- 第四條 寄宿ハ一學年ヲ以テ期限トシ毎學年始メニ於テ其ノ學年ノ寄宿生ヲ決定ス但シ前學年ノ寄宿生ニシテ引續キ在寮ヲ希望スルモノアルトキハ之ヲ許可スルコトアルヘシ
- 第五條 寮生ハ猥リニ退寮スルヲ許サス
- 第六條 寮生ニ缺員ヲ生シタルトキハ補缺トシテ臨時入寮ヲ許スコトアルヘシ
- 第七條 本寮ハ毎年夏季休業中ニ閉鎖ス

- 第八條 各室人員ノ配當ハ生徒監之ヲ定ム
- 第九條 自習時間、起床、就寢、喫飯、沐浴、外出、門限等ノ時刻ハ生徒監之ヲ定メ其ノ都度之ヲ揭示ス
- 第十條 人員點檢ハ臨時ニ之ヲ行フ
- 第十一條 寮内ニ於テ荷クモ研修安眠ヲ妨害スル行爲アルヘカラス
- 第十二條 自習時間中ハ特ニ靜肅ヲ守リ他室ニ往來シ又ハ他ノ自習ニ妨害アル舉動ヲ爲スヘカラス
- 第十三條 燈火及燧燻等ノ取扱ニ注意シ危險ノ所爲アルヘカラス
- 第十四條 寮内ニ談話室ヲ設ケ一定ノ時間ニ於テ其ノ室内ニ出入スルヲ許ス
- 第十五條 談話室外ノ諸室ニ於テ飲食スヘカラス但シ湯茶ハ此ノ限リニアラス



- 第十六條 寮内ノ物品ヲ毀損又ハ紛失タル時ハ情狀ニヨリ之ヲ辨償セシム若シ毀損亡失者判明セサルトキハ寮生一同ヲシテ辨償セシムルコトアルヘシ
- 第十七條 寮内ニ於テ金錢物品ヲ紛失タルモノアルトキハ速ニ生徒監ニ届出ツヘシ
- 第十八條 寮生ハ相互ニ金錢物品ノ貸借ヲ爲スヘカラス
- 第十九條 被服、書籍、其ノ他ノ物品ハ都テ所定ノ場所ニ整頓スヘシ
- 第二十條 來訪者アルトキハ應接室ニ於テ面會スヘシ
- 第二十一條 臨時外出、歸省、又ハ外泊セントスルモノハ生徒監ノ許可ヲ受クヘシ
- 第二十二條 外泊ノ許可ヲ得タルモノハ歸校ノ時宿泊先ヲ證明スル届書ヲ生徒監ニ差出スヘシ
- 第二十三條 疾病ニ罹リタルモノアルトキハ本人又ハ同室者ヨリ生徒監ニ届出テ指揮ヲ受クヘシ
- 第二十四條 疾病ニ罹リ飲食起居ノ常規ヲ履ムコト能ハサルモノハ休養室ニ入ラシム但シ病症ニヨリ入院又ハ外泊セシムルコトアルヘシ
- 第二十五條 炊事ハ寮生ノ自炊トス寮生ハ炊事規約ヲ定メ生徒監ノ許可ヲ受クヘシ
- 第二十六條 食堂ニハ定時ノ外猥リニ出入スヘカラス
- 第二十七條 寄宿料ハ壹ヶ月金壹圓トシ毎月所定ノ期日ニ納附スヘシ但シ十五日以前ニ退寮シ若クハ十六日以後ニ入寮シタルモノハ半額トシ七月下半箇月及八月ハ之ヲ徵集セス又既納ノ寄宿料ハ如何ナル事由アルモノ之ヲ還附セス

ルモノハ半額トシ七月下半箇月及八月ハ之ヲ徵集セス又既納ノ寄宿料ハ如何ナル事由アルモノ之ヲ還附セス

第二十八條 入寮若クハ退寮セント欲スルモノハ所定ノ書式ニ從ヒ本校ニ願出ツヘシ

第二十九條 前各條又ハ時々ノ告示ニ違背スルモノアルトキハ情狀ニヨリ退寮セシメ又ハ本校規則ニヨリ處分スルコトアルヘシ

入寮願		退寮願	
私儀御校寄宿舎日就寮へ入寮希望ニ付許可セラレ度此段相願候也	何學科何學年	私儀何ニ依リ來ル	何學科何學年
年 月 日	何	年 月 日	何
學校長 宛	某團	學校長 宛	某團
度此段相願候也	何學科何學年	度此段相願候也	何學科何學年
年 月 日	何	年 月 日	何
學校長 宛	某團	學校長 宛	某團

五月十日 本校寄宿舎として民有家屋借入の件許可せらる。

寄宿舎

日就寮の在寮生九十四名を以て定員とす。  
本校生徒は入學後一ケ年間自宅又は本校に於て適當と認めたるものゝ居室より通學するものゝ外一切本寮に寄宿すべきものとし尙ほ缺員あるときは二三年生の入寮希望者の中より入寮を許可することとせり。

本年度仙臺市片平丁四十五番地に一家を借り、日就寮分寮を開き在寮生三十名を以て定員とす。主として二、三年生の入寮

職員(五月三十一日現在)(講師氏名はイロハ順)

校長事務取扱	第二高等學校長	中川 元
土木工學科		
教授	鐵道及市街鐵道、測量擔當	工學士 久野末五郎
教授	橋梁、應用力學、製圖及實習擔當	工學士 大井上前雄
教授	測量、衛生工學、河海工學、水理學、製圖及實習擔當	工學士 鶴見一之
教授	測量、鐵道及市街鐵道、石工學、製圖及實習擔當	工學士 本島正輔
助教授	道路、測量、製圖及實習擔當	土屋紋藏
囑託	建築材料、製圖及實習擔當	庄司清

希望者の中より入寮を許可することとせり。  
分寮の建物は二階造り一種と炊事場、食堂、浴場なる一種と都合二棟より成り、寮生の居室は階上階下に十六室を有し其内一室は談話室に充て他の十五室は各室二人づつ居り、炊事は自炊制即ち寮生より二人の委員を選挙し(毎學期交代)食料買入、献立及び決算を擔當し、二人の炊夫と一人の小使を置く。一般の事務は毎學期交代の二人の總代理理す。

履	實習擔當	佐藤 松次郎
履	(助手)	遠藤 久四郎
履	(助手)	佐藤 護治郎
履	(助手)	栗村 喜一郎
教授	機械工學科	
教授	工作法、水力原動機、内部燃機、原動機、熱力學、汽力學、製圖實習實驗擔當	工學士 神谷龍彦
教授	工作法、水力學、材料及構造強弱學、船用機械、機械重量及價格計算法、機械設計法、製圖實習擔當	工學士 瀨戸慶之進
教授	外國留學中	工學士 吉田永助



教授 宮城 音五郎  
 講師 岡田 成賢  
 助教授 民野 好  
 助教授 齋藤 鐵夫  
 職工 西岡 俊雄  
 職工 服部 增五郎  
 職工 高橋 元三  
 職工 北原 銳次郎  
 職工 杉本 長太郎  
 職工 菊地 精  
 職工 佐藤 卯五郎  
 職工 山本 惇  
 職工 白石 律  
 職工 山口 眞信  
 職工 佐々布 壽  
 教授 電氣工學科  
 電氣及磁氣、交流理論、電氣工學實驗法、電力蓄電池、水力學及水力原動機、法令、實驗擔當  
 工學博士 降矢 芳郎  
 工學博士 長

教授 交流機械、電燈、電氣器具機械設計法、電氣工學實驗法、電氣器具、機械運轉學、材料構造強弱學、製圖擔當  
 製圖分擔 川上 爲之助  
 講師 宮城紡織電燈株式會社主任技師  
 講師 陸軍步兵少尉 吉田 二郎  
 講師 電信及電話擔當 逓信管理局技師 高野 四郎  
 講師 陸軍一年志願兵トシテ服役中  
 助教授 工作法、實習擔當 工學士 八木 秀次  
 職工 實習分擔 齋藤 正夫  
 職工 實習分擔 高山 佐綱  
 職工 實習分擔 佐藤 愛太郎  
 職工 實習分擔 佐藤 重太郎  
 職工 實習分擔 五味 正作  
 職工 實習分擔 佐野 藤吉  
 職工 實習分擔 渡邊 嘉吉  
 職工 實習分擔 油井 信平  
 職工 實習分擔 日下 治  
 教授 探鑛冶金學科  
 探鑛學、製圖擔當  
 外國留學中 工學士 八木 芳彦  
 科長心得 工學士 篠 清三郎

教授 製造冶金學、鐵冶金學、冶金實驗、製圖擔當  
 工學士 松下 長久  
 講師 京都帝國大學理工科大學教授  
 工學士 渡邊 俊雄  
 工學士 橫山 若松  
 工學士 山田 正雄  
 助教授 吹管分析、化學分析擔當  
 職工 船木 勝三  
 職工 小笠原 四郎  
 職工 八坂 清鑑  
 職工 橫澤 六之助  
 職工 長田 廣春  
 職工 相原 深藏  
 教授(兼) 地質學、礦物學擔當  
 第二高等學校教授 理學士 中島 欽三  
 教授 物理學、物理學實驗擔當  
 理學士 鹽釜 伊兵衛  
 教授 倫理、英語擔當 生徒監  
 文學士 新保 德壽  
 教授 數學擔當  
 文學士 德見 春夫  
 教授 英語擔當  
 文學士 齋藤 顯  
 教授 化學、電氣化學、製造化學實驗擔當  
 理學士 荒古 勝之助  
 講師 工場衛生擔當  
 仙臺醫學專門學校教授 醫學士 柿澤 信義

教授 英語擔當  
 第二高等學校教授 文學士 玉蟲 一郎  
 講師 英語擔當  
 第二高等學校教授 文學士 土井 林吉  
 講師 工業經濟及簿記、工業法令擔當  
 株式會社七十七銀行書記 中村 梅三  
 講師 工場建築、建築學擔當  
 文部技師 中島 泉次郎  
 助教授 數學擔當  
 職工 花岡 德次  
 助教授 化學實驗擔當  
 職工 船木 勝三  
 助教授 體操擔當  
 陸軍步兵中尉 霜田 英一  
 職工 物理學實驗擔當  
 角田 清兵衛  
 職工 柔道  
 石田 清  
 職工 劍道  
 久我 均光  
 職工 校醫  
 小池 友忠  
 職工 工學講習科  
 陸軍三等軍醫 安田 恒藏  
 教授 仙臺市立工業學校校長 橫澤 多利吉  
 教授 庶務  
 富井 貞二  
 教授 庶務  
 森政比佐之丞  
 書記 澤田 興喜  
 書記 生江 葵西五郎



生徒監	新保徳壽
鳴託 (兼)	霜田英一
鳴託	野堂七藏
履 (兼)	陸軍工兵少尉 生江葵西五郎
會計係	

書記	田上致俊
書記	三谷哲夫
書記	山本彌三郎
書記	遠藤良治
書記	淺野金藏
書記	阿部榮記
書記	小松五郎

土地建物中變更せられたるもの左の如し。

建物總坪數 參千四百八拾六坪九合五勺

木造 參千四百四拾四坪四合五勺

煉瓦造 參拾九坪

細別

イ、事務室 壹百九拾七坪五合

(イノ二) 教官室貳拾七坪五合ノモノ三室貳拾坪ノモノ壹室

拾八坪ノモノ壹室拾坪ノモノ壹室 (イノ三) 生徒監、庶務

係、教務係室貳拾坪とし (イノ五) 會議室拾貳坪を削り以

下線上ぐ

ロ、教室 壹千九百五拾參坪貳合五勺

(ロノ一) 講義室四拾六坪ノモノ壹室參拾八坪ノモノ壹室參

拾坪ノモノ壹室貳拾七坪五合ノモノ壹室貳拾坪ノモノ貳室

拾八坪ノモノ壹室拾六坪ノモノ壹室とし (ロノ二) 製圖室

の中參拾四坪を參拾六坪七合五勺と改め更に貳拾七坪五合

ノモノ壹室を加ふ (ロノ三) 分析室元の如し

(ロノ四) 實驗室中參拾九坪ノモノ壹室を削る (ロノ五) 電氣

檢定室拾六坪 (ロノ六) 電氣實驗準備室拾六坪 (ロノ七)

圖書室拾六坪ノモノ壹室八坪ノモノ壹室とし (ロノ八) 機

械室中拾坪ノモノ壹室を削る (ロノ九) 天秤室拾坪を設く

(ロノ十) 標本室參拾四坪ノモノ貳室を加へ拾七坪ノモノ

壹室を削る (ロノ十一) 器具室及び (ロノ十二) 暗室元の

如し (ロノ十三) 材料室更に四拾坪ノモノ壹ヶ所を加ふ (ロ

ノ十五) 雨天體操場を生徒控所に兼用し (ロノ十六) 銃器

室 (ロノ十七) 油瓦斯發生室は元の如し (ロノ十八) 擊動

室貳拾坪及び (ロノ十九) 柔道室貳拾坪を設く

ハ、寄宿舎七百五拾貳坪

(ハノ一) 自修及寢室 (ハノ二) 事務室 (ハノ三) 診察室

(ハノ四) 談話室 (ハノ五) 應接室を元の如し (ハノ六) 宿

直室を七坪五合に (ハノ七) 生徒昇降口を八坪に改め (ハ

ノ八) 生徒食堂 (ハノ九) 炊事場 (ハノ十) 浴場 (ハノ十

一) 内廊下元の如し (ハノ十二) 渡廊下を參拾貳坪に改む

(ハノ十三) 小使室及湯沸場 (ハノ十四) 便所元の如し

ニ、雜部 五百八拾四坪貳合

(ニノ一) 玄關 (ニノ二) 宿直室 (ニノ三) 商人控所 (ニノ

四) 昇降口 (ニノ五) 小使室及湯沸場元の如し (ニノ六)

内廊下を四百拾壹坪貳合五勺に改め (ニノ七) 渡廊下に六

坪ノモノ壹ヶ所を加ふ (ニノ八) 巡視休憩所元の如し (ニ

ノ九) 物置參拾五坪ノモノ壹ヶ所八坪ノモノ壹ヶ所參坪八

合ノモノ壹ヶ所とし (ニノ十) 便所元の如し職員食堂を廢

し生徒控所は他に設く

校内に在りし文部省建築課出張所は他に移る

六月十一日 本校雨天體操場に於て第十回工學講話會を開催す。

九月六日 二個以上の學校に入學許可の場合に關する件公布せらる。

二個以上ノ學校ニ入學許可ノ場合ニ關スル件

(明治四十三年九月六日)

(文部省令告示第二百十三號)

同一人ニシテ東京帝國大學農科大學農學實科、同林學實科、同獸

醫學實科、東北帝國大學農科大學農學實科、同附設農學實科、同

十月八日 午前七時より本校運動場に於て第一回陸上運動會を開く。正午降雨のため中止。翌日午後一時半より續行

し午後五時半閉會す。

附設土木工學科、同附設林學科、同附設水産學科並ニ文部省直轄

諸學校中ノ二箇以上ノ學科、若クハ學校ニ入學ヲ出願シタル者

ハ其ノ最前ニ入學ヲ許可セラレタル學科若クハ學校ニ入學スヘ

キモノトス但シ同時ニ二箇以上ノ學科若クハ學校ニ入學ヲ許可

セラレタル者ノ入學スヘキ學科若クハ學校ハ本人ノ選擇ニ任ス

明治四十四年

一月二十五日 本校長事務取扱たりし第二高等學校長中川元氏本校校長に轉任す。

二月十八日 講堂に於て學術談話會を開く。世界徒步旅行者和蘭人アーノルド・サイズ氏の旅行談及仙臺稅務監督局

長楠正篤氏の帝國財政の現状に就ての講演あり、午後六時閉會。

三月三日 文部省令第八號を以て本校規程改正せらる。



第三條 「各學科ノ學科目及其ノ程度中」 「倫理」を「修身」と改む。  
本校規則左の如く改正す。

第八條中 本校記念日を「四月二十日」に夏季休業日を「七月十一日ヨリ九月十日マテ」と改正せらる。第十一條中「卒業後二箇年間」を「卒業ノ翌々年マテ」と改む。第三十五條を「授業料ハ一學年金三十圓トシ外國人ハ金六十圓トス」に改む。第三十六條中「第一學期金十二圓外國人金二十圓第二學期金十四圓外國人金二十圓第三學期金八圓外國人金二十圓」に改む。第四十條中「金二十圓五十錢」を「金三圓」に改む。第四十八條を「選科生ノ授業料ハ一學期金十四圓トシ毎學期始業後一週間以内ニ納付スヘキモノトス」に改む。第五十條を「本則ハ明治四十四年四月一日ヨリ施行ス」と改む。第五十一條を「本則施行ノ際現ニ在學スル生徒ノ授業料定額及其ノ納付割合額ハ從前ノ規則ニ依リ徵收ス」に改む。第一號書式中「希望ノ受験場所(東京若クハ仙臺)」を削る。

本校工學講習科規則第五條中(三月二十九日)を(四月二十日)に(七月十六日ヨリ)を(七月十一日ヨリ)に改む。  
本校事務分掌規程中第一條に「五、圖書係」を加へ第四條一四「圖書ノ保存整理及貸附ニ關スル事」を削り、  
「第七條圖書係ハ左ノ事務ヲ掌ル 一、圖書係ニ屬スル文書ノ起案編纂及保存ニ關スル事 二、圖書ノ保管整理及貸付ニ關スル事 三、圖書印ノ保管ニ關スル事 四、新聞雜誌年報

一覽簿ノ保管及出納ニ關スル事 五、書庫及閱覽室ノ取締ニ關スル事 六、其ノ他圖書ニ關スル一切ノ事務」を加ふ。  
本校生徒學業成績考査細則第一條に「但シ平素ノ行狀勤惰及無届缺席等ヲ參酌スルモノトス」を加ふ。第四條「倫理」を「修身」に改む。  
第九條に「卒業ノ席次ハ各學年成績平均評點ヲ平均シテ之ヲ定ム」を新に加へ以下順次繰下ぐ。第十一條「平素ノ勤惰行狀ヲ參酌シテ」を「教官會議ヲ經テ」に改む。第十二條に「前項ニ依リ追試験ヲ執行セル場合ニハ其ノ得點ノ十分ノ二ヲ減シタルモノヲ以テ當該學科目ノ學期成績トス」を加ふ。  
學年曆中改正せられたるものは、明治四十三年四月七日春季休業終ル、四月八日 入學式授業開始、四月二十日記念式(本校記念日)、七月六日第一學期試驗始ル、七月十日第一學期試驗終ル七月十一日夏季休業始ル、七月十五日夏季實習始ル、九月十日夏季休業終ル、九月十一日授業開始 明治四十四年三月十三日第三學期試驗始ル、三月十七日第三學期試驗終ル、三月十九日入學試驗始ル、三月二十二日入學試驗終ル、三月二十九日の記念式(本校創立記念日)は削除。

三月二十日 第二回卒業式を舉行す。

本校第二回卒業證書授與式は三月二十日を以て本校講堂に舉げらる。當日の來賓として木槻仙臺通信管理局長、早川仙臺市教育會長三好第二高等學校長、東北學院長シネノ博士、八木商業會議所會頭等を始め各中學校長其他實業家、卒業生、父兄等數百名臨席あり、午前十時汽笛と共に生徒職員來賓等順次着席するや中川本校長起ちて、卒業生に關する諸般の報告をなし、直に證書を授與し、終りて左の訓示を述べ。

諸子は永年本校にありて所定の學科を終了し、茲に此榮譽ある席上に於て卒業證書を得らる。諸子の光榮は勿論諸子を出せる本校の光榮とする所也。諸子は今や本校を去つて將に實業界の人たらんとす。予は諸子に向つて滿腔の祝意を表すると同時に又諸子の將來に向つて一言の告辭を興へざるを得ず。諸子が學界に於ける最終の學校として本校に入學せられし以來諸教官の熱心懇篤なる指導の下に好成績を挙げ茲に卒業證書を得たる以上、今後は實業社會の人となりて身を立て國家有用の材たらざる可からず。諸子に取りて本校は學界に於ける最終の學校にして爾後如何なる方面に向つて發展するも本校とは離る可からざる緣故を有す。本校も亦諸子に對する母校の責務を怠らず第一回以來卒業諸子のために便宜を圖りつゝあり。既に各地よりの報告は幸ひにも欣喜に堪へざる事のみにて本校卒業生が着々母校の名聲を揚げ忠實勤勉にして他の模範と稱せられつゝあり。さればにや本年の卒業生諸子も各學科別こそあれ何れも四方に歡迎せられ中には請求に應じ兼ねたる學科もありと云ふ有様なり。是れ一面に於て實業界の發展に伴ふ利用の途益々開け來りたるがために因る所なり。諸子は今後上長に對しては他くまで服従し同僚に對しては親切懇篤なる友愛を以てし、先輩の指導を受け益々實業界のために盡すの覺悟なかる可からず。學界の方面に於ても實地に當りても一層修養を怠らず、殊に高尚なる品性の陶冶に力め以て社會劣等者を感化誘導するに意を致さんことを切望す。

引續き左の文部大臣の祝辭を朗讀す。

祝 辭

茲に本校卒業證書授與の式を舉ぐるに方り本大臣は一言卒業生諸子に諭ぐる所あらんとす。歐米諸國に於ける工業は最近其の盛を極め各種工業者は競て其の製品を優良にし其價格を低廉にし以て益々需用の範圍を擴大せんとす。此の時に當りて、我が工業に従事する者は勉めて世界に於ける工藝進歩の大勢を看取し先進諸國の同業者と競逐馳騁して背て一着を輸せざらんこ



とを期せざるべからず。諸子はより出でて實地の業務に就かんとす。宜しく益々人格を修養し忠實勤勉其の業に従ひ、百折掩まず以て競争場程の優者たらんことを期すべし。今や科學の研究益々盛にして學理の應用亦益々廣し。諸子其れ今日の小成に安ずることなく業務の餘常に意を學術の研修に存して世界工業の進歩に落伍せざらんことを期せよ。今や諸子多年勉學の結果本校の課程を卒へ將に實業界の人たらんとす。本大臣は諸子の爲めに今日の榮譽を賀し更に刮目して諸子が他日の大成を見んと欲す。諸子其れ旆を勉めよ。

明治四十四年三月二十日

文部大臣 小松原英太郎

次いで前校長中川謙二郎氏より寄せられたる祝電を披露し、次に卒業生總代上關德也の答辭あり、やがて來賓職員生徒順次に退場し、卒業式の盛典はこゝに終りを告げぬ。時に午前十時四十分なりき。

答 辭

維れ時明治四十四年三月二十日我仙臺高等工業學校は多數實紳の來臨を辱うし生等卒業生のために茲に第二回卒業證書授與の盛典を挙げらる。大臣閣下及び校長閣下より御懇篤なる訓諭を賜はる。生等の光榮何物かこれに過ぎん。恭しく惟るに今上陛下允文允武列聖の功績を承ぎ中興の昌運を開き夙に教育に大御心を注がせられ民生の啓蒙に努め給ひしより茲に四十有餘年今や諸種の學術蔚然として興り文明の化四海に霑被す。陛下又國運の伸張に伴ひ實業教育の必要を認めさせ給ひ曩に本校を起して工業教育に資せられ生等聖世に生れ此校に學ぶを得。爾來三年校長閣下及び教官諸先生の懇篤熱心なる教育薰陶により今や漸く學を了へて今日の光榮を荷ふに至れり。曠て考ふるに我邦工業界は駸々として進歩しつゝありと雖も泰西に比すれば尙未だ幼稚たるを免れず、進んでこれを開拓し世界の競争場程に輪贏を争ふは生等の責任なり。嗚呼實に吾等の前途は渺として大海の如く岷々として峻嶽の如し。時に盤根錯節の道を邁る事あらん、時には激浪怒濤の進路を妨ぐる事もあるべし。生等の任や重く勤めや難い哉。然りと雖一度校を出でて實業界に立つの日は生等不敏と雖銃を提げて陣頭に立つ兵士と同じく双肩に國家の安危を負ふの覺悟を以て奮然身を起し常に校長閣下の訓諭を遵守し既修の學理を應用して粉骨碎身大に工業界の隆盛を計り國富の増殖に貢獻せん事を期す。嗚呼青葉の緑色永へに深く廣瀬の流れ千古盡きず、庶幾くは聖壽誠に天壤と俱に窮りなく本校亦應に山川と俱に相久しからん事を。聊か蕪辭を陳して答辭となす。

卒業生數左の如し。

土木工學科 本科生 二十一名

機械工學科 本科生 三十一名

電氣工學科 本科生 三十二名

探鑛冶金學科 特別生 一名

探鑛學科 本科生 二十四名

冶金學科 本科生 十二名

探鑛冶金學科 選科生 一名

計 本科生 百二十名

特別生 三名

選科生 一名

校外實習

四十三年夏季三一四人を一〇九個所に派遣し實習をなさしむ。  
四十四年春季三二人を一個所に派遣し實習をなさしむ。

特待生

土木	三年	鳥山季棋
機械	二年	明石貞太郎
探鑛	三年	齋藤省三
電氣	二年	中島秀雄
探鑛	三年	石原富松
探鑛	二年	青柳六三郎

四月四日 文部省令第十六號を以て臺灣人及朝鮮人特別入學に關する規程公布せらる。

臺灣人及朝鮮人特別入學ニ關スル規程

文部省直轄學校外國人特別入學規程ハ臺灣人若クハ朝鮮人ニ之

十八日 皇太子殿下御來臨につき奉迎。○二十七日 皇太子殿下還啓につき奉送。

是月 校友會規則改正のため役員の職務を明かにす。

第五條中「會長ハ會務ヲ總理ス」「部長ハ會長ヲ補佐シ各部ノ事務ヲ監督ス」「職員ヨリ舉ケラルル委員ハ會長ノ指名トシ部長ヲ輔ケ各部ノ事務ヲ掌理ス生徒ヨリ舉ケラルル委員ハ其ノ互選

トシ職員ヨリ舉ケラルレタル委員ノ指揮ヲ受ケ各部ノ事務ニ從事ス」を加ふ  
第六條の「四月」を「三月」に改む



第七條を「各組ハ毎學年始ニ於テ總代一名ヲ選舉シ之ニ諸般周旋ノ勞ヲ委託ス總代ハ其組ヲ代表シテ總會ニ列席シ決議ニ預ルモノトス」とす

第八條を「本會ノ會務ヲ處理スル爲ニ總會ヲ開ク但シ總會ハ役員及各組總代ヨリ成ル」とす

第九條を「總會ノ議事ハ出席員ノ三分ノ二以上ノ賛成ヲ以テ決ス」とす

第十條を「本會ハ毎年十月開校式記念大會ヲ舉行ス」とす

第十一條を「職員ノ會費ハ俸給月額ノ二百分ノ一トス但シ休職

職員(五月三十一日現在)(講師氏名五十音順)

校長	中川 元
土木工學科	
教授	橋梁、應用力學、製圖及實習擔當 科長 大井上 前雄
教授	外國留學中 工學士 鶴見 一之
教授	石工學、鐵道及市街鐵道 工學士 小川 敬次郎
教授	建築材料、製圖及實習擔當 工學士 本島 正輔
教授	測量、衛生工學、水理學、製圖及實習擔當 工學士 蘆田 亨介
講師	測量、河海工學、應用力學、製圖及實習擔當 工學士 土屋 紋藏
助教	道路、測量、製圖及實習擔當

者ヨリハ會費ヲ徵收セス、卒業生會費ハ一ケ年會費拾錢トシ毎年三月本會々計擔任ノ委員ニ納付スヘシ、生徒ハ第一學期ニ金壹圓第二學期ニ金壹圓第三學期ニ金五拾錢トシ授業料納付ノ日ニ於テ本會會計擔任委員ニ之ヲ納付スヘシ」とし以下繰下

第十二條及第十四條中の「役員會」を「總會」に改む

第十六條を「本規則ハ總會ノ決議ニ依ラサレハ改正スルコトヲ得ス」とす

助教	製圖及實習擔當 庄司 清
實習擔當	佐藤 松次郎
(助手)	陸軍歩兵少尉 佐藤 護治郎
(助手)	栗村 喜一郎
(助手)	山崎 章一
機械工學科	
教授	水力學及水力原動機、熱力學及熱力原動機、內部燃機原動機、原動所設計及管理法、織機、機關車、製圖實習實驗擔當 科長 神谷 龍彦
教授	水力學、汽力原動機、材料及構造強弱學、機械設計法、機械重量及價格計算法、電氣工學、製圖實習實驗擔當 工學士 吉田 永助

教授	汽力原動機、船用機關、機械運動及力學、物上機械、ポンプ、電氣工學、製圖實習實驗擔當 工學士 宮城 音五郎
教授	工場用製作機械、水壓機械、鑄山用機械、汽力原動機、製圖實習實驗擔當 工學士 瀨戸 慶之進
講師	暖房及通風、紡績機械、汽力原動機擔當 工學士 岡田 成賢
助教	機械工學、工作法、實習擔當 民野 好
助教	機械工學、製圖擔當 齋藤 鐵夫
助教	機械工學、工作法、製圖擔當 西岡 俊雄
實習擔當	服部 増五郎
實習擔當	高橋 元三
實習擔當	北原 鏡次郎
實習擔當	杉本 長太郎
實習擔當	菊地 精
實習擔當	佐藤 卯五郎
原動所擔當	山本 傳
(圖工)	松本 龜治
原動所擔當	白石 律
(助手)	佐々木 壽

教授	電氣、交流機械、電氣工學、電力原動機、電氣工學實驗法、實驗擔當 兼九州帝國大學工科大学教授 工學博士 長 矢 芳 郎
教授	電力、交流機械、電氣工學、水力原動機、電氣工學實驗法、熱力學及熱力原動機、實驗擔當 工學士 武藤 盛勝
教授	直流機械、電氣磁氣、材料及構造強弱學、電氣器具、機械設計法、製圖擔當 工學士 八木 秀次
講師	製圖分擔 川上 爲之助
講師	電信及電話擔當 逓信管理局技師 工學士 實來 勇四郎
助教	工作法、熱力原動機、實習擔當 實習主任 齋藤 正夫
助教	實習分擔 高山 佐綱
助教	實習分擔 佐藤 愛太郎
助教	實習分擔 佐野 誠
實習分擔	波邊 嘉吉
實習分擔	油井 信平
(助手)	佐藤 重治
(助手)	探鑛冶金學科
教授	探鑛學、設計製圖擔當 科長心得 工學士 八木 芳彦
教授	外國留學中 工學士 篠 清三郎







六月 鑛物鑛産物の分析鑑定を開始す。

廣く公衆の便益を計らんが爲校務の餘暇鑛物鑛産物の分析鑑定の依頼に應ずることとし明治四十四年六月より實施し最も周土地建物の變更せるもの

密なる方法により依頼に應じつゝあり。

建物總坪數 參千八百拾六坪八合貳勺五才

寄宿舎 七百八拾九坪五合

事務室 貳百貳拾坪五合

倉庫 貳拾坪

教室 貳千貳百六拾六合貳勺五才

雜建物 五百七拾八坪貳合

三日 講堂に於て第十三回工學講話會を開く。聽衆約六百餘。

明治四十五年 (大正元年)

三月十六日 第三回卒業式を舉行す。

午前十時より本校講堂に於て舉行せられたり。第一汽笛にて生徒及び職員式場に入り、第二汽笛にて寺田知事、奥宮檢事長、小川東北理科大學長、山形仙臺醫學專門學校長、三好第二高等學校長、八木商業會議所會頭、東北學院長シユネーダ博士、市内中等學校長其他の來賓、父兄等數十名中川校長の先導にて入場、着席を待ちて校長登壇諸般の報告をなし、次いで卒業生一同に對し證書を授與し、終つて一場の告辭をなし、文部大臣の祝辭を代讀し、夫れより舊本校々長中川謙二郎氏(東京女子高等師範學校長)舊電氣工學科長降矢芳郎氏(九州帝國大學工學科大學教授)の祝電を披露し、卒業生總代日野杉耕造の答辭ありて十一時半頃式終つて一同退場、來賓及卒業生に對し別席に於て茶菓饗應あり、正午散會す。文部大臣の祝辭及卒業生總代の答辭左の如し。

祝

茲ニ本校卒業證書授與式ヲ舉クルニ方リ本大臣ハ一言卒業生諸子ノ前途ヲ祝シ且ツ諸子ニ諭クル處アラントス

辭

蓋シ最近歐米國ニ於ケル工業ノ進歩ハ實ニ前古ニ其ノ比ヲ見ズ而モ現今交通ノ至便ナル彼ノ一進一歩ガ直ニ波動ヲ我ニ及ホスコト響ノ物ニ應スルヨリモ速ナルモノアリ。故ニ苟モ我が工業家タルモノハ常ニ字内ノ大勢ニ著目シテ之ニ後ルルコトナク列國ニ對峙シテ着々我が工業界ヲ發展セシメ以テ國運ノ隆盛ニ資センコトヲ要ス。諸子ハ今ヤ多年ノ蘊蓄ヲ提ケテ出デテ實務ニ當ラントスル者宜シク懷ヲ茲ニナシ誠實勤勉以テ事ニ從ヒ業餘專ラ學術ノ研鑽ト品性ノ修養トニ務メ識見人格該備ハリ以テ他日ニ大成センコトヲ期セザル可カラス。是レ諸子カ國家教養ノ趣旨ニ副ヒ併セテ自ラ身ヲ立テ志ヲ達クル所以ナリ。諸子夫レ旣ヲ勉メヨ。

答

維時明治四十五年三月十六日生等第三回卒業生ノ爲ニ卒業證書授與ノ盛典ヲ舉ケラレ貴紳ノ責務ヲ辱ウシ且ツ賜フニ懇篤ナル訓戒ト遠大ナル希望トヲ以テセラル。眞ニ之レ生等無上ノ光榮タリ豈永ク肝銘セスシテ可ナランヤ。

惟フニ生等今日ノ光榮ヲ得タルモノ偏ヘニ校長閣下ヲ始メ教官各位ノ懇切ナル指導ニ由ラサルハ莫シ。厚恩ヲ受クル實ニ海岳モ當ナラサル也。誠ツテ考フルニ最近歐米諸國ニ於ケル工業界ノ進歩ハ駭々トシテ底止スル所ヲ知ラス各種ノ工業者ハ競フテ優良低廉ノ製品ヲ出サントス。而シテ我が國ノ工業モ亦漸ク隆盛ニ趣クト雖モ歐米ノ夫レニ比スルニ於テハ又當ニ其ノ萌芽ニ過ギサルヘシ。此ノ時ニ當リテ益々我が工業ノ進歩發達ヲ企畫シテ世界ノ競争場徑ニ馳騁シテ肯テ一着ヲ輪セサラントセハ生等安ゾ奮奮努力セザルヲ得ン。而カモ學界浩茫ニシテ際涯ナク世路曠遠ニシテ關險多キニ於テヲヤ。國家ノ生等ニ負托スル所以ノモノヲ思ヘハ實ニ任重ク路遠ク自重ノ感發奮ノ氣益々切ナラサルヲ得ス。冀クハ生等恭シク 御勅諭ヲ服膺シ謹ンテ諸先生ノ訓戒ニ遵ヒ造次顛沛ニモ敢テ之レヲ忽ニセズ百難ヲ忍ヒ萬苦ニ耐ヘ苟儉小成ニ安スル事ナク夙夜匪懈進ンテ學術ノ蘊奧ヲ究メ更ニ發明工夫ノ基ヲ養成シ、出テテハソノ應用ヲ試ミ特ニ品性ノ陶冶ヲ怠ラス以テ現在享有シタル榮譽ヲ永遠ニ保チ將來ニ負擔スヘキ責任ノ幾分ヲ盡クスコトヲ得ベ庶幾クハ 上聖明ニ答ヘ奉リ下恩師嘉陶ノ洪恩ニ報ユルニ足ランカ。茲ニ謹シテ垂示ニ答ヘ併セテ閣下並ヒニ諸先生ノ壽ヲ奉祝ス。

卒業生數左の如し。

土木工學科 本科 特別生 選科生

三〇 二二〇

機械工學科 本科 特別生 選科生

二七 一二七



電氣工學科  
 本科 特別科  
 選科 特別科  
 探鑛學科  
 本科 特別科  
 選科 特別科

二七  
 一〇

治金學科  
 本科 特別科  
 選科 特別科  
 總計

二一九  
 一三  
 五七三

生徒の入學及退學

本年度入學志願者は總數四百六名にして昨年度に比し八十名を増加せり。入學志願者及入學者別數左の如し。

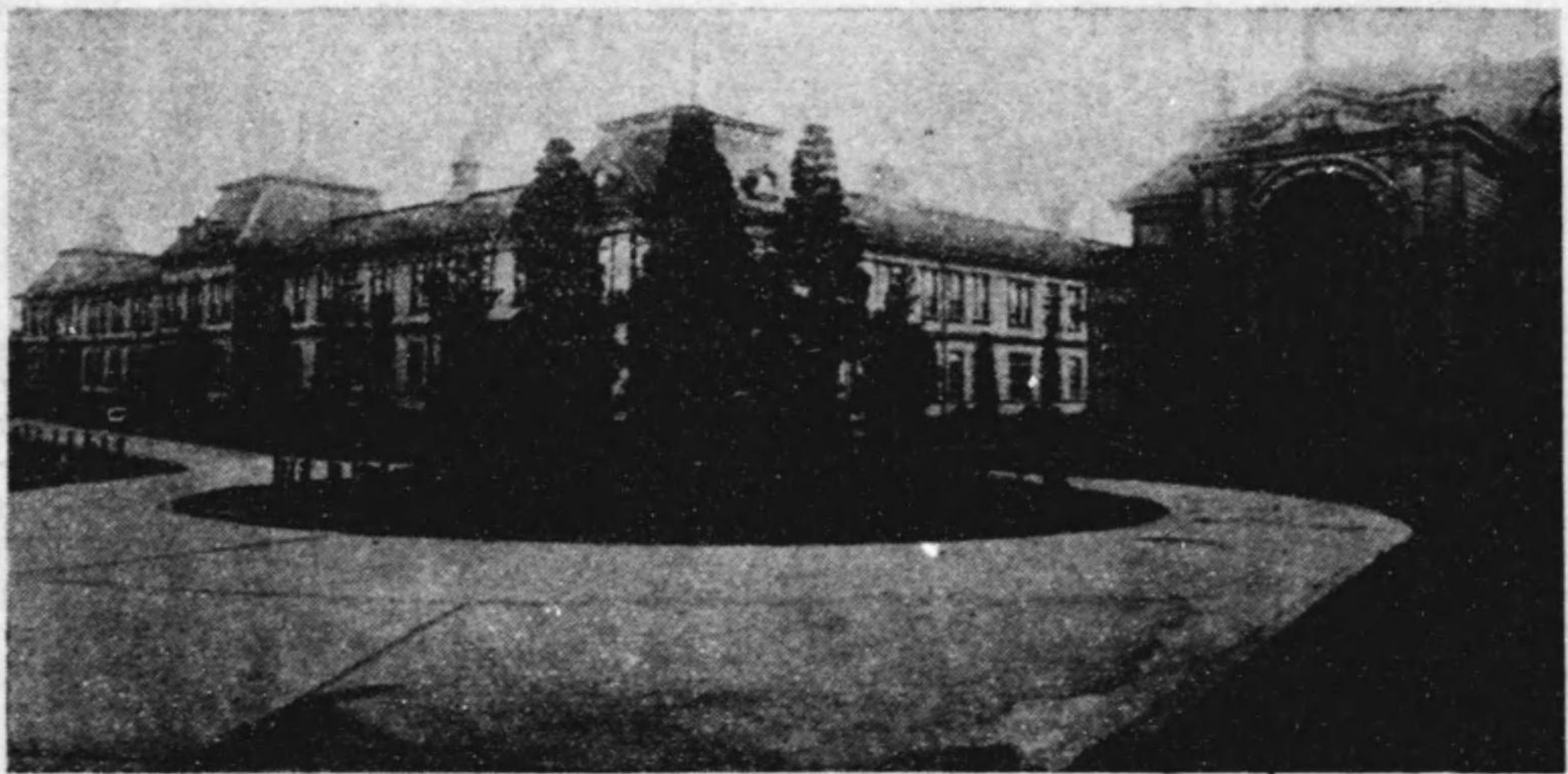
學科別	種別	入學志願者數		入學者數	
		無試驗	試驗	無試驗	試驗
土木工學科		四	一一八	二	三三
機械工學科		九	八〇	八	三六
電氣工學科		一	一三九	一	二四
探鑛治金學科		三	一四五	〇	三九
計		一七	三三六	一一	一〇六

前年度に於ける半途退學者は總計二十八名にして内十四名は支那留學生なり。孰れも故國の動亂により學資の途絶えたるを以て退學歸國したるものにして、他の十四名中高等學校入學受験の爲退學せる者一名、病氣退學三名、其他は家事上の都合により退學せる者なり。  
 死亡者は總計五名にして、夏季休業中郷里に於て溺死せる者一名を除く外は悉く呼吸器病に罹り歸國療養中死亡せる者なり。

圖書館の圖書閱覽時間は午前九時より午後五時半までとす。  
 明治四十五年三月末調査による藏書數は、

總冊數 六千四百七十二冊  
 洋書 四千三百五十六冊  
 和漢書 千四百三十一冊  
 圖譜類 六百八十五冊  
 此他現に購入しつゝ、ある外國雜誌は各科を通じて百一種(内國雜誌十三種新聞七種内一種英字新聞)なり。





三十年史 明治四十五年

## 東北帝國大學工學專門部時代

明治四十五年——大正十年

明治四十五年三月二十九日勅令第六十五號を以て東北帝國大學官制を改正並に同第六十六號を以て文部省直轄諸學校官制改正公布の結果本校は同年四月一日より東北帝國大學の所轄に移り東北帝國大學工學專門部と改稱す。但程度學科等故の如し當時の東北帝國大學總長は澤柳政太郎氏にして、同日教授神谷龍彦氏工學專門部主事に補せらる。

東北帝國大學官制(抄)

明治四十三年十二月二十二日(明治四十四年勅令第四十二號同四)勅令第四百四十七號(十五年勅令第六十六號ヲ以テ改正)

第一條 東北帝國大學ニ職員ヲ置ク左

ノ如シ

總長

事務官

學生監

書記

第二條 總長ハ一人勅任トス文部大臣ノ監督ヲ承ケ帝國大學令ノ規定ニ依リ東北帝國大學一般ノ事ヲ掌リ所屬職員ヲ統督ス  
 總長ハ高等官ノ進退ニ關シテハ文部大臣へ具狀シ列任官ニ關シテハ之ヲ

專行ス

第三條 事務官ハ專任一人奏任トス總長ノ命ヲ承ケ庶務會計ヲ掌理ス

第五條 書記ハ列任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ從事ス

第十條ノ二 東北帝國大學ニ醫學專門部及工學專門部ヲ附屬セシメ教授專任三十九人助教授專任十五人ヲ置ク教授ハ奏任トシ助教授ハ列任トス生徒ノ教育ヲ掌ル醫學專門部及工學專門部ニ主事及生徒監各一人ヲ置キ專門部教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス



専門部主事ハ總長ノ命ヲ承ケ専門部ノ事務ヲ掌理シ職員ヲ監

規則の改正

規則中「仙臺高等工業學校」を「東北帝國大學工學專門部」に、「本校」を「本專門部」に、「生徒」を「學生」に、「學校長」を「主事」に改む  
第五條を削除す

工學專  
門部印

卒業證書

氏名

東北帝國大學工學專門部某學科ヲ修メ正ニ其業ヲ卒ヘタリ仍テ之ヲ證ス

特待生に關する規則を左の如く改む。

第六章 優等生勸賞

第三十二條 學生在學中品行方正ニシテ學業ノ成績優良ナル者ニハ學年ノ終リニ於テ賞品ヲ授與ス

第三十三條 第三十四條 削除

校友會規則改正

第一條 本會ハ東北帝國大學工學專門部校友會ト稱ス  
第二條 本會ハ東北帝國大學工學部職員、卒業生、生徒、舊仙臺高等工業學校卒業生及本部ニ縁故アル者ヲ以テ組織ス  
第三條 中「本校」を「本部」に改む  
第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

督ス生徒監ハ専門部主事ノ指揮ヲ承ケ生徒ノ訓育ヲ掌ル

年月日

東北帝國大學工學專門部主事位勳學位爵 氏 名 印  
前記工學專門部主事ノ證明ヲ認メ爰ニ東北帝國大學ノ印ヲ鈐ス

大學印

東北帝國大學總長位勳學位爵 氏 名 印

四十條中「及特待生ニシテ第三十四條ノ處分ヲ受ケタル者」を削る  
第四十七條 削除

名譽會長 一人 東北帝國大學總長ヲ推ス  
會長 一人 本部主事  
會長ハ會務ヲ總理ス  
(以下如故)

移管の事情

明治四十年六月仙臺に東北帝國大學設置並に札幌農學校を東北帝國大學農科大學に變更改稱に關する規定定められしが偶、古河虎之助氏金百有餘萬圓を東北九州の二帝國大學新設の資に供し且つ宮城縣は金十五萬圓を北海道は金十萬圓を之に寄附せんことを申出でたるにより札幌に農科大學を仙臺には新に理科大學を設け先づ二分科大學を以て東北帝國大學を置くこと、なれり。而して札幌農學校は四十年九月一日を以て農科大學となり理科大學は四十四年九月より授業を開始するに至れり。蓋し帝國大學は綜合大學を根本義となし單科大學を認めざるため斯かる遠隔の地を結合せしものならん。

終に此不便を避くる手段として四十五年三月東北帝國大學に醫學專門部及び工學專門部を置くこと、し、仙臺醫學專門學校及び仙臺高等工業學校を以て之に充て、近き將來に於て醫科大學及び工科大学たらしめんとせられしなり。  
四月二十日 記念式舉行せらる。本專門部記念日。  
七月三十日 明治天皇崩御。大正天皇踐祚。大正と改元。

明治大帝は明治四十五年七月三十日午前零時四十三分終に崩御し給ひぬ。九重の御奥愁雲深く鎮し六千萬の赤子が神佛懸けて御平癒を祈りしも其効なく歎歎の聲天地に漲りて天日光りなく夜また暗たり。  
謹んで惟みるに 明治天皇は乃神乃仁、夙に大統を邦家多難の際に繼がせられ、維新の鴻業を業遂し、雄斷英謀、再仁義の師を起して中外の倚賴を厚らし、嚴に憲章を制して祖訓を昭かにし、洽く庠教を啓き聖諭を垂れて蒼生を導き、勤儉躬ら範を臣庶に示し給ひしかば、文教益々進み武威愈々加はり、明治聖代の彩華炳手として内外其德に響はざるなし。厥の盛徳偉業の至れるもの、是を古今東西の史乘に徴するに遠く列聖に軼き萬邦に駕せり。今や龍車永へに廻らし難く、追攀及ぶ可からず、空しく天を仰いで慟哭するのみ。然りと雖も赫々たる厥の遺業は天壤と共に窮りなかるべく、我等誠忠を竭して 今上陛下に仕へ奉り、以て報旨に答へざる可からず。これやがて先帝陛下に報い奉るの道なり。爰に謹んで追悼の微意を表し奉る。

九月十三日 明治天皇百日祭遙拜式舉行せらる。  
天津御光の曇りてこゝに百日、大帝の御遷座の日は來りぬ。東都を神去りますの日は至りぬ。吾人臣子の悲み又幾何、吾人言は



んと欲して云ふ能はず、悉きんとするも悉し得ざるなり。この日に當り我が東北帝國大學にては當工學専門部の校庭に祭壇を設けて大帝が最後の御幸を遙かに拜すると共に總長は大學を代表し學生總代と共に二重橋前にて御幸を送り奉ることゝなれり。當日午後八時とはなりぬ。青山齋場殿にて御幸の儀式の始まりとするの時、仙臺東北帝國大學に於ては遙拜式を舉行しぬ。午後八時に三十分前より松明は燦々として校庭に燃え始めぬ。祭壇のあたり冷風颯と起り櫛をゆるがし影はゆら／＼動いて淋しく、幣束おぼろに白く照り神々しく嚴かに見えぬ。十分前頃より祭壇に面し、西より理科、醫學、工學の順に學生は肅々定めめの位置につきぬ。職員も亦夫々位置につきぬ。折しも號報一發響き渡りぬ。松明はいよ／＼燃え出しぬ。號報の響きと共に頭は自然に下りぬ。時しもあれ小川理科大學長恭しく祭壇に進み玉串を捧げ奉悼文を讀みて後各自祭壇に向ひ恭しく東京を拜し、式は終りぬ。師團にて打出す串砲の響悲しく暗より聞え残んの松明淡く祭壇を照しぬ。

奉 悼 文

欽ミテ惟ミルニ

明治天皇、神聖勇智、總明絶倫、祖宗ノ宏謨ヲ恢ニシ、後嗣ノ休運ヲ啓キ、治化博ク施シ、威武遠ク揚リ、盛徳大業、前ヲ光ラシ後ニ垂ル、上下依戴、中外欽仰、齊シク共ニ其ノ壽康ヲ祈リ奉リシニ、一朝登遐奄チ萬方ヲ棄テタマフ。臣等惶恐悲傷、惜ク所ヲ知ラズ。茲ニ遷座ノ日ニ當リ、壇ヲ設ケ祭ヲ致シ、虔ミテ哀慕ノ微忱ヲ申ベ奉ル。仰キ冀クハ神明照鑒ヲ垂レタマヘ。

大正元年九月十三日

東北帝國大學總長 澤柳 政太郎 誠惶誠恐頓首頓首  
正四位勳三等

學年曆の改正

明治四十五年「七月三十日明治天皇祭」、「八月三十一日天長節」を加へ「十一月三日天長節(拜賀式)」。

三學期試験始マル「三月二十日第三學期試験終ル」三月二十二日卒業證書授與式「三月二十四日入學試験始マル」三月二十七日入學試験終ルに改む。

職員ノ移動 (自明治四十四年五月至大正元年十一月)

新任及囑託	明治四十四年八月	講師囑託	文學士 葛西 孝章	明治四十四年十二月	任鐵道院技師	工學士 大井上 前雄
	十一月	任教授	工學士 野口 寅之助	同 四十五年三月	廢官	校長 中川 元
	同 四十五年四月	講師囑託	中川 元	同 (休職)教授	工學士 久野 末五郎	
		任助教	齋藤 省三	解囑	工學士 柿澤 信義	
		授業囑託	齋藤 雄治	同	工學士 篠原 朋一郎	
	大正元年 八月	任教授	工學士 平山 毅	同	工學士 吉田 二郎	
		講師囑託	工學士 尾崎 眞一	同	工學士 川上 爲之助	
		任助教	平井 守一	同	工學士 松下 長久	
	十一月	授業囑託	陸軍歩兵中尉 横井 正義	依願免官	教授 工學士 本島 正輔	
海外留學歸朝	明治四十四年七月	教授	工學士 八木 芳彦	大正元年 七月	解囑	授業囑託 齋藤 雄治
				大正元年 十月	依願免官	教授 工學士 本島 正輔
轉免	明治四十四年七月	專任九州帝國大學工科大学教授	工學博士 降矢 芳郎	明治四十四年九月	助教授	齋藤 鐵夫
				同 四十五年二月	助教授	小笠原 四郎
				大正元年 八月	授業囑託	霜田 英一

本校敷地建物

三十年史 大正元年



本校の位置は仙臺市内南方に在り南六軒丁、片平丁、七軒丁、櫻小路、鐵砲横丁、上染師町の數箇町に跨り一面第二高等學校に隣接す。敷地の大部分は宮城縣の寄附に係ると雖も一部分は政府に於て買収し一部分は内務省より所管換へとなりたるものなり。

敷地總坪數 一萬九千三百七十一坪二合五勺

内 譯

一萬一千八百二十一坪六合八勺 宮城縣寄附  
六千〇二十六坪五合七勺 買收  
千五百二十三坪 内務省ヨリ所管換

建物總坪數 三千八百二十一坪

内 譯

教室 千六百八十六坪 木造  
事務室 三百二十二坪 木造  
工場 七百七十二坪 内五百七十一坪木造  
雨天體操場 七百七十六坪 木造  
寄宿舎 七百九十坪 木造  
材料室 百五坪 木造  
倉庫及物置 二十二坪 煉瓦造  
門衛所 八坪 木造

學科別學生數

土木工學科	本科	第一學年	四〇
	特別生	第二學年	一三七
		第三學年	二八
		計	一〇五
			一四五

分寮は構外約五町の地にあり。  
本寮の收容人員は百五名分寮は三十九名を以て定員とす。

機械及標本

土木工學科

橋梁所屬 各種直弦及曲弦結構、鉸桁、旋開橋結構組立用移動起重機、格結等ノ模型標本、其他橋梁強度檢定器等  
鐵道所屬 停車場、轉車臺、信號器聯動機等ノ模型標本其他車線用開塞器等  
河海工學所屬 粗糲工、開門、船渠、燈臺、各種可動電波力計氣象觀測器諸種ノ模型標本等

機械工學科

特別生

本科

特別生

本科

特別生

本科

特別生

寄 宿 舎

計

特別生

本科

特別生

本科

特別生

寄 宿 舎

計

特別生

本科

特別生

本科

特別生

寄 宿 舎

計

特別生

本科

特別生

本科

特別生

寄 宿 舎

計

特別生

本科

特別生

本科

特別生

寄 宿 舎

計

特別生

本科

特別生

本科

特別生

寄 宿 舎

計

特別生

本科

特別生

本科

特別生

寄 宿 舎

計

特別生

本科

特別生

本科

特別生

寄 宿 舎

計

特別生

本科

特別生

本科

特別生

寄 宿 舎

衛生工學所屬 濾過池、集水井ノ模型標本等  
石工學所屬 煉瓦若クハ石造拱橋、各種橋臺橋脚、墜道掘鑿及其他各種ノ建築工事用材等  
右ノ外實驗用機械トシテハ「セメント」檢定器耐壓力耐撓力試驗器  
測量實用機械トシテハ轉鏡機水準器羅盤、六分儀、クロノメートル、流速計等各種器械器具並其ノ附屬品等ナリ  
機械工學科  
汽罐室所屬 コーニッシュ汽罐(英式獨式及内國製)各一、ノールス、ワイシントンポンプ一、暖房用ノノールスポンプ一、コクレイン式給水加熱器等ニシテ煙突ハ徑三尺高七十尺鋼鐵製ニシテ耐震的設計ナリ  
原動機室所屬 汽力原動機關實驗用ノモノトシテハ五十馬力二重膨脹式(英國製)ノモノアリ高壓シリンドルニハコーリス式及スルツェル式ヴルヴ附ノモノ各一、低壓シリンドルニハコーリス式及マイエル式ヴルヴ附ノモノ各一、以上四箇ノシリンドルヲ獨立ニ或ハ複式ニセバ十二種類ノ異ナリタル原動機ヲ備フルニ同シ尙他ニ二十五馬力アトラス式汽機アリ内部燃燒原動機トシテハ二十五馬力デイゼル式石油用原動機(瑞西製)一、二サイクル石油原動機(内國製)一、四馬力オット式瓦斯發動機等ナリ  
木型工場所屬 キルヒナー帶鋸機械、同日立機械(獨國製)各一、

マーストン帶鋸機械(米國製)一、キルヒナートリンマー(木口切斷機)キルヒナーカンナ機械(獨國製)各一、四尺足踏木型旋盤(内國製)五尺木型旋盤、曲木作業臺(英國製)各一、等トス  
仕上工場所屬 平削機(英國製)成形機(米國製)同(内國製)手造ミリング機(内國製)萬能ミリング盤(英國製)ボーリング機(西山式)縱削機(米國製)穿孔機等アリ旋盤ニハ自由變速旋盤ジョンラング表面旋盤各一、英式螺旋切旋盤(内國製)二、米式螺旋切旋盤(内國製)一、米國製)一、米式螺子切旋盤足踏兼用(内國製)二、同(米國製)一、センターリングマシン(内國製)エメリーホイール(米國製)直立鐘機(米國製)直立自由變速トリル(内國製)右一、及フランクリン可搬起重機螺子鑽研磨機(英國製)燒入用瓦斯爐(英國製)螺子切機械等ナリ  
鍛工場所屬 煉瓦圓ホド(火口四)同(火口二)各一、火爐(米國製)九個、蒸氣鐵槌一、送風機、吸出扇風機、剪斷壓機、蒸氣機(送風機及扇風機用)等ナリ  
鑄工場所屬 起重機、送風機、瓦斯乾燥機、眞鍮爐、熔鐵爐等ナリ  
材料及工具置場 給水タンク臺ハ煉瓦ニテ積上ケタル中空ノ圓筒形ニシテ高二十七呎アリ「タンク」ハ徑十尺深十一尺鐵製圓筒狀ナリ給水用ニハカメロン式ポンプ一臺ヲ備フ  
其ノ他標本トシテハ  
原動機所屬 パーソン、ステームタービン模型一、複式船用機



關一、瓦斯及石油機關斷面模型五、蒸汽機關斷面模型三、ベ  
ルトン水車模型一、リリク、モーション標本等及各種附屬品  
ナリ

機械運動學所屬 バラレル、モーション六、機械運動模型一、  
調節裝置一、各種ギヤ標本等ナリ

工作所屬 穿孔機縱削機各一、各種ケージ一切木工用具鑄  
工用具木型標本鍛工成形順序等及材料標本各種

紡織所屬 カード、ワイヤー見本ボビン二〇フライヤー及  
附屬品ジアカード、マシン附屬紋紙紙ボタン機臺其他附屬  
品數點

右ノ外幾何畫用各種立體模型數點スリールポンプ起重機模型  
(機關附)瓦斯分析裝置(アスピレーター)等

電氣工學科  
檢定室所屬 ケンビンアス、タテツク電流計、標準蓄電器バリ  
フチツク電流計、ポテンションメーター(英國製)各一、ウエ  
ストン標準電池(獨國製)二、クラーク標準電池(獨國製)四、  
標準抵抗箱(獨國製)一、ダツテル熱電流計(英國製)一、クロ  
ノグラフ(瑞西製)二、等

實驗準備室所屬 化學用バランス一、アイヤクロメーターカリ  
パー(英國製)二、ハイドロメーター、サーモメーター、イン  
デケーター(汽機用)ワイヤレル各一等、

光度測定室所屬 ルンメル光度計(獨國製)二、ヘネル標準  
燈、ガスメーター(獨國製)各一、孤光燈、水銀燈、白熱燈、

一、一〇馬力蒸汽機及汽鐘(英國製)一、等  
右ノ外實習室所屬トシテ旋盤、切斷機、電線被覆機械、金屬用  
鋸機械、穿孔盤等アリ

探鑛冶金學科  
實習工場所屬 一五馬力蒸汽汽關一、三本立二百封度スタンプ  
(銅盤及給鑛器附屬)一、小型水壓分銅函一、ウモルフレイク  
盤一、ロール機一、ジツカー機一、試金用試料碎鑛機一式並  
ニ試料採集裝置一、扇風機一、小型青化法實習裝置一、エレ  
ベーター一、トロムメル一、ハルセーターヂツク一、等

探鑛所屬(標本) 玉村式單線索道搬車模型一、フトウ氏扇風機  
模型一、キユーベル扇風機模型一、堅坑橋模型一、堅坑梓組

職 員 (大正元年十一月十日現在)

一、東北帝國大學(本部)

總 長 文學士 澤 柳 政太郎

事務官 庶務 課長 文學士 龍 齋 觀 興

書 記 會計 課長 文學士 富 井 貞 二

書 記 課長 白石 鏡 藏

書 記 三 谷 哲 夫

書 記 岡 本 六 太 郎

三十年史 大正元年

瓦斯燈、標準燈光各種(英美獨製等)

第一實驗室所屬 感應コイル(內國製)三、インターラプター各  
種、無線電信機(內國製)一、コルベ氏電氣計(獨國製)一、眞  
空管(獨國製)一、等

第二實驗室所屬 電流計(交流及直流用)(英美獨製)各種、コン  
ボンジツトアンペヤバランス(獨國製)一、ホイットストン  
リツヂ(英國製)五、タムソンダブリツヂ(獨國製)一、一  
次電池各種、鉛蓄電池(英國製)一八、エヂソン蓄電池(米國  
製)三、電壓計(直流及交流用)(英美獨製)各種、センチュリ  
イテスティングセット(英國製)一、マグネトメーター(本専門  
部製)二、ヘンリーメーター(獨國製)一、ケプセルバミヤ  
メーター(獨國製)一、ヘンソルト測速器(獨國製)一、フレク  
エンシーメーター(獨國製)一、標準自己誘導線輪(獨國製)四  
強電流工學實驗室所屬 分捲直流發電機(內國製)一(米國製)  
二、三、二、五キロ直捲直流發電機(獨國製)一、八キロワツ  
ト、インターポール直流發電機(獨國製)一、單相交流發電機  
(內國及獨國製)二、三相交流發電機(內國及獨國製)四、七五  
キロワツダブルカーレント、ゼネレーター(米國製)一、四  
馬力單相誘導電動機(獨國製)一、三相單相誘導電動機(內國  
及米國製)六、五キロワツト油入單相變壓器四、一〇萬ウオル  
ト二〇キロワツト試驗用單相變壓器一、チユードル(二〇〇  
アンペヤ時蓄電池(獨國製)六〇等

動力室所屬 一二馬力牛吸入瓦斯發生器及瓦斯機關(英國製)

模型一、ケーヂ一、救助器(窒息預防)一、ワイヤロープ、フ  
ラットロープ、フロックドコイルロープ等見本各種鑛山模型一、  
安全燈各種、自動斜面運搬裝置模型一、掘鑛場建家ノ模型一  
ライナー及シユラム鑛岩機等

冶金所屬(標本) 亞鉛鑛乾餾爐模型等  
右ノ外地質鑛物陳列室ニハ本邦產鑛物ヲ網羅シ又撰鑛法ニヨリ  
テ精鑛ヲ得ルノ順序及精鑛ヲ熔融シテ金屬精品ヲ得ルニ至ル順  
序ヲ明カニスルタメ其ノ中間ニ位スル半製品ヲモ蒐集シテ之ヲ  
配列セリ箱外國產諸鑛物ノ標本ハ參考トシテ裨益スル所尠カラ  
サルヲ以テ漸次蒐集ニ努メツツアリ

書 記 菅 原 兼 治 郎

書 記 遠 藤 榮 吉

技 師 建 築 掛 長 中 島 泉 次 郎

技 手 掛 長 岡 村 潤 治

主 事 二、工學專門部(講師氏名五十音順)  
教授 工學士 神 谷 龍 彦

生徒監 教授 文學士 新 保 德 壽

教授 土木工學科 外國留學中 工學士 鶴 見 一 之







卒業生賞品授與、主事式辭、總長告辭、文部大臣祝辭、卒業生總代矢内忠一の答辭あり正午終了。別席に於て來賓卒業生に對し茶菓の饗應あり。文部大臣祝辭並に卒業生總代の答辭を左に記す。

祝 辭

東北帝國大學工學專門部本日ヲ以テ卒業證書授與ノ式ヲ舉グ

願フニ本日ノ卒業生諸子ハ既ニ多年ノ勞苦ヲ積ミテ學理ト實習ト併セ修メ得タリト雖モ是ヨリ責任アル地位ニ立チテ成功ヲ將來ニ收メンガ爲ニハ必ズヤ新ニ徒弟タルノ覺悟ヲ以テ事ニ當リ勞役ヲ甘シ辛苦ニ耐ヘ事業ノ實際ニ通曉シ手腕ト識見トヲ養フノ用意ナカルベカラズ加之既修ノ學術ヲ基礎トシテ更ニ一般ノ研鑽ヲ累ネ學理ノ考究ト應用ノ工夫トニ潛心シテ世界日新ノ進歩ニ後レザランコトヲ期スベシ此ノ如クニシテ實地ノ材幹技能ヲ備ヘ又力ヲ人格ノ修養ニ用キテ自己ノ人物ヲ完成シ養養アル工業家ノ面目ヲ發揮センコト是本大臣ガ切ニ諸子ニ期待スル所ナリ一言ヲ述ベテ諸子ノ前程ヲ祝シ併セテ望ム所ヲ諭グ

大正二年三月二十日

文部大臣 奥 田 義 人

答 辭

維時大正二年三月二十日生等東北帝國大學工學專門部第四回卒業生ノ爲メ幾多貴紳ノ來臨ヲ辱ウシ卒業證書授與ノ盛典ヲ舉ゲラレ且賜フニ懇篤ナル訓諭ト遠大ナル喝望トヲ以テセラル生等ノ光榮何物カコレニ過ギム惟フニ我國 先帝陛下允文允武國運ノ伸張ヲ計リ工業ノ新紀元ヲ啓キ給ヒシヨリ工業界ハ日進月歩較々乎トシテ底止スル所ヲ知ラズ然リト雖モ泰西工業ノ現狀ニ比スレバ未タ及バザルコト實ニ遠ク我ニ優ル富強ノ高キガ如シ此ノ時ニ當リ我國工業家ハ更ニ奮勵努力大ニ工業ノ進歩ヲ企畫シ世界競争程ニ輪贏ヲ爭ヒ國富ヲ計ルヲ以テ最大義務トセザルヘカラズ茲ニ生等本專門部ニ學ブ爾來三星霜諸先生ノ熱心懇切ナル薰陶ニヨリ幾ニ其ノ學ヲ了ヘ將ニ工業ノ大海ニ棹ササムトスルニ至レリ夫レ人生ノ行路ハ險ナルコト蜀ノ棧道ヨリモ甚ダシク毒雲ハ常ニ其ノ前途ヲ要シ激浪怒濤黑雲暗愴其ノ光明ヲ蓋ハントス嗚呼生等ノ前途ハ實ニ難多ク苦山ヲナス然リト雖モ磐根錯節ニ遇ハズンバ利器ヲ別ツ能ハズ能ク忍ビ能ク耐ヘ勇往邁進夙夜匪懈其ノ職ヲ恪守シ以テ上 聖明ニ答ヘ奉リ併テ諸先生ノ鴻恩ニ酬イ國家ニ報効センコトヲ期ス茲ニ 聖壽ノ無窮ヲ祈リ本專門部ノ發展ト總長閣下並ニ諸先生ノ健康ヲ奉祝ス聊カ蕪辭ヲ陳ベテ答辭トス

卒業生に告ぐるの辭

神 谷 主 事

恐れ多い話であるが

明治天皇陛下御壯年に御在します時臣下に給はりたる御宸翰中に「道を聞き、學を勉む、壹二三年に止まらんや、將に畢生の力を竭さんとす。」との御言葉があつた。實に學識を弘め、技術を研ぎ、人格を高むるといふことは人間として常に心掛くべきであつて諸子は一生此心掛で奮勵努力せねばならぬ。またさうあるべきことと予は固く信じて疑はないのである。

昨年末の事なるが外國の某雜誌にて知名の美貌家に對し、「卿等は如何にして多年其天與の麗麗を保全し居るや。」との質問をなせしに、衆人一口、「勉め且學べば年老ゆるとも尙少壯の紅顔を全うすることを得。」との答へをなした。美貌と勉勵、其間何等の關係なきが如くにして、然も如此とすれば、道徳、技藝、學術の向上、發展、進歩の爲めに永く學び久しく勉め、怠惰、遊樂を避けねばならぬ尙さらのことである。

予の所謂遊樂とは全く世に益なき或は益少き物を指すのである。人生五十、朝に起き夜に寝ねばならぬが、しかも其間絶えず孜々汲々たるの必要はない、機械の如くに終日終夜休みなく働く事は人間には不可能である。否、機械とてもある時間の動作の後は其運轉を中止して消耗せし所を修理したり又不絶注油を怠らざる様にする事必要なれば、度々適當なる休息をなし、多少の遊樂を以て精神の轉換を求むるは是非ともなされねばならぬ事である。即ち能く勉め能く遊ぶの必要を見る。さりながら予一個の意見として云ふのであるが、随分社會の上位に立ちて一世を指導すべき責任を有する者、時には學術の蘊奥を究むる最髙學府の出身者の中にも、書畫、骨董、盆裁等を弄び、下りては園芸、玉突、詠曲等に耽りつゝある者を間々見受ける。尤も世に絶對的の利或は害を有する者が極めて稀れなりとすれば、此等の中にも多少の利益の存在は認むる事を得れども、しかし予は躊躇として、新に學生々活を終りて將來大に爲すあらんとする少壯の諸子に對しては此等害多くして益少き遊樂に近づかざることを勧告するのである。若し止むなくば年老い力盡き將來向上の意氣消沈したる後にこそ始めて其等逸樂に餘生を過しても大して遅くはないと思ふ。勿論世には尙一層睡棄すべき諸種の遊樂あれども夫等は美名を被る事なき爲に、世人が其有害物たる事をば感ふ事なく熟知し居る故に、此等は殊更に警告を加ふるの要を見ぬのである。諸子須らく文藝、美術、音樂等に對する高尚なる趣味を涵養するか、若くは専門以外の科學の研鑽等に其餘力を向けられれば一方に世を益すると同時に、他方



に於て充分諸子自身の爲に高尚なる精神的の滑磨劑となる事疑ひないのである。  
次に諸子は學生々活を出でたる後には市に在ては純潔なる市民として、國家に在ては善良なる國民として、己れの義務を尊重し、權利を行使せねばならぬ。從來、諸子の學ぶ所、研究する所、修養する所にして單に利己的智識の満足に終らんに國家が諸子に期待したる處とは多大の懸隔あるのである。古昔、某學究は敵兵が其城内に攻め來りたる時にも一矢敵に酬ゆる事をなまずして徒に己れが研究に耽つて居つた事實をば學者の龜鑑として稱讃して居る人もあるが、かゝる事は予の探らざる所であつて、寧ろかゝる場合には天に唾くの譏はあらんも宜しく筆を捨て、劍を取るこそ國民の義務と信ずる。權利の尊重に關しては少くも諸子に自信ありと思ふ故敢て云ふのを略して置く。

尙又終に臨んで一言附加へたきことは學校出身の者の中にはまゝ己れの位置待遇等に不満を懷き、從て業務に忠實ならざる者があることを懸、洩れ聞くは予の甚だ遺憾とする所である。學窓を出でて實務にたづきはる者は云はゞ實社會にては赤兒に過ぎぬ。それより這ひ立ち、歩むの順序を経て、而して後走り得るに至る。一層進めばマラソン競走に輪贏を争ふチャンピオンともなる。然るに這ひもせぬ立つ事もならぬ癖に直に競技者たらんとするは、寧ろ滑稽の極みではないか。チャンピオンになれぬとて這ふ事も立つ事も勉めぬならば、永遠に競技に加はる事は出来まい。況んや月桂冠に於てをやである。俗諺に所謂「沙彌より長老」、諸子は須らく先づ沙彌たるに忍ぶの雅量がなければならぬ。階段の第一歩より進む覺悟ありて貰ひたい。不然ば墜落の恐れがある。聖人孔子も「爲委吏料量平、爲司職吏畜蕃息」に力められた。依て諸子もよし如何なる職に就くとも獅子尾をうつつに全力を須ふる方針にて専心一意其業務に従事せられんことを望む次第である。

以上述べ來りたる處は極めて平々凡々、諸子の既に充分に熟知する所にて、從て屋上屋を架するの非難は予の當然期待する所なれど、しかし社會は紛糾錯雜、諸種の人物が居る、電勉努力せぬ先輩もあらん。無益の遊樂に諸子を誘はんとする悪友もあらん。又市民國民たるの義務を忘れ權利を重んぜぬ上長もあらん。其職に對して常に不平を言ひて働かぬ同輩もあらんと信ずる。依りて注意を加へたのであるが、若し予の云ふ所にして單に杞憂たるに止まるならば、之れ諸子の爲に大なる幸なり。同時に國家の爲に大に慶賀する處である。

第四回卒業生左の如し。

土木工學科	本科修業生	二六
機械工學科	本科修業生	二八
電氣工學科	本科修業生	一四
探鑛學科	本科修業生	二六
計		一〇六

冶金學科	本科修業生	一一
探鑛冶金學科	本科修業生	二二
計		三三
優等生		六四三五
土木工學科	村瀨 吉雄	
探鑛學科	青柳六三郎	
電氣工學科	宮島文香	
冶金學科	矢内忠一	
江田 清		

學生の入學及退學

本年度入學志願者は總數四百七十七名にして昨年比し七十一名を増加せり。入學志願者及入學者學科別數左の如くにして表中×印を附せるは外國人(支那)なり。

學科別	種別	入學	志願者	計數	入學	試驗者	計數
土木工學科	本科修業生	五	×一	×三	五	×一	×三
機械工學科	本科修業生	一	×八	×八	一	×三	×一〇
電氣工學科	本科修業生	九	×七	×九	八	×四	×二
探鑛冶金學科	本科修業生	一	×五	×五	一	×二	×四
計		一五	×七三	×七〇	一四	×二四	×二八



前年度に於ける半途退學者は本科生十七名特別生一名選科生二名總計二十名にして、病氣の爲退學の止むなきに至りたる者本科生三名不都合の行爲ありたる爲放校除名せられたる者本科生二名にして其他は何れも家事上の都合に依り退學せる者なり。死亡者は總計三名にして夏季休業中郷里に於て腸チフス病に罹り死亡せる者一名其他は肺患に罹り死亡せる者なり。

學科別學生數

種別	第一學年			第二學年			第三學年			計		
	本科生	特別生	選科生	本科生	特別生	選科生	本科生	特別生	選科生	本科生	特別生	選科生
電氣工學科							44	41	39	124	11	1
探鑛冶金學科							30	26	23	79		
土木工學科	38	1	1	39	1	1	32	1	22	109		
機械工學科	33	1	1	39	1	1	26	1	9	88		
總計	71	2	2	78	2	2	62	3	44	187	12	12

三月末日現在藏書數 七、八八九

洋書 五、二七一

和漢書 一、九二三  
圖書類 六九五

其他現に購入しつ、ある外國雜誌は各科を通じて百二十種、内國雜誌二十五種、新聞七種なり。  
四月 學年曆中改正せられたるもの  
「各學期試験」及「入學試験」期日を削る。「十月三十一日天長節祝日」を加ふ。  
五月九日 大學總長更迭 總長澤柳政太郎氏京都帝國大學總長に轉任し廣島高等師範學校長北條時敬氏東北帝國大學總長に任ぜらる。○十三日 澤柳總長は職員及生徒一同に對し告別の辭並に一場の訓諭をなす。

六月五日 講堂に於て北條總長の着任挨拶あり。○十四日 男爵高木兼寛氏の講演あり。

英語課外教授

近時學生の外國語に於ける讀書力一般に低下せるの嫌あり本專門部新入學生に就きて見るも往々にして不充分的なるものあり。讀書力の如何は卒業生が將來研鑽上に甚大の影響を及ぼすべきものなるを以て本專門部に於ては特に此の點に留意し新入學生には毎年夏季休業中約二週間英語課外教授をなし以て之れが補足に努めたり。

九月六日 眞野文二氏來校。○二十二日 東北帝國大學理科大學開校式を舉行す。同夜澤柳政太郎氏、長岡半太郎氏男爵菊地大麓氏の演説あり。○二十三日 本日より三日間工專を開放して一般公衆に縦覽を許す。○二十九日 前校長從三位勳二等中川元氏薨去。

十月二日 中川元氏の葬儀第二高等學校運動場にて執行に付臨時休業。本校の弔辭左の如し。

吾等曩に先生を仙臺高等工業學校校長として迎へしは明治四十四年一月なりき。同四十五年四月本校の工學專門部となるに及び自ら官を退き給ひしも尙講師として専ら子弟の訓育に力を盡されたり。不幸にして先生の御在職は短かりしも各方面に亘りて治績の大に見るべきものありしと同時に其の高潔なる人格に至りては吾等の日夕欽仰に堪へざりし所なり。先是先生は二職の侵すところとなりしも尙且病を冒して勤めを勵ませられ、一度も病苦を訴へられしことなかりき。大正元年十一月錦鶏間祇儀を拜せし頃より病勢大に進み屢々危篤の報にすら接したりしも先生の元氣旺盛にして病褥にありて談笑常の如しと聞き吾等は回春の期の一日も早からむことを祈り奉りしに大正二年九月二十九日病途に重りてとはの眠りに就かせ給ふ。嗚悲哉。茲に先生の英靈に對し謹みて哀悼の微意を表し奉る。

故錦鶏間祇儀從三位勳二等中川元先生の葬儀は大正二年十月二日午後一時元荒町自邸出棺、片平丁なる第二高等學校運動場にて執行せらる。靈柩の齋場に到達するや、豫め齋場に整列し居れる二高及本專門部の學生を始め先着の會葬者一同起立敬禮して之を迎へ、かくて靈柩が設けの祭壇に安置せられ會葬者一同着席するや、先づ富山齋主の修祓に壯嚴なる祭式は開始せられたるが、祭壇は恰も運動場の北方に當り愛宕山一帶の風光と相對する邊に設けられたるに是れぞ故人が半生の魂を傾注せられし處なりと思へば感慨一層深かりき。戀て奏樂の程に献膳も終りて齋主の誦詞、三好二高長の誦詞、其他大方の弔詞に移りたり。先づ日本赤十字社(宮城主事)、二高(三好校長)、本校(新保教授)、醫專(内田教授)、第三臨時教員養成所(波木井主事)、一徳會(和達平嘉氏)、帝



國教育會長(武藤教授)、宮城縣教育會(三澤理事官)、仙臺市教育會(遠藤市長)、東二小學校保護者會(壹場校長)、其他孔子會、國語漢文會、地歴會、學士會、明善寮總代、東京二高同窓會等の順にて何れも恭しく靈前に朗讀せらる。喪主以下參列者一同玉串を獻じて禮拜し同三時半式終る。靈柩は再び親近の人々に擁せられて新寺小路火葬場に向ひたり。尙當日は森知事、小泉、水島兩少將を始め大學、二高、醫專、本校等の職員は全部會葬せられたりき。

職員 移動 (自大正元年十一月至同二年十月)

新任及囑託	大正元年十一月 任教授 講師 工學士 芦田 亨介	大正元年五月 講師囑託 東京帝國大學工科大学助教 工學士 吉川 浩
	二月 講師囑託 鑛山監督署技師 工學士 奥田 武二郎	八月 講師囑託 陸軍歩兵特務曹長 吉田 六三郎
	三月 任助教 吉田 棋一	同 上 工學士 小田川 達朗
	四月 講師囑託 工學士 星野 貞治	任助教 武藤 定之
		九月 任教授 理學士 柴山 本彌

海外留學及歸朝

大正二年三月 電氣工學研究ノ爲メ 獨英米各國へ留學 工學士 八木 秀次

四月 獨英米各國ヨリ歸朝 工學士 鶴見 一之

轉免及解囑

大正二年二月 解囑 講師 工學士 寶來 勇四郎

三月 依願免官 助教 高田 佐綱

四月 解囑 講師 工學士 奥田 武二郎

五月 同上 講師 山田 正雄

五月 同上 授業囑託 野 壹七藏

大正二年五月 依願免官 助教 民野 好

六月 解囑 講師 戸村 六壽

十月 依願免官 助教 平井 守一

死亡 大正二年八月 教授 理學士 德見 春夫

九月 講師囑託 中川 元

休職 大正二年十月 教授 工學士 八木 芳彦

職員 (大正二年十月)

一、東北帝國大學(本部)

總長	理學士 北條 時敬	教授	河海工學、測量、水理、製圖實習擔當	工學士 鶴見 一之
事務官	庶務 黒田 賢一郎	教授	測量、橋梁、製圖實習擔當	工學士 野口 寅之助
書記	課長 龍 鑑 觀 興	教授	應用力學、衛生工學、土木法令製圖實習擔當	工學士 蘆田 享介
書記	課長 富井 貞二	助教	測量、道路、製圖實習擔當	工學士 土屋 紋藏
書記	課長 白石 鑠藏	助教	測量、幾何畫、製圖實習擔當	工學士 庄司 清
書記	三谷 哲夫	履	實習擔當	工學士 佐藤 松次郎
書記	岡本 六太郎	教授	機械工學科	工學士 神谷 龍彦
書記	遠藤 榮吉	教授	水力學及水力原動機、内部燃機原動機、紡績機、製鋼車、原動機設計及管理法、製圖及實習擔當	工學士 吉田 永助
技師	掛長 中島 泉次郎	教授	機械設計法、材料及構造、強弱學、暖房及通風、機械重量及價格計算法、實驗、製圖及實習擔當	工學士 宮城 音五郎
技手	掛長 岡村 潤治	教授	水力學及水力原動機、汽力原動機、機械運動及力學、船用機關、熱力原動機、物上機械、ポンプ、製圖及實習擔當	工學士 瀨戸 慶之進
囑託	陸軍三等軍醫 安田 恒藏	教授	製作機械、熱力學及熱力原動機、蒸山用機械、水壓機械、機械工學、製圖及實習擔當	工學士 西岡 俊雄
主事	工學士 神谷 龍彦	教授	製圖、製圖實習擔當	
生徒監	工學士 新保 德壽	助教	工作法、機械工學、實習擔當	
教授	工學士 小川 敬次郎	助教		



助教	實習擔當	武藤定之
教授	工作法、幾何畫、製圖擔當	齋藤省三
雇	實習擔當	北原銳次郎
雇	實習擔當	杉本長太郎
雇	實習擔當	高橋元三
雇	實習擔當	菊地精
雇	實習擔當	山本惇
教授	電氣、工學科	武藤盛勝
教授	電力、電燈、電氣鐵道、電氣工學及水力學、水力原動機、工業法令、製圖擔當	工學士 武藤盛勝
教授	電氣工學設計法、交流電機、直流電機、電氣實驗法、電氣器具、製圖實驗擔當	工學士 長平 毅
教授	直流通電機、電池、電氣器具	工學士 披山 平一
講師	電氣工學、製圖擔當	工學士 披山 平一
講師	電信及電話擔當	逕信局技師 野貞治
助教	工作法、電氣實驗法、實習及實驗擔當	齋藤正夫
助教	交流理論、電氣實驗法、實驗擔當	吉田祺一
教授	探鑛冶金學科	工學士 篠清三郎
教授	探鑛學、製圖擔當	工學士 篠清三郎
講師	製造冶金學、鐵冶金學、冶金實驗擔當	工學士 尾崎真一

講師	撰鑛學、試金術、撰鑛實習	工學士 小田川達朗
講師	製圖擔當	東京帝國大學工學部助教 吉川浩
助教	吹管分析、化學分析、電氣分析、冶金實驗擔當	船木勝三
教授	共通學科	理學士 中島欽三
教授	地質學、礦物學、岩石學、第二高等學校教授	理學士 中島欽三
教授	物理學、電氣磁氣、物理學實驗擔當	理學士 壺釜伊兵衛
教授	修身、英語擔當	文學士 新保德壽
教授	數學擔當	文學士 柴山本彌
教授	英語擔當	文學士 齋藤顯
教授	化學、製造化學、電氣化學分析實驗擔當	理學士 荒古勝之助
講師	英語擔當	文學士 葛西孝章
講師	建築學、工場建築擔當	東北帝國大學技師 中島泉次郎
講師	工業法令、經濟、簿記擔當	株式會社七十七銀行支配人 中村梅三
助教	數學擔當	花岡徳次
助教	體操擔當	陸軍步兵中尉 橫井正義
助教	體操擔當	陸軍步兵特務曹長 吉田六三郎
圖書長	事務各係員	教授 齋藤顯

會計事務分掌 東北帝國大學書記 黒川直弘  
 教務係 同 澤田興喜  
 會計圖書事務分掌 同 生江葵西五郎  
 十一月十五日 講堂に於て第二十回通俗工學講話會を開く。

工學講話會

仙臺高等工業學校校友會は一般公衆のため工學に關する通俗的講話會を開催し其の第一回を明治四十四年六月一日宮城縣會議事堂に開き爾後二十回の開會をなしたるが、毎回六百人以上の聴衆ありたり。

各回の講話題及講師は左の如し。

第一回	明治四十年 六月一日	於宮城縣會議事堂	鑛業に就て	鑛山監督 谷村良太
			電力は如何にして遠送せらるゝや	仙臺高等工業學校 降矢芳郎
			地圖上に於て水力發電所の設計	仙臺高等工業學校 降矢芳郎
			各國の風土人情と其の工業	仙臺高等工業學校 渡邊俊雄
			原動力と原動機	仙臺高等工業學校 神谷龍彦
第二回	明治四十年 十一月十二日	於宮城縣會議事堂	空氣と水の話	仙臺高等工業學校 渡邊俊雄
			石の話	仙臺高等工業學校 中島欽三
			鐵道の保安	仙臺高等工業學校 久芳準平
			工業と物理	仙臺高等工業學校 瀨戸慶之進
第三回	明治四十一年 三月七日	於宮城縣會議事堂	鐵道の話	帝國鐵道 久芳準平
			鐵道の話	帝國鐵道 久芳準平
			水車	仙臺高等工業學校 瀨戸慶之進
第六回	明治四十二年 二月二十二日	於宮城縣會議事堂	鐵道の保安	仙臺高等工業學校 瀨戸慶之進
			水車	仙臺高等工業學校 瀨戸慶之進



- 西洋館に就て 文部省嘱託 中島泉次郎
- 電氣通信法の話 仙臺高等工業學校 下郷久彦
- 第七回 明治四十二年 六月五日 於宮城縣會議事堂
  - 酒に就て 仙臺稅務監督局 木下研三
  - 水道の話 仙臺高等工業學校 鶴見一之
  - 第八回 明治四十二年 十一月十三日 於本校雨天體操場
    - 燈臺の話 仙臺高等工業學校 吉田永助
    - 火の話 仙臺高等工業學校 荒古勝之助
  - 第九回 明治四十三年 三月五日 於本校雨天體操場
    - 應用電氣に關する話 宮城縣紡績電燈株式會社 主任技師 仙臺高工講師 吉田二郎
    - 鑛山の話 仙臺高等工業學校 篠清三郎
  - 第十回 明治四十三年 六月十一日 於本校雨天體操場
    - 橋梁の話 仙臺高等工業學校 大井上前雄
    - 曆の話 仙臺高等工業學校 德見春夫
  - 第十一回 明治四十三年 十一月五日 於本校講堂
    - 石炭瓦斯に就て 仙臺瓦斯株式會社 主任技師 木村源太郎
    - 瓦斯機關に就て 仙臺高等工業學校 岡田成實
    - 第十二回 明治四十四年 三月四日 於本校講堂
      - 森林の利用に就て 林務技師 中島綱太郎
      - 銑の話 仙臺高等工業學校 松下長久
    - 第十三回 明治四十四年 六月三日 於本校講堂
      - 電話の話 逓信管理局 寶來勇四郎
      - 鐵道の今昔 仙臺高等工業學校 本島正輔
      - 第十四回 明治四十四年 十一月十一日 於本校講堂
        - トラストの話 株式會社七十銀行 副支配人 中村梅三
        - 木炭の話 仙臺高等工業學校 八木芳彦
      - 第十五回 明治四十五年 二月二十四日 於本校講堂
        - 空中飛行の歴史 東北帝國大學理科大學 日下部四郎太

- 飛行船と飛行機 仙臺高等工業學校 宮城音五郎
- 第十六回 明治四十五年 六月八日 於當專門部講堂
  - 發電用原動力に就て 仙臺電氣部 黒岩純泰
  - 市街鐵道 東北帝國大學工學專門部 小川敬次郎
  - 第十七回 大正元年 十一月九日 於本校講堂
    - 自動車の構造 東北帝國大學工學專門部 瀨戸慶之進
    - 電氣應用の走勢 教 平山毅
  - 第十八回 大正二年 二月十五日 於本校講堂
    - 東北の鑛業 仙臺鑛山監督署 官 戸村六壽
  - 十九回 大正二年 六月七日 於本校講堂
    - 治水の話 内務省仙臺土木出張所 師 平田全祐
    - 鐵筋コンクリートの話 東北帝國大學工學專門部 野口寅之助
    - 電燈の有効及經濟的使用法に就て 同 武藤盛勝
    - 右實驗者 同 助教 齋藤正夫
  - 第二十回 大正二年 十一月十五日 於本校講堂
    - 甲鐵板の話 東北帝國大學專門部 師 尾崎眞一
    - 船の話 同 教 吉田永助

大正三年

三月十六日 第五回卒業證書授與式舉行せらる。

午前十時を以て式始まる。主なる來賓は山形醫專主事、波木井養成所主事、渡邊二中校長、鍋島市商校長、シユネーダー東北學院長外數十名なり。先づ新採教授の學事報告あり、次いで神谷主事は各科總代に卒業證書を授與し更に優等生に賞品を授與し終りて訓辭を興ふ。次に北條總長登壇し卒業生將來の覺悟に就き訓辭を述べ、續いて神谷主事は文部大臣の祝辭を代讀し、最後に卒業生總代佐藤清一の答辭ありて式了る。神谷主事の告辭及び文部大臣の祝辭左の如し。

告 辭



來賓の諸賢、本日は御多忙の際なるにも拘らず特に御賞臨を忝うしたるは大に光榮と存ずる次第であります。謹んで一同に代り深く御禮を申し述べます。次に卒業生諸子、諸子は入學以來校則を遵奉し教官の指導を仰ぎ、自ら勤勉努力の結果、今日あるを得たのであつて、勿論諸子自身にも、多少の誇りは持つて居ると思ふ。又父兄諸氏に於ても今日の卒業を大に喜び居るゝ事と信ずる。吾輩も亦諸子及び諸子の父兄と共に喜びに堪へぬ次第であります。然し吾輩は唯諸子の少なる得意と、父兄の喜悅とによりて、徒らに諸子の満足喜悅を謳歌する事はせないのである。吾輩が祝するのには、單に諸君の將來の素地が僅かに作られたる事を祝するに止めるのである。諸子も亦此意味に於て今日を喜ぶべきである。之を例へんに、諸子は今漸く爐を出でたる鐵に過ぎぬ。鐵塊一片、物其者には高い價値がない。しかも一旦熱せられたる後、或は之を打ち、或は之を鍛ふれば、後始めて幾多の有益なる者を造る事が出来る。さりながら此瞬間、即ち、熱せられたる時大に打ち且つ鍛えられねばならぬのである。青春は一生の花にして諸君は今其機にあるの幸を受けて居る。千金買ふべからざるは實に此好期である。光陰は百代の過客たる故に、古人も燭を秉つて夜遊んだではないか。年老い力盡きたる後には、如何にあせり、如何に悶くも何等の効はない。巨萬の富を重ねたる徒も嘗ては位人臣の高きを極めたる者も年老いたる今日にありては、若し能ふべくんば彼等が己れ生命よりも貴しとしたる凡てを犠牲としても、出來得るならば人生の春に再び際會する事を希ふに相違はない。然し天道は公平無私である。富豪、顯官に阿らずして、彼等に惜しむ處の者を諸君に與ふるの雅量がある。須らく、天の與ふる者をとつて天意に背かざる様、大に努力するは、諸君の權利であり、又同時に義務である。然らば、如何にすればよきか。

Noa Scholae sed Vitae.

學校なる者は、單に諸君にある者を授くるに過ぎぬ。従つて、諸君は終生努力して自ら己れを啓發せざる可からず。而してこれは今後にある。諸君は勿論他力宗の歸依者でありてはならぬ。自力的に、進んで大乗的の安心を求むるを覺悟すべきである。殊に本専門部は専門の學術を授くる最高の學府ではない。併し、それが爲めに、己れの實力が不充分なりとの口實にて、進歩向上の計をせぬのは以ての外である。力不足者は中道にして廢する事もあらんが、始めより手を拭くのは勇なきのである。進進して如何なる事も行はんと自信を持つて貰ひたい。よし成敗利鈍を左右するは人力の及ぶものにあらずとも奮勇と忍耐とは優に成功に値するのである。しかも之に加ふるに動かば必ず勝たんと云ふ締盟國民の意氣を忘れてはならぬのである。人は生活せざるべからずとすれば、衣食住を要し、従つて職業を求むる事となる。併し、忘れてはならぬ、衣食住なる者は、最後の目的ではない。諸子は、己れの天職と信ずる所を人類たるの義務として遂行する爲に、諸種の知識と技藝とを獲得

し又將來にも得んとするのである。されど、知之者不如好之者、好之者不如樂之者である。諸子は、専門の學藝に關しては之を知るのみにては不充分である。之を好み、進んでは之を樂む様に心掛くべきである。一箪食、一瓢飲にて、しかも、其樂みを改めざる、亞聖顔子の如きは實に敬すべくして、徒に名と利との爲に其職を違ひ如き現代の風潮に對しては、殊に警告するの必要を認める。憲政布かれてより茲に四半世紀、今や、上に聖天子を戴き、下には忠良なる六千萬の臣民あり、實に國家の大慶之に過ぎざるである。しかも、白壁に微瑕あるは免れない。稀には、多數を恃みて橫暴之れ事とする者もあれば、徒に狂態を恣にする少数者もある。又不義の富に誇る寵商もあり、地位を利用して不正を働く者もあるやに聞く。何れも憂ふべき現象であつて、大正の聖世に有り得べからざる變態である。されど、少くもかゝる變態を認むる以上は、吾輩が諸子に第一に希望するに堪へざるのには、優秀なる技術家たる事でもなければ、學術の蘊奥を極むる事でもない。又大なる工場を経営家たる事でも、世界を震蕩する如き大發明家たる事でもない。最も完全なる人たる事、善良なる國民たる事である。人として國民として最も其特性を發揮する事なければ、技藝も、學識も、富も、又、非凡なる經營的手腕も、必竟何等の價値がないのである。過去三年間諸子に對し、此等の點に關して盡す事少なく、徒に、學識、技藝の末技に重きを置きたりしは、顧みて汗顔に堪へざる次第である。こゝに別れに臨んでかゝる言をなすの止むなきに至れるは少くとも社會に多少の缺陷あるを察せられたい。之れを以て諸子に告ぐる最後の言葉とする。

祝 辭

爰ニ東北帝國大學専門部卒業證書授典ノ式ヲ舉クルニ方リ一言卒業生諸子ノ爲メニ祝シ且ツ望ム所ヲ諭ク願フニ國運ノ増進ハ工業ノ發達ニ待ツ所多ク工業ノ發展ハ一ニ素養アリ人格アル士ノ奮勵努力ニ待ツ諸子はヨリ出テテ業ニ就カバ誠實ト熱心トヲ以テ事ニ當リ智識技能ヲ研修シテ日新ノ進歩ニ後レズ常ニ我國工業ノ發展ニ資シ以テ本校教養ノ趣旨ニ副ハン事ヲ期セ

大正三年三月十六日

文部大臣 大岡 青造

第五回卒業生左の如し。



土木工學科	本 科 修 業 生	三
特 科 生	一	
選 科 生	一	
機 械 工 學 科	本 科 修 業 生	二
特 科 生	六	
選 科 生	一	
電 氣 工 學 科	本 科 修 業 生	三
特 科 生	八	
選 科 生	一	

學生の入學及退學

本年度入學志願者は總數四百六十六名にして昨年度に比し十一名を減ぜり。入學志願者及入學者學科別數左の如くにして表中×印を附せるは外國人(支那)なり。

學科別	種別	入學志願者數		入學者數	
		無試驗	試驗	無試驗	試驗
土木工學科		四	×一〇五	四	×一〇九
機械工學科		六	八八	五	三九
電氣工學科		一〇	一八六	九	二七
探鑛冶金學科		一	五五	一	三四
計		二二	×四三二	一八	×二四四

探鑛學科	本 科 修 業 生	一
特 科 生	五	
選 科 生	一	
治金學科	本 科 修 業 生	三
特 科 生	九	
選 科 生	一	
總計		一九
優等生		一
石田一郎	土木工學科	
中島秀雄	電氣工學科	
黒崎十太郎	機 械 工 學 科	
佐藤清一	機 械 工 學 科	
小島嘉六	機 械 工 學 科	

前年度に於ける半途退學者は本科生十九名選科生三名總計二十二名にして、病氣の爲退學の止むなきに至りたるも本科生四名高等學校入學志願の爲退學せる者本科生一名不都合の行爲ありたる爲放校せられたる者本科生一名にして其他は何れも家事的都合により退學せる者なり。  
死亡者は總計本科生四名にして内二名は呼吸器疾患其他の二名は消化器疾患に罹り死亡せるものなり。  
三月末日現在藏書數

總冊數	八、八七二
內譯	五、九二一
洋書	二、二四六
圖書類	七〇五

其の他現に購入しつゝ、ある外國雜誌二十三種、内國雜誌二十三種、新聞七種なり。

種別	學科別學生數			總計
	第一學年	第二學年	第三學年	
土木工學科	三九	三三	三一	一〇三
機 械 工 學 科	三四	三七	三二	一〇三
電 氣 工 學 科	三八	四〇	三八	一二六
探 鑛 冶 金 學 科	一	一	一	三
總計	一〇二	一一一	一〇三	二一六

四月 規則第六條各學科の學科目及其の程度中改正したるもの左の如し。  
土木工學科衛生工學の次に火藥學を加へ第三學年第三學期に於て每週四時間課し設計製圖實習を十七時間に減ず。



探礦學科及び冶金學科電氣化學の次に火藥學を加へ第三學年第三學期に於て各每週四時間を課し設計、製圖及探礦撰礦實習を採礦學科は十一時間に冶金學科は四時間に減ず。

四月 校友會規則第十一條中學生會費「第三學期ニ五拾錢」を削る。

四月八日 始業式。○十日 昭憲皇太后陛下崩御。○十三日 遙拜式舉行。

六月五日 蒲生方面に校友會遠足あり同所にて同會新入會員歡迎會あり。○二十日勅令第一二四號を以て文部省直轄諸學校の名譽教授に關するの件公布せらる。

文部省直轄諸學校ノ教育ニ付功勞顯著ナル者ニハ文部大臣ノ奏薦ニ依リ名譽教授ノ名稱ヲ與フルコトヲ得

八月二十三日 日獨戰爭開始。

九月十二日 北條總長訓話、武藤虎太氏講演「歐洲國際事情に就て。」

十一月九日 青島陷落祝賀式あり。陸上運動會を舉行。○十一月二十一日 東京帝國大學工科大学長工學博士渡邊渡

氏來校巡覽。

職員 移動 (自大正二年十一月至同三年九月)

新任及囑託  
 大正二年十二月 講師囑託 鑛務官 法學士 森谷 秀三郎  
 大正三年一月 同 陸軍歩兵中佐 小松 八四郎  
 任教授 講師 工學士 尾崎 眞一  
 四月 授業囑託 佐竹 清人  
 五月 同 陸軍歩兵大尉 高倉 壯次郎  
 講師囑託 工學士 浦川 敏介  
 六月 授業囑託 齋藤 雄治

大正三年七月 任助教授  
 九州帝國大學工科大学助手 松本 陽逸郎  
 九州帝國大學工科大学助教授 工學士 佐藤 定吉  
 任教授 阿部 象一  
 九月 任助教授 松倉 林次郎  
 授業囑託

海外留學及歸朝  
 探礦學研究ノ爲獨英米へ留學

大正三年三月 講師 工學士 小田川 達朗  
 轉免及解職 依願免官 教授 工學士 蘆田 亨介  
 大正三年二月 依願免官 教授 工學士 蘆田 亨介  
 四月 解職 囑託 授業囑託 橫井 正義

職員 (九月現在)

一、東北帝國大學(本部)

總長	理事	庶務課	會計課	書記	書記	書記	書記	技師	技師	囑託
北條 時敬	黑田 賢一郎	龍 觀興	飯村 彦三郎	高橋 今治	白石 鑠藏	三谷 哲夫	岡本 六太郎	遠藤 榮吉	掛長 中島 泉次郎	掛長 岡村 潤治
主事	生徒監	教授	教授	教授	教授	助教授	助教授	助教授	教授	教授
神谷 龍彦	新保 德壽	小川 敬次郎	鶴見 一之	野口 寅之助	土屋 紋藏	庄司 清	佐藤 松次郎	神谷 龍彦	吉田 永助	安田 恒藏

二、工學專門部

教授	教授	教授	教授	教授	教授	助教授	助教授	助教授	教授
神谷 龍彦	新保 德壽	小川 敬次郎	鶴見 一之	野口 寅之助	土屋 紋藏	庄司 清	佐藤 松次郎	神谷 龍彦	吉田 永助

土木工學科  
 石工學、鐵道及市街鐵道  
 建築材料、製圖實習擔當  
 測量、河海工學、衛生工學  
 水理、製圖實習擔當  
 測量、橋梁、應用力學、土  
 木法令、製圖實習擔當  
 測量、道路、製圖實習擔當  
 測量、幾何學、製圖實習  
 擔當

機械工學科  
 水力學及水力原動機、內  
 部燃機原動機、紡織機械  
 機關車擔當  
 機械設計法、材料及構造  
 強弱學、暖房及通風、機  
 械工學、製圖及實習擔當



教授	機械運動及力学、熱力學、水力、及水力學、抽水機、ポンプ、機械工學、製圖及實驗擔當	工學士 宮城 音五郎	助教授	製圖實驗、電氣工學實驗法、電氣工學實驗法、製圖實驗擔當	齋藤 正夫
教授	熱力學及熱力學、抽水機、水力學、ポンプ、機械工學、製圖及實驗擔當	工學士長 瀨戸 慶之進	助教授	探鑛冶金學科	吉田 祺一
助教授	工作法、機械重量及價格、計算法、實驗擔當	武藤 定之	教授	探鑛學、設計製圖擔當	工學士 篠 清三郎
助教授	工作法、製圖實驗擔當	阿部 象一	教授	冶金學、鐵冶金及製造冶金學、冶金實驗、設計製圖擔當	工學士 尾崎 眞一
履	實驗擔當	北原 銳次郎	講師	外國留學中	工學士 小田川 達朗
履	實驗擔當	高橋 元三	講師	冶金學、鑛務學、鑛務實習、設計製圖擔當	工學士 浦川 敏介
履	實驗擔當	杉本 長太郎	助教授	吹管分析、化學分析、電氣分析、冶金實驗擔當	船木 勝三
履	實驗擔當	菊池 精	助教授	試金術及試金實驗、瓦斯分析、設計製圖擔當	松本 陽逸郎
教授	電氣工學科		助教授	設計製圖擔當	齋藤 雄治
教授	電氣鐵道、電力、電燈電氣法令、製圖擔當	工學士 武藤 盛勝	助教授	共通學科	
教授	交流理論、交流電機、電氣工學設計法、製圖實驗擔當	工學士長 平山 毅	教授(兼)	地質學、鑛物學、岩石學、鑛床學、鑛物實驗擔當	第二高等學校教授 理學士 中島 欽三
教授	外國留學中	工學士 八木 秀次	教授	物理學、電氣磁氣、物理學實驗擔當	理學士 鹽釜 伊兵衛
講師	交流電氣、直電電機、電力、電氣器具、電池、製圖擔當	工學士 披山 平一	教授	修身、英語擔當	文學士 新保 徳壽
講師	電信及電話擔當	工學士 星野 貞治	教授	數學擔當	理學士 柴山 本彌

教授	英語擔當	文學士 齋藤 顯	囑託	體操擔當	陸軍歩兵特務曹長 相澤 六三郎
教授	化學、製造化學、電氣化學、分析實驗擔當	理學士 荒古 勝之助	囑託	事務各係員	
講師	英語擔當	文學士 葛西 孝章	會計事務分掌	東北帝國大學書記 黒川 直弘	
講師	建築構造擔當	東北帝國大學技師 中島 泉次郎	教務係	同	澤田 興喜
講師	工業法令、經濟、簿記擔當	株式會社七十七銀行支配人 中村 梅三	會計、圖書事務分掌	同	生江 葵西五郎
講師	火藥學擔當	陸軍砲兵中佐 小松 八四郎	生徒係(兼)		囑託 高倉 壯次郎
助教授	數學、物理學實驗擔當	花岡 徳次	生徒係(兼)		囑託 相澤 六三郎
囑託	體操擔當	陸軍歩兵大尉 高倉 壯次郎	休職		工學士 八木 芳彦

大正四年

一月二十七日 神谷主事病氣の處一月十七日付依願主事を免ぜられ、新保教授主事心得を鹽釜教授生徒監を命ぜらる。  
 三月二十日 第六回卒業證書授與式舉行せらる。  
 午前十時第一汽笛を合圖に職員生徒式場に入り、やがて第三汽笛にて來賓一同の着席あり。主なる來賓は山形縣專主事、三好二  
 高校長代理武藤教頭、樋泉師範、渡邊二中、横澤市工、鍋島市商、五十嵐東中、南浮東華の各學校長、八木仙商會頭、中村七十七  
 銀行支配人その他父兄數十名なり。かくて新保主事は一同着席するを待ちて學事報告をなし、終りて卒業生各科總代に卒業證書を  
 授與し更に優等生に賞品を授けて後式辭を述べ、次に北條總長起つて告辭をなし、續いて新保主事は文部大臣の祝辭を代讀す。北  
 條總長の告辭及び文部大臣の祝辭左の如し。

卒業生諸子、我工學專門部ハ本日茲ニ第六回卒業式ヲ舉行シ以テ諸子ノ專門學上ノ智識ト技能トヲ具備スルコトヲ證明ス。  
 是レ諸子ノ榮譽ニシテ國家ノ慶事タリ。諸子ハ學業已ニ成リ今ヨリ將ニ獨立シテ一家ノ治産ニ從事シ社會ノ實業ニ貢獻スル所  
 是レ諸子ノ榮譽ニシテ國家ノ慶事タリ。諸子ハ學業已ニ成リ今ヨリ將ニ獨立シテ一家ノ治産ニ從事シ社會ノ實業ニ貢獻スル所



アラントシ諸子世ニ立ツノ方途定マラントスルニ方リテ一言諸子ニ告グルトコロアラント欲ス。目下我國ノ實業ノ現狀ヲ視ルニ精ニ入り巧ヲ極ムルニ於イテ尙至ラザル所アリ規模ノ狭小ナルニ於イテ品類範圍ノ局限セララルニ於イテ未ダ外邦ニ及バザルノ憾ミアルコト多シトス。近時國運ノ進歩頻年大ニ觀ルベキモノアリシト雖モ實業ノ發達今後又大ニ新タナルモノアリテ以ツテ國勢ノ更ニ躍然進展ヲ致サンコトハ現時緊切ニ時局ノ要求スルトコロアリ。諸子ノ從事セントスル職業ハ一家ヨリコレヲ見レバソノ生計ノ務メニ過ギズト雖モ國家ヨリコレヲ見レバ畢竟是レ報効ノ事實ナリ。諸子能ク一身ノ國家ニ繫ルトコロアルヲ察シ深ク自ラ電ンジ一誠己ヲ持シ勤事ニ從ヒ時勢ノ期待ニ反カズ現代ノ人物タルノ責任ヲ全フスベシ。諸子旃ヲ勉メヨ。

祝

辭

東北帝國大學工學專門部卒業證書授與ノ式ヲ舉ケルニ方リ本大臣ハ卒業諸子ノタメニ祝シ且ツ我工業界ニ幾多新進有爲ノ士ヲ加ヘタルヲ欣ブ惟フニ我邦ノ工業ハ純近且足ノ進歩ヲナセリト雖モ方今ノ時局ニ顧ミソノ振振必要ヲ感ズルコト特ニ痛切ナルモノアリコト時ニ方リテ諸子新ニ出デテ新業ニ從ハントス諸子ソレ自重自奮常ニ研鑽ヲ怠メテ日新ノ智識ニ後レズ修養ヲ怠ラズシテ人格ノ練成ニ努メ大成ヲ他日二期シ以テ我工業ノ進展ニ貢獻スル所アレコレヲ祝辭トス。

大正四年三月二十日

文部大臣 一 木 喜 德 郎

右終るや卒業生總代波多江市造の答辭あり。かくて式終つて來賓を別室に案内して茶菓を饗し、散會を告げたるは十一時半なりき。

第六回卒業生數左の如し。

土木工學科	本科生 三〇	特別生 一	治金學科	本科生 八
機械工學科	選科生 三		計	本科生 一二二
電氣工學科	本科生 三六	特別生 一		選科生 四
探礦學科	本科生 一八		優等卒業生	土木工學科 石田清 山口徳兵衛 機械工學科 波多江市造 電氣工學科 宇佐美幸一 治金學科 熊倉佐武郎
	特別生 一	選科生 一		

實業學校教員養成規程(抄) (大正四年三月三十一日) (文部省令第七號)

第一條 東京帝國大學農學部附屬農業教員養成所、東京商科大學附屬商業教員養成所、東京工業大學附屬工業教員養成所及大阪帝國大學附屬工業教員養成所、名古屋高等工業學校附設工業教員養成所及橫濱高等工業學校附屬工業教員養成所ノ生徒ニハ授業料ヲ徵收セス

前項養成所ノ生徒ニハ一箇月貳拾五圓以内ノ學費ヲ補助スルコトアルヘシ

帝國大學官立大學及文部省直轄諸學校ノ學生生徒ニシテ卒業後實業學校ノ教職ニ從事セントスル者ニハ授業料ヲ免除スルコトヲ得

第三條 前條ノ義務期間内ニ於テ學校ニ入學シ若クハ外國ニ留學セントスル者アルトキハ文部大臣ハ時宜ニ依リ之ヲ許可スルコトアルヘシ

前項ニ依リ許可ヲ受ケタル者ノ當該學校ニ在學中若クハ外國留學中ノ期間ハ前條ノ義務期間ニ算入セス

第四條 第二條ノ義務期間内ニ於テ文部大臣ノ指定ヲ受ケサルカ爲任意就職シタル者ハ其ノ旨直ニ文部大臣ニ届出ツヘシ其ノ就職ヲ罷メ又ハ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

前條ノ許可ヲ受ケタル者學校ヲ卒業又ハ退學シ若クハ歸朝シタルトキハ直ニ文部大臣ニ届出ツヘシ

第五條 第一條養成所ノ生徒及同條第三項ニ依リ授業料ヲ免除

セラレタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ授業費學費又ハ授業料ヲ償還セシム但シ文部大臣ハ事情ヲ酌量シテ其ノ全部又ハ一部ノ償還ヲ免除スルコトアルヘシ

一、退學ヲ命セラレ又ハ自己ノ便宜ニ依リ退學シタルトキ

二、實業學校教員タルノ志望ヲ變更シタルトキ

三、第二條ノ義務ヲ盡サス又ハ第三條第一項ノ許可ヲ受ケスシテ入學若クハ留學シタルトキ

前條授業費ノ額ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ各教員養成所ニ於テ之ヲ定ム

大學及專門學校ノ學生生徒ニシテ卒業ノ後實業學校ノ教職ニ從事セントスル者ニハ一箇月貳拾五圓以内ノ學費ヲ補助スルコトアルヘシ

前項ノ規定ニ依リ學費ノ補助ヲ受ケル者將來教員タルニ適セサル者ト認メタルトキ文部大臣ハ學費ノ補助ヲ止ムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ既ニ支給シタル學費ヲ償還セシム但シ文部大臣ハ事情ヲ酌量シテ其ノ全部又ハ一部ノ償還ヲ免除スルコトアルヘシ

第九條 前條ノ規定ニ依リ學費ノ補助ヲ受ケタル者ハ其補助ヲ受ケタル年限ノ一倍半ニ相當スル期間文部大臣ノ指定ニ依リ實業學校ノ教職ニ從事スル義務ヲ有ス







三、三一 解 鳴 講師 小松 八四郎  
 四、一 授業囑託 東北帝國大學專門部教授  
 四、二 依願免官 助教授 柳澤 信義  
 四、三 依願免官 助教授 花岡 徳次  
 四、四 依願免官 助教授 船木 勝三  
 八、三 講師囑託 陸軍砲兵少佐 森 梧六

職員 (大正四年九月)

一 東北帝國大學(本部)

前年の通り

主事 教授 文學士 新保 徳壽  
 生徒監 教授 理學士 埴 釜 伊兵衛

土木工學科

教授 鐵道及市街鐵道、工學、  
 建築材料、鐵筋混凝土製  
 圖實習擔當 工學士 小川 敬次郎  
 教授 測量、河海工學、水理、製  
 圖實習擔當 工學士 小川 敬次郎  
 教授 橋梁、應用力學、製圖實習  
 擔當 工學士 野口 寅之助

宮城縣技師

講師 衛生工學、土木法令擔當 工學士 藏 重哲三  
 助教授 測量、道路、製圖實習擔當 工學士 土屋 紋藏  
 助教授 測量、幾何畫、製圖實習擔  
 當 工學士 庄司 清

八、二〇 死去 教授 理學士 荒古 勝之助  
 八、三一 授業囑託 東北帝國大學理學部教授  
 八、三一 講師囑託 理學士 片山 正夫  
 八、三一 講師囑託 理學士 柳澤 七郎  
 八、三一 講師囑託 理學士 石原 富松

履 實習擔當

佐藤 松次郎

機械工學科

教授 水力學、水力原動機、内部  
 燃焼原動機、紡績機械、製  
 圖擔當 工學士 神谷 龍彦  
 教授 材料及構造強弱學、機械  
 設計法、暖房及通風、汽力  
 原動機、機械工學、製圖擔  
 當 工學士 吉田 永助  
 教授 機械運動及力學、水力學  
 及水力原動機、汽力原動  
 機、船用機械、ポンプ、物  
 上ケ機械、機械工學、製圖  
 實習擔當 工學士 宮城 音五郎  
 教授 製作機械熱、力學及熱力  
 原動機、ポンプ、鑄山用機械  
 製圖擔當 工學士 瀨戸 慶之進  
 助教授 工作法、機械重量及價格  
 計算法、實習擔當 工學士 武藤 定之

助教授 工作法、製圖實習擔當 阿部 象一  
 囑託 製圖擔當 松倉 林次郎  
 履 實習擔當 北原 鋭次郎  
 履 實習擔當 高橋 元三  
 履 實習擔當 杉本 長太郎  
 履 實習擔當 菊池 精  
 教授 電氣工學科  
 電燈、電力、電氣器具、電  
 氣鐵道、電氣法令、製圖擔  
 當 工學士 武藤 盛勝  
 教授 交流理論、交流電氣、電氣  
 設計法、製圖擔當 工學士 平山 毅  
 教授 外國留學中 工學士 八木 秀次  
 講師 電氣磁氣、交流電機、直流  
 電機、電池、電氣工學、製  
 圖擔當 工學士 披山 平一  
 講師 選信局技師  
 電信及電話擔當 工學士 星野 貞治  
 助教授 工作法、電氣實驗法、製圖  
 實習實驗擔當 工學士 齋藤 正夫  
 助教授 水力學及水力原動機、電  
 氣實驗法、製圖實習擔當 工學士 吉田 祺一  
 教授 探鑛冶金學科  
 探鑛學、設計製圖擔當 工學士 篠 清三郎  
 教授 鐵冶金學及製造冶金學、  
 冶金實驗製圖擔當 工學士 尾崎 眞一

講師 冶金學、鑛鑛學、鑛鑛實習  
 製圖擔當 工學士 浦川 敏介  
 講師 外國留學中 工學士 小田川 達朗  
 講師 鑛業法令擔當 仙臺鑛務署鑛務官  
 助教授 試金術及試金實驗、化學  
 分析、電氣分析、瓦斯分析  
 擔當 工學士 松本 陽逸郎  
 囑託 吹管分析、設計製圖擔當 齋藤 雄治  
 教授(兼) 地質學、岩石學、鑛床學  
 擔當 第二高等學校教授 理學士 中島 欽三  
 教授 物理學、物理學實驗擔當 理學士 埴釜 伊兵衛  
 教授 修身、英語擔當 文學士 新保 徳壽  
 教授 數學擔當 理學士 柴山 本彌  
 教授 (未定) 工學士 佐藤 定吉  
 講師 英語擔當 文學士 葛西 孝章  
 講師 製造化學擔當 理學士 石原 富松  
 同 工場衛生擔當 東北帝國醫學專門部教授  
 同 電氣化學擔當 理學士 柿澤 信義  
 同 東北帝國大學理學部教授  
 同 第二高等學校教授 理學士 片山 正夫



同 英語擔當 文學士 玉 龜 一郎一  
 同 建築構造擔當 東北帝國大學技師 中 島 泉次郎  
 同 株式會社七十七銀行支配人  
 同 工業法令、經濟、簿記擔當 法學士 中 村 梅 三  
 同 火藥學擔當 陸軍砲兵少佐 森 梧 六  
 同 化學擔當 理學士 柳 澤 七 郎  
 同 體操擔當 陸軍歩兵大尉 高 倉 壯次郎  
 同 體操擔當 陸軍歩兵特務曹長 相 澤 六三郎  
 同 十月八日 天皇陛下大演習行幸につき奉迎。○十九日 青森に御發轅につき奉送。○二十五日 天皇陛下行幸につき奉迎。○二十六日 東京に御還幸につき奉送。  
 十一月十日 大正天皇御即位式、總長より賀表を奉る。奉祝提灯行列参加。

表  
 東北帝國大學總長正四位勳三等 臣北條時敬謹上  
 臣時敬 言伏惟  
 天降  
 神聖肇造萬世之基  
 德統乾元  
 照臨八洲之上以  
 神繼  
 寶祚之隆興香壤無窮用  
 聖體  
 聖輯熙之光借日光竝明 臣時敬誠惶誠恐頓  
 首頓首欽惟  
 皇上陛下玄默維欽惟哲溫恭  
 端拱  
 宸極以顯承  
 祖宗之鴻猷誕膺登明而恢弘  
 先帝之不圖整武齊文時開泰平重和累洽人  
 咸寧晏  
 踐祚一遵古式禱者成其儀  
 即位畢絳黃典今也行其禮儀節備禮禮文  
 講誦  
 皇澤寬被爾遐不止虞延告瑞休慶施厚勳  
 植寔優周社稷祥可以煇耀玉版可以彰顯

十一月十三日 御即位記念講演會を開催、本専門部より講師として小川敬次郎平山毅兩氏出演。○十三日より十七日まで御大典記念校友會各部大會を催す。  
 十二月十日 文部大臣を宮中に召させられ親しく左の御沙汰を下し賜ふ。  
 皇考夙ニ心ヲ教育ノ事ニ勞セラレ制ヲ定メ令ヲ布キ又教シテ其ノ大綱ヲ昭シタマヘリ朕遺緒ヲ紹述シテ倍々其ノ振興ヲ圖ラムトス今ヤ人文日進ノ時ニ方リ教育ノ任ニ在ル者克ク朕カ意ヲ體シ以テ皇考ノ彝訓ヲ對揚センコトヲ期セヨ

大 正 五 年

中外 臣等幸生  
 昭代浴  
 陽德之泉泉連遼  
 亨運沐雨露之滉沱材如獲隸而鞠養偉器  
 官守所在知似翠瓶而敦履風教職分攸係  
 伏願際若  
 昌期遇此  
 令辰後入滋出流

皇化於九域  
 金甌彌固登  
 天壽乎億載 臣等無任瞻  
 神仰  
 聖踴躍忻忭之至謹奉表稱賀以聞 臣時敬誠  
 惶誠恐頓首頓首謹言  
 大正四年十一月十日  
 東北帝國大學總長正四位勳三等 臣北條時敬上表

一月八日 第三學期始業の日に當り教育に關する御沙汰を捧讀し總長の訓示あり。  
 三月十五日 第七回卒業證書授與式舉行。新任主事は一同着席するを待ちて學事報告を爲し終りて卒業證書授與、更に優等生に賞品を授與し、後式辭を述べ、續いて北條總長の告辭、次いで新保主事は高田文部大臣の祝辭を朗讀、卒業生總代菊田多利男の答辭あり。式終つて別室にて來賓に茶菓を饗し散會す。  
 北條總長の告辭及び文部大臣の祝辭左の如し。



告 辭

卒業生諸子吾工學專門部ハ茲ニ第七回卒業式ヲ舉行シ以テ諸子ガ各科所定ノ課程ヲ修了シ專門學上ノ知識ト技能トヲ具備スルコトヲ證明ス。諸子學ニ從フコト三年進修懈ラズ本日成業ノ效ヲ完ウセリ。諸子學校ニ在テハ既ニ克ク始メアリク終リアリタリト謂フベシ。今後社會ノ實業ニ從事シ以テ國家ノ爲メニ志業ヲ立ツルコトニ於テモ亦能ク終始一貫スベキコトヲ信ジテ諸子ニ望ミヲ屬スルコト補切ナルモノアリ。我國現時實業ノ狀態ヲ觀テ將來ノ趨勢ヲ察スルニ氣運應サニ大ニ一新スベキノ秋ニ際會セリ。今朝野精刀ヲ注ギテ銳意經營シツ、アルノ概目ニツアリ。實業ノ規模擴大ヲ務ムル事はレ一ナリ。發明的新事業ヲ興起セントスル事はレ一ナリ。諸子奮力ニ時勢ノ精神ヲ知り至誠已ヲ持シ進勉事ニ從ハバ大正昌代ノ實業社會ニ於ケル志士タルニ愧ヂザルナリ。假令ヒ直接ニ自ラ顯切ノ名ニ居ルベキコトナシト雖モ間接ニ必シモ氣運進展ノ參加上ニ没交渉トハ謂フベカラズ。諸子奮勵能ク國家時局ノ期待ニ副ハンコトヲ勉メヨ。

祝 辭

歐洲ノ戰亂ハ其ノ影響ヲ我ニ迫ボスコト益々著大ニシテ其ノ結果我ガ工業ノ振振ヲ要スルコト日一日ヨリ急ナルモノアリ。此ノ時ニ方リ本校卒業生諸子多平ノ蘊蓄ヲ提テ將ニ出テ新界ノ新要素ヲラシメントス。諸子ノ前途ハ洵ニ多望ニシテ其ノ責モ亦重ク且大ナリ。諸子夫レ自ラ重シク自ラ勵マシ細心事ヲ處シ勵精務ニ當リ、實際ニ通曉スルト共ニ研究ヲ怠ラズシテ日新ノ智識ニ後レズ。又力ヲ人格ノ修養ニ致シテ將來ニ大成シ、以テ國運ノ興隆ニ資センコトヲ期セヨ。東北帝國大學工學專門部卒業證書授與式ヲ舉グルニ方リ之ヲ告ゲテ祝辭ニ代フ。

大正五年三月十五日

文部大臣 高田 早苗

第七回卒業生數左の如し。

土木工學科	本科生	二十八名	選科生	三名	計	三十一名
機械工學科	本科生	二十八名	特別生	一名	計	二十九名
電氣工學科	本科生	三十四名	選科生	三名	計	三十七名
探礦學科	本科生	二十名	選科生	三名	計	二十三名
治金學科	本科生	八名	選科生	八名	計	十六名
優等生	電氣工學科	菊田多利男	治金學科	建部敏雄	計	二名

三月末日現在藏書數

總冊數	一〇、七三四
內 譯	六、九九〇
洋 書	三、〇〇〇
圖 和	七四四
講 書	三〇〇

其他現に購入しつゝ、ある外國雜誌は九十種、內國雜誌三十二種、新聞八種なり。

入學及退學

本年入學志願者は四百十二人にして昨年度に比し七十二人を減ぜり。入學志願者入學者學科別數は下表の如くにして表中×印を付せるは外國人特別入學規程に依る者にして何れも支那人なり。

前年度に於ける中途退學者は本科生十名外に死亡者二名あり其の内家上の都合に依り退學せるもの四名他校入學の爲退學せる者一名病氣の爲退學せる者四名なり。

學科別學生數 (大正五年四月)

種 別	第一學年			第二學年			第三學年			計
	本科	特別	選科	本科	特別	選科	本科	特別	選科	
土木工學科	三八	一	一	三三	一	一	三三	一	一	一〇四
機械工學科	三八	一	一	三六	一	一	三一	一	一	一〇五
電氣工學科	一八	一	一	一六	一	一	一六	一	一	六二

三十年史 大正五年

種 別	入學志願者		入學者	
	檢定	無檢定	檢定	無檢定
土木工學科	三	一〇	三	一〇
機械工學科	七	一〇	七	一〇
電氣工學科	四	一〇	四	一〇
計	一四	三〇	一四	三〇

種 別	入學志願者		入學者	
	檢定	無檢定	檢定	無檢定
電氣工學科	一〇	一〇	一〇	一〇
探礦治金學科	一	一	一	一
計	一一	一一	一一	一一



六月七日 勅令第五百五十九號を以て東北帝國大學官制改正せられ、第一條中書記の次に司書を加へ第五條の二として「司書ハ專任二人判任トス上官ノ命ヲ承ケ附屬圖書館ニ於ケル圖書記録ノ整理、保存及閱覽ニ關スル事務ニ従事ス」を加ふ、第十條の二を改め醫學專門部及工學專門部の教授專任二十九人助教專任十一人に減せらる。

七月十七日 高田早苗文部大臣來校校内を巡覽す。

十一月三日 迪宮裕仁親王殿下を皇太子に立てさせ給ふことを立儲令の定むる式禮に依り中外に宣示せらる。

賀表

臣時敬 言伏以早立

備貳曠古之徽猷夙定

青宮

祖宗之懿範矧垂統傳業與天壤無窮

天祖之所以貽

天孫顯光揚烈同日月鏡明

天孫之所以奉

天祖方今

皇澤光被四表

聖德昭布八紘嚮既舉即

位之典今也行立

儲之儀洵是太平雍熙之秋實爲黃鐘

元吉之象矣 臣時敬誠懼誠抃頓首頓

首欽惟

皇上陛下欽明文思乾健日新恢廓

祖宗之闕謨承統

先帝之鴻烈循細戈干足之名而陸海軍

旺兆民籍以寧輯舉豐秋津洲之實而  
生產物充百貫乃孔殷阜禾穀之穰穰  
原於御田之稻給帛之多多本于織殿  
之繭

皇運之所興稱爾東亞之隅

治化之攸草遠達南洋之濱今茲消令

月良時卜吉日佳辰咸考舊典以式

告立

太子於

山陵畢按右儀而行禮傳壺切劔乎

鶴禁端笏垂紳歡歡於

朝舉觴發謠欣乎野可謂和景綏福

神祚之心應焉卿雲糾縵大人之際交矣

臣等誠在辟雍養義學之俛佺茲與任

辱鞠英多士之濟濟彌出遺逢

昭代裕拜

大典際會

明時連觀

皇太子殿下英姿超邁淑度誕彰稟聰

岐嶷之資而顯尊德性服神聖御齊之

訓而主道問學夙拜軍職以耀示經武

緯文之宏惟親就師傳而講求成化立

治之大本惟精惟一日月將迺過

勉歲時長進今也際會休辰邁

鴻儀雅頌洋溢揚承

誠之重天人合慶謳歌紛郁上萬斯之

壽陰陽相和 臣等職辱學林冀金璧之

彌旺親拜

盛儀壽嘉瑞之滋臻無任踴躍懼抃之

至謹奉踐稱賀以聞 臣時敬誠懼誠抃

頓首再拜謹言

大正五年十一月三日

東北帝國大學總長正四位勳三等 臣北條時敬上表

本日より二日間立太子禮奉祝記念公開をなす。○十三日 御大典記念各部大會及記念講演會を催す。

職員移動 (自大正四年十二月 至同五年十二月)

年月日	任	免	氏名	大正五、一、二四	依願免官	教	授	吉田永助
大正四、一、一	任	免	任東北帝國大學書記 黑川直弘	五、三、二二	依願免官	教	授	尾崎真一
四、二、二二	講師囑託	工學士湯淺龜一	五、三、三一	任書記				小田島致一郎
五、一、四	依願解囑	講師柳澤七郎	五、三、三一	依願解囑				浦川敏介

東北帝國大學理科大學講師